

登録有形文化財

高松市水道資料館歴史館（旧ポンプ室）
及びPR館（旧事務室）保存活用計画

平成27年3月

高松市

例 言

- 1 本書は、平成 26 年度に作成した登録有形文化財高松市水道資料館歴史館（旧ポンプ室）及びPR館（旧事務室）に関する保存活用計画である。
- 2 本書における施設名等の表記は現行のものを用い、創建時の施設名については「旧」を冠し、かつこ書きとした。
- 3 「登録有形文化財高松市水道資料館歴史館（旧ポンプ室）及びPR館（旧事務室）保存活用計画」策定関係者名簿
 - (1) 高松市水道資料館保存活用計画策定委員会
 - ア 会長
徳島文理大学文学部文化財学科教授 清水真一
 - イ 副会長
香川大学経済学部地域社会システム学科准教授 西成典久
 - ウ 委員
香川大学経済学部経営システム学科准教授 大杉奉代
香川大学工学部安全システム建設工学科助教 釜床美也子
高松市文化財保護審議会委員 神内好和
香川大学工学部安全システム建設工学科助教 宮本慎宏
 - (2) 指導・助言
文部科学省文化庁文化財部参事官（建造物担当）付 登録部門
 - (3) 策定支援
株式会社文化財保存計画協会（代表取締役 矢野和之）
研究員 新原朋史
技術員 武藤美穂子
- 4 参考文献・資料・報告書等
 - (1) 高松市水道史（高松市水道局 平成 2 年）
 - (2) 高松市水道資料館破損劣化および構造診断調査報告書（株式会社文化財保存計画協会 平成 24 年）
 - (3) 高松市水道資料館の文化財的価値および構造ならびに活用方法等に関する研究報告書（香川大学工学部安全システム建設工学科 宮本慎宏・釜床美也子 平成 26 年）

目 次

第1章 計画の概要

1 計画の作成.....	9
2 文化財の名称等.....	9
3 文化財の概要.....	9
4 文化財保護の経緯.....	20
5 保護の現状と課題.....	23
6 計画の概要.....	24

第2章 保存管理計画

1 保存管理の状況.....	27
2 保護の方針.....	29
3 管理計画.....	70
4 修理計画.....	71

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題.....	81
2 環境保全の基本方針.....	85
3 区域の区分と保全方針.....	85
4 建造物の区分と保護の方針.....	91
5 防災上の課題と対策.....	93

第4章 防災計画

1 防火・防犯計画.....	105
2 耐震対策.....	110
3 耐風対策.....	111
4 その他の災害対策.....	111

第5章 活用計画

1 公開その他の活用の基本方針.....	113
2 公開計画.....	118
3 活用計画.....	124
4 実施に向けての課題.....	137

第6章 保護に係る諸手続

1 保護に係る諸手続.....	139
2 現状を変更しようとする場合の手続.....	139
3 届出を要しない行為.....	140
4 本計画の改正.....	140

資料編

- 参考資料1 工事記録写真①～⑧
- 参考資料2 高松市水道資料館管理要綱（昭和62年施行）
- 参考資料3 平成23年度破損劣化調査（平成26年度追加調査）
- 参考資料4 資料館開館前後の外構写真
- 参考資料5 消防計画書（平成25年度調整）
- 参考資料6 平成23年度所有者診断（現：耐震予備診断）
- 参考資料7 高松市景観計画抜粋（平成24年策定）
- 参考資料8 上位計画等概要

歴史館（旧ポンプ室）



写真 1-1 外観



写真 1-2 1階ポンプ室

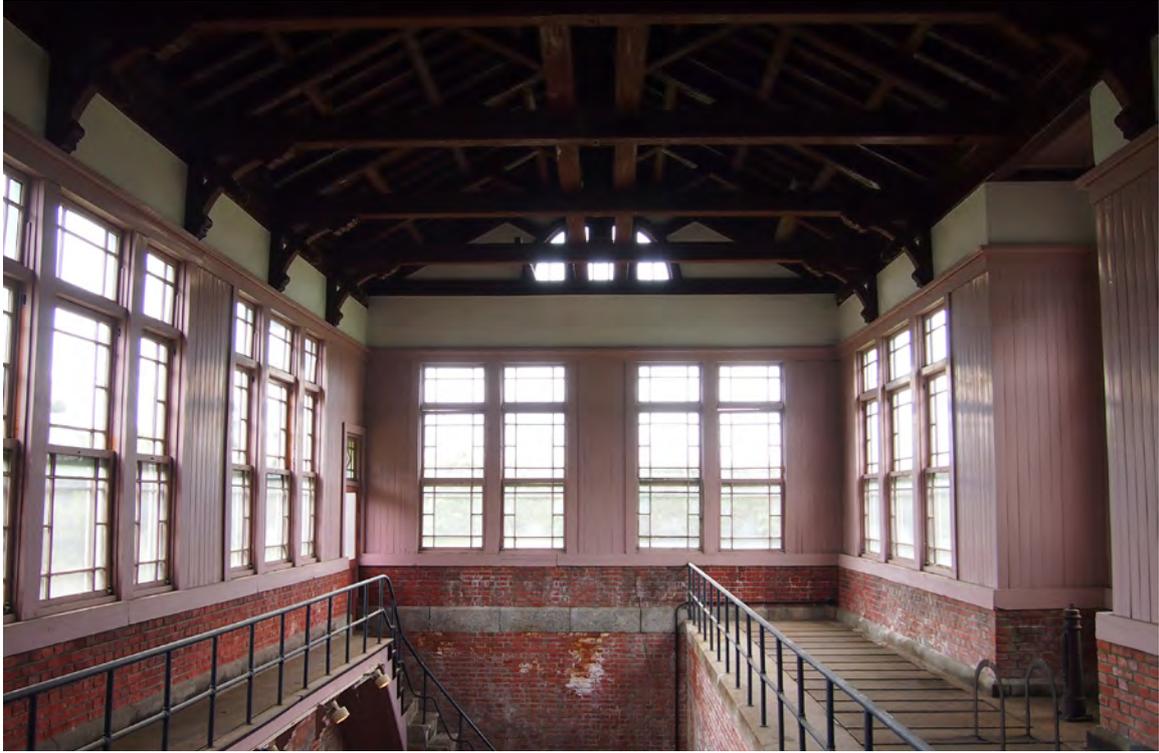


写真 1-3 地下ポンプ室上部



写真 1-4 地下ポンプ室

PR館（旧事務室）



写真 1-5 正面入口



写真 1-6 資料室 1



写真 1-7 資料室 2



写真 1-8 資料室 3

資料保管庫（旧倉庫）



写真 1-9 正面入口



写真 1-10 東立面

芝生広場



写真 1-11 広場西側



写真 1-12 広場中央

周辺状況



写真 1-13 水道資料館入口



写真 1-14 水道資料館駐車場

第1章 計画の概要

1 計画の作成

- (1) 作成年月日 平成27年3月
- (2) 作成者 高松市

2 文化財の名称等

- (1) 登録有形文化財（建造物）の名称
 - ア 名称及び員数
 - 高松市水道資料館歴史館（旧ポンプ室）1棟
 - 高松市水道資料館PR館（旧事務室）1棟
 - イ 指定年月日 平成9年5月7日
- (2) 登録有形文化財（建造物）等の構造及び形式
 - ア 歴史館（旧ポンプ室）
 - 登録番号 37-0005号
 - 建築面積249.18㎡、木造平屋建地階付、切妻造、棧瓦葺
 - イ PR館（旧事務室）
 - 登録番号 37-0006号
 - 建築面積144.54㎡、木造平屋建、寄棟造、棧瓦葺
 - ウ 資料保管庫（旧倉庫）
 - 登録なし
 - 建築面積81.58㎡、木造平屋建、切妻造、セメント瓦葺
- (3) 所有者の氏名及び住所
 - ア 所有者 高松市
 - イ 所有者の住所 香川県高松市番町一丁目10番14号

3 文化財の概要

(1) 立地環境

高松市水道資料館は、高松市の南西に位置する御殿浄水場内の一面に立地する。敷地面積33,944㎡の御殿浄水場は、北側から東側を石清尾山・浄願寺山に囲まれ、西側には瀬戸内海へと注ぐ香東川が流れている。香東川右岸沿いの市道御殿成合線に面しており、左岸沿いには塩江香川高松自転車道線（香東川自転車道）が整備されている。浄水場敷地の東側には静かに水を湛えて広がる総貯水量524,000㎡の御殿貯水池があり、周辺には民家数軒と四電工の職員研修施設が隣接するのみで、交通量も少なく大変静かな環境である。

高松市水道資料館敷地は御殿浄水場敷地の北側に位置し、敷地内には、大正6年(1917)竣工のPR館（旧事務室）及び資料保管庫（旧倉庫）並びに同7年(1918)竣工の歴史館（旧ポンプ室）が芝生広場を囲むように創建当時の姿を留めている。

(2) 創立沿革

高松市の上水道の起源は、正保元年(1644)にまで遡る。寛永19年(1642)に入封した高松藩初代藩主松平頼重公の命により、元々水が少ない城下町において飲料水を確保するため、地中に木樋、竹樋、土管及び木製の柵を埋設し、亀井の霊泉（新井戸）の湧水を辻井戸・内井戸へと導水したのが始まりと云われている。新井戸のほか、大井戸や今井戸などの水源からも配水されていたとされている。水掛り年寄や水掛り組頭らによる管理運営組織がつくられ、藩政時代の高松の水道は日常的な管理が行われていたと考えられる。

明治に入り、同4年(1871)に実施された廃藩置県以後の新井戸等の維持管理は、藩政時代とほぼ同様の体制によって管理運営されていたとされる。同13年(1880)に全国的に水利土功会が創立



上：写真 1-15 御殿浄水場及び御殿貯水池
(高松市上下水道局 1990)
左：図 1-1 高松市水道資料館位置図

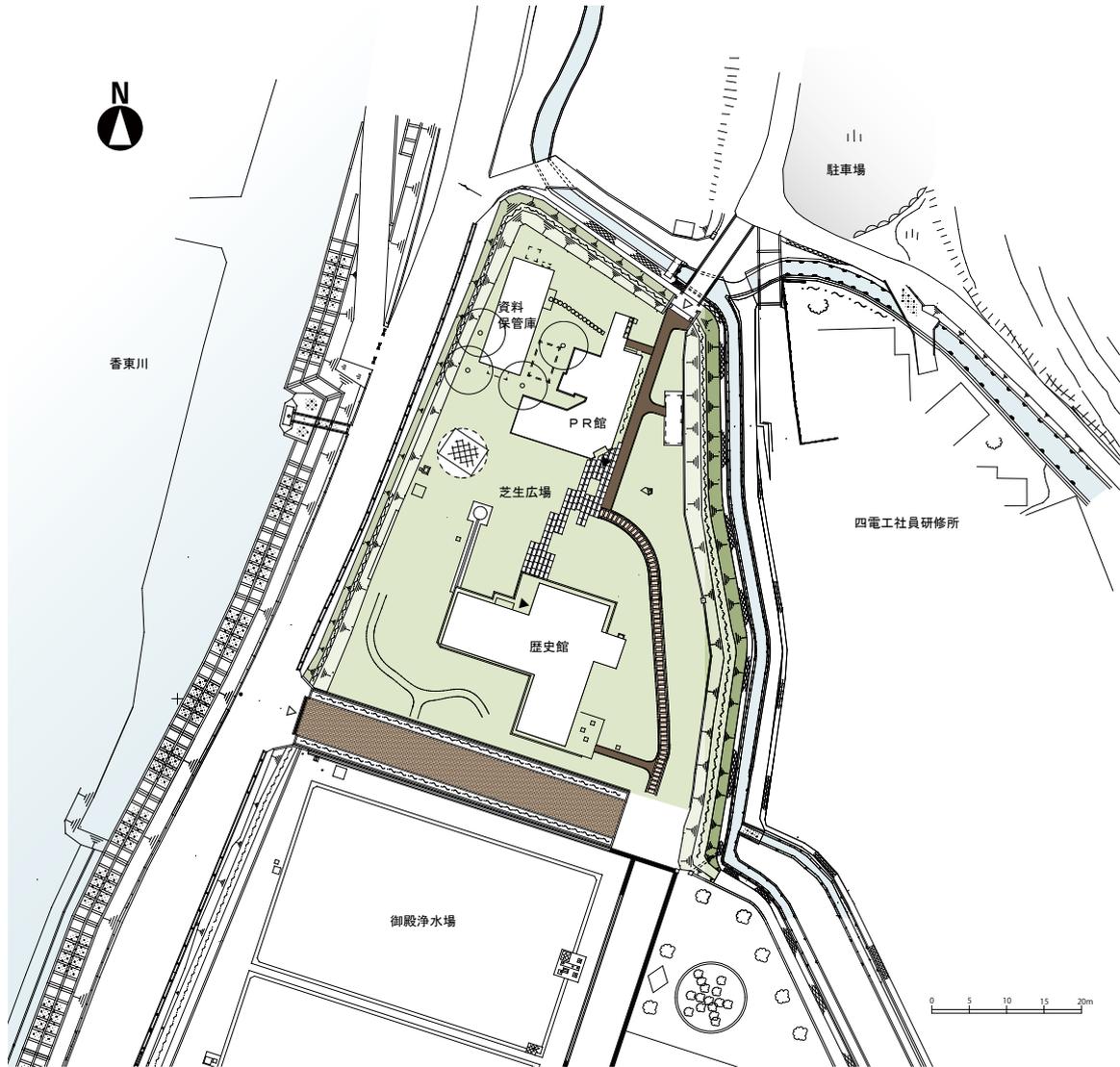


図 1-2 高松市水道資料館配置図

される中、高松においては翌14年（1881）に水源の管理方法等を規定した「盟約書」が大井戸水系に定められ、2年後には新井戸水系に水利土功会が創立された。明治22年（1889）には水利組合条例が公布され、翌23年（1890）に高松市としての市制が実施されると共に水道条例が公布された。これにより、法令による上水道の管理が始まることとなる。

高松市誕生以降も藩政時代の水道施設が使用されていたため、市民の飲料水は水質も悪く不衛生であった。都市の将来的な発展を憂慮し、近代的な上水道の創設を求める気運が生まれ始めた。これを受け、高松市は明治30年（1897）に内務省御雇人であった英国人技師バルトンに水道調査を依頼し、同41年（1908）には上下水道敷設調査委員会が設置された。

大正3年（1914）に内務大臣から施工認可を受け、当時の香川郡弦打村大字鶴市字御殿の香東川の伏流水を水源とする上水道の敷設事業が開始されることとなった。同年に始まった第一次世界大戦により、鉄を始めとした工事資材の入手が困難となり工事の完了に遅れが生じたものの、同10年（1921）に全国で40番目の近代水道として給水を開始した。通水記念絵葉書等が記念品として来賓に贈られ、竣工式と祝賀会が盛大に執り行われた。

高松市水道資料館の建造物群は、文化に視点を置いた都市づくりを目指して昭和55年（1980）に設置された高松文化振興会議の提言を踏まえ、同61年（1986）に現在の管理棟が建設されるまで事務室・ポンプ室・倉庫として使用された後、水文化の啓蒙施設として整備され、翌62年（1987）に現在の高松市水道資料館に生まれ変わった。

（3）施設の性格

高松市近代水道の礎となった御殿浄水場は現役の水場である。水源を香東川伏流水・本津川表流水とし、緩速ろ過法と急速ろ過法による処理を

行っている。1日最大給水能力27,000 m³を誇り、自然流下方式とポンプ圧送方式を用いた配水方式により給水されている。御殿浄水場の給水エリアは他の高松市浄水場と比較して面積こそ狭いものの、その供給先は主に高松市の中心市街地となっている。

また、瀬戸内海上の離島である女木島・男木島への給水も御殿浄水場から行われている。昭和51年（1976）以降は給水船による海上輸送を行っていたが、船体の老朽化や気象条件に左右されやすい不安定な供給体制を解消するため、平成9年（1997）以降は郷東町受水槽を経由した海底送水管による給水を行っている。御殿浄水場は、高松市民の生活の根幹を支える重要な役割を今日も担っている。

高松市水道資料館は、高松市の近代水道の成立と歴史、水道事業の重要性を幅広い利用者を対象として啓蒙する施設である。

（4）文化財の価値

高松市水道資料館は、擬洋風建築の影響を色濃く残す建築様式を持ち、高松市最初の近代水道が誕生した大正時代中期の面影を今日に伝える貴重な建造物群である。その瀟洒な佇まいは、国土の歴史的景観に寄与するものとして登録有形文化財に登録され、その価値を認められたほか、昭和60年（1985）には厚生省（当時）の近代水道百選にも選ばれている。

歴史館（旧ポンプ室）、PR館（旧事務室）及び資料保管庫（旧倉庫）のいずれも設計者は不明であるが、当時高松市内で建設業を営んでいた福家組（代表 福家平太郎）により施工されたと伝えられている。「高松市水道史」（高松市水道局1990）の中で、明治・大正期における県下の近代建築と特色が次のように3種類に分類されている。

まず1番目として、正統的な建築家が設計した中央との結びつきの強い建築、2番目として、前



写真 1-16 御殿水源地全景 (絵葉書)



写真 1-17 唧筒場内ノ景 高松市水道水源地濾過池全景 (絵葉書)

述の建築を見よう見まねで土地の人々が大工と共同で作った地域との結びつきの強い建築、そして3番目として両者が絡み合って生まれた建築である。高松市水道資料館の建造物群は、この1と2が混ざり合った3番目の形態を示していると言われている。各建造物の文化財としての価値は次の通りである。

ア 歴史館（旧ポンプ室）

木造平屋建切妻造、棧瓦葺のT字型平面を变形させた建造物である。基礎は出隅部分を花崗岩で補強した煉瓦5段組み（イギリス積み）とし、花崗岩の基壇の上に豎羽目板の腰壁を据えた下見板張りの大壁造が特徴的である。アクロテリオンと装飾的な破風、縦長の上げ下げ窓を持ち、洋館風の外観である。建造物外観についてはPR館（旧事務室）と共通した意匠が多く見られるため、同一人物の手による設計と考えられる。

ポンプを始めとした大型の設備機器類を設置

するため、キングポストトラスの洋小屋が採用されている。これにより、梁間6.8mという長スパンが可能となり、T字型平面の2棟の接続部分に用いられたダブルワーレントラスが屋根荷重を受けることで、連続的な大空間の構築を実現している。整然と並んだキングポストトラスを受けている装飾的な梁受けなどに、構造的な解決と洋風建築的な様式美の融合を模索した設計者の意図が感じられる。

西側の地下部分では、御殿浄水場創設当時から昭和61年（1986）まで現役で稼働していた、5基の取水ポンプの姿を今日も見る事ができる。深さ3.6mほど掘り込まれた美しい赤煉瓦壁の地下室と、規則正しく並んだトラスが露わになった2層分の高さを持つ室内空間は、平屋の外観からは想像できないほどの空間的広がりを見せている。また、豎羽目板を貼った壁面いっぱい設けられた縦長の開口部から降り注ぐ自然光のもと、現役を退いた取水ポンプが静かに佇む様子は荘厳で見る者を魅了して止まない。（写真1-4）

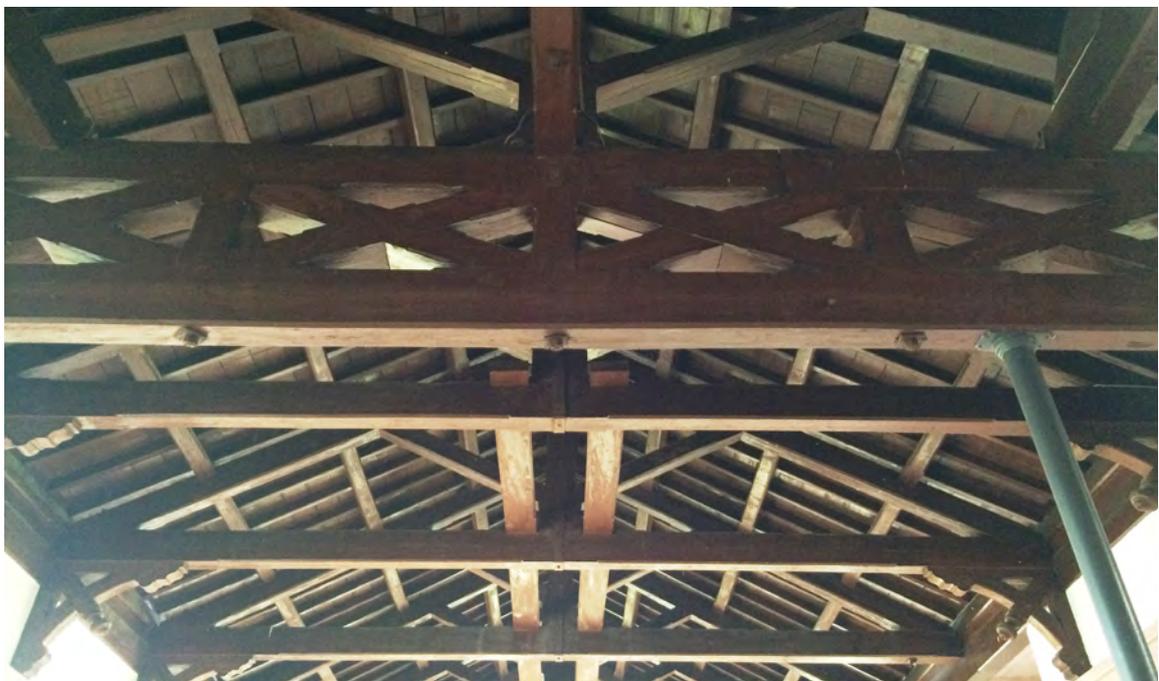


写真1-18 接続部分の小屋組

本建造物の文化財的価値は、創設当時の建造物及び取水ポンプ等の設備機器類が一体として保存・展示されているという点である。さらに、それらが水道事業の歴史を雄弁に語るだけでなく、ある種の空間的美しさを確立している点で非常に価値が高い。

イ PR館（旧事務室）

木造平屋建て寄棟造、棧瓦葺のL字型平面の建造物である。小屋組は梁間2.75間の伝統的和小屋組で造られており、竣工時はべた葺きだったと考えられている。詳細な部分については不明な部分が多いものの、平成26年（2014）の香川大学による調査では、貫構造に二重小舞を用いた大壁造であると報告されている。意匠的な面では、歴史館（旧ポンプ室）との共通点が多く見受けられるものの、内部構造については大きく異なる部分があると考えられる。

外観の特徴としては、建造物南東の出隅部を入口とし、玄関ポーチに設けられた換気口付の装飾的な半円形の破風が印象的である。開口部には、歴史館（旧ポンプ室）同様の意匠を凝らした窓枠を使用し、上部に横軸の回転窓を持



写真 1-19 PR館（旧事務室） 意匠を凝らした玄関

つ縦長の上げ下げ窓が設けられている。（写真1-5）室内は伝統的な和風建築と比較して天井も高く、自然光溢れる快適な内部空間となっている。洋風の外観、開放的な空間構成、地元施工者の手による伝統技術が融合し、和風建築から洋風建築への過渡期の状況を知るうえで大変貴重な建造物である。

ウ 資料保管庫（旧倉庫）

登録有形文化財として登録はされていないが、歴史館（旧ポンプ室）・PR館（旧事務室）と並んで、御殿浄水場創設時に建てられた建造物である。木造平屋建切妻造、セメント瓦葺の建物であるが、当初材の瓦であるかは不明である。外観は他の2棟同様下見板貼りであるが、煉瓦造りの基礎部分及び縦板羽目板の腰壁を持たない。装飾的な破風等も持たず、意匠的には極めて簡素な造りである。

小屋組みは洋小屋組で、壁は二重木舞を下地とした土壁の真壁造となっている。室内は従前の改装により創建当時の面影を窺い知ることは困難であるが、他の2棟と併せて大正期の洋風建築を考察するうえで興味深い。



写真 1-20 保管庫 1 内部の様子（2011）

(5) 主な改造時期とその内容

ア 歴史館（旧ポンプ室）

歴史館（旧ポンプ室）の現存する最も古い図面は、昭和61年（1986）に実施された展示公開施設として活用するための改修工事のものであり、それ以前の改修履歴については不明である。

竣工時の絵葉書の写真から判断するのは困難であるものの、使用されている煉瓦の種類、屋根及び竪樋の納まり、退職者への聞き取り調査等から、現在ポーチとして使用されている部分は、昭和28年（1953）までの間に増築されたものと考えられる。竣工時のポンプ室内部の写真（写真1-17）に見られる北側開口部は、ポーチ側に新しく出入口を設けたのに伴い、従来開口部であった部分を封鎖し、腰高の窓へと変更したことが、下見板の繋ぎ目、煉瓦基礎部分に埋め込まれた花崗岩、犬走りに残る踏石などの痕跡から推測できる。

また、竣工時の写真と比較すると、建造物東側に突出した部分が後世の増築であることは明らかである。（写真1-16, 17）使用されている煉瓦の種類、花崗岩に似せた洗い出し、軒樋・窓枠の意匠を見ても、その違いは明白である。こ

の増築部分は、昭和61年（1986）まで「作業室」として使用されていたことが改修時の図面から見て取れるほか、退職者への聞き取り調査の結果、昭和30年代後半に増築されたものと推測される。この改修の際に、ポンプ室と作業室の間の間仕切壁が撤去され、現在のような一体的な空間となったことが図面から判る。この間仕切壁は、既存の外壁を利用したものと推測する。

外観上の変更点としては、平成元年（1989）にべた葺きの瓦屋根から空葺へと変更された。同じ年に外壁の全面ケレン及び再塗装も行われている。また、水道資料館として不特定多数の来館者を迎えるに当たり、地階に降りる階段等に鋼製手摺が増設された。



写真 1-21 ポーチ部分

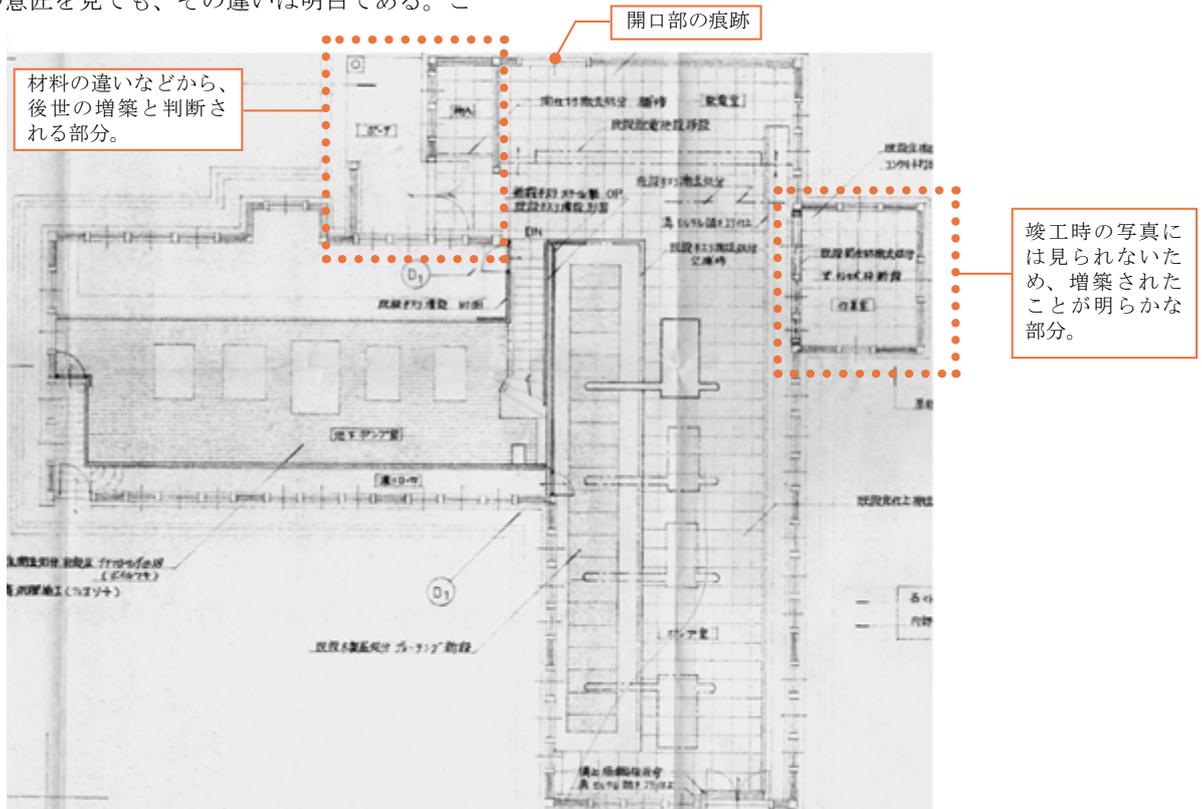


図 1-3 昭和61年（1986）改修時平面図 S=1:200



写真 1-22 御殿水源地全景（絵葉書）抜粋

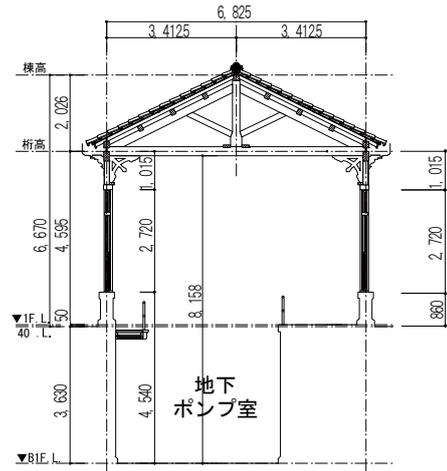


図 1-4 梁間断面図 A-A' S=1:200



写真 1-23 東側増築部分

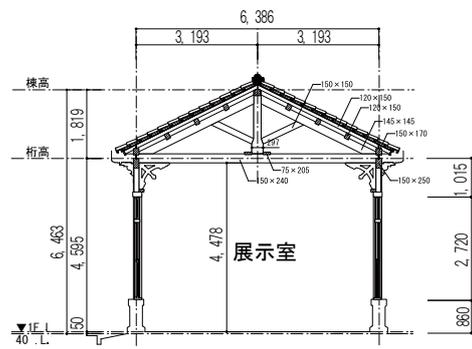


図 1-5 梁間断面図 B-B' S=1:200

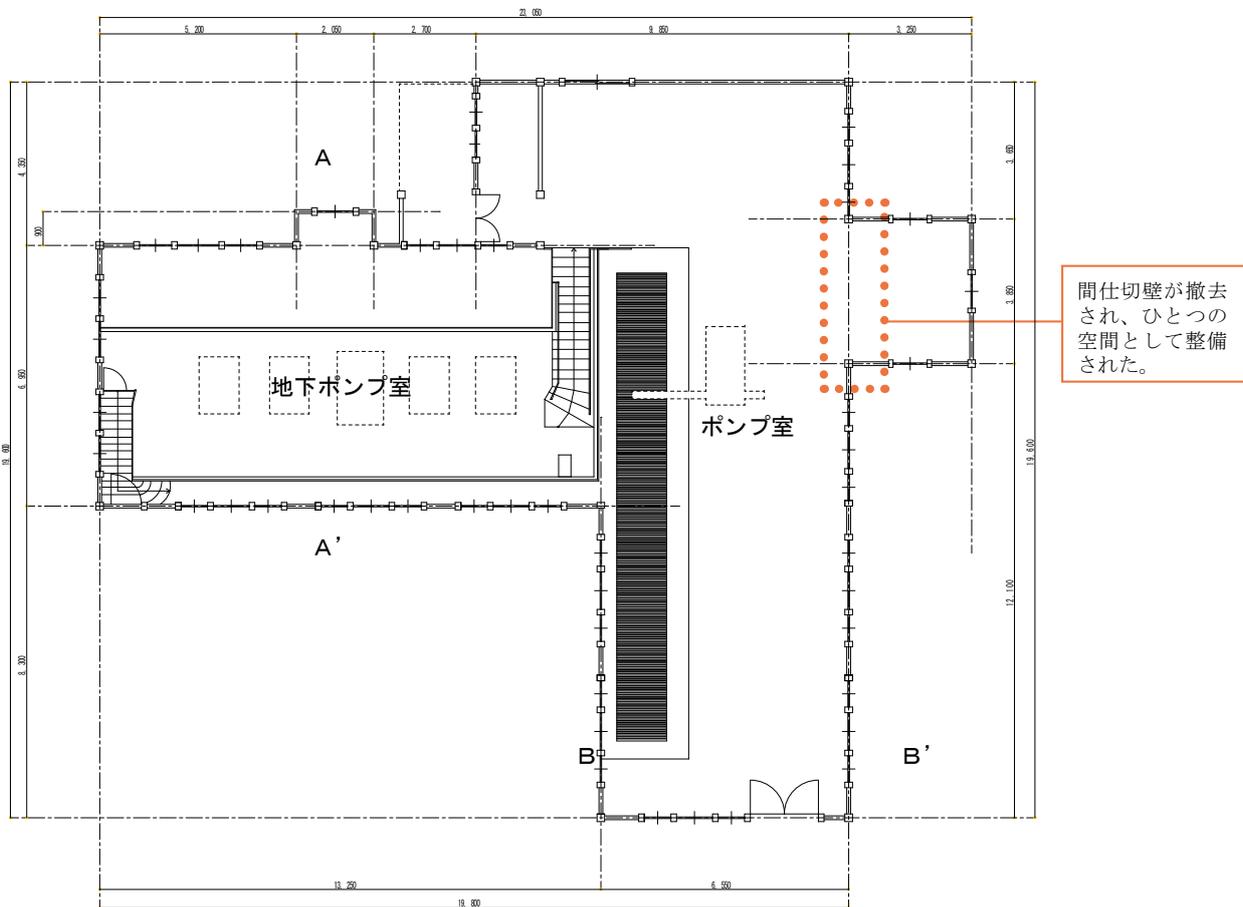


図 1-6 現状平面図 1:200

イ PR館（旧事務室）

大正6年（1917）年竣工当時の図面が残っており、創建当時の姿を垣間見ることが可能である。L字型平面の北側の棟は玄関ホールから北へ宿直室・小使室・土間と続いており、ホールを挟んで西側の棟には応接室・事務室が並んでいたことが見て取れる。ホールを入った正面には電話室を備えており、建物の北側には現在の便所とほぼ同じ位置に小便所・大便所が設けられていた。

退職者への聞き取り調査の結果、資料室2は昭和28年（1953）までの間に増築されたものと推測される。また、西側の棟の応接室も既に無くなっていることから、竣工時から同61年（1986）の改修工事までの間に度々改修が行われ、各時代の用途に応じた使い方がされてきたものと考えられる。しかし、それまでの工事記録資料等はほとんど残存しておらず、詳細な改造履歴については不明である。

資料室3にある独立柱は、この改修工事の際に新設されたものであることが当時の図面から読み取ることができ、応接室と事務室の間の間仕切壁を撤去した際に残された柱ではないと考えられる。また、この改修工事で電話室を囲んでいた間仕切壁が撤去されると同時に、北側の棟の宿直室・小使室・土間を隔てていた間仕切壁も取り払われ、開放的なひとつの展示空間として整備された。北

側壁面に設置されていた建具は撤去され、これに伴い開口部が封鎖されたものと見られる。

昭和61年（1986）の改修では主に内装工事が実施されたが、歴史館（旧ポンプ室）同様、平成元年（1989）には外壁の全面的なケレン及び再塗装が行われた。これ以外の外観上の大きな変更点としては屋根の全面葺き替えが挙げられる。同16年（2005）に、それまでの土葺きの屋根瓦が野地板も含めて全面的に撤去され、棧瓦に葺き替えられた。それと同時に、玄関上部の銅板葺き及び増築部分の屋根も更新された。

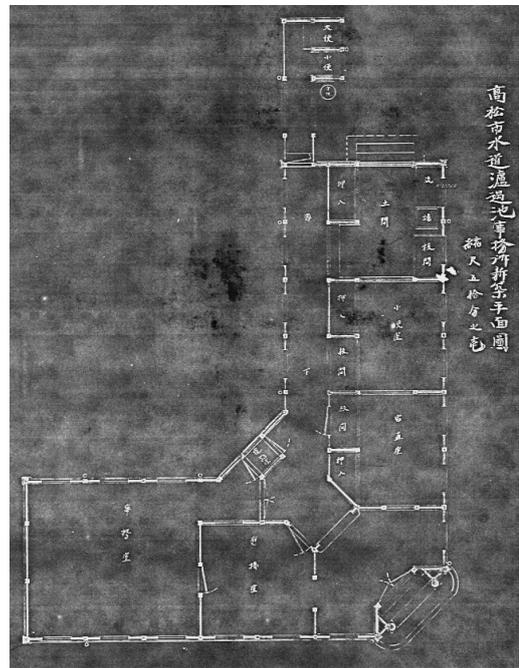


図1-7 高松市水道濾過池事務所新築平面図 縮尺五拾分之壹



図1-8 高松市水道濾過池事務所正面建図 縮尺五拾分之壹



写真 1-24 西側増築部分

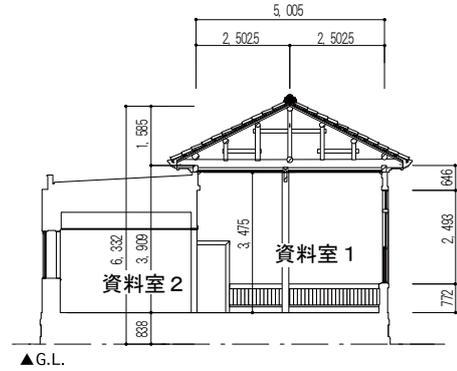


図 1-9 梁間断面図 S=1:200

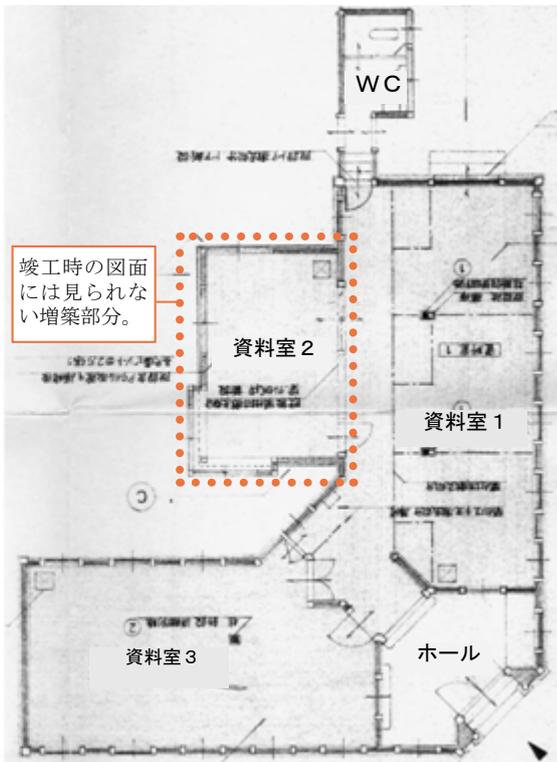


図 1-10 昭和 61 年 (1986) 改修時平面図 S=1:200

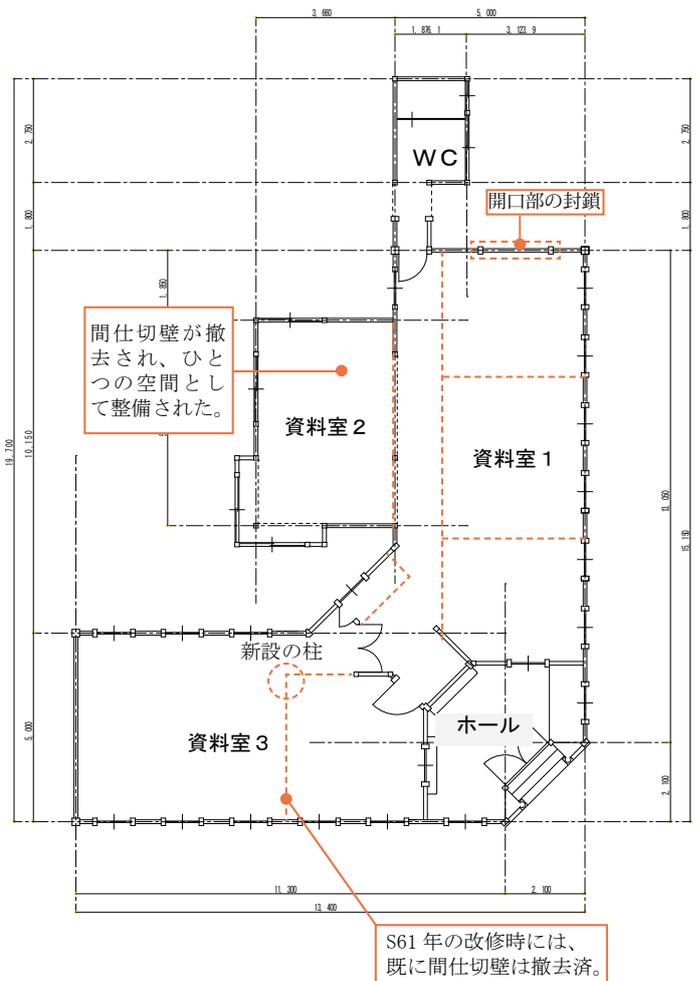


図 1-11 現況平面図 S=1:200

ウ 資料保管庫（旧倉庫）

資料保管庫（旧倉庫）の現存する最も古い図面も、歴史館（旧ポンプ室）同様、昭和61年（1986）の改修工事のものである。倉庫内部は保管庫1及び保管庫2に分かれており、2室を隔てる間仕切壁は竣工時のものと考えられている。改修時の図面の中で、保管庫2内部に設置されていた間仕切壁及び浴室が撤去され、一室として整備されたことが図面から見て取れる。

平成2年（1990）には屋根の高圧洗浄が行われ、外壁は全面ケレンのうえ、再塗装された。資料保管庫（旧倉庫）は、維持修理及び小規模な内装の変更が実施されているものの、大きな改造は無いと思われる。ただし、現状のセメント瓦がいつの時代のものなのかは不明である。

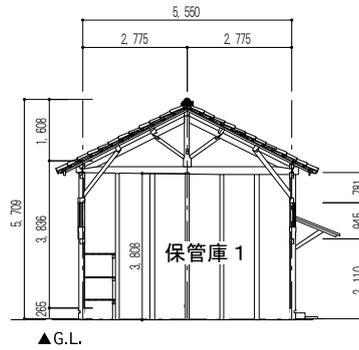


図 1-12 梁間断面図 S=1:200

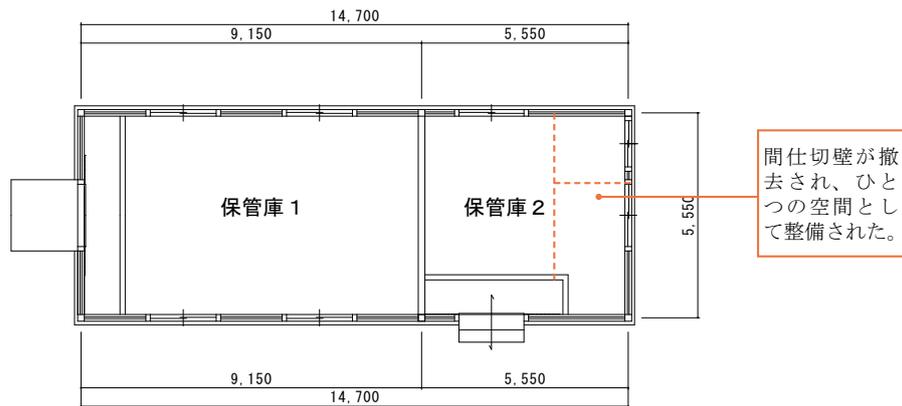


図 1-13 現状平面図 S=1:200

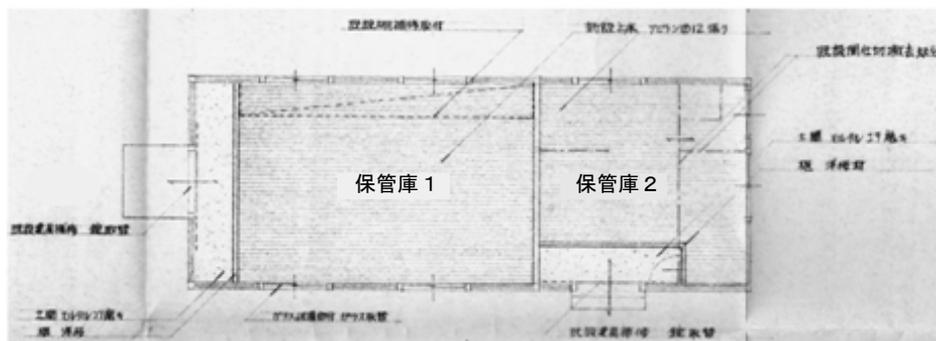


図 1-14 昭和61年（1986）改修時平面図 S=1:200

4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴(参考資料1)

時期	資料名称	工事内容
大正6(1917)年	旧事務室(現「PR館」)及び旧倉庫(現「資料保管庫」)竣工 ※年代は不明であるが、以下の古図面(青焼)あり。 高松市水道濾過池事務所正面建圖(縮尺50分の1) 高松市水道濾過池事務所新築平面圖(縮尺50分の1)	
大正7(1918)年	旧ポンプ室(現「歴史館」)竣工	
昭和41(1966)年	御殿浄水場管理室改築工事竣工(※現在のPR館「旧事務室」)	
～昭和61(1986)年	事務室、ポンプ室として現在の管理棟が完成するまで約70年間に渡り使用	
昭和61(1986)年12月～昭和62(1987)年2月	高松市水道資料館(仮称)改修工事(古市設計事務所) 【工事記録写真①】	展示公開施設として活用するための大規模な改修工事(主に内部)を実施 〔歴史館〕 一部間仕切り撤去、床の仕様変更(床仕上げ撤去、地業の上、土間コンクリート打設、床仕上げ新設等)、内部美装(一部漆喰塗の上に塗装)、手摺新設、電気設備新設等 〔PR館〕 間仕切り撤去処分、北面出入口壁に改修、既存床撤去処分の上、上床新設、電気設備新設、造作類(腰板張り・巾木・天井・壁等)補修・一部新設、一部柱梁補強材新設、建具金物取替等 〔資料保管庫〕 保存庫1:既存土間上に上床新設、壁補修等 保存庫2:間仕切り撤去処分、浴室撤去処分、既存土間上に上床新設等
不明	高松市水道資料館展示工事(丹青社)	
昭和62(1987)年6月6日	水道資料館オープン	
平成元(1989)年1月～3月	高松市水道資料館屋根葺替工事 【工事記録写真②】	〔歴史館〕屋根:全面葺替(下地葺土撤去→ルーフィング+桟木新設)、一部野地板・垂木・棟木:取替、樋:取替、棟飾り:取替等 〔PR館〕一部(主に玄関ポーチ)小屋組補強材付加、一部(主に玄関ポーチ)野地板・広木舞、柱:取替、屋根瓦復旧、一部(谷樋部)野地板、谷樋等取替、軒樋:取替+塗装等 〔資料保管庫〕軒樋、豎樋:取替、集水枘・排水管新設
平成元(1989)年12月～平成2(1990)年3月	高松市水道資料館塗装工事(その1) 【工事記録写真③】	〔歴史館〕〔PR館〕剥離・ケレンの上、再塗装
平成2(1990)年5月～7月	高松市水道資料館塗装工事(その2) 【工事記録写真④】	〔資料保管庫〕外部(外壁等):塗膜剥離の上、再塗装、屋根:高圧洗浄の上、塗装(昭和56年以来塗装していないという記述あり)
平成9(1997)年5月29日	高松市水道資料館PR館(旧事務室)、歴史館(旧ポンプ室) 国の登録有形文化財として登録	

時期	資料名称	工事内容
平成 12 (2000) 年 6 月～平成 13 (2001) 年 3 月	水道資料館外壁等改修工事(その 1) (西日本ロード施設株式会社) 【工事記録写真⑤】	〔歴史館〕 木部：補修・取替、上げ下げ窓：パテ打ち直し・ガラス取替、塗装 〔PR 館〕 木部：補修・取替、上げ下げ窓：パテ打ち直し、塗装
平成 14 (2002) 年 度	高松市水道資料館防災設備改修工事 (その 1)	電気配管付設等
平成 15 (2003) 年 1 月～3 月	水道資料館（歴史館）補強等改修工 事 ((有) 向井建設) 【工事記録写真⑥】	〔歴史館〕 補強工事（金物、丸型鋼管等）、(階段) 石割れ部分モルタル補修、西側木製階段改修（ほぼ取替）、シーリング撤去・打替、犬走り・排水溝：塗膜防水施工
平成 16 (2004) 年 9 月	・水道資料館屋根等改修工事 (株式会社福島工務所) 【工事記録写真⑦】	〔歴史館〕 窓金物：取替、窓周り：木部補修（埋木）、窓枠・土台シロアリ被害：油剤処理、上げ下げ窓：網戸張替え、組子取替、補修箇所塗装等 〔PR 館〕 屋根：全面葺替（下地葺土撤去→ルーフィング+桟木新設）、ほぼ全て野地板：取替、棟木：腐朽箇所あるが取替えていないように見受けられる、垂木：腐朽しているが存置したまま新規垂木材を添えたように見受けられる、谷樋・玄関上部ドーム：銅板葺替、増築部屋根：葺替、窓金物：取替、窓周り：木部補修（埋木）、窓枠・土台等木部の一部：腐朽箇所補修、上げ下げ窓：網戸張替え、組子取替、補修箇所塗装 等 〔外構〕 アプローチ舗装
	・イエシロアリ被害状況報告	〔PR 館〕〔資料保管庫〕 写真、被害箇所・要取替部材等の図面化 等
平成 17 (2005) 年 3 月	水道資料館の白蟻被害状況と今後の方針について (経営企画課) 【工事記録写真⑧】	〔歴史館〕 白蟻被害状況及び白蟻防除工事 〔PR 館〕〔資料保管庫〕 白蟻被害状況及び白蟻防除工事 〔歴史館〕〔PR 館〕〔資料保管庫〕 写真、被害箇所・要取替部材等の図面化 等

<工事記録>

- ・工事写真帳 平成 14 年度 高松市水道資料館
防災設備改修工事 (No. 1)
- ・水道資料館屋根工事等改修工事 (株) 福島工務店
- ・平成 14 年度水道資料館（歴史館）補強等改修工事
工期：平成 15 年 1 月 17 日～平成 15 年 3 月 10 日
竣工提出書類 施工 (有) 向井建設
- ・工事名：水道資料館外壁等改修工事
工期：平成 12 年 12 月 6 日～平成 13 年 3 月 5 日
- ・工事名：高松市水道資料館 塗装工事
工期：平成 2 年 5 月 18 日～平成 2 年 7 月 6 日
- ・工事名：高松市水道資料館 屋根葺替工事
工期：平成元年 1 月 9 日～平成元年 3 月 27 日
- ・工事名：高松市水道資料館 塗装工事（その 1）
工期：平成元年 12 月 25 日～平成 2 年 3 月 14 日
- ・工事名：高松市水道資料館（仮称）改修工事
工期：昭和 61 年 12 月 10 日～昭和 62 年 2 月 27 日
- ・高松市水道資料館（仮称）改修工事図面 1 冊
（古市設計事務所）
- ・高松市水道資料館 - 仮称 - 屋外整備工事設計図 1 冊
- ・工事写真帳：平成 16 年 4 月 水道資料館
シロアリ対策工事（資料館全般（PR館を除く））
工期：平成 16 年 4 月 5 日～4 月 11 日

(2) 活用履歴

現在稼働中の浄水場に隣接する高松市水道資料館は、建造物自体を近代水道史の貴重な史料として保存すると共に、屋内を展示空間として無料開放し、高松市における近代水道の誕生と歴史について展示を行っている。休館日は年末年始(12/29～1/3)となっており、開館時間は午前10時から午後5時までである。

歴史館(旧ポンプ室)では、館内を4つのコーナーに分けて常設展示を行っており、江戸時代の水道、近代水道の誕生、濁水との戦い等、高松市における水道の発展に関する様々な内容を、パネルやレプリカ、実物の展示を通して紹介している。また、1階と地階に現存する創建当時のポンプ類は良好な状態で保存され、来館者が間近で観察できるようにになっている。PR館(旧事務室)では、以前は館内を3つのコーナーに分け、パネル及び模型による水と水道事業関連の展示が行われていたが、現在では毎年6月の「水道週間」に合わせて高松市内の小中学生から募集している、絵画・ポスター、習字、標語等の作品のほか、上下水道事業に関連するパネルを展示している。

高松市水道資料館では、小学生等の団体での社会科見学を受け入れている。10名以上での見学又は見学以外の目的で施設を利用しようとする場合には、予め申請のうえ、許可を得ることとなっている。創建当時の赤煉瓦を舗装材として敷設した芝生の美しい広場を施設利用者に対して昼食会場として開放している。近年では、婚礼用の前撮りスポットとしても人気を博しており、平成26年(2014)には114組の撮影が行われたという実績がある。このほか、香川フィルムコミッションから映画のロケ地としても推奨されている。

「水道週間」期間中には「夕ぐれコンサート&花火大会」と称したイベントが開催されている。このイベントは、濁水のため中止となった平成19年(2007)を除いて、同9年(1997)から毎年実施されており、多い年では約800人の来場者がある。イベ

ント当日には水道資料館を開放し、内部でクイズラリーが行われるほか、芝生広場に露店が出店されたり地元ミュージシャンによる演奏が行われる等、地域住民の集いの場としても親しまれている。

5 保護の現状と課題

（1）保存の現状と課題

残存する工事資料から推察するに、歴史館（旧ポンプ室）・PR館（旧事務室）においては、これまでの改修・維持修理の際に屋根材等の当初部材が失われているが、基礎・軸組・窓に関しては多数の当初部材が残されていると考えられる。施設稼働時の設備機器類については、そのほとんどが撤去済であるものの、地下ポンプ室には稼働時のポンプが良好な状態で保存されている。資料保管庫（旧倉庫）の保管庫2については、室内の改装が大幅に行われており、目視では確認できない部分が多数存在しているが、保管庫1は当初部材を良好に残していると見られる。外観の色彩については、再塗装の折に全面的にケレンが施されているため、当初の色彩を特定することは大変困難であると思われるが、今後の工事の中で当初の色彩が明らかになる可能性もある。

また、本建造物群は竣工からおよそ100年を迎える建物であるが、前回の改修工事の際には耐震補強が実施されていない。近代水道事業の象徴として、今後も本資料館の継続的な公開活用を図ると共に利用者の安全を担保するためには、構造耐力の向上が必要である。これに加えて、基礎部分煉瓦のひび割れ・風化による建物足元周りの劣化、雨水排水の機能不良による柱・壁の腐朽、歴史館（旧ポンプ室）の地下煉瓦壁の塩類析出等に対して、建造物の健全性を回復する必要がある。

（2）活用の現状と課題

高松市水道資料館は水道事業に対する意識の向上を目的とした公開活用が主となっており、御殿浄水場の施設見学と共に、水道に関する学習施設として活用されている。また、瀟洒な外観を活かして撮影用のロケーションとしても認知されているほか、川沿いで周辺建物が少ないという立地条件を活かして、毎年香東川河川敷では花火大会が

開催されており、高松市水道資料館は花火大会の際のイベント会場としても地域住民に定着しつつある。このようなイベント時における火災及び事故の発生等も、今後の公開活用における懸念事項である。

高松市水道資料館が市民にとってより身近な文化財であるために、市民のさらなる積極的な利用を促すようなソフト面での取組みが求められる。高松市特有の水事情や水道事業への理解をより一層深めていただけるよう、現況の展示を見直すと共に、より安全で快適な環境を提供できるよう、「香川県福祉のまちづくり条例」に基づくバリアフリー化・身障者用設備の設置等を行う必要がある。また、現在では利用の少ないPR館（旧事務室）の最適な活用方針を検討していきたい。

6 計画の概要

(1) 計画区域

計画区域は、御殿浄水場内の高松市水道資料館敷地及び併設する駐車場の範囲とする。

(2) 計画の目的

御殿浄水場内に現存する高松市水道資料館の建造物群は、市内最初の近代水道施設として市制公布後の高松市の発展を支えた貴重な文化財である。渇水に悩む高松市において、水道事業の大切さを伝える重要な施設として高松市水道資料館を適切に保存管理していくと共に、市民に親しまれる地域の文化財として活用されていくために、公開活用の基本方針を本計画の中で設定していくものである。

(3) 基本方針

登録有形文化財の修理等を行う場合、「通常望みできる外観を損なう範囲」が4分の1を超える場合において現状変更の届出が必要となるが、目的に応じた内部の改修については比較的自由である。

これを踏まえて、歴史館（旧ポンプ室）においては、建造物内外観及びポンプ類の現状を適切に保存することとし、必要に応じて竣工時の平面形状及び外観の復原を検討するものとする。PR館（旧事務室）においては、現状の外観を維持し、室内の意匠を尊重したうえで活用の方針に応じて修理・改修を行う。資料保管庫（旧倉庫）は登録有形文化財ではないが、敷地内の景観の調和を図るため外観の変更を最小限とし、活用の方針に応じて室内の改装を行うものとする。さらに、広く公開を行ううえで、敷地が有効的に活用されるよう修景を行い、機能性・利便性に欠ける部分については外構の整備を行っていく。

また、「学びの場」としての歴史館（旧ポンプ室）、「集いの場」としてのPR館（旧事務室）、「憩

いの場」としての芝生広場という3つの基軸に基づいて、現状の水道資料館施設の整備方針を図るものとする。

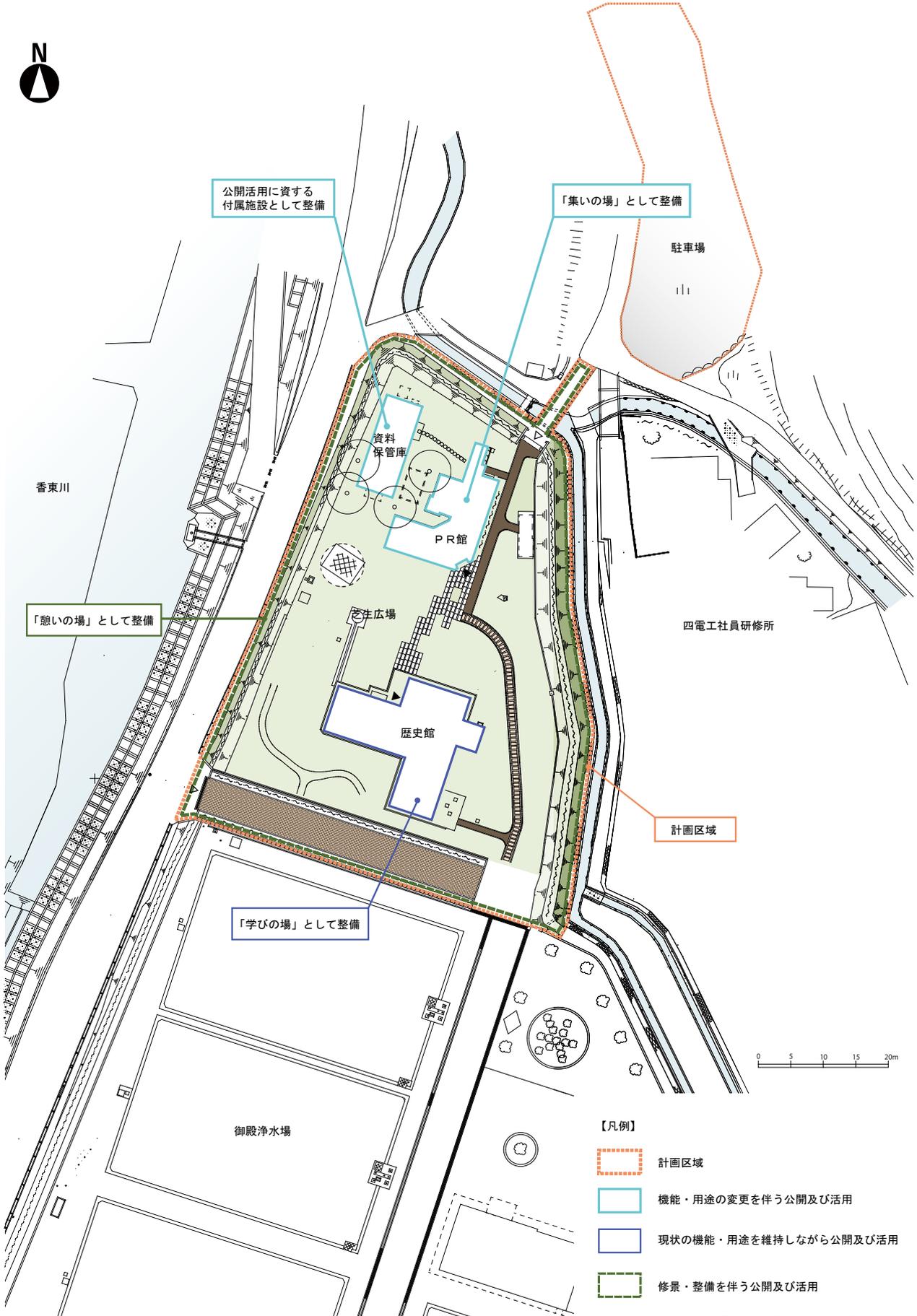


図 1-15 保存活用基本方針図

第2章 保存管理計画

1 保存管理の状況

(1) 保存状況

歴史館（旧ポンプ室）及びPR館（旧事務室）の煉瓦基礎部分の浸食・劣化・亀裂が目立つ。これらの症状のうち浸食・劣化は、土中へ浸透した雨水の吸水又は犬走り及び地表面からの雨水の水はねによる水分の供給と乾燥の繰り返しが主な原因と考えられる。（写真2-1）亀裂については、基石（地覆石）の挙動に起因する構造的なクラックであることが推察されるため、クラックの挙動計測を実施しモニタリングする。挙動がない場合は充填を行い、挙動が大きい場合は地盤の安定化を図る。（写真2-2）歴史館（旧ポンプ室）地下ポンプ室の煉瓦壁については、降雨後の壁表面への地下水の染み出しが現在も確認できるため、背面の地盤の調査及び煉瓦の性能調査を検討すべきである。鋼製堅樋の脱落も各所に見られ、腐食も著しい。（写真2-3）堅樋の欠損箇所からの漏水が原因となり、木部の腐朽が著しく進行している。（写真2-4）建造物の保護を図るためにも早急な堅樋の更新が望まれる。建造物足元廻りの排水機能の不良については、建造物躯体に直接的な悪影響を及ぼすだけでなくシロアリの発生を誘因するため、外構の雨水排水計画の改善も必要である。（写真2-5）平成17年（2005）にシロアリの防除工事が実施されているものの、再調査が必要である。

また、PR館（旧事務室）及び資料保管庫（旧倉庫）に隣接して植えられたソメイヨシノに至っては、建造物の劣化を引き起こす大きな要因となっている。落葉が堆積することで、屋根材・軒裏の劣化を進行させるのみならず、軒樋の排水機能を低下させている。（写真2-6.7.8.）根に関しては建造物基礎の下部に潜り込んでいると見られ、軸部の歪みや部材の亀裂の原因になっていると考えられる。（写真2-9.10）定期的な剪定及び

樋の清掃はもちろんのこと、ソメイヨシノの移植又は伐採も視野に入れながら整備方針を検討する必要がある。

(2) 管理状況

高松市上下水道局が管理責任を有する。御殿浄水場管理棟の清掃を委託されているシルバー人材センターが、高松市水道資料館の日常的な管理を行っている。（参考資料2）



写真2-1 雨水跳ね返りによる煉瓦の浸食



写真2-2 PR館（旧事務室）煉瓦基礎部分の亀裂



写真2-3 歴史館（旧ポンプ室）堅樋の腐食による漏水



写真 2-4 歴史館（旧ポンプ室）窓廻り木部の腐朽



写真 2-8 資料保管庫（旧倉庫）軒裏の塗装の剥離



写真 2-5 資料保管庫（旧倉庫）基礎部分木部の腐朽



写真 2-9 PR館（旧事務室）根害による軸部の歪み



写真 2-6 PR館（旧事務室）軒先の腐朽（修理後）



写真 2-10 資料保管庫（旧倉庫）樹木根の基礎下部への潜り込み



写真 2-7 PR館（旧事務室）雨樋の機能不良



写真 2-11 資料保管庫（旧倉庫）土壁の劣化

2 保護の方針

（1）高松市水道資料館の価値の整理

香川県教育委員会が平成15、16年度に行った香川県近代化遺産総合調査の報告書の中で、昭和20年以前に近代的な技術で造られた県下の建造物についてまとめられている。市街地の8割を空襲によって焼失し、その後の高度成長期に近代建築の取り壊しが進んだ高松市において、高松市水道資料館のような歴史的建造物は戦前の様子を知るうえで貴重な史料である。

花崗岩と煉瓦積みの基礎に下見板張りの外壁、洋風の棟飾りと縦長の上下窓、コーニスやペディメント等は、同時期に県下で建てられた建造物に共通して見られる意匠である。旧三豊郡農会農事試験場（大正3年）、旧長尾警察署庁舎（大正6年）、旧木田郡役所庁舎（大正8年）、旧坂出商業学校本館（大正8年）にもこれらの意匠が用いられ、高松市水道資料館との類似性を見ることができる。（写真2-12から19）

当時、花崗岩は香川県東側山間部で多く産出され、煉瓦については観音寺で讃岐煉瓦工場が操業しており、高松市水道資料館の煉瓦もこの工場製のものと思われる。前述の建造物は互いに日本瓦葺としながらも、小屋組に洋風トラスを採用する等、外観上の様式のみならず建築材料及び施工技術の洋風化が進んだ時代的背景を反映している。また、高松市水道資料館は社会基盤整備が重要となった時代に、高知や徳島に先行して建築された水道施設で、現存する最古の木造ポンプ室とも言われ、近代土木遺産としての価値を示すものである。

（2）保護の方針について

県下の大正期における建築的特色を色濃く残す部分及び水道施設稼働時の工作物を保存する。また、公開活用等のために整備する部分についても、創建時の時代性と様式に配慮したものとし、3棟

が一体となって高松市水道資料館の歴史的価値を伝えられるよう整備する。

ア 歴史館（旧ポンプ室）

建造物の意匠・構造形式及び稼働時のポンプ類に文化財的価値が認められるものとして、現状を保存する。後補増築部分の基礎に関しては、当初部分に使用されているものと比較して煉瓦が脆く、煉瓦表面の腐食及び基礎の沈下が進行している。このため、後補増築部分を解体し可能な範囲で旧状に復す。特に既存ポーチは、雨水排水の面において外壁との取り合い部分が建造物に好ましくない影響を与える可能性があるため、撤去することが望ましい。

「唧筒場内ノ景 高松市水道水源地濾過池全景」（絵葉書）は、竣工時のポンプ室内の様子を克明に写し出す貴重な資料である。これにより、現在は閉鎖されている北側の開口部にも、南側の開口部同様、菱形の枠をはめ込んだ欄間とガラス入りドアが設置されていたことが確認できる。（写真2-20）北側開口部の復旧整備に当たっては、南側開口部及び庇の意匠を暫定的に採用するものとし、詳細な痕跡調査のうえ可能な限り復原を試みる。

イ PR館（旧事務室）

建造物の意匠・構造形式に文化財的価値が認められるものとして、原則として現状を保存する。改修が著しい資料室内部については、時代性を物語る特徴的な意匠は保存しつつ公開活用上必要な改修を行う。後補増築部分である資料室2は、床下の蟻害の進行がかつて報告されている。本体部分とは明らかに年代区分が異なり、現状のままでは活用のために十分な規模を確保することが難しい。このため、既存部分を撤去したうえで増築することも視野に入れる必要がある。便所部分は利便性向上のために改修を行う。



写真 2-12 旧三豊郡農会農事試験場本館 正面



写真 2-16 旧長尾警察署庁舎 全景



写真 2-13 旧三豊郡農会農事試験場 本館 2階天井線型

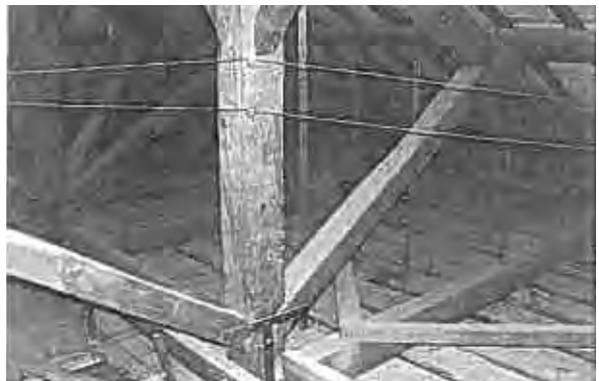


写真 2-17 旧長尾警察署庁舎 小屋組



写真 2-14 旧木田郡役所庁舎 全景



写真 2-18 旧坂出商業学校本館 全景



写真 2-15 旧木田郡役所庁舎 下見板貼り外壁



写真 2-19 旧坂出商業学校本館 煉瓦基礎

(出典『香川の近代化遺産：香川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書』香川県教育委員会 2005年)

ウ 資料保管庫（旧倉庫）

その意匠・構造形式は、他の2棟と一体的となつて大正期の洋風建築の特徴を示すものであるため、建造物躯体及び外観の意匠を保存する。内部においては、建造物躯体に損傷を与えない範囲で所有者が自由に内装の改修を行えるものとする。

以下、登録有形文化財高松市水道資料館において、次に示す方法により部分及び部位を設定して

保護の方針を定める。

<部分>とは、建造物の屋根・外装（各面）・各部屋を単位とする区分を指す。部分の区分は①保存・②保全に設定し、各々について以下に示すように保護の方針を定める。

<部位>とは、一連の部材等（室内の壁面・床面・天井面・窓及び窓枠等）を単位として設定される区分で、各部分は各部位により構成される。部位の区分を基準1～5に設定し、それぞれ保護の方針を決める。

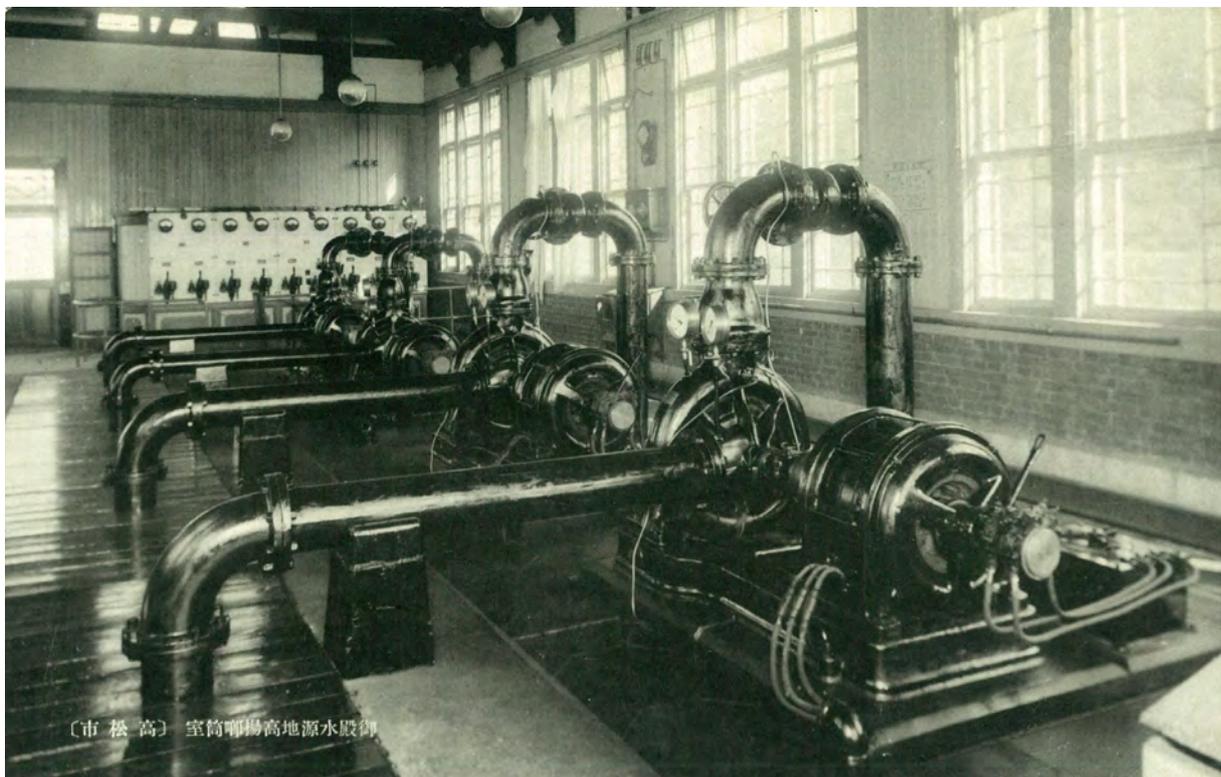


写真 2-20 唧筒場内ノ景 高松市水道水源地濾過池全景（絵葉書）より

＜部分＞の区分について

【保存部分】

歴史的建造物としての価値を有する部分で、原則として主要な構造及び外壁はこれに該当する。主に、基準1又は2に該当する部位によって構成される。

【保全部分】

建築物として維持及び保全することが必要とされる部分。改造により歴史的建造物としての原状が失われている部分、保存活用において原状に復する部分、活用及び補強等のため改造が不可欠となる部分、等を含む。主に基準3又は4に該当する部位によって構成される。

【その他の部分】

活用又は安全性の向上のため改修等を行う部分。主に基準4又は5に該当する部位によって構成される。

＜部位＞の区分について

【基準1】

材料自体の保存を行う部位。主要な構造に係る材・当初の部材等。

【基準2】

材料の形状・材質・仕上げ・色彩等の保存を行う部位。定期的に材料の取替え等を行う補修が必要な部位。

【基準3】

主たる形状及び色彩を保存する部位。活用又は補強等のため変更が必要な部位。

【基準4】

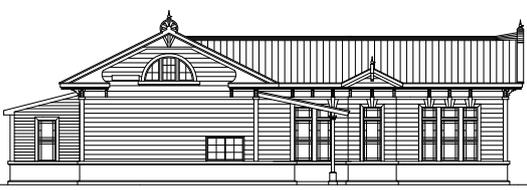
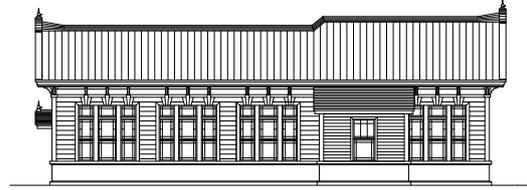
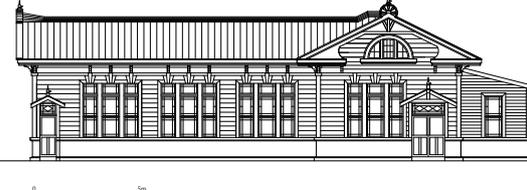
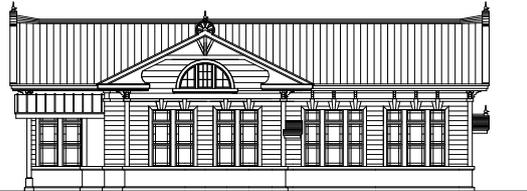
意匠上の配慮を必要とする部位。

【基準5】

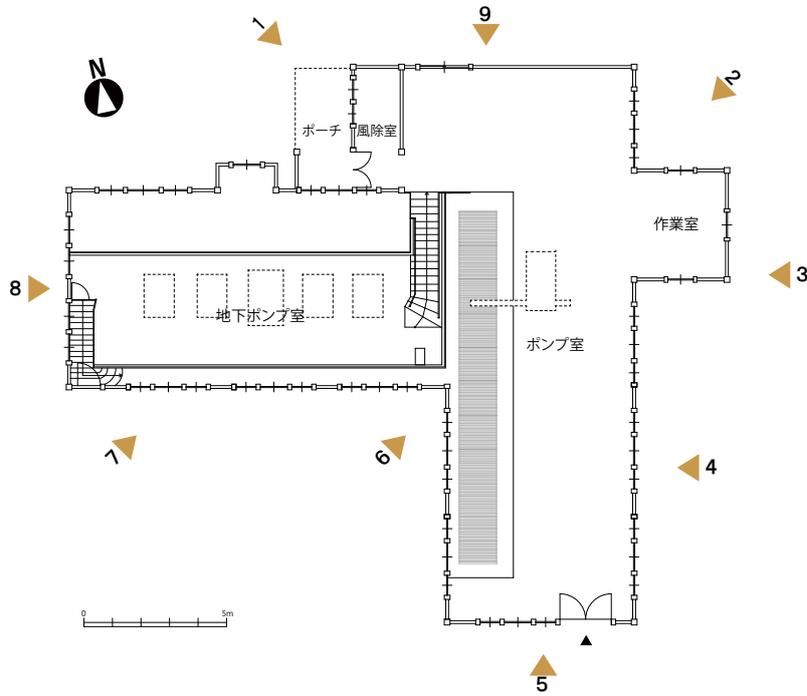
所有者等の自由裁量に委ねられる部位。

部分 \ 部位	保存部分 文化財としての価値を特に有する部分 (主に基準1・2)	保全部分 建築物としての維持及び保全が必要とされる部分 (主に基準3・4)	その他部分 活用又は安全向上のための改修を行う部分 (主に基準4・5)
基準1 材料自体の保存を行う部位	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な材料又は仕様である部位 主要な構造に係る部位 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位 主要な構造に係る部位 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な材料又は仕様で特に保存が必要な部位 主要な構造に係る部位
基準2 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位	<ul style="list-style-type: none"> 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位 定期的に材料の取り替え等を行う補修が必要な部位 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な材料又は使用で特に保存が必要な部位 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な材料又は使用で特に保存が必要な部位
基準3 主たる形状及び色彩を保存する部位	<ul style="list-style-type: none"> 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位 	<ul style="list-style-type: none"> 保存部分との調和を指し面的に広がる部位 主たる形状及び色彩を保存する部位 	<ul style="list-style-type: none"> 保存部分との調和を指し面的に広がる部位 主たる形状及び色彩を保存する部位
基準4 修理・改造等の変更に伴って、意匠上の配慮を必要とする部位	<ul style="list-style-type: none"> 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位 	<ul style="list-style-type: none"> 保存部分と視覚的に一体である部位 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位 	<ul style="list-style-type: none"> 保存部分と視覚的に一体である部位 活用又は補強のため、特に変更が必要な部位
基準5 所有者の自由裁量に委ねられる部位	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等の自由裁量に委ねられる部位 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等の自由裁量に委ねられる部位 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等の自由裁量に委ねられる部位

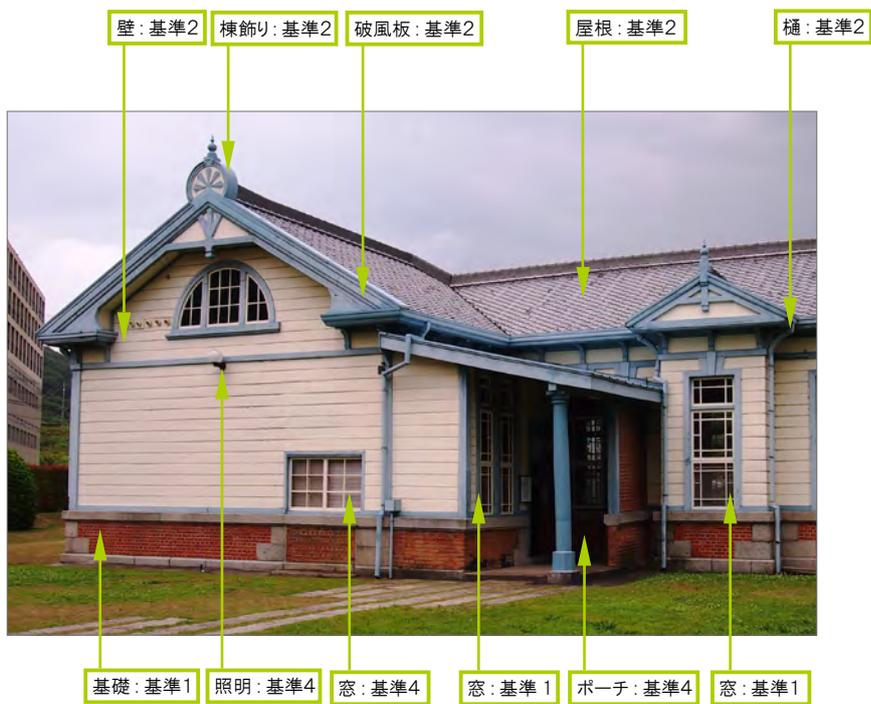
表 2-1 <部分>と<部位>の区分について

■高松市水道資料館 調査シート【外部】		No. 1	外部	歴史館(旧ポンプ室)	
立面図		部位	基準	現状・摘要	
 <p>北立面</p>	屋根	本体部分	2	棧瓦（いぶし瓦）アスファルトルーフィング下地	
		2	笠木：亜鉛引鉄板t=0.5		
		増築部分	4	棧瓦（いぶし瓦）アスファルトルーフィング下地	
		ポーチ	4	亜鉛引鉄板t=0.5 瓦棒葺、野地板t=15、ルーフィング下地	
	 <p>東立面</p>	外壁	本体部分	2	下見板（H=220+目地10mm）塗装仕上げ
			増築部分	4	下見板（H=220+目地10mm）塗装仕上げ
			ポーチ	4	煉瓦11段+花崗岩風洗い出し+煉瓦長手積
		4	木製柱、花崗岩礎石		
	基礎	本体部分	1	地覆石：花崗岩（H=210）	
		1	煉瓦積み10段（讃岐煉瓦、イギリス積）		
		1	葛石：花崗岩（H=210）隅部：花崗岩にて補強		
		増築部分	4	地覆石：花崗岩風洗い出し	
4	煉瓦積み10段（イギリス積）				
4	葛石：花崗岩風洗い出し（H=210）				
ポーチ	4	コンクリート三和土			
 <p>西立面</p>	軒裏	本体部分	2	木製、OP塗	
		増築部分	4	木製、OP塗	
		ポーチ	4	化粧屋根裏、OP塗	
 <p>南立面</p>	破風板	本体部分	2	木製、OP塗	
		増築部分	4	木製、OP塗	
		ポーチ	4	木製、OP塗	
 <p>西立面</p>	樋		2	銅製	
	外部建具	窓	4	格子付木製固定式網戸、枠：スプルスOP塗	
				(W=940、H=1,000)	
				4	(W=700、H=1,000)
	その他	庇	2	木製、亜鉛引鉄板平葺	
		棟飾り	2	アクロテリオン、木製太鼓貼り	
		窓飾り	2	木製	
		側溝	3	コンクリート製犬走り、塗膜防水	
		照明器具	4	壁付ブラケット	
	防災設備	4	消火栓		

キープラン

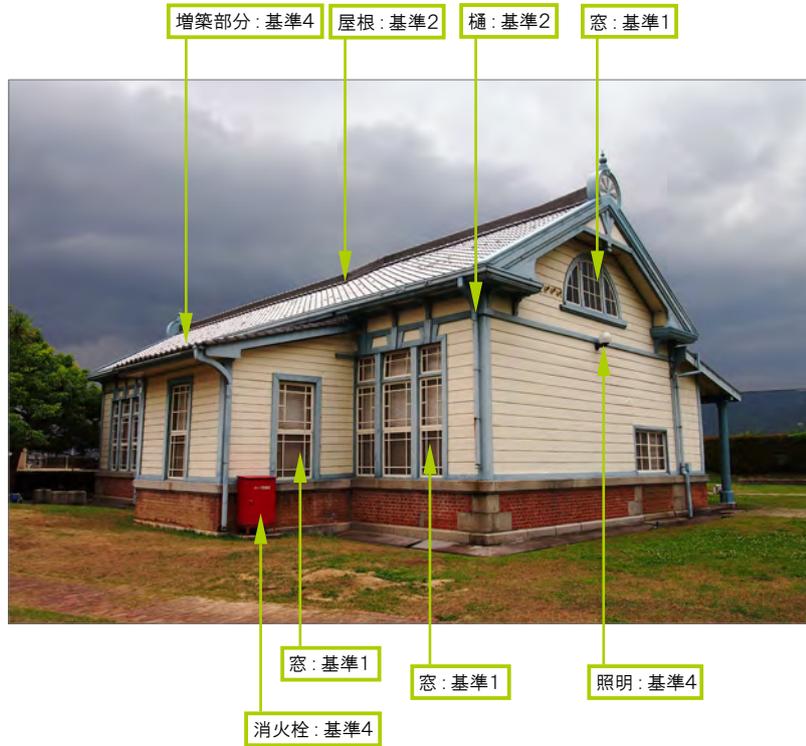


1



■高松市水道資料館 調査シート【写真】	No. 2	外部	歴史館（旧ポンプ室）
---------------------	-------	----	------------

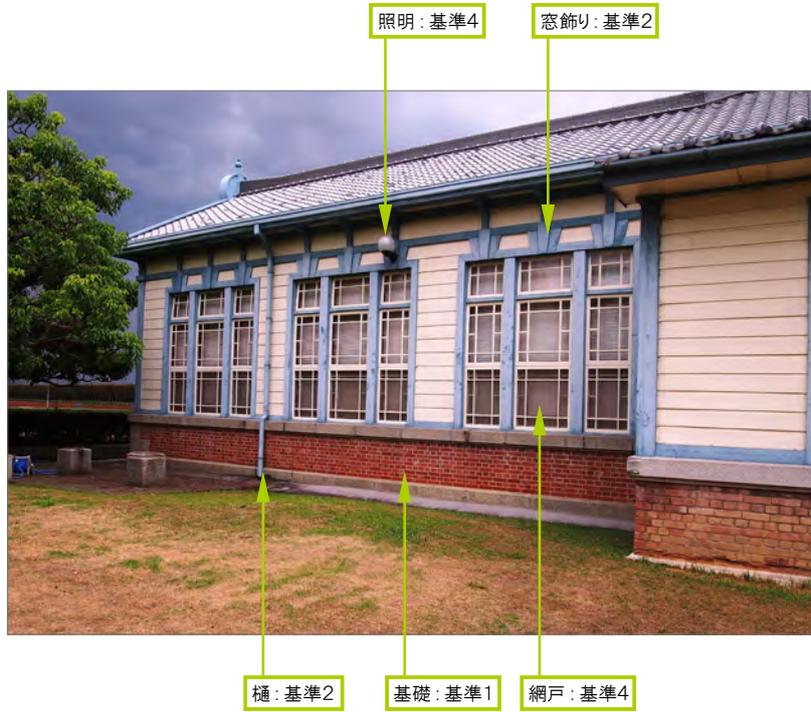
2



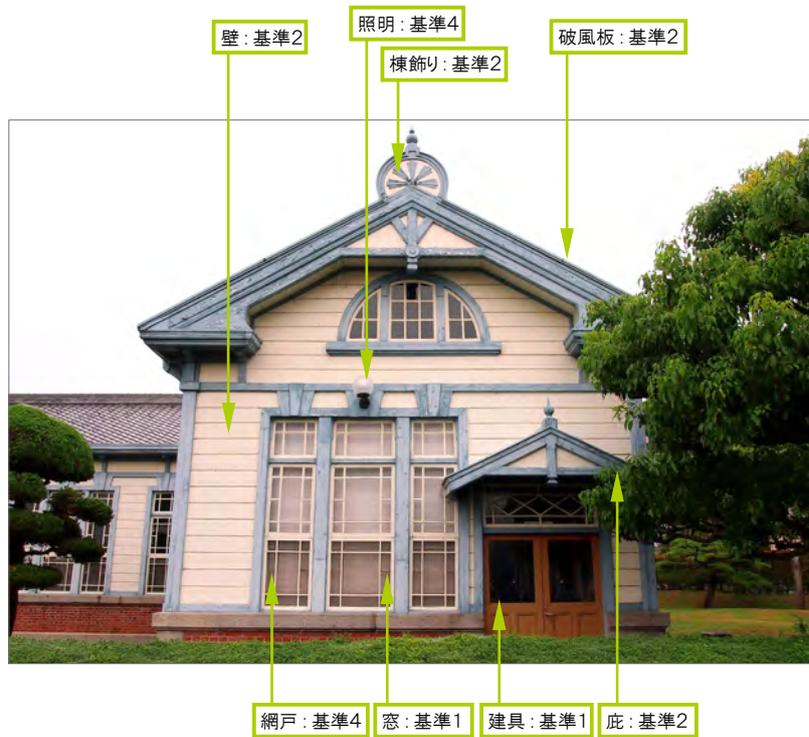
3



4



5

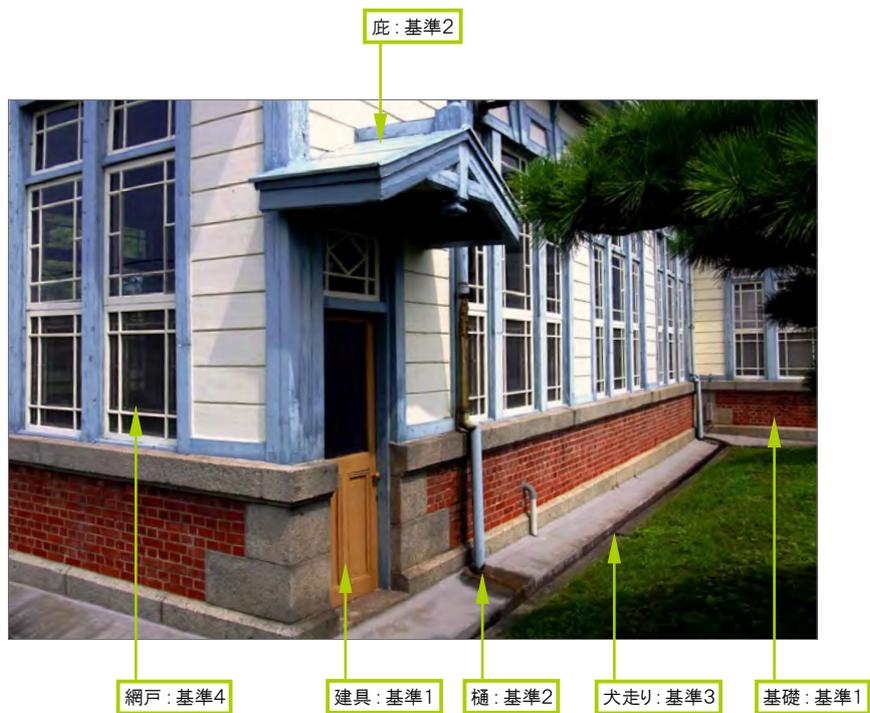


■高松市水道資料館 調査シート【写真】	No. 4	外部	歴史館（旧ポンプ室）
---------------------	-------	----	------------

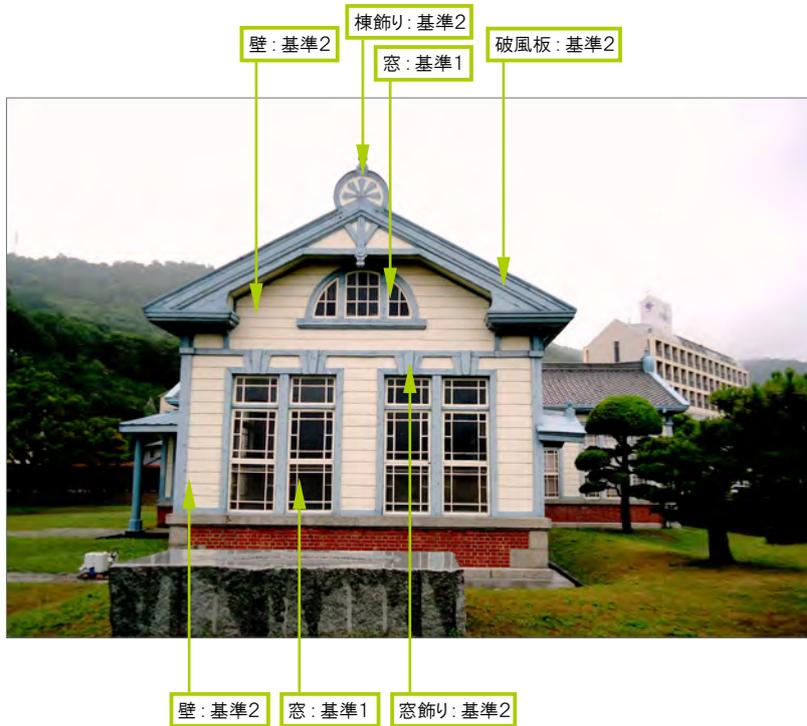
6



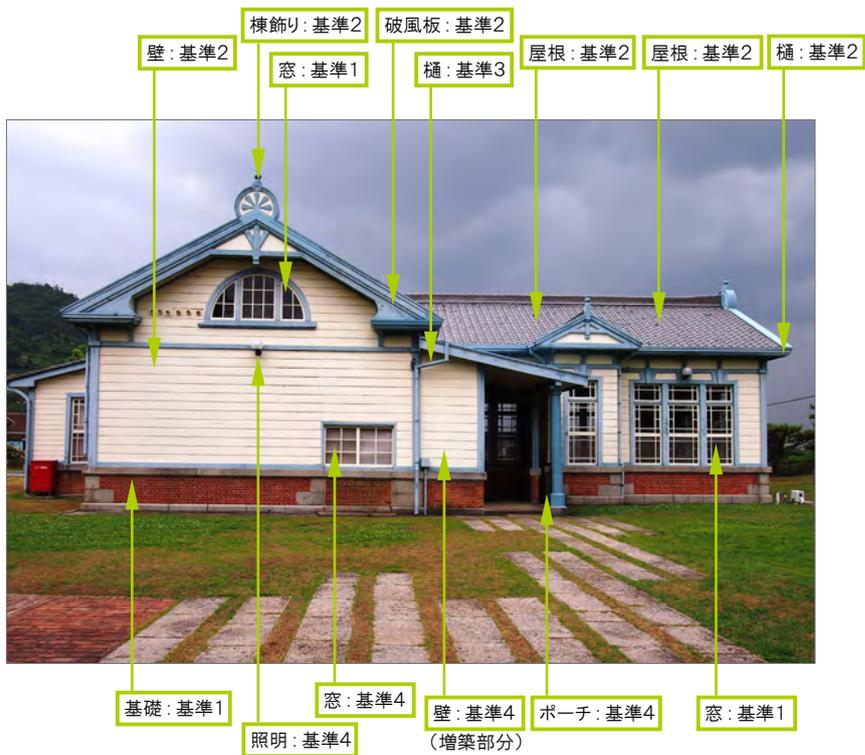
7

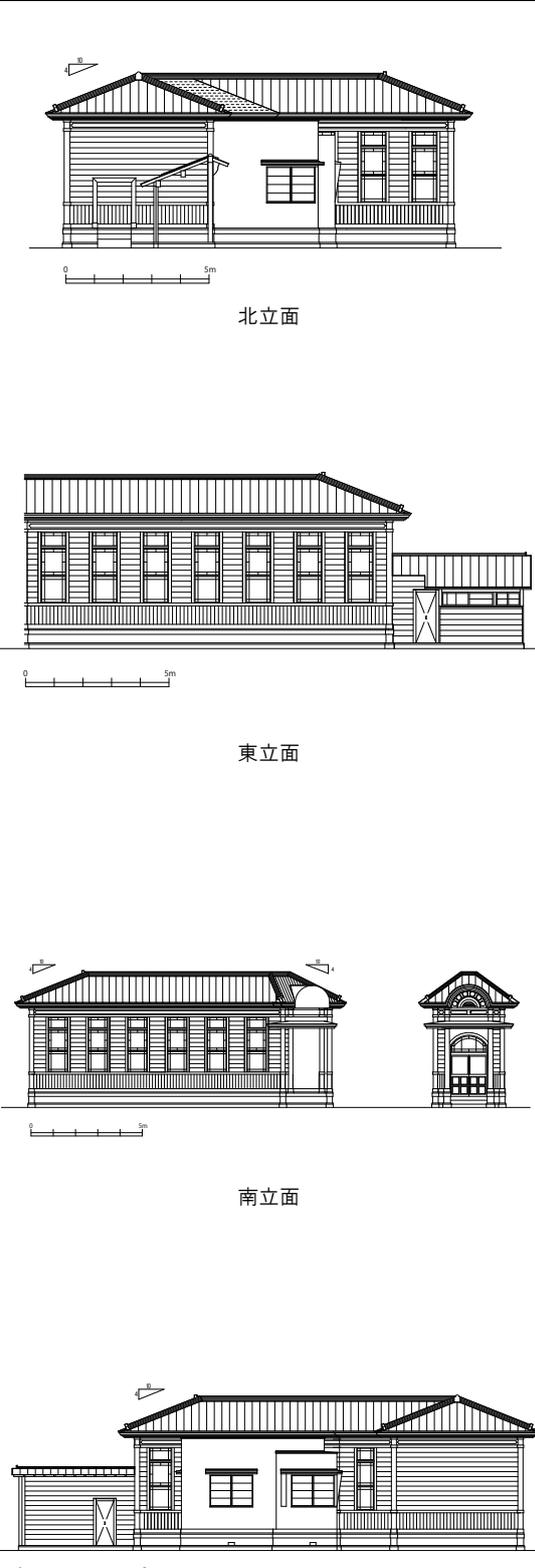


8

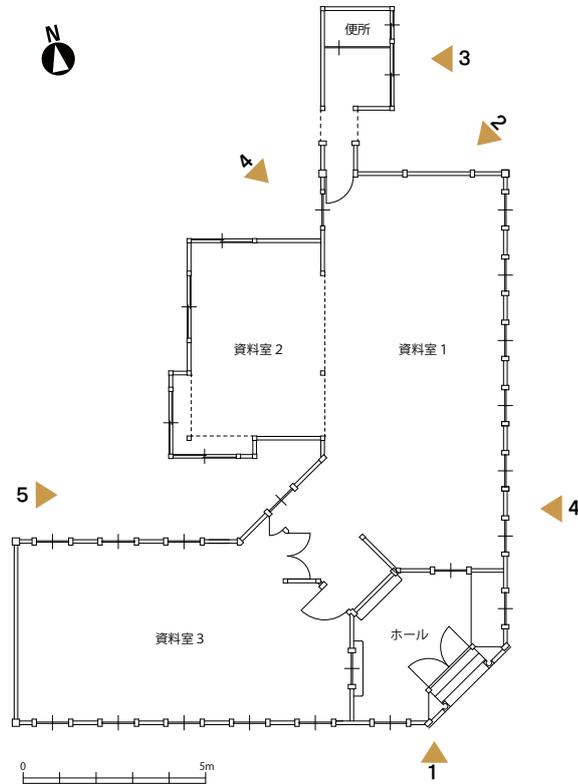


9

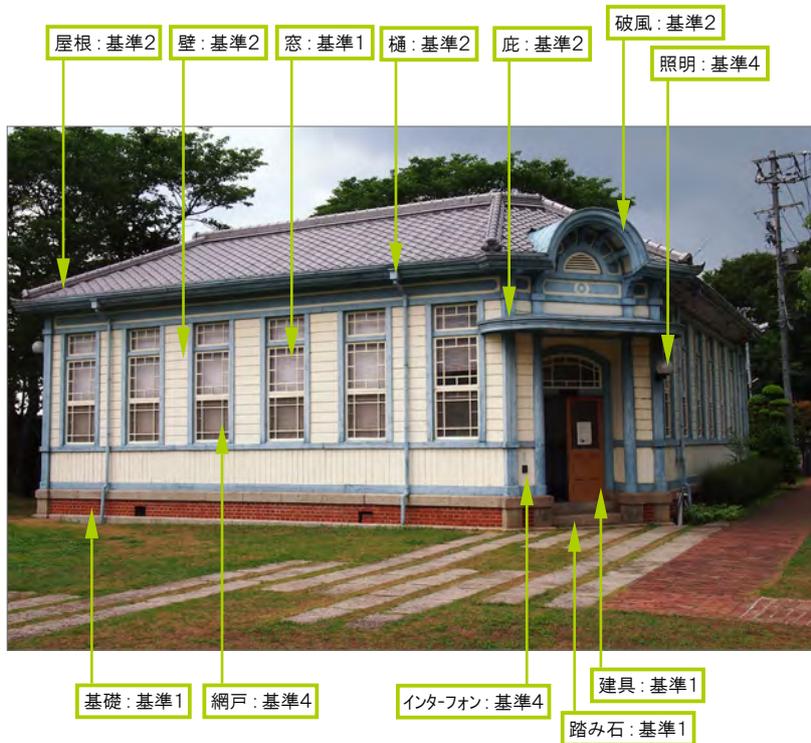


■高松市水道資料館 調査シート【外部】		No. 2	外部	PR館(旧事務所)
立面図		部位	基準	現状・摘要
 <p>北立面</p> <p>東立面</p> <p>南立面</p> <p>西立面</p>	屋根	本体部分	2	棧瓦（いぶし瓦）ルーフィング下地
		増築部分	4	トタン葺ファインウレタン防水塗装、ルーフィング、構造用合板下地
		便所	3	棧瓦（いぶし瓦）ルーフィング下地
	外壁	本体部分	2（一部3）	腰壁（豎羽目板W=125）塗装仕上げ
		増築部分	4	リシン吹付
		便所	2	下見板（H=150）塗装仕上げ
	基礎	本体部分	1（一部3）	地覆石：花崗岩（H=55）
			1（一部3）	煉瓦積み5段（讃岐煉瓦、イギリス積）
			1（一部3）	葛石：花崗岩（H=190）隅部：花崗岩にて補強
		増築部分	4	地覆石：コンクリートブロック+洗い出し
			4	煉瓦タイル貼り5段（バラ板、モルタル下地）
			4	葛石：洗い出し（バラ板、モルタル下地）
便所	1	地覆石：花崗岩		
軒裏	本体部分	2（一部3）	木製、OP塗	
	増築部分			
	便所	2	木製、OP塗	
破風板	本体部分	2（一部3）	木製、OP塗	
	増築部分			
	便所	2	木製、OP塗	
樋		2（一部3）	鋼製	
	外部建具	窓	4	格子付木製固定式網戸、枠：スプルースOP塗（W=940、H=1,000）
その他	庇	2	亜鉛引鉄板葺	
	照明器具	4	壁付ブラケット	
	設備機器	4	インターフォン	

キープラン



1



■高松市水道資料館 調査シート【写真】 No. 7 外部 PR館（旧事務室）

2



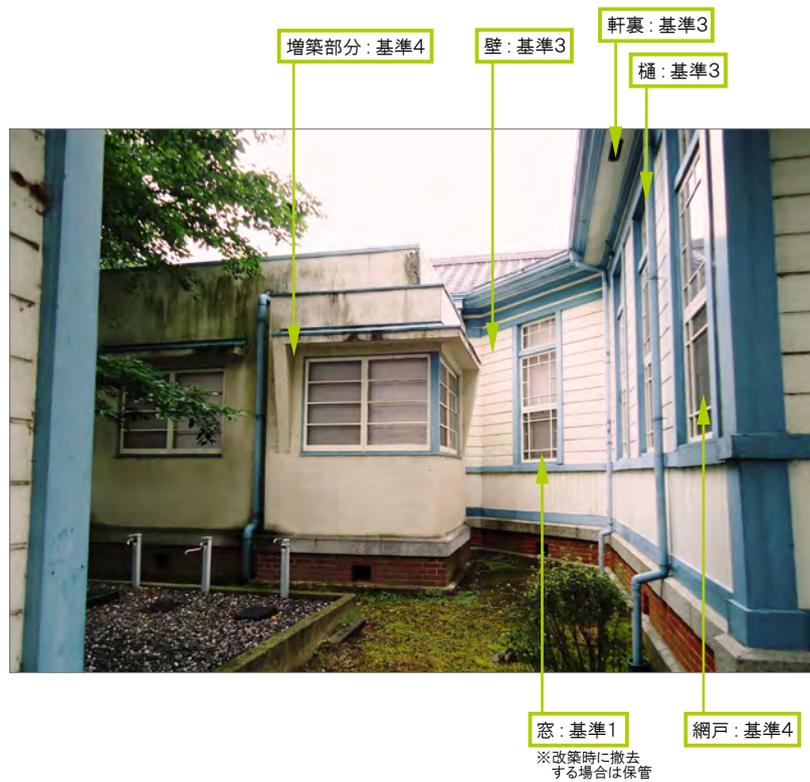
3

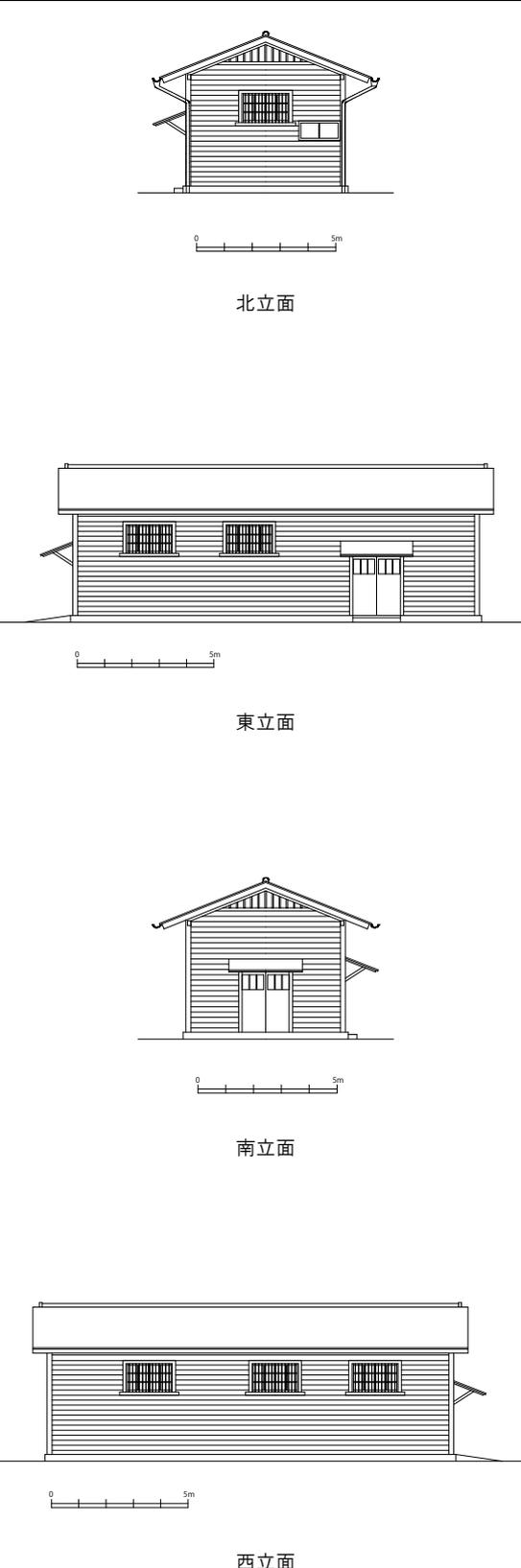


4

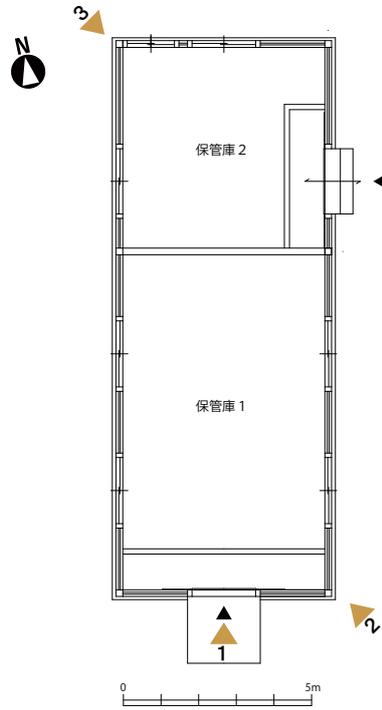


5



■高松市水道資料館 調査シート		No. 3	外部	資料保管庫(倉庫)
立面図		部位	基準	現状・摘要
 <p>北立面</p> <p>東立面</p> <p>南立面</p> <p>西立面</p>	屋根	3	セメント瓦、VP塗外装用	
		庇	2	亜鉛引鉄板平葺
	外壁		2	下見板（H=180）、塗装仕上げ
		2	妻壁：豎板張り	
	基礎	1	地覆石：花崗岩	
		軒裏	2	化粧屋根裏、塗装仕上げ
	破風板		2	木製、塗装仕上げ
		樋	2	銅製
	外部 建具	窓	4	銅製豎棧、塗装仕上げ
		その他	庇	2

キープラン



1

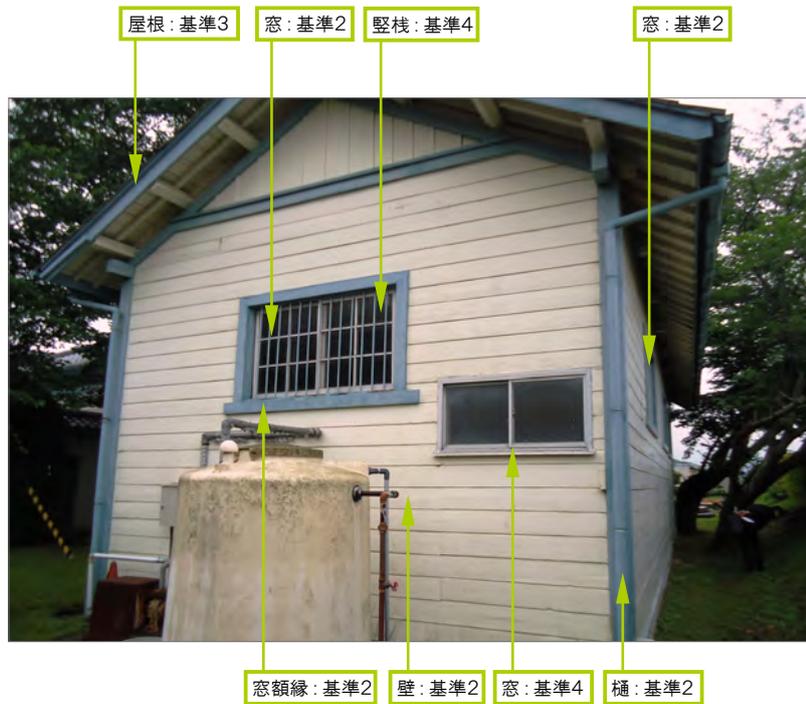


■高松市水道資料館 調査シート【写真】	No. 10	外部	PR館（旧事務室）
---------------------	--------	----	-----------

2

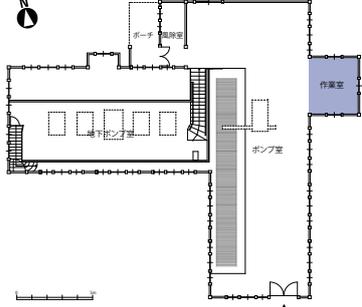


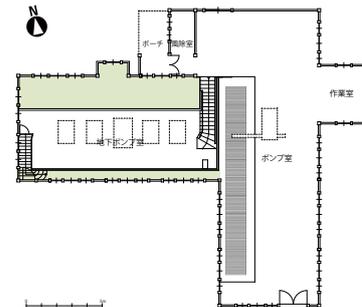
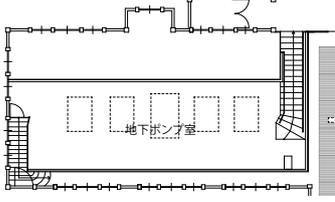
3



■高松市水道資料館 歴史館(旧ポンプ室)		No. 1	1階	風除室
平面図		部位	基準	現状・摘要
<p>キープラン</p>	床	4	土間コンクリート+長尺塩ビシート	
	幅木		—	
	壁	北	4	煉瓦10段+木製土台 (H=160) +横羽目板 (H=130)
		東	3	煉瓦9段+花崗岩土台 (H=210) +横羽目板 (H=150)
		南	3	煉瓦10段+花崗岩土台 (H=210) +横羽目板 (H=210)
		西	4	煉瓦10段+木製土台 (H=160) +横羽目板 (H=150)
	天井		4	化粧小屋裏
	建具	ドア	1 (移設)	木製両開き扉、網入り型ガラス入り (W=1,650×H1970) 木製枠 (W=160)、握り玉、シリンダー錠、 蝶番3ヶ所 (上×2、下×1)、フランス落とし (上下)
		欄間	1 (移設)	菱形格子付木製枠 (H=600) 透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
		窓額縁	2	木製120角
		上下窓	1 (移設)	格子付木製枠 (H=1,880/2, W=700×2) 開閉装置：本来は滑車と紐による上下、現在は留め金具 透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
		上部回転窓	1 (移設)	格子付木製枠、透明ガラス入り、一部大正期ガラス
	その他	分電盤	4	
		消防設備	4	避難口標識、消火器

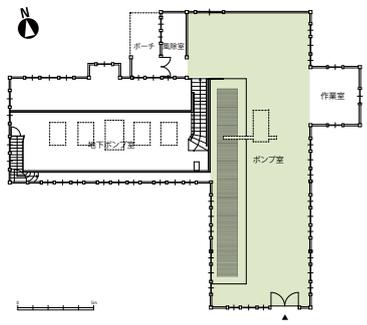
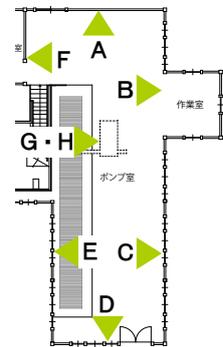
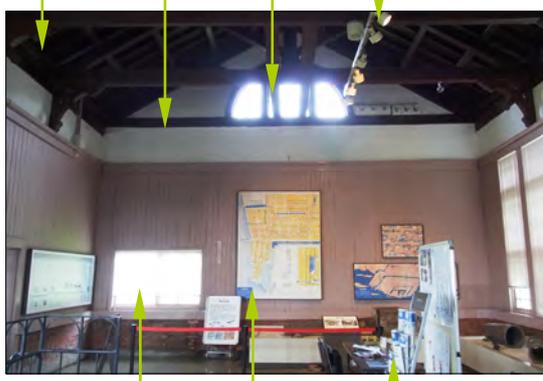
■高松市水道資料館 歴史館(旧ポンプ室)		No. 2	1階	ポンプ室
平面図		部位	基準	現状・摘要
<p>キープラン</p>	床	4	栗石敷きt=100、土間コンクリート+長尺塩ビシート	
			1	花崗岩枠取り+グレーチング
	幅木		1	花崗岩 (H=180~210)、北側窓下一部洗出し
	壁	北	1	煉瓦8段+木製土台 (H=155) +豎羽目板 (W=110) FL2,660まで
		東	1	煉瓦8段+木製土台 (H=170) +豎羽目板 (W=80+10) FL2,660まで
		南	1	煉瓦8段+木製土台 (H=165) +豎羽目板 (W=80+10) FL2,660まで
		西	1	煉瓦8段+木製土台 (H=165) +豎羽目板 (W=110) FL2,660まで
		羽目板上部	2	石膏プaster塗、EP塗
	廻縁		—	
	天井		2	化粧天井裏
	建具	窓額縁	2	木製120角
		上下窓	1	格子付木製枠 (H=1,880/2, W=700, W=930, W=700) 開閉装置：本来は滑車と紐による上下、現在は留め金具 透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
		上部回転窓	1	格子付木製枠、透明ガラス入り、一部大正期ガラス
		窓①	4	木製枠、格子付木製引違、透明ガラス入り
		ドア①	1	木製両開き (内開き)、透明ガラス入り (W=1,770×H=1,935) 木製枠W=115、ドアハンドル、サムターン錠、 蝶番3ヶ所 (上×2、下×1)、スチール製沓摺
		欄間	1	菱形格子付木製枠 (H=600) 透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
	その他	手摺	1	鋼製手摺 (既存手摺に一部増設)：鉛丹錆止め+OP塗
		展示物	1	高揚ポンプ1式
		木部塗装	2	OP塗
	照明器具	4	ライティングレール+スポットライト15台、直付電球4ヶ所	
	放送設備	4	館内用スピーカー1台、音声ガイド専用センサー1ヶ所	
	消防設備	4	非常用照明、避難口標識	
	窓開口	5	ブラインド	

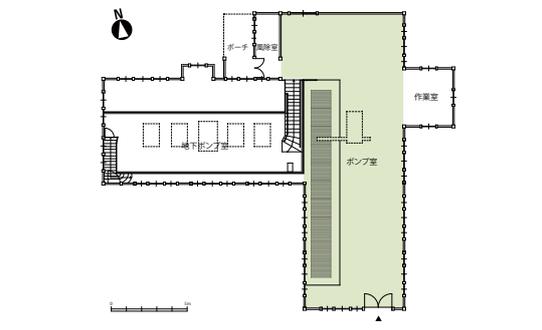
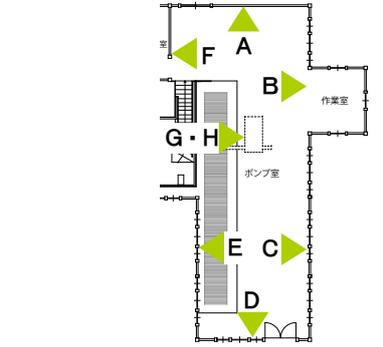
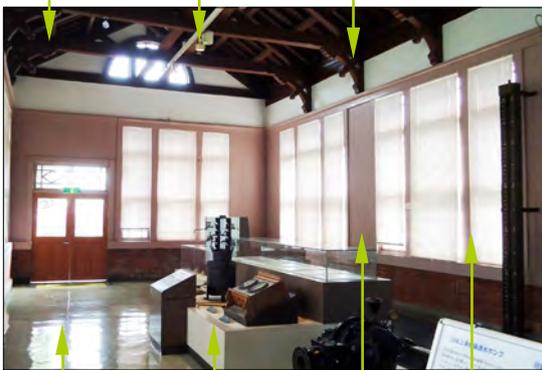
■高松市水道資料館 歴史館(旧ポンプ室)		No. 3	1階	旧作業室
平面図		部位	基準	現状・摘要
  キープラン	床		4	土間コンクリート+長尺塩ビシート
	幅木			
	壁	北東南	4	煉瓦10段+木製土台 (H=160) + 豎羽目板 (W=110)
		西	4	開口部三方枠 (W=100、D=240)
	廻縁		4	木製
	天井		4	板貼り (W=110) 勾配天井
	建具	窓額縁	4	木製120角
		上下窓	1 (移設)	格子付木製枠 (H=1,880/2、W=730、930、950) 開閉装置：本来は滑車と紐による上下、現在は留め金具 透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
	その他	木部 塗装	4	OP塗
		窓開口	4	ブラインド

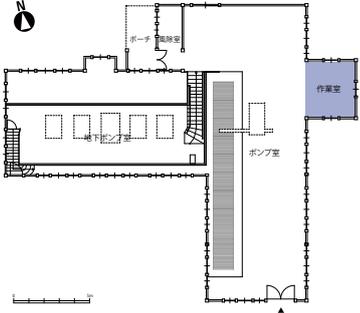
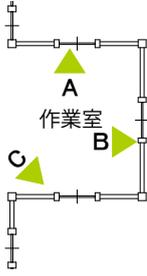
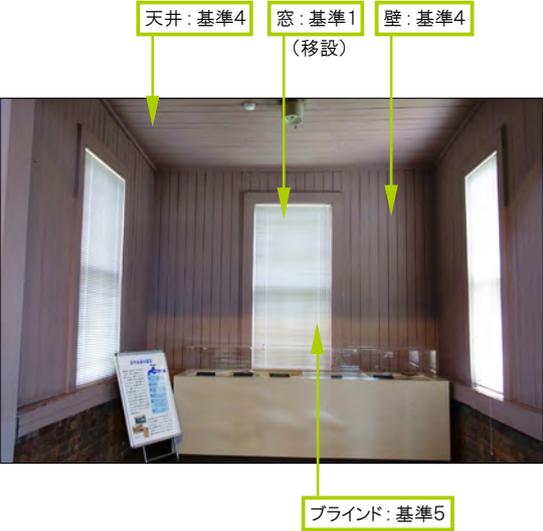
■高松市水道資料館 歴史館(旧ポンプ室)		No. 4	1階	地下ポンプ室上部
平面図		部位	基準	現状・摘要
  キープラン	床		1	花崗岩、一部鉄板貼り
	幅木		1	花崗岩 (H=165)
	壁	北東南	1	煉瓦8段+木製土台 (H=165) + 豎羽目板 (W=90+10) FL2.650まで
		羽目板 上部	2	石膏プラスター塗、EP塗
	廻縁			
	天井		2	化粧屋根裏
	建具	ドア	1	木製枠、木製片開き (内開き) (W=730、H=1,960) 型板ガラス入り、握り玉、蝶番3ヶ所 (上×2、下×1)
		欄間	1	菱形格子付木製枠 (H=600) 透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
		窓額縁	2	木製120角
		上下窓	1	格子付木製枠 (H=1,880/2、W=930×2) 開閉装置：本来は滑車と紐による上下、現在は留め金具 透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
		上部 回転窓	1	格子付木製枠、透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
	その他	通路	1	点検用木製通路+鋼製手摺：鉛丹錆止め+OP塗
		照明 器具	4	ライティングレール、スポットライト5台、蛍光灯3台、直付電球2ヶ所
		キャット ウォーク	3	鋼製柱 (新設)
		キャット ウォーク	1	計器1台、鋼製手摺：鉛丹錆止め+OP塗
	木部 塗装	2	OP塗	

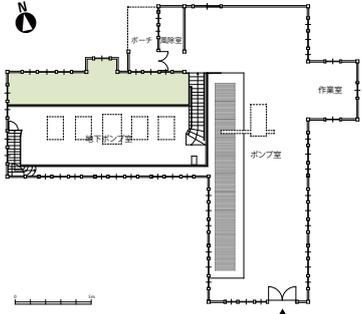
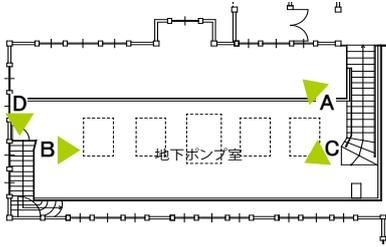
■高松市水道資料館 歴史館(旧ポンプ室)		No. 5	地階	地下ポンプ室	
平面図		部位	基準	現状・摘要	
<p>キープラン</p>		床	3	コンクリート製束石350×350×100、アンカー埋込 上床：根太@300 ブナフローリング (W=75、t=18) 直張工法、ボイル油拭き	
		幅木	1	花崗岩 (H=215)	
		壁	1	煉瓦積み (イギリス積、H=3.290)	
		廻縁			
		天井			
		建具	ドア①	1	階段下物入：アーチ型木製両開き 握り玉、鍵穴飾り、留め金具、蝶番 (新設) 4ヶ所
		その他	北側階段	1	花崗岩製段板、銅製手摺×2 (右側新設)：鉛丹錆止め、OP塗
			南側階段	1	花崗岩製段板、銅製手摺：鉛丹錆止め、OP塗
			展示物	1	取水ポンプ4台、配電盤2台、ハンドル1台
			照明器具	4	ライティングレール、スポットライト5台、蛍光灯3台、 直付電球2ヶ所
			消防設備	4	火災警報器、避難口誘導灯、消火器

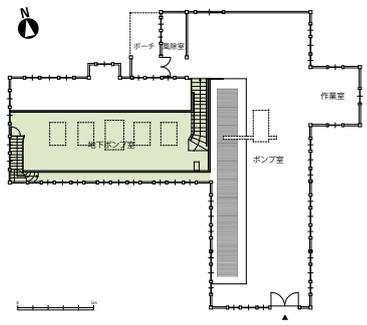
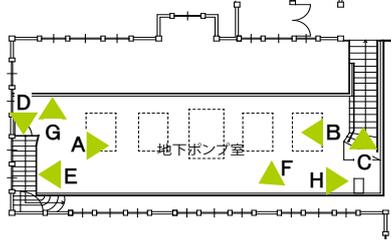
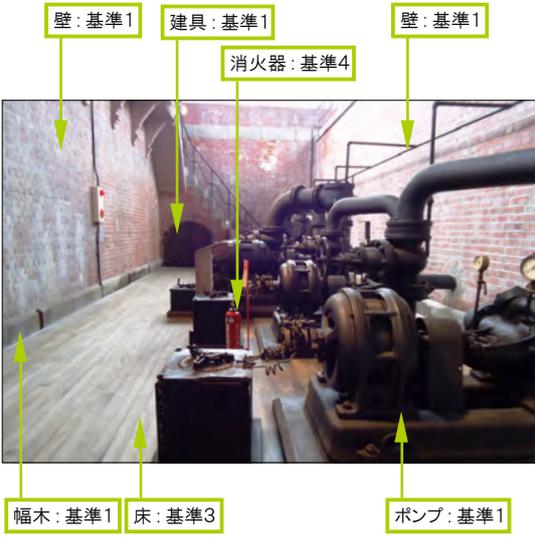
■高松市水道資料館 調査シート【写真】 No. 1		1 階	歴史館（旧ポンプ室）風除室
キープラン		平面図	
A		B	
C		D	

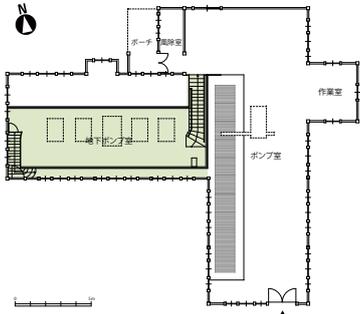
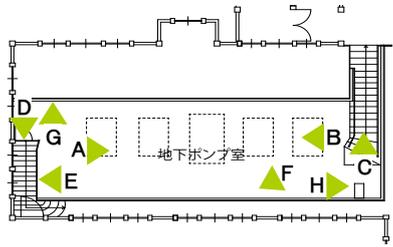
■高松市水道資料館 調査シート【写真】	No. 2	1 階	歴史館（旧ポンプ室）ポンプ室
キープラン		平面図	
			
A		B	
<p>天井：基準2 壁：基準2 窓：基準1 照明：基準4</p>  <p>窓：基準4 展示物：基準5 基礎：基準1</p>		<p>照明：基準4 非常用照明：基準4 構造材：基準1</p>  <p>窓：基準1 プラインド：基準5 壁：基準2</p>	
C		D	
<p>壁：基準2 照明：基準4 構造材：基準1</p>  <p>窓：基準1 基礎：基準1 プラインド：基準5</p>		<p>避難口標識：基準4 窓：基準1 構造材：基準1</p>  <p>建具：基準1 窓：基準1 プラインド：基準5</p>	

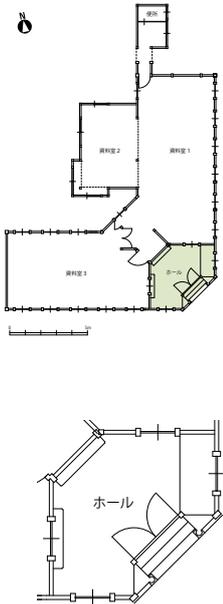
<p>■高松市水道資料館 調査シート【写真】</p>	<p>No. 3</p>	<p>1 階</p>	<p>歴史館（旧ポンプ室）ポンプ室</p>
<p>キープラン</p>		<p>平面図</p>	
			
<p>E</p>	<p>F</p>		
 <p>天井：基準2 照明：基準4 構造材：基準1</p> <p>床：基準4 展示物：基準5 壁：基準2 窓：基準1</p>	 <p>構造材：基準1 誘導灯：基準4 壁：基準2</p> <p>手摺：基準1 基礎：基準1</p>		
<p>G</p>	<p>H</p>		
 <p>グレーチング：基準4 枠：基準1 ポンプ：基準1</p>	 <p>床：基準4 ポンプ：基準3 ※他の浄水場から移設したもの</p>		

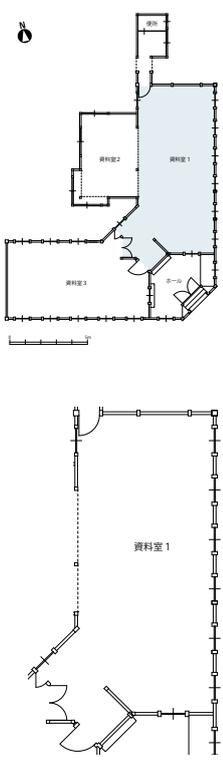
<p>■高松市水道資料館 調査シート【写真】</p>	<p>No. 4</p>	<p>1 階</p>	<p>歴史館（旧ポンプ室）作業室</p>
<p>キープラン</p>		<p>平面図</p>	
			
<p>A</p>		<p>B</p>	
			
<p>C</p>			
			

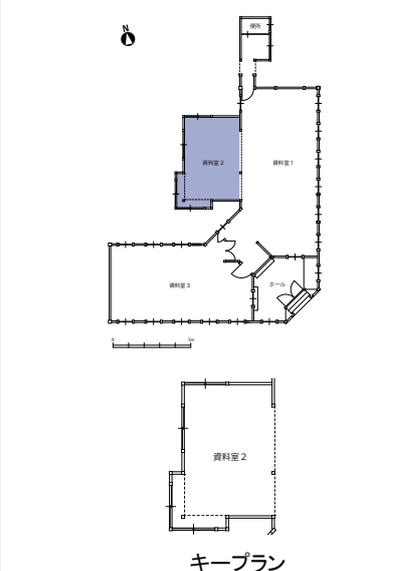
■高松市水道資料館 調査シート【写真】	No. 5	1 階	歴史館（旧ポンプ室）地下ポンプ室
キープラン		平面図	
			
A		B	
			
C		D	
			

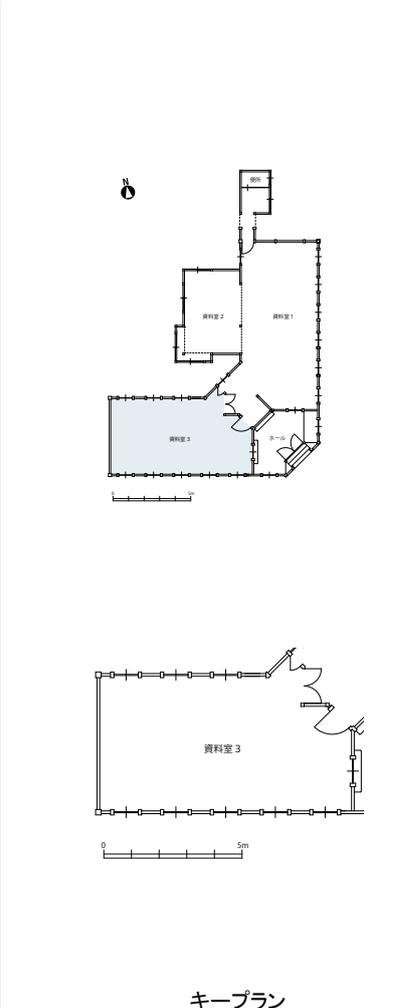
■高松市水道資料館 調査シート【写真】	No. 6	地階	歴史館（旧ポンプ室）地下ポンプ室
キープラン		平面図	
			
A		B	
			
C		D	
			

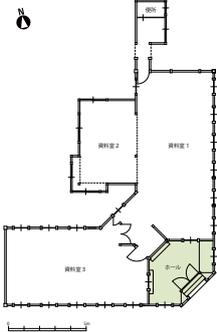
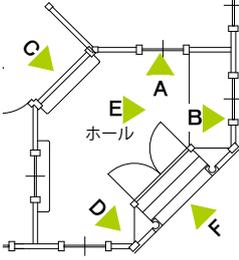
<p>■高松市水道資料館 調査シート【写真】</p>	<p>No. 7</p>	<p>地 階</p>	<p>歴史館（旧ポンプ室）地下ポンプ室</p>
<p>キープラン</p>		<p>平面図</p>	
			
<p>E</p>		<p>F</p>	
 <p>幅木：基準1</p> <p>建具：基準1</p> <p>蝶番：基準4</p>		 <p>通路：基準1</p> <p>手摺：基準1</p> <p>照明：基準5</p>	
<p>G</p>		<p>H</p>	
 <p>配電盤：基準1</p>		 <p>ハンドル：基準1</p>	

■高松市水道資料館 PR館(旧事務室)		No. 1	1階	ホール	
平面図		部位	基準	現状・摘要	
 <p>キープラン</p>	床		1	セメントモルタル、一部石敷き、花崗岩土台 (H=200)	
	幅木		2	木製幅木 (H=180)	
	壁	腰壁		2	豎羽目板 (W=130, H=450)
		土台		2	木製 (H=120)
		腰上		2	土壁+石膏プラスター塗 (一部ラスボード下地t=7) EP塗
		長押		2	木製 (H=100) 塗装仕上げ
	廻縁			2	木製
	天井			2	木製目透し貼り (W≒150)
				1	照明器具周囲円形くり型有
	建具	ドア①		1	木製枠、木製両開き、すりガラス入り (ガラス外側金属製面格子) 蝶番6ヶ所 (上×2、下×1)、握り玉、ドアロック、 シリンダー+サムターン (新設)、フランス落とし (上:古、下:新)
			欄間	1	格子付木製枠、透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
		窓額縁		2	木製120角
		上下窓		1	格子付木製枠 (H=1,880/2, W=930) 開閉装置: 本来は滑車と紐による上下、現在は留め金具 透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
	その他	上部 回転窓 照明 器具		1	格子付木製枠、透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
				4	直付電球1ヶ所、非常用照明
		造作		2	木製下足入れ (物入れ)、木製受付カウンター

■高松市水道資料館 PR館(旧事務室)		No. 2	1階	資料室1	
平面図		部位	基準	現状・摘要	
 <p>キープラン</p>	床		4	耐水合板 (t=15)、長尺塩ビシート (W=1,800, t=2.5) マーブル	
	幅木		2	木製、塗装仕上げ (2段: H=140+60, t=30)	
	壁	腰壁		2	豎羽目板 (杉板W=130, H=450、t=15)
		土台		2	木製 (H=120)
		腰上		3	土壁+石膏プラスター塗 (一部ラスボード下地t=7) EP塗
		長押		2	木製 (H=100) 塗装仕上げ
		柱		3	既設柱に添柱、ビーター材化粧貼り (t=33) ウレタン仕上げ
		柱脚		3	花崗岩磨き貼り (H=125)
		化粧梁		3	ビーター材 (100×270) ウレタン仕上げ
	廻縁			2	木製、塗装仕上げ
	天井			3	目透し貼り (杉板W≒150, t=12)、天井点検口: アルミ製450×450
				1	照明器具周囲円形くり型有
	建具	ドア①		3	木製枠、木製片開き、内開き透明ガラス入り (H=1,920) レバーハンドル、シリンダー+サムターン、ストッパー (壁付き)
			窓額縁	2	木製120角
		上下窓		1	格子付木製枠 (H=1,880/2, W=930) 開閉装置: 本来は滑車と紐による上下、現在は留め金具 透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
	その他	上部 回転窓		1	格子付木製枠、透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
照明			4	ライティングレール+スポットライト、直付電球1ヶ所	
	放送 設備	4	館内用スピーカー1台		
	消防 設備	4	火災警報器、煙感知器、非常用照明、消火器		
	窓開口		5	ブラインド	
	木部 塗装		3	OP塗	

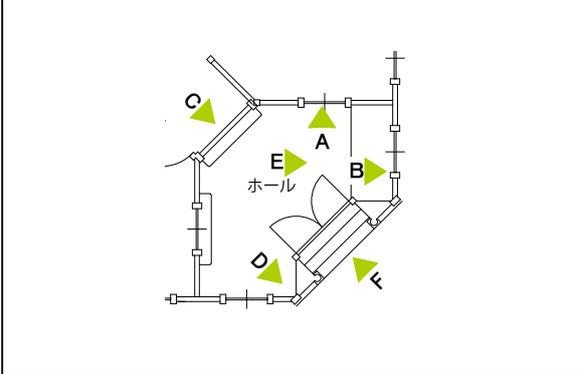
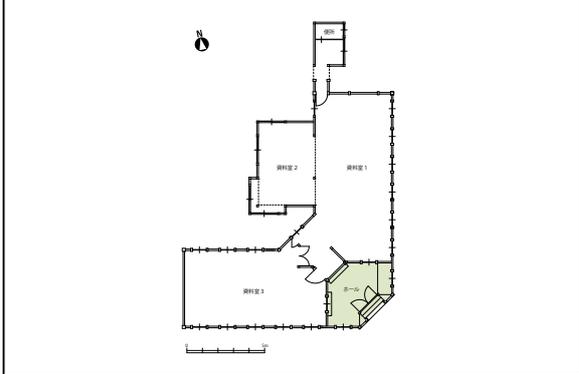
■高松市水道資料館 PR館(旧事務室)		No. 3	1階	資料室2	
平面図		部位	基準	現状・摘要	
 <p>キープラン</p>	床		4	長尺塩ビシート (W=1,800、t=2.5) マーブル	
			4	床下点検口 (450×450)	
	幅木		4	木製 (1段:H=200)	
	壁		4	土壁+石膏プラスター塗 (一部ラスボード下地t=7) EP塗	
			4	開口部: 垂壁 (FL=2、150)、三方枠100×100	
	廻縁		4	木製 (天井・壁と同色、色: 白)	
	天井		4	塗装仕上げ (下地: コンパネ?) 天井点検口: アルミ製450×450	
	建具	窓①		4	出窓、木製引違窓、透明ガラス入り
		窓②		4	木製引違窓、透明ガラス入り (W=1,820、H=1,270)
		窓③		4	木製引違窓、透明ガラス入り (W=1,820、H=1,270)
	その他	照明器具		5	直付電球2ヶ所
		窓開口		5	ブラインド
		木部塗装		5	OP塗

■高松市水道資料館 PR館(旧事務室)		No. 4	1階	資料室3	
平面図		部位	基準	現状・摘要	
 <p>キープラン</p>	床		4	長尺塩ビシート (W=1,800、t=2.5) マーブル	
	幅木		2	木製 (2段:H=140+60)	
	壁	腰壁		2	縦羽目板 (H=450、W=130)
		土台		2	木製 (H=120)
		腰上		3	土壁+石膏プラスター塗 (一部ラスボード下地 t=7) EP塗
		長押		2	木製 (H=100)
		柱		3	木製、塗装仕上げ
		柱脚		3	花崗岩磨き貼り (H=125)
	廻縁		2	木製、塗装仕上げ	
	天井		2	板貼目透し貼り (W≦150)、塗装仕上げ	
			1	照明器具周囲円形くり型有	
	建具	窓額縁		2	木製120角
		上下窓		1	木製枠格子付 (H=1,880/2、W=930)
					開閉装置: 本来は滑車と紐による上下、現在は留め金具
					透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
		上部 回転窓		1	木製枠格子付、透明ガラス入り、一部大正期ガラス (?)
		ドア①	1 (撤去保存)		木製片開き、透明ガラス入り (W=850、H=1,900)
					握り玉+蝶番2ヶ所
		ドア②	1 (撤去保存)		木製両開き、透明ガラス入り (W=1,200、H=1,900)
					握り玉+蝶番4ヶ所+フランス落とし (上: 古、下: 新)
					木製杏摺
	ドア③	1 (撤去保存)		木製片開き、透明ガラス入り (W=780、H=1,900)	
				握り玉+蝶番2ヶ所	
その他	照明		4	ライティングレール+スポットライト、直付電球3ヶ所	
	放送設備		4	館内用スピーカー1台	
	消防設備		4	非常用照明、煙感知器	
	窓開口		5	ブラインド	
	木部塗装		3	OP塗	

■高松市水道資料館 調査シート【写真】	No. 8	1 階	PR館（旧事務室）ホール
キープラン		平面図	
			
A		B	
			
C		D	
			

キープラン

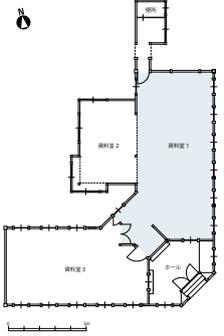
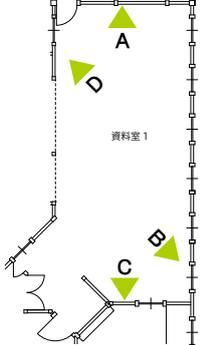
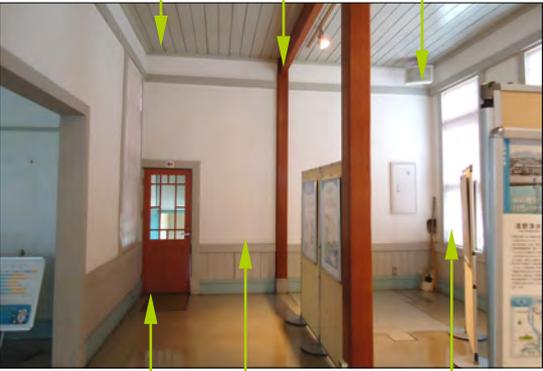
平面図

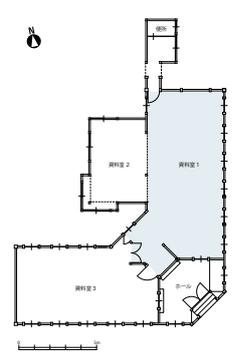
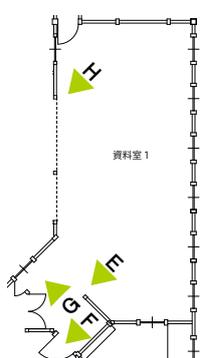


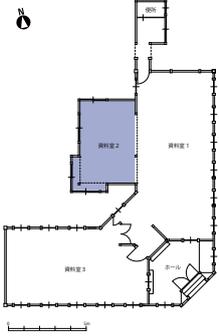
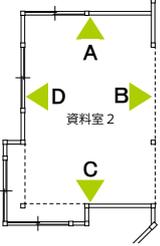
E

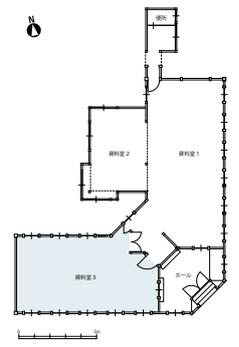
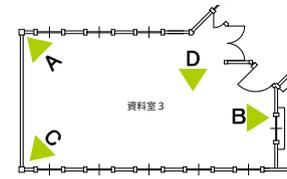
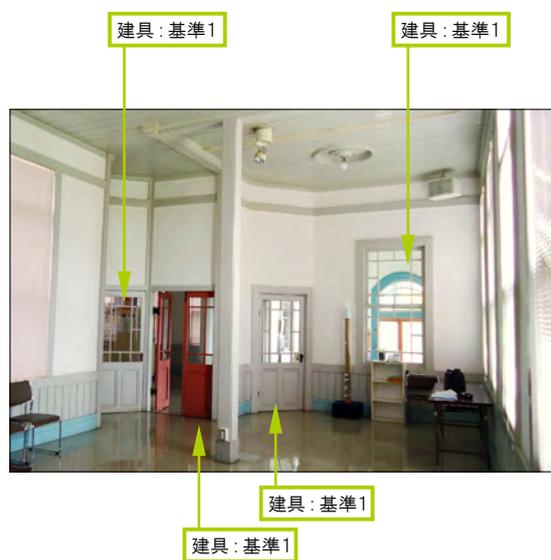
F

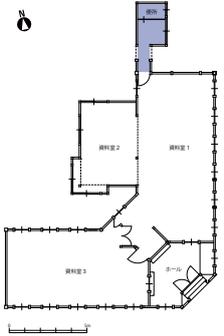
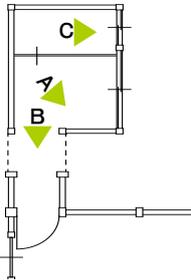


■高松市水道資料館 調査シート【写真】	No. 3	1 階	PR館（旧事務室）資料室1
キープラン		平面図	
			
A		B	
			
C		D	
			

<p>■高松市水道資料館 調査シート【写真】</p>	<p>No. 4</p>	<p>1 階</p>	<p>PR館（旧事務室）資料室 1</p>
<p>キープラン</p>		<p>平面図</p>	
			
<p>E</p>		<p>F</p>	
			
<p>G</p>		<p>H</p>	
			

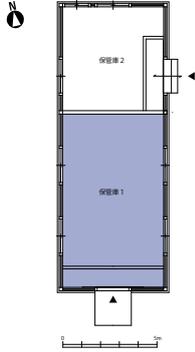
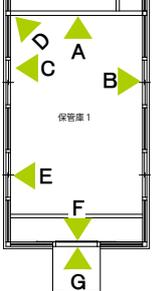
■高松市水道資料館 調査シート【写真】		No. 5	1 階	PR館（旧事務室）資料室 2
キープラン		平面図		
				
A		B		
				
C		D		
				

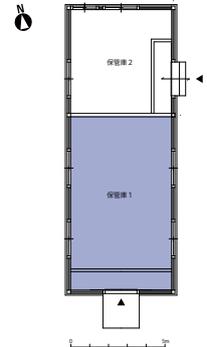
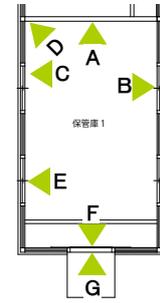
■高松市水道資料館 調査シート【写真】	No. 6	1 階	PR館（旧事務室）資料室3
キープラン		平面図	
			
A		B	
			
C		D	
			

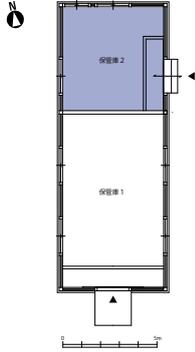
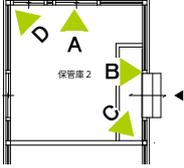
■高松市水道資料館 調査シート【写真】	No. 7	1 階	PR館（旧事務室）資料室3
キープラン		平面図	
			
A		B	
			
C			
			

■高松市水道資料館 資料保管庫(倉庫)		No. 1	1階	保管庫1	
平面図		部位	基準	現状・摘要	
<p>キープラン</p>	床	土間	5	モルタル金銀磨き（新設）	
		内部	5	既設土間に上床新設、縁甲板貼り（アビトンW=110）直張工法	
				5	枠：洋桜100×100
	幅木		5	木製、塗装なし（H=75）	
	壁		2	土壁表し	
			5	FL2,000まで耐水合板貼り（新設）	
	廻縁				
	天井		2	化粧屋根裏	
	建具	ドア	3	木製引分け、塗装仕上（W=925×2、H=2,000） すりガラス入り	
		窓	1	木製引違4ヶ所、格子付、塗装仕上（W=1,700、H=950） 透明ガラス入り、一部大正期ガラス（?）	
	その他	照明器具	5	蛍光灯3本（梁より吊り下げ）	
		物品棚	5	木製	

■高松市水道資料館 資料保管庫(倉庫)		No. 2	1階	保管庫2
平面図		部位	基準	現状・摘要
<p>キープラン</p>	床	土間	5	モルタル金銀磨き（新設）
		内部	5	既存土間床に上床新設、長尺塩ビシート
	幅木		5	木製、塗装仕上（H=75）
	壁		5	ビニールクロス貼り
	廻縁		5	塩ビ製
	天井		5	岩綿吸音板（300×600）
	建具	ドア	3	木製引分け、塗装仕上（W=925×2、H=2,000） すりガラス入り
		窓①③	2	木製引違2ヶ所、格子付、塗装仕上（W=1,700、H=950） 透明ガラス入り、ガラス新設
		窓②	4	アルミ製引違、型板ガラス入り
	その他	照明器具	5	蛍光灯4ヶ所

■高松市水道資料館 調査シート【写真】 No. 1		1 階	資料保管庫（旧倉庫）
キープラン		平面図	
			
A		B	
			
C		D	
			

■高松市水道資料館 調査シート【写真】	No. 2	1 階	資料保管庫（旧倉庫）保管庫 1
キープラン		平面図	
			
E		F	
			
G			
			

■高松市水道資料館 調査シート【写真】 No. 3		1 階	資料保管庫（旧倉庫）保管庫2
キープラン		平面図	
			
A		B	
			
C		D	
			

3 管理計画

(1) 管理の体制

平成 29 年度からは指定管理者制度を導入し、計画区域の対象となっている高松市水道資料館の敷地及び建造物を一括して管理・運営する予定である。

(2) 管理方法

ア 保存環境の管理

(ア) 清掃・整頓に関する事項

指定管理者による日常的な清掃・整頓の他、清掃業者による定期的な屋内の清掃・メンテナンスを行う。

(イ) 日照・通風の確保に関する事項

指定管理者によって、定期的に全室の窓の開閉を行う。

(ウ) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項

指定管理者又は専門の業者によって点検をし、必要に応じて防蟻・防虫処理を行う。

(エ) 風雪水害に関する事項

指定管理者によって点検する。

(オ) その他

毀損・盗難等の事故防止に関し、指定管理者による巡回のほか、夜間の施錠を徹底する。また、必要に応じて監視カメラを導入する等、機械警備を行う。

イ 建造物の維持管理

管理のための行為の内容について、以下の区別に示す。補修を行う際は記録を取り、今後の保存修理の参考とする。

(ア) 基礎

- a 煉瓦基礎部分のクラックの点検
- b 外構樹木根の建造物への影響の確認
- c 広場の清掃及び落葉の堆積の予防
- d 樹木・植栽の手入れ（剪定・草刈等）
- e 犬走りの清掃及び側溝の水捌けの点検

(イ) 軒廻り及び床下

- a 通風の確保
- b 軒樋の清掃
- c 破風板、軒裏等の劣化状況の確認
- d 床板の沈み等の点検

(ウ) 外壁

- a 羽目板の破損部分の点検及び補修
- b 木部の腐朽状態の確認
- c 塗装の劣化状況の確認

(エ) 内壁

- a 歴史館（旧ポンプ室）地下ポンプ室、煉瓦壁のクラックの点検及び湿潤箇所の早期発見
- b 石膏プラスター塗部分の浮き及びクラックの点検
- c 羽目板及び腰壁部分、破損箇所の点検及び補修

(オ) 床

- a 毀損の有無の確認
- b 物品移動の際の十分な注意
- c 重量物設置の際の下地の確認
- d 仕上材料に応じた定期的なメンテナンス

(カ) 屋根及び雨樋

- a 雨漏りの有無の点検及び補修
- b 瓦の劣化、割れ、脱落の点検及び補修
- c 雨樋の定期的な清掃、破損箇所の点検及び補修

(キ) 建具

- a 開閉時の取り扱いの注意
- b 窓ガラスの割れの点検及びビードの補修
- c 金具類（蝶番等）の手入れ
- d 建具枠及び建具の腐朽・歪みの確認

(ク) 金具類

- a 水からの保護、錆に対する注意
- b 錆・汚れの除去

4 修理計画

（1）維持修理の基本方針

P R館（旧事務室）及び資料保管庫（旧倉庫）（大正6年（1917）竣工）、歴史館（旧ポンプ室）（大正7年（1918）竣工）は竣工からまもなく100年を迎える。これまで、小修理を重ねながら適切に維持管理を行ってきたものの、経年による劣化・破損が随所に見られる。（参考資料3）高松市水道資料館では、平成27年度から、積極的な公開・活用を目指すと共に、耐震性能の向上及び建造物の健全性回復を図るため、公開活用整備並びに耐震対策工事業に着手する予定である。この事業の中で、平成27年度に実施設計を行い、翌28年度に公開活用に資する設備及び付属施設の整備並びに耐震対策工事等を行う。平成29年には、P R館（旧事務室）及び資料保管庫（旧倉庫）の竣工からちょうど100周年を迎えることとなり、この節目の年に、新たな機能を付加した施設として公開を開始する予定である。

平成27年度に実施設計を行うに当たり、必要と思われる調査項目を以下に挙げる。

- ア 実測調査（軸組図・伏図・展開図・構造図等）
- イ 部分解体による仕様確認調査
- ウ 目視による腐朽・蟻害調査
- エ 追加の破損調査
- オ 痕跡調査
- カ 敷地の地盤調査
- キ 歴史館（旧ポンプ室）地下煉瓦壁背面地盤調査
- ク 煉瓦の性能調査
- ケ 敷地のレベル調査

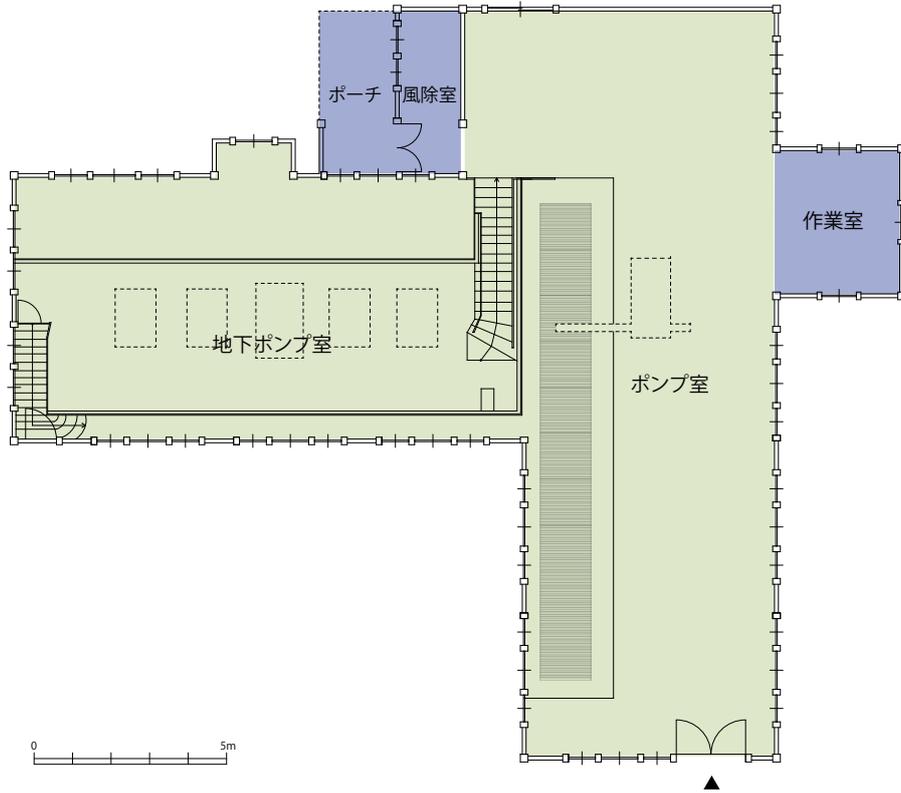
文化財建造物の実施設計では、あらゆる調査を行いながら設計精度を高めることを目指すものの、目視による判断に頼らざるを得ない部分も多分にある。このため、取り換え範囲や補強範囲など、ある程度の想定を含まざるを得ない。これらの当初想定した数量については、解体時の調査により、数量や工事内容について詳しく精査したう

えで、変更設計を行うことが前提となる。

次ページに現在判明している建造物の健全性に悪影響を及ぼしている劣化・破損箇所とその修理方針を示す。なお、耐震性能向上の基本方針については、「第4章 耐震対策」の中で触れることとする。

（2）今後の保存修理計画

今回の事業では、耐震性能の向上及び建造物の健全性回復を目的としているが、今後は軸部の解体や基礎の据え直しなど根本的な修理も必要となる。屋根は今後30年程度で再び葺き替え時期を迎えると考えられ、この屋根替えのタイミングに合わせて根本修理を行うことが効率的と考えられる。建造物の維持修理のサイクルは環境等により大きく影響を受けることから、建造物の状態に随時目を配りながら、破損や腐朽に繋がる芽をできるだけ早期に取り除く管理が重要である。



【凡例】

保存部分		基準 1 又は 2 に該当	基準 1 : 材料自体の保存を行う部位 基準 2 : 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
保全部分		基準 3 又は 4 に該当	基準 3 : 主たる形状及び色彩を保存する部位 基準 4 : 意匠上の配慮を必要とする部位
その他部分		基準 4 又は 5 に該当	基準 5 : 所有者等の自由裁量に委ねられる部位

図 2-1 歴史館（旧ポンプ室）建造物の保存に係る部分の設定（内部） 1 : 200

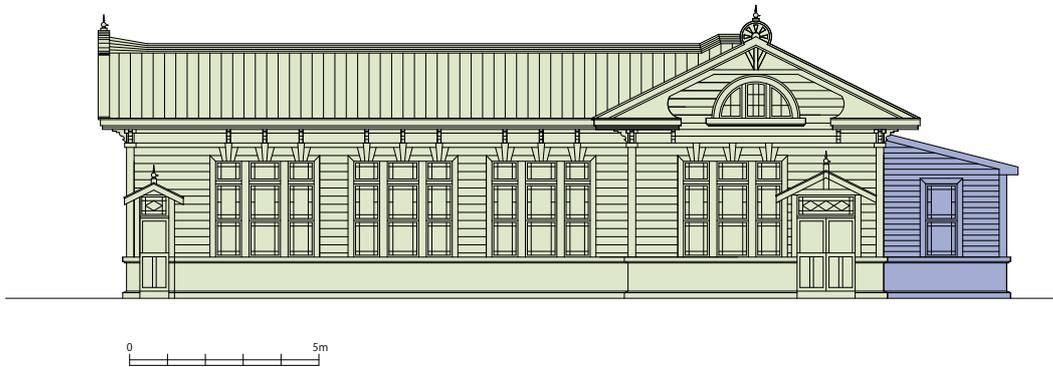
【北側立面】



【東側立面】



【南側立面】



【西側立面】

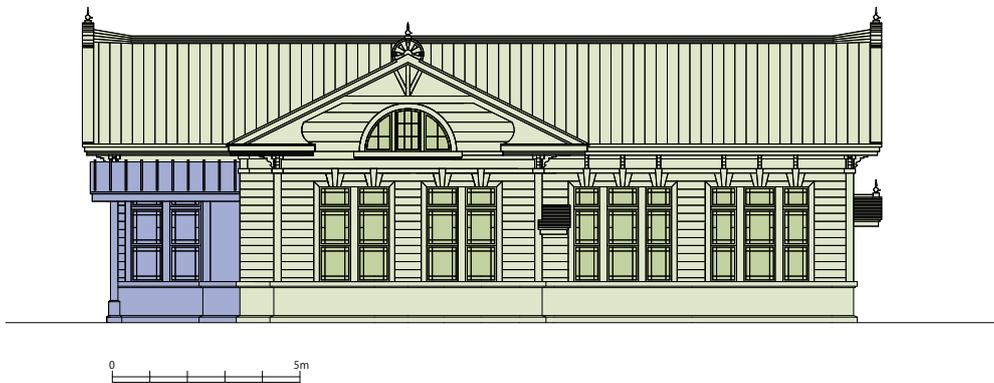
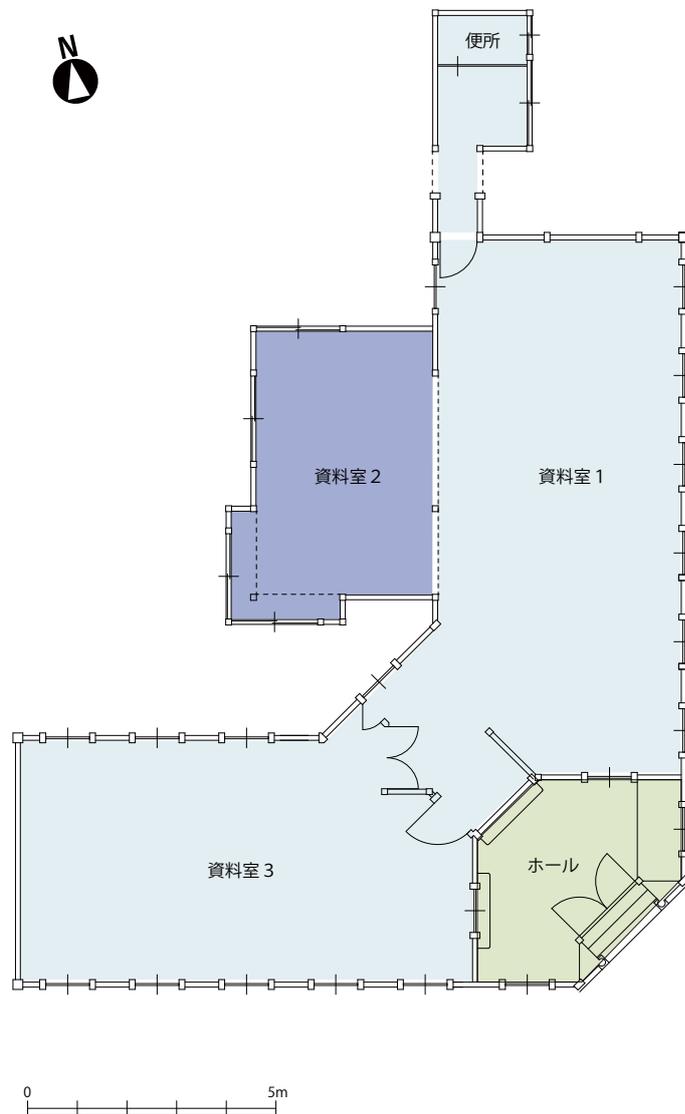


図 2-2 歴史館（旧ポンプ室）建造物の保存に係る部分の設定（外部） 1:200



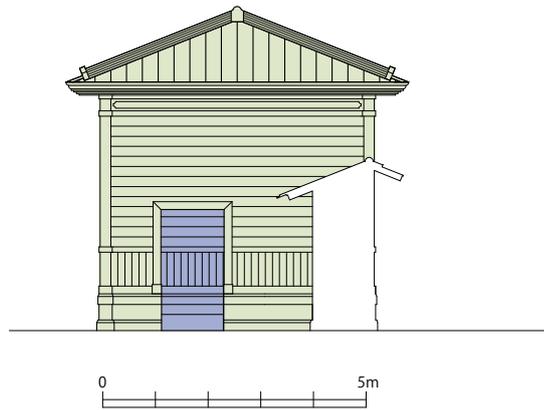
【凡例】			
保存部分		基準 1 又は 2 に該当	基準 1 : 材料自体の保存を行う部位 基準 2 : 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
保全部分		基準 3 又は 4 に該当	基準 3 : 主たる形状及び色彩を保存する部位 基準 4 : 意匠上の配慮を必要とする部位
その他部分		基準 4 又は 5 に該当	基準 5 : 所有者等の自由裁量に委ねられる部位

図 2-3 PR館（旧事務室）建造物の保存に係る部分の設定（内部） 1:150

【北側立面】



【資料室 1 北側立面】



【資料室 3 北側立面】

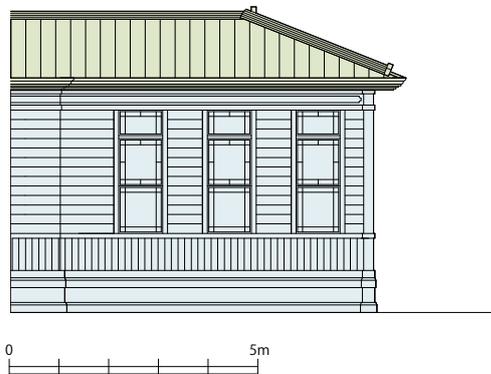
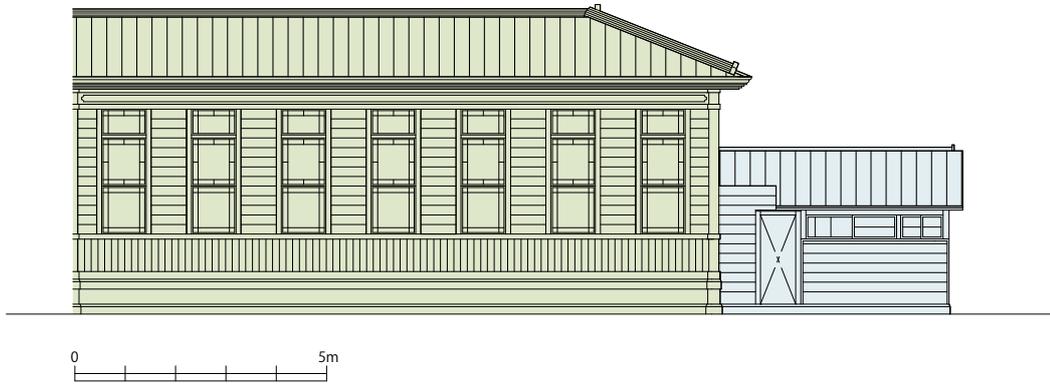
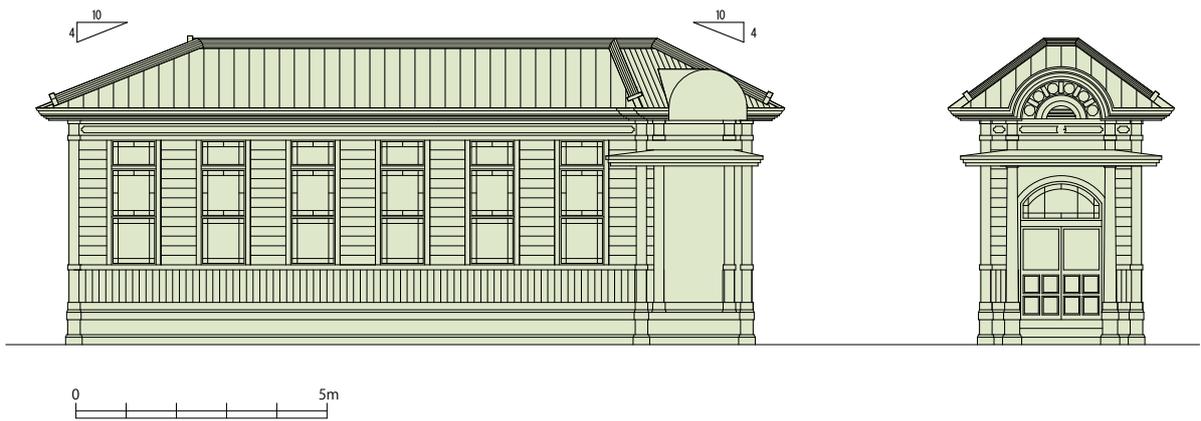


図 2-4 PR館（旧事務室）建造物の保存に係る部分の設定（外部） 1:150

【東側立面】



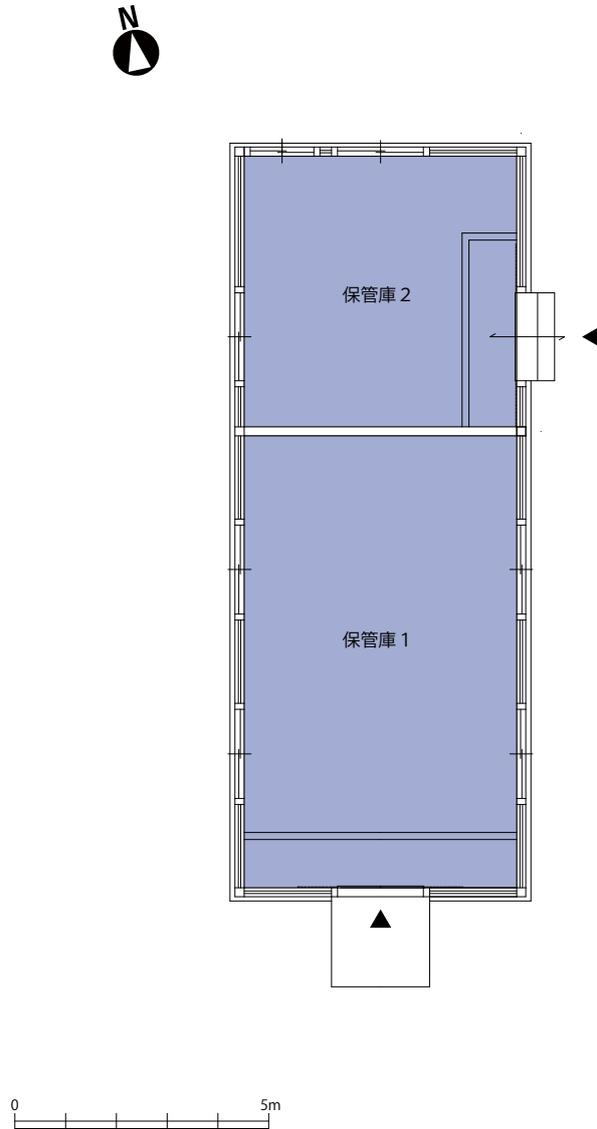
【南側立面】



【西側立面】



図 2-5 PR館（旧事務室）建造物の保存に係る部分の設定（外部） 1:150



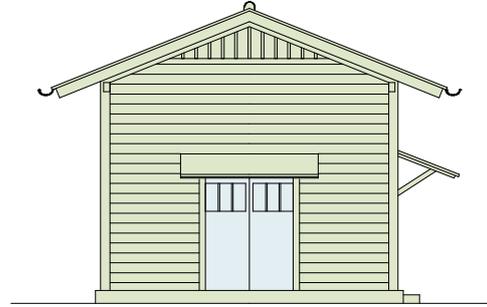
【凡例】			
保存部分		基準 1 又は 2 に該当	基準 1 : 材料自体の保存を行う部位 基準 2 : 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
保全部分		基準 3 又は 4 に該当	基準 3 : 主たる形状及び色彩を保存する部位 基準 4 : 意匠上の配慮を必要とする部位
その他部分		基準 4 又は 5 に該当	基準 5 : 所有者等の自由裁量に委ねられる部位

図 2-6 資料保管庫（旧倉庫）建造物の保存に係る部分の設定（内部） 1:150

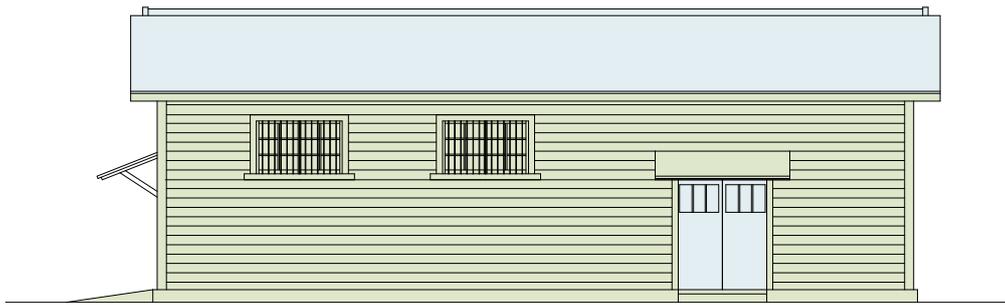
【北側立面】



【南側立面】



【東側立面】



【西側立面】

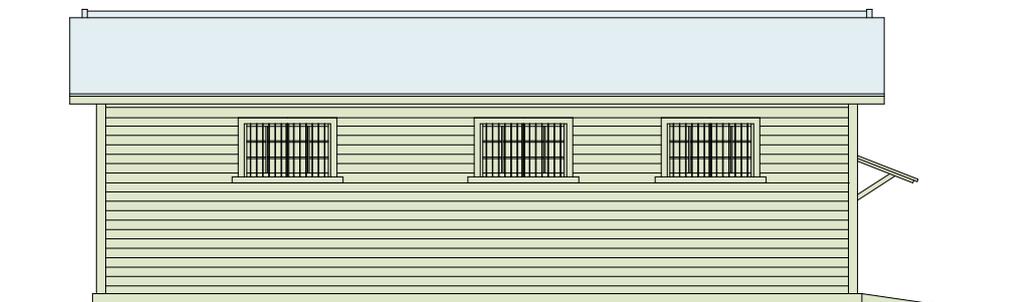


図 5-7 資料保管庫（旧倉庫）建造物の保存に係る部分の設定（外部） 1:150

表 2-4 各棟の修理方針

部位	破損状況	対象棟	修理方針
基礎	基礎地覆石のひび割れ	歴史館（旧ポンプ室） PR館（旧事務室）	ひび割れ部には接着材を注入し接着を図る。位置や状態によりセメント系かエポキシ系の判断を行う。欠損部等には擬石モルタル補修を行う。
	基礎煉瓦のひび割れ	歴史館（旧ポンプ室） PR館（旧事務室）	ひび割れ部には接着剤を注入し補修する。位置や状態によりセメント系かエポキシ系の判断を行う。挙動の有無について長期的に経過観察を行う。
	地下ポンプ室 煉瓦壁からの漏水	歴史館（旧ポンプ室）	煉瓦壁背面付近の地盤調査を実施し、煉瓦壁にかかる土圧により構造補強が必要と判断されれば、これに合わせて煉瓦壁脇を掘削し防水層を設けるなどの処置を行うことが根本的な解決につながる。補強の必要がないと判断された場合には、亀裂部にグラウトを注入するなどの補修工事を検討することにより健全化を図る。
軸部	木部の腐朽	歴史館（旧ポンプ室） PR館（旧事務室） 資料保管庫（旧倉庫）	腐朽部や蟻害を受けている部位については接木・矧木等の繕い作業を行う。
壁	漆喰壁 浮きひび割れ	歴史館（旧ポンプ室）	破損部は木摺面まですべて掻き落としの上、塗り直す。
	漆喰壁 浮きひび割れ	歴史館（旧ポンプ室） PR館（旧事務室）	土壁は竹小舞まですべて掻き落としの上、荒壁、斑直、中塗り、漆喰塗を行う。ボード面は、同程度の仕様とする。
	煉瓦壁のエフロレッセンス・塩類析出	歴史館（旧ポンプ室）	ブラシ等を使用し、表面の清掃を行う。塩類析出により剥離が顕著である場合は、浸透性の防水材料を塗布する。
屋根	軒樋、縦樋の破損	歴史館（旧ポンプ室） PR館（旧事務室） 資料保管庫（旧倉庫）	軒樋は・堅樋とも更新する。形状は維持しながら、より耐食性の高いガルバリウム鋼板等に材を置換する。
	軒蛇腹の破損	歴史館（旧ポンプ室） PR館（旧事務室）	軒樋の補修に伴い一部軒瓦の解体を行う。
塗装	木部塗装浮き、はがれ	歴史館（旧ポンプ室） PR館（旧事務室） 資料保管庫（旧倉庫）	塗装面はすべてケレンし、下地処理の上塗り直しを行う（内部外部とも）。
	上げ下げ窓 機構の改変	歴史館（旧ポンプ室） PR館（旧事務室） 資料保管庫（旧倉庫）	滑車を使用した当初の上げ下げの機構は、近年すべて金物に変えられているが現状を維持する。
	窓硝子割損	歴史館（旧ポンプ室） PR館（旧事務室） 資料保管庫（旧倉庫）	割損した硝子の交換を行う。
	窓硝子 パテの欠損	歴史館（旧ポンプ室） PR館（旧事務室） 資料保管庫（旧倉庫）	パテを打ち直す。
雑工事	防蟻処理	歴史館（旧ポンプ室） PR館（旧事務室） 資料保管庫（旧倉庫）	過去にイエシロアリが発生していることから、全面再調査の上、適切に防蟻処理を施すことで建物の健全性を維持する。

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題

高松市水道資料館の敷地内においては、昭和61年（1986）時の改修工事以降、ほぼすべての部分において変更が加えられている。（図3-1.2.3、参考資料4）

（1）昭和61年度の主な外構改修工事

- ア 敷地の造成
- イ 水飲場及び水路設置
- ウ ベンチ、園路、煉瓦テラスの設置
- エ 案内板及び説明板の設置
- オ 井側及び記句碑の設置

（2）平成16年度の主な外構改修工事

PR館（旧事務室）東側園路、煉瓦敷へ変更

（3）平成21年度の主な外構改修工事

- ア 既存植物等の撤去・移設（図3-3 赤線部分）
- イ 整地及び土壌改良、芝の植付
- ウ 花壇の補植（図3-3 緑線部分）

敷地の外周部を囲む石垣、駐車場に面した出入口の門柱、土塁及び門柱脇の台形状の石積に関しては、竣工当時の資料である「御殿水源地全景」（絵葉書）から当初のものと推測できる。駐車場の土留め用の石垣についても、材質及び石の積み方等から同時期のものであると考えられる。

土塁に関しては、西側道路沿いの一部に改変が加えられているものと見られる。「御殿水源地全景」（絵葉書）では、現在の取水井の西側に開口部を確認することができる。（図3-4）この開口部は昭和61年（1986）まで使用された後、閉鎖されたものである。また、同年の改修工事の際には、土塁の一部を改変して現在の正門を整備し、御影石のベンチを設置したものと見られる。（図3-1）

石垣については孕み出し等もなく、保存状態が良好である。門柱については、部分的に石積みのずれ

が生じており、足元の台形状の石積と笠木にはモルタルによる補修の跡も見られる。施設利用者の安全性のためにも対策を講じる必要がある。

当地区には高松市風致地区内における建築等の規制は適用されないが、景観計画区域に該当するため、高松市が制定する景観形成基準を満たす必要がある。この中で、建造物と工作物の配置・規模、形態・意匠、色彩、素材及び附帯する設備等、附帯する屋外広告物等について基準が定められている。このため、高松市水道資料館において環境保全の方針を検討する際には、これに即したものとする。

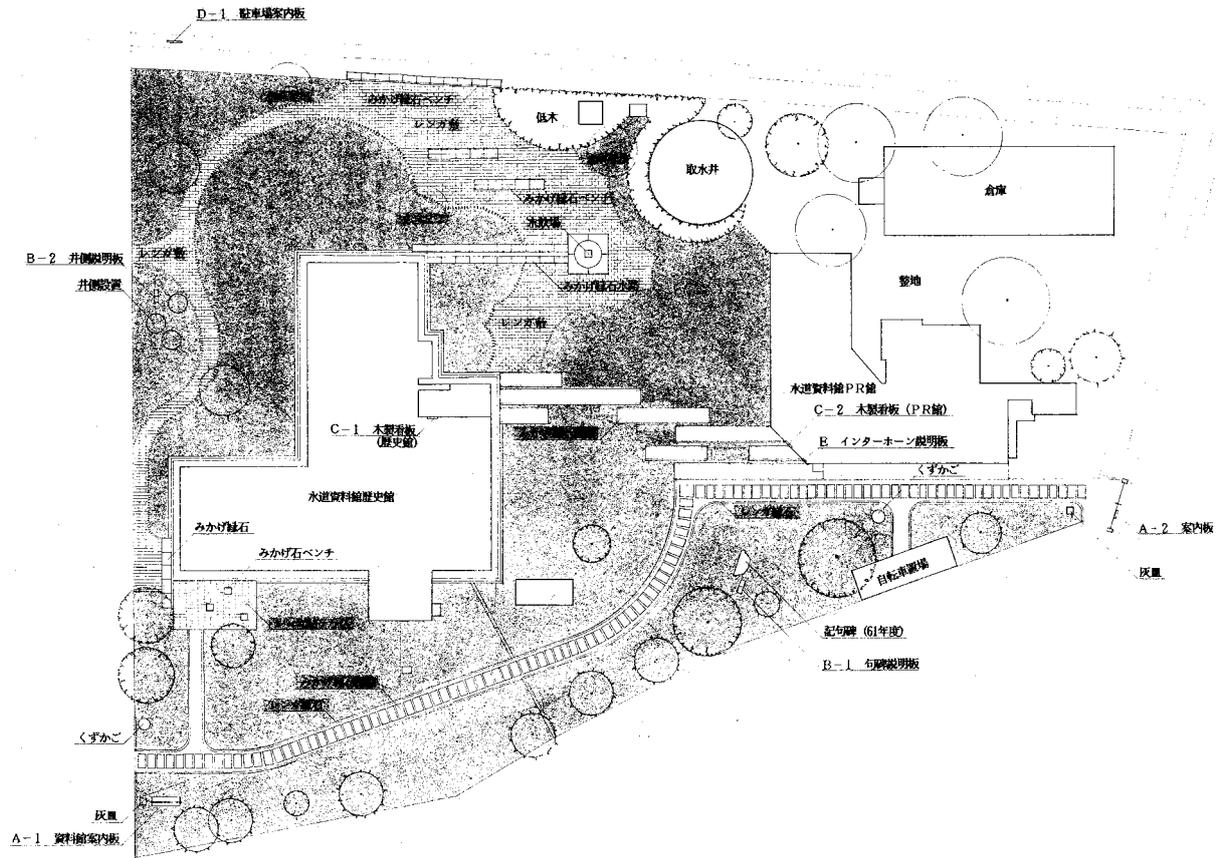


図 3-1 昭和 61 年度外構改修工事 全体計画平面図

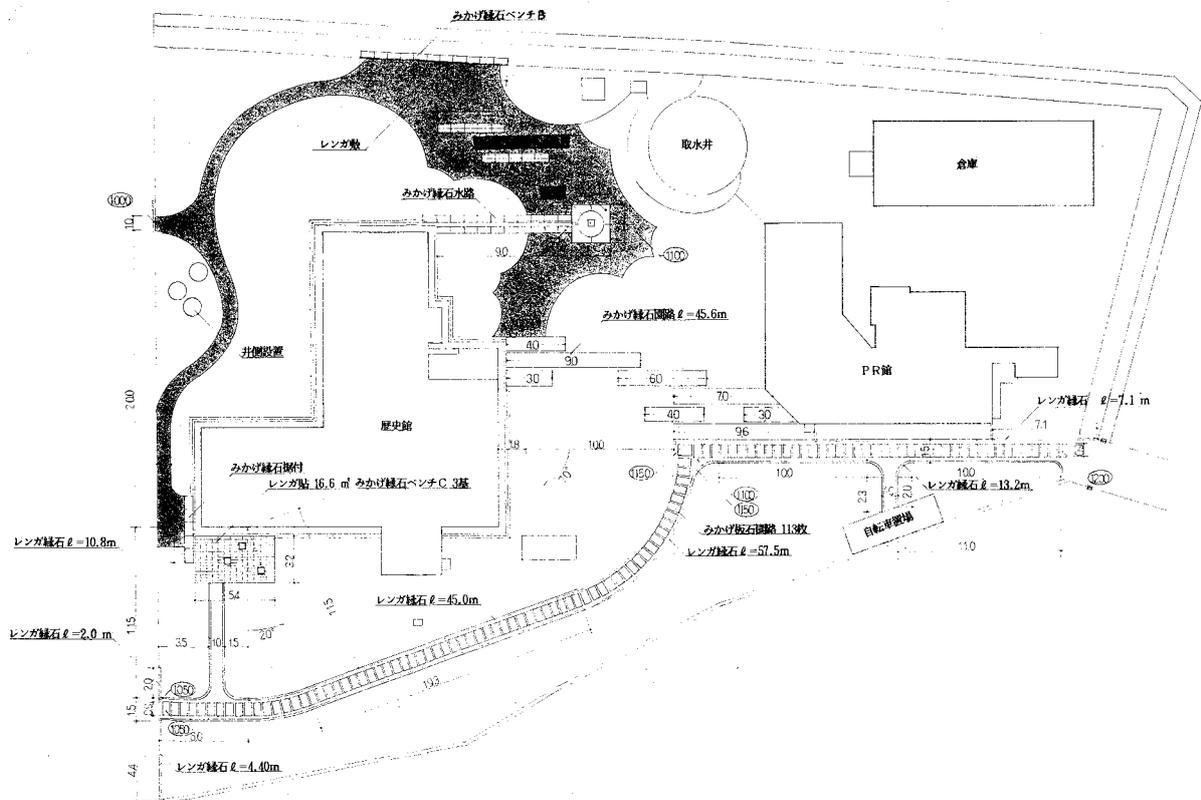


図 3-2 平成 16 年度外構改修工事 施設計画図・煉瓦敷詳細図

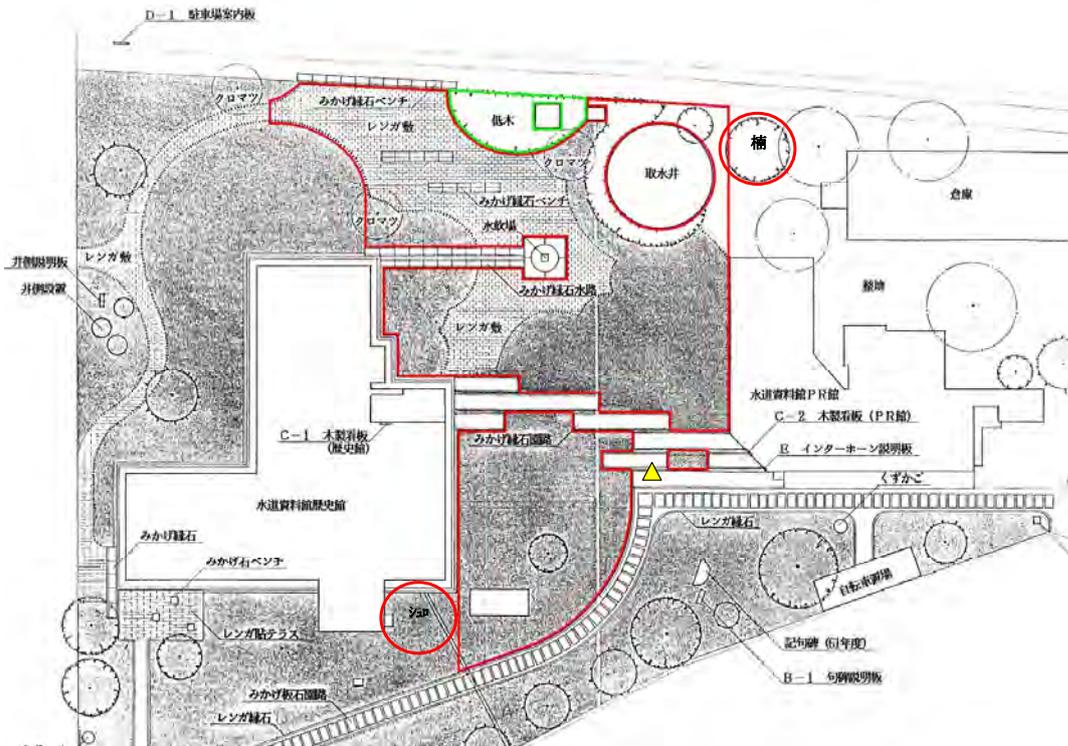


図 3-3 平成 21 年度外構改修工事 全体計画平面図

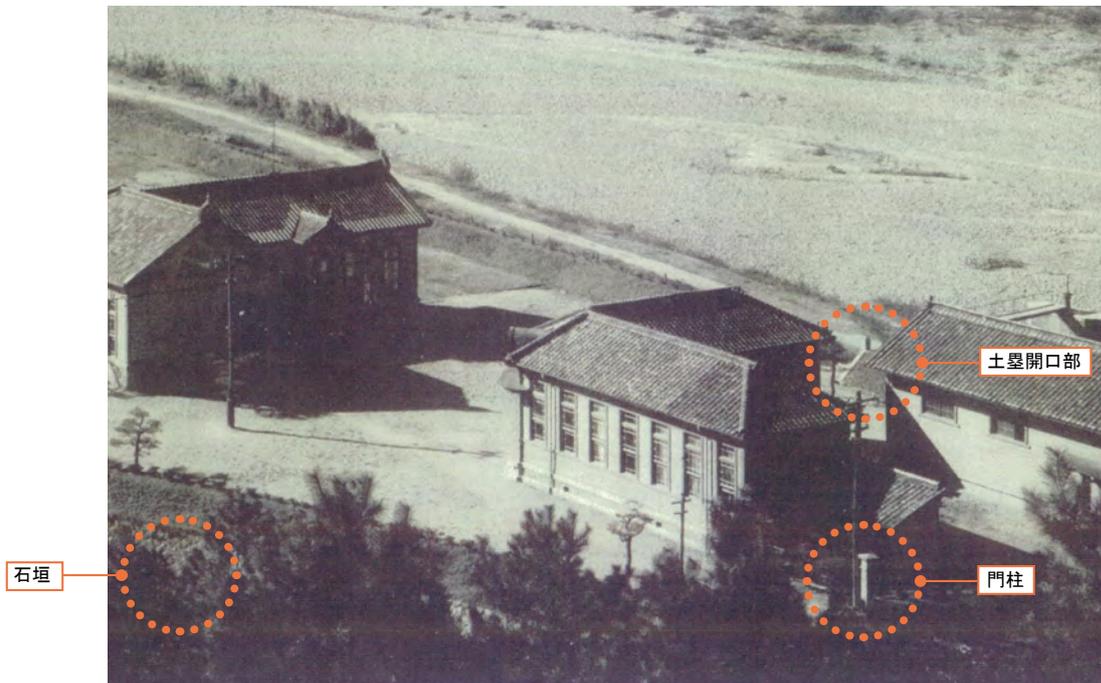


図 3-4 御殿水源地全景（絵葉書）一部拡大

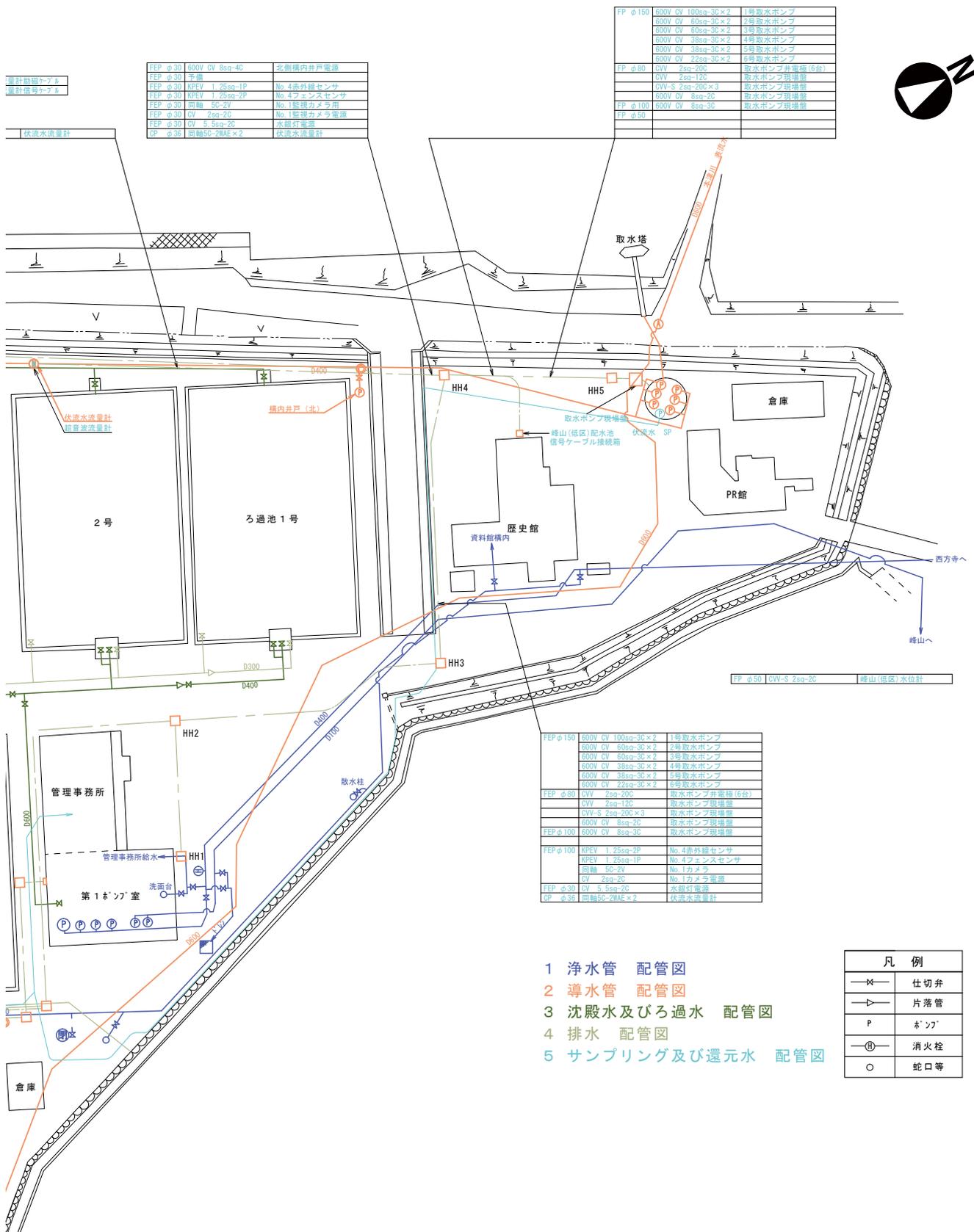


図3-5 既存埋設配管図

2 環境保全の基本方針

高松市水道資料館は、海岸からおよそ2.3km離れた香東川右岸沿いに立地する。東側には御殿貯水池が静かに水を湛えながら広がり、石清尾山と浄願寺山が周囲を取り囲む緑豊かな環境である。したがって、高松市水道資料館の環境整備を行う際には、周辺の自然環境との調和を図るような整備が必要である。

また、高松市水道資料館の敷地の特徴として、現役の御殿浄水場内に立地している点が挙げられる。このため、敷地内には稼働中の配管等が多数埋設されており、環境整備の際には留意しなければならない。これらの配管と附随する機器類は定期的なメンテナンスと更新が必要であるため、御殿浄水場の業務に支障を来さないような方針を図るべきである。

(図 3-5)

3 区域の区分と保全方針

(1) 区域の設定

計画区域について、以下のように区域を設定し範囲を示す。(図 3-6)

ア 保存区域

登録有形文化財である建造物を含む範囲で、原則として新たに建造物を設けない範囲とする。歴史館（旧ポンプ室）、PR館（旧事務室）及び資料保管庫（旧倉庫）の当初平面の外形部分及び門柱・石積・石垣を含む範囲とし、過去の増改築により土地の改変が行われていない部分並びに創建当時の工作物が現存する範囲を対象とする。

イ 保全区域

登録有形文化財である建造物と一体となって、その文化財的価値を形成する工作物等を含む区域で、東側及び北側の土塁（石垣の裏込めを含む）を対象とする。

新たな建造物等の建設に留意する。ただし、当該建造物群及び敷地の管理・防災上必要な場合には、建造物等の新築・増改築・土地の形質の変更を行う。

ウ 整備区域

活用のために利用できる範囲で、必要な場合に限り施設整備を行うことができる範囲。配管のメンテナンスや更新に伴い土地の形質の変更を伴うと考えられる資料館敷地、将来的な拡張等が考えられる駐車場等、保存・保全区域以外のすべての計画区域を対象とする。

(2) 区域内の保護・保全方針

前項で設定した各区域について、以下のように方針を定める。

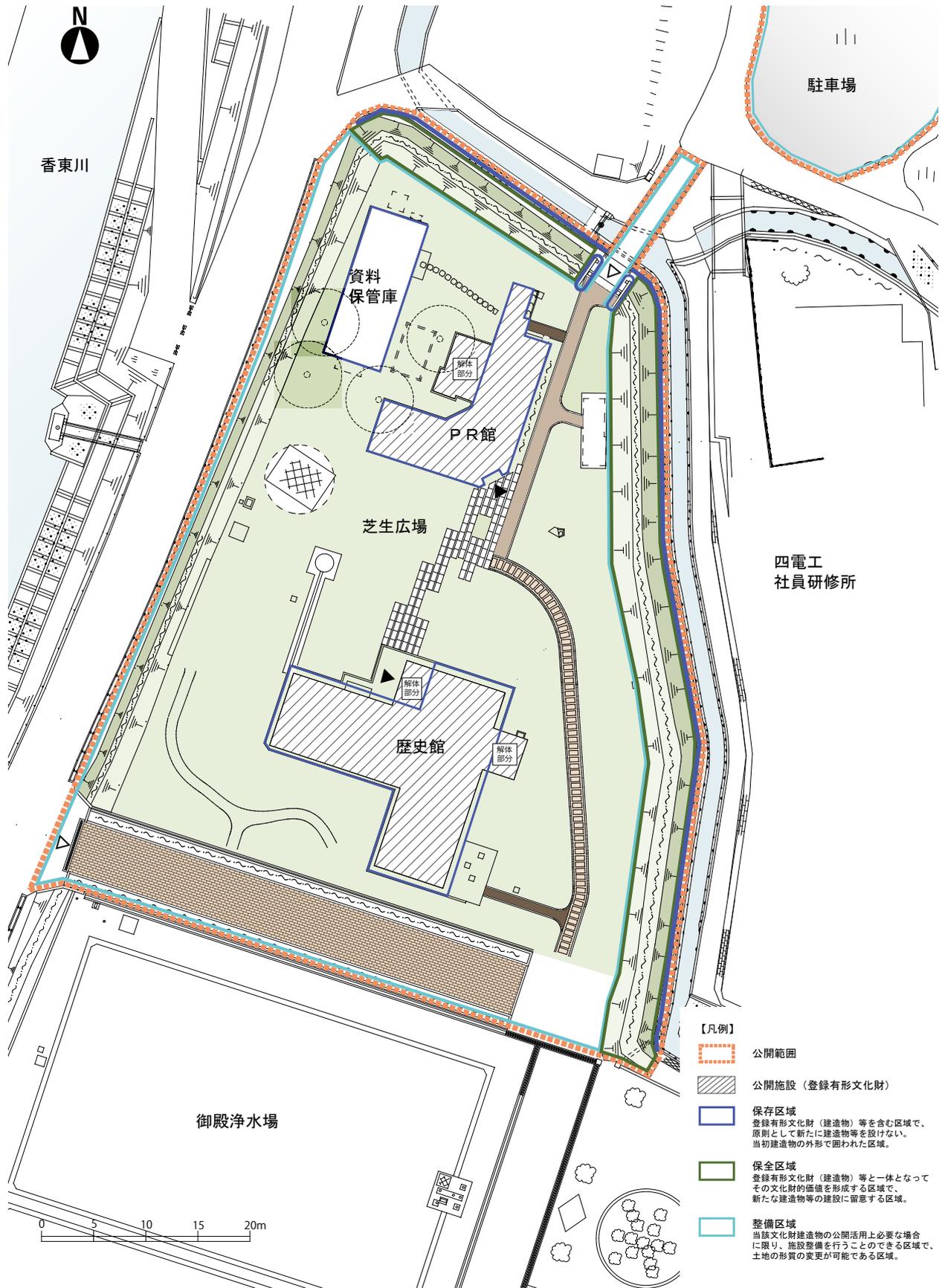


図 3-6 土地の保存に係る区域等の設定

ア 保存区域

創建当時の状態を保存することを基本方針とする。歴史館（旧ポンプ室）、PR館（旧事務室）及び資料保管庫（旧倉庫）の当初平面の外形部分を保存するが、歴史館（旧ポンプ室）に限り、増築部分の解体に伴う基礎及び犬走りの復元的整備を許容する。

創建当時の門柱の足元は、度重なる橋の架け替えにより地中に埋没し、現在の地盤面よりも低いことが、残存するコンクリート製の欄干の頭部から推測できる。（写真3-32）このため、門柱の足元周りのみを注意深く掘削したうえで可能な限り旧状に復す。

イ 保全区域

保全区域内における当初部材は、保存区域同様、創建当時の状態を保存することを基本方針とする。将来的に土塁の土の流れ出し又は石垣の孕み出し等が生じた場合には、調査を踏まえ

たうえで適切に修理を実施する。

ウ 整備区域

原則として、駐輪場以外の新たな建造物は設けない。建造物の公開活用の方針に即した形で、動線・植栽・照明・サイン計画等の見直しを行う。現状では利用者用・搬入用・御殿浄水場用の動線が明確に分離されていないため、新たに入出口を設け各動線を完全に分離する。

駐車場については、従来通り敷地北側の既存駐車場を利用する。資料館に最も近い場所に車いす利用者用の駐車区画を整備し、車いす利用者の利便性に配慮する。現況の駐車場側のアプローチは資料館入口として認識しにくいいため、橋の手摺を装飾性の高いものにししたり、欄干に看板をつける等、修景を施す。

既存の駐輪場は正門から遠く分かりにくい位置に設置されているため、これを解体・撤去し、視認性が高い場所に新たに駐輪場を整備するこ

用途	新築又は増築の規模	自転車等の収容台数の割合
(1) 舞踏場、遊技場又は展示場	延べ面積300㎡以上	延べ面積15㎡につき1台
(2) 百貨店、マーケット、飲食店、小売店舗、観覧場、劇場、映画館、演芸場、集会場、病院、診療所又は各種学校	延べ面積400㎡以上	延べ面積20㎡につき1台
(3) 銀行その他の金融機関、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場又は体育館	延べ面積500㎡以上	延べ面積25㎡につき1台
(4) 事務所	延べ面積2,000㎡以上	延べ面積100㎡につき1台
(5) 共同住宅又は長屋	20戸以上	1戸につき1台

	歴史館	PR館	資料保管庫
延床面積(㎡)	249.18(既存) 229.27(増築部分解体後)	144.54(既存) およそ247.00(増築後)	81.58
用途	(3)	(2)	(4)
台数/面積割合	4台	7台	不要

表 3-1 「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」別表に基づく収容台数の算定

とで自転車利用者の利便性を向上させる。設置基準については、「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」に基づき、10～15台程度の駐輪スペースを設ける。(表3-1)

また、文化財的価値の高い本建造物群を施設利用者が望見できるような歩道と園路を設定し、利用者が敷地内をゆっくり回遊できるよう園路沿いへの休憩用ベンチの配置を検討する。園路を整備する際には、創建当時の煉瓦を再利用する等、敷地内の景観を損なわないようとする一方、車いす使用者等に配慮したものとする。

本施設が水道事業の啓蒙施設であることを鑑みて、水を通じて地域住民の憩いの場となるよう有孔煉瓦を敷設した噴水を芝生広場に面して設けることを検討する。敷地内には季節の花々を植付けるほか、イベントや夜間利用時に備えて音響・照明設備・外灯を整備する。これら設備機器の意匠・素材・色彩の選定については、敷地内景観に配慮したものとする。(図3-7)

(3) 防災・管理上必要な施設

防災上必要な消火設備、機械警備等の防犯設備の設置については「第4章 防災計画」に従って行う。

既存の正門については公開活用の方針に併せて改修し、資料館としての正面性を持つような意匠のものとする。敷地南側の御殿浄水場と接する部分では、新たに門扉を設置して管理区分を明確にする。

北側駐車場に面した既存の門扉は、昭和60年(1985)当時のものとは異なるため、当初部材でないことは明らかである。門扉は、部材の腐食等により将来的に更新が必要となる可能性が高い。門扉を更新する際には、門柱への影響を最小限に留める仕様・方法を選定し、敷地内の景観に配慮したものとする。

また、西側道路に1ヶ所切り開きを行い、搬入・作業車用の出入口とし、門柱・門扉を新設する。これにより、利用者用の動線と管理用の動線を明確に分離する。

(4) 樹木等に係る景観や環境

植栽に関しては、原則として敷地内の導線の変更に伴い適宜改変を加え、建造物の外観及び周辺環境と調和するよう植栽計画を行う。樹種については、写真撮影用の風景としてふさわしいものを選定する。敷地の北側から西側にかけては、沿道からの視認性を向上するために低めで開放的な植付を行い、東側については隣地への目隠しとして既存の生垣(レッドロビン)を維持する。

園路沿いの樹木はイベント時にテントを設営できるよう適切な間隔で植樹し、樹種については休憩用のベンチに木陰を提供できるような樹木を選定する。本資料館のシンボルツリー的な役割を担う既存のソメイヨシノ(推定樹齢50年以上)については、保存樹木の選定に当たり樹木医への聞き取りを行ったので、その結果を以下のようにまとめる。

ア 建造物への影響

基礎がコンクリート基礎でない場合は、樹根が潜り込んでしまう可能性がある。

イ 移植の可能性

ソメイヨシノの寿命は通常60年くらいであり、移植は難しいと考えられる。4本のうち3本については、移植後も樹勢を回復する可能性があるが、道路沿いの1本はおそらく不可能である。

ウ 移植の工程

移植を行う場合、2月～3月の始めに枝の強剪定を行い、樹根を環状剥皮した後、発根促進剤を塗って一年置く。翌年の春に植え替えを行い、樹勢回復のための措置を取る。抜根には直径2m以上深さ1mくらいの掘削が必要であり、掘削は根を傷つけないようにバックホーで荒掘りを行った後、手掘りで行う。本ソメイヨシノは建造物に非常に近接しているため、最終段階の掘削は手掘りで慎重に行う必要がある。

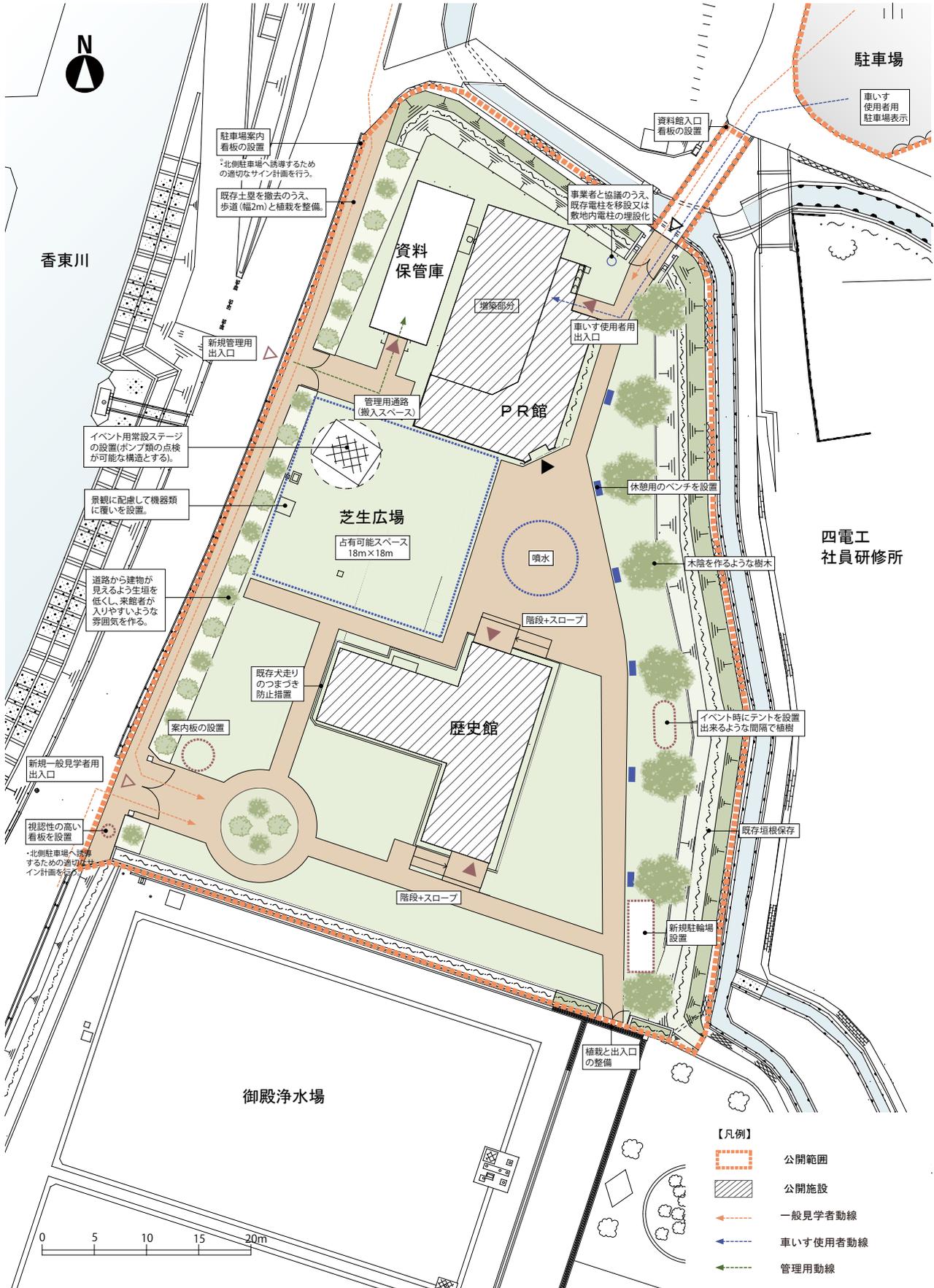


図 3-7 外構イメージ図

エ 必要な重機等

御殿浄水場正門から50 tクレーンを乗り入れての作業となる。その他に、高所作業車1台が必要である。

オ 移植以外の方法

挿し木の場合は4月か5月くらいに行う。接ぎ木が最も簡単で一般的な方法であり費用も安価である。接ぎ木の場合は5月に行う。

以上の点から本計画ではソメイヨシノを保存樹木として定めない。

敷地外周部の生垣は現在散水管により散水されているが、芝生広場の散水については散水栓と外水道を利用して人力で行われているため、日常的な維持管理の面で管理者の負担となっている。このため、外構の整備を行う際にはスプリンクラー設備の導入を検討するものとする。

(5) 工作物 (図3-10)

御殿浄水場に附随する埋設配管及び関連する工作物に関しては全て保存の措置を取ることとし、景観を損なう工作物には覆い等を設置することで、敷地全体の調和を図る。

既存の電柱については、敷地内の景観向上のため、地中埋設化を図る方向で事業者と協議する。埋設化が困難な場合は、外構整備の妨げとなる電柱の移設を行う。

歴史館(旧ポンプ室)の東側と西側に設置された庵治石製の彫刻2点については、高松市からの寄託品であるため保存することとし、今後の整備方針に伴って適切な位置へ移設する。

また、既存の案内板・説明板等については敷地内動線の変更に伴い撤去したうえで、正門近くの適切な位置及び各建造物に近接して、それぞれ敷地内配置図・説明板等を新設する。この際、案内板等の仕様に関しては視覚障害者に配慮したものとする。

(6) 敷地内排水 (図3-11)

機能不良を生じている雨水配管については配管の更新を行い、雨水が適切に排水されていない箇所については浸透枮を設置したり、側溝を設ける等の措置を取る。歴史館(旧ポンプ室)外周部の犬走り及び側溝については、段差による躓きを防止するため、蓋を設置する等の適切な措置を施す。PR館(旧事務室)において、雨水縦管から地面に直接雨水が放流されている箇所については浸透枮を新設し、増築を行う場合には既存配管を迂回させる等の措置を取る。資料保管庫(旧倉庫)については、現状では雨水縦管が2本設置されているのみであるため、それぞれの側に1本ずつ縦管を追加する。

既存の側溝には落葉が堆積しやすいため、グレーチングを設置するほか、石垣の水抜孔を定期的に清掃し適切に管理する。現在、側溝の雨水に関しては、御殿浄水場の東側を流れる用水路に放流されている。この用水路は御殿水利組合により管理されており、雨水の放流に関して変更を行う場合には同組合に連絡を取るようにする。

4 建造物の区分と保護の方針

計画区域内に所在する登録有形文化財以外の全ての建造物及び工作物について、以下のように区分する。（図 3-8）

（1）保存建造物・工作物

文化財としての価値を特に有し保存が必要とされる建造物及び工作物で、資料保管庫（旧倉庫）、石垣、門柱、石積を対象とする。

保護の方針としては、原則として建造物及び工作物を構成する各部材の材料自体の保存を行うが、定期的に材料の取替えを必要とする補修が必要な場合は、材料の形状・材質・仕上げを保存する。塗装等の色彩に関しては、高松市景観計画に準拠する。

また、保存建造物及び工作物の復元的行為は調査を踏まえたうえで行い、構造補強等のため特に変更が必要な場合に限り、意匠上の配慮をしたうえで変更を行う。

（2）保全建造物・工作物

保存建造物・工作物以外の建造物・工作物のうち、歴史的景観・環境を構成する要素として保全する必要性が認められる建造物及び工作物で、北側門柱と一体となって当時の浄水場の状況を物語る北側及び東側の土塁並びに石垣の裏込め部分を対象とする。

保全建造物及び工作物は、原則として現状の位置・規模・形態の維持による外観の保全を行うが、特に当初形態を良好に残し文化財的価値を有する部分は、保存建造物・工作物と同じく各部材の材料自体の保存又は形状・材質等を保存する。

また、復元的行為は調査を踏まえ、活用及び補強のために変更・改修を行う場合には、意匠上の配慮を行うこととする。

（3）その他の建造物・工作物

公開活用上の見地から、改造等が必要とされる建造物及び工作物を対象とする。既存の駐車場、駐輪場、橋、西側土塁、正門、南側門を対象とし、今後の活用の方針に伴い更新する。計画区域内の各工作物の取り扱いについては、「第5章 活用計画」図 5-7 を参照。

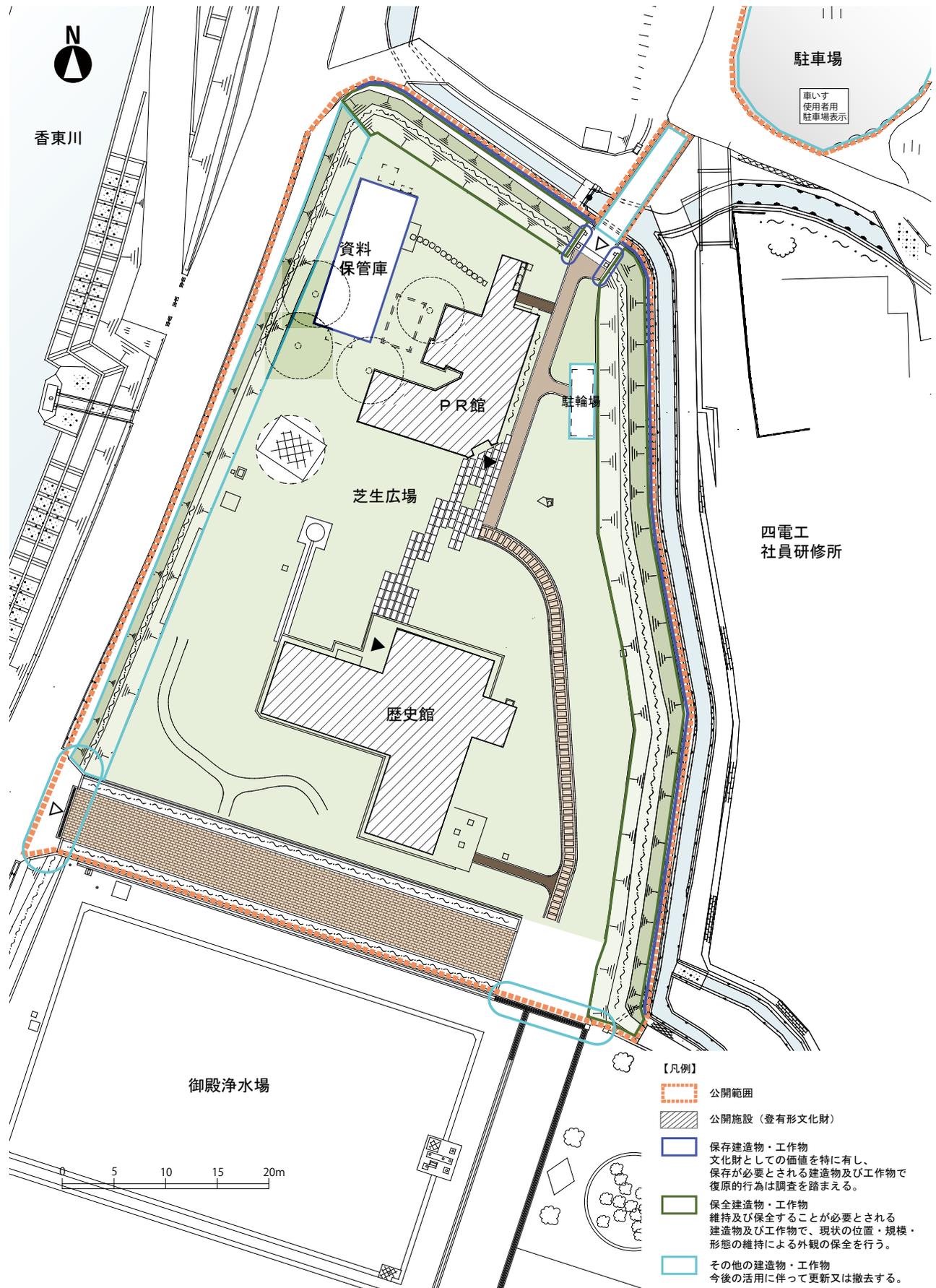


図 3-8 建造物等の区分

5 防災上の課題と対策

（1）防災上の課題

敷地周辺には建造物が少なく、東側に隣接する四電工研修施設においても、高圧電流を使用した機器類の設置・使用等は無いため、特に防災上の問題点は無いものと判断できる。敷地北側の駐車場に面した石清尾山の斜面については、過去に何度か土砂の流入を経験しているものの、土砂災害警戒区域等には指定されていない。

「高松市水道史」によると、昭和21年12月21日午前4時19分に室戸岬東方で発生した南海大地震（マグニチュード8.1 震度5）により、御殿浄水場低揚ポンプ室（現在の歴史館地下ポンプ室）の側壁に亀裂が生じ、低揚ポンプ室が浸水、電動機が水浸しになって機能を停止したとの記録がある。加えて、昭和45年10月13日には、落雷のため御殿浄水場の変圧器が半壊したとある。

また、敷地の西側に香東川が流れており、当該敷地の地盤面が道路面より低いことから、河川増水時の浸水が懸念される。さらに、大量の水を蓄えた御殿浄水場と御殿貯水池が隣接していることも浸水被害の規模を拡大させる要因であると考えられる。

（2）当面の改善措置と今後の対処方針

駐車場の斜面に関しては、これまで大規模な被害が報告されていないため現状のままとし、今後大規模な被害が予測される場合には対策を講じる。

地震時への対策としては、建造物の地上部分の補強を行うだけでなく、地盤調査の結果を踏まえたうえで地盤の改良又は地下構造部の補強を行う必要があると考えられる。

浸水については、新たに整備する歩道沿いに側溝を設けることにより、敷地内への雨水の進入を最小限にとどめると共に、敷地内の排水計画を見直し排水処理が滞りなく行われるよう十分な措置を取る必要がある。

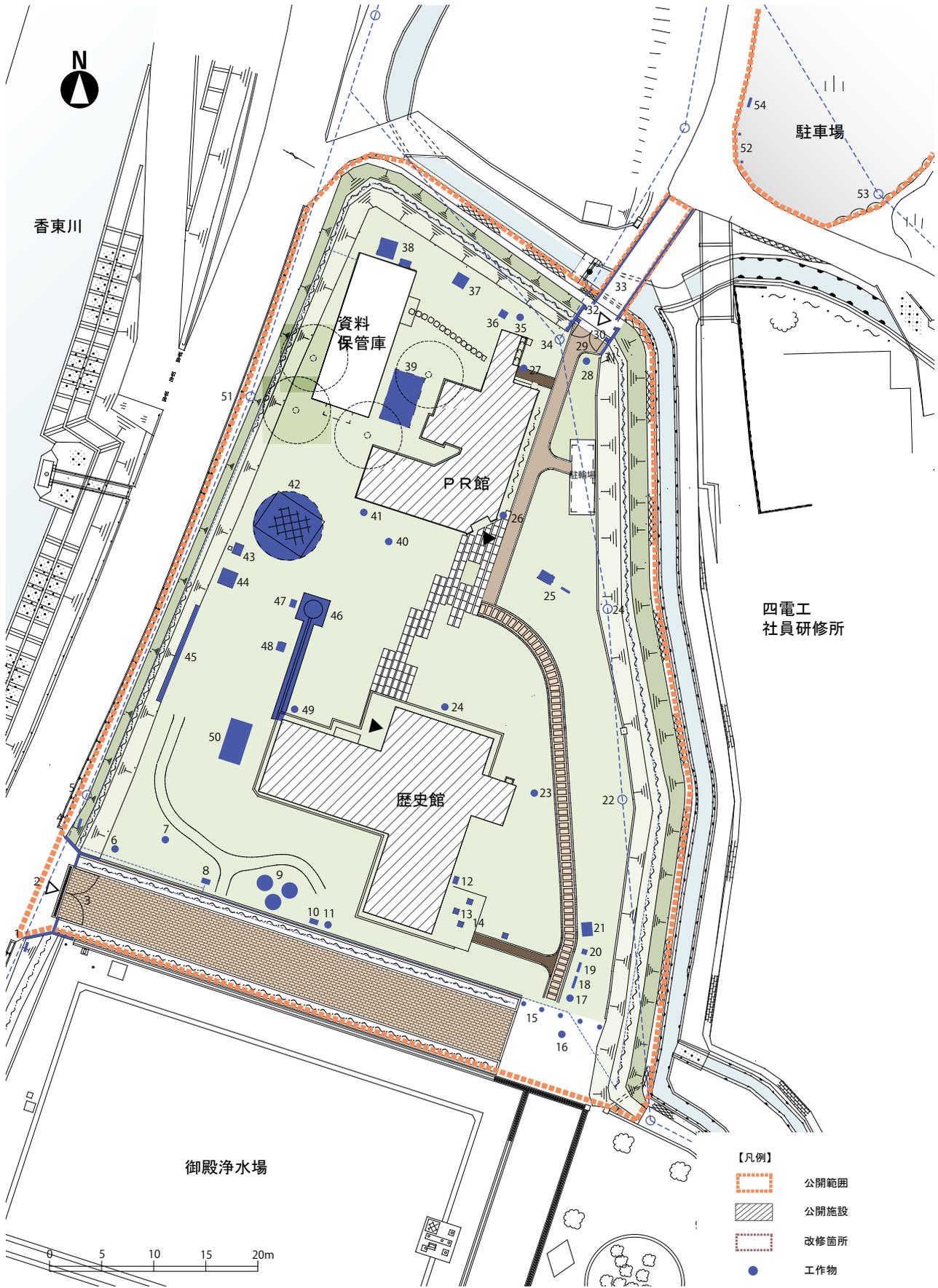


图 3-9 敷地内工作物



写真 3-1 駐車場案内板



写真 3-5 NTT 柱



写真 3-2 コンクリート製門壁



写真 3-6 監視カメラ



写真 3-3 鋼製門扉



写真 3-7 電気ハンドホール



写真 3-4 教育委員会説明板



写真 3-8 散水栓及びバルブ



写真 3-9 江戸時代の井側と説明板



写真 3-14 外水道



写真 3-10-11 消火栓・バルブ



写真 3-15 SUS製バリカー



写真 3-12 止水栓



写真 3-16 電気ハンドホール



写真 3-13 御影石製ベンチ



写真 3-17 陶製灰皿



写真 3-18 資料館建物案内板



写真 3-22 引込柱

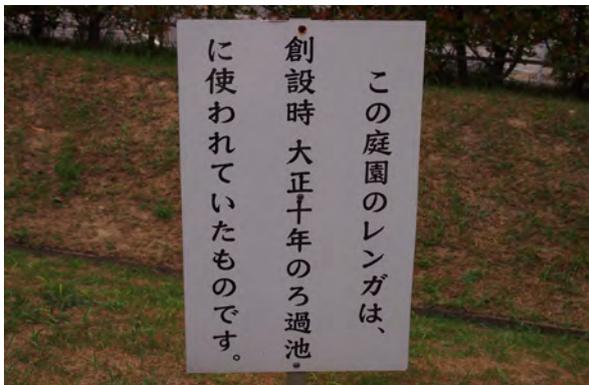


写真 3-19 煉瓦説明板



写真 3-23 消火栓



写真 3-20 ケーブル埋設標識



写真 3-24 引込柱



写真 3-21 庵治石彫刻①



写真 3-25 記句碑・説明板



写真 3-26 外水道



写真 3-27 外水道



写真 3-28 電気ハンドホール



写真 3-29 鋼製門扉



写真 3-30 花崗岩製門柱、柱頭のずれ



写真 3-31 石積、補修跡



写真 3-32 コンクリート製橋の欄干



写真 3-33 鋼製欄干



写真 3-34 四国電力電柱



写真 3-38 水道メーター交換練習用タンク



写真 3-35 単独処理浄化槽



写真 3-39 水道メーター交換練習用工作物



写真 3-36 排水樹



写真 3-40 仕切弁



写真 3-37 焼却炉用基礎の跡



写真 3-41 仕切弁



写真 3-42 取水井



写真 3-46 水飲場・御影縁石水路



写真 3-43 取水ポンプ現場操作盤



写真 3-47 仕切弁



写真 3-44 仕切弁



写真 3-48 排水樹



写真 3-45 御影縁石ベンチ



写真 3-49 外水道



写真 3-50 庵治石製彫刻②



写真 3-51 NTT 柱

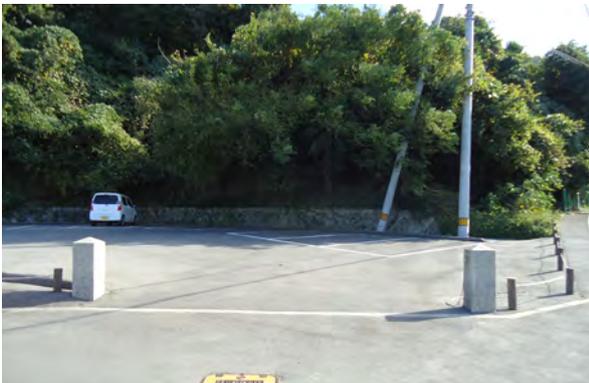


写真 3-52・53 駐車場チェーン・四国電力電柱



写真 3-54 駐車場看板

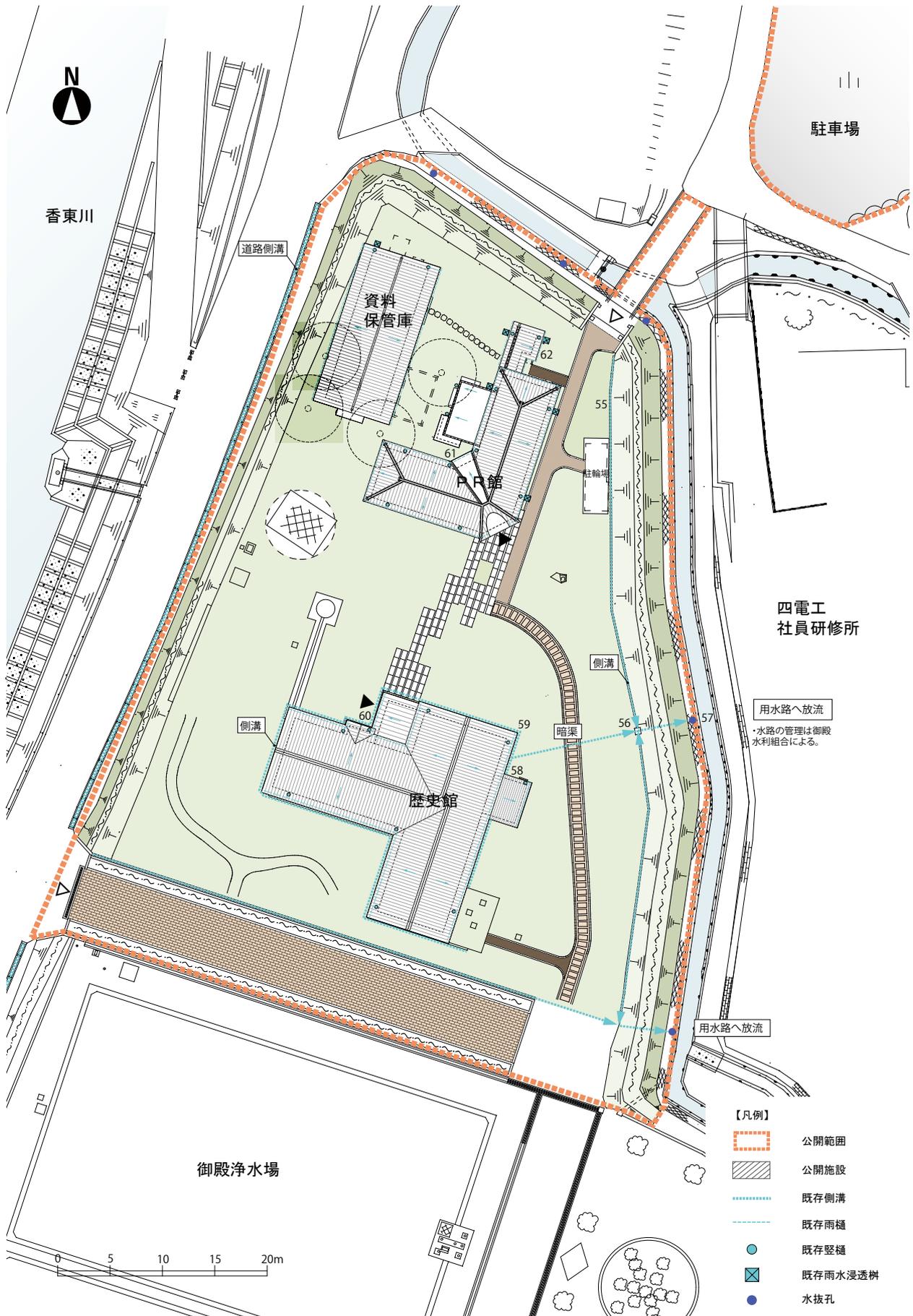


図 3-10 現状の敷地内雨水排水経路



写真 3-55 側溝の落葉堆積



写真 3-59 雨水縦管の未設置



写真 3-56 集水柵の機能不良



写真 3-60 雨水の跳ね返り



写真 3-57 水抜孔の排水不良



写真 3-61 雨水未処理



写真 3-58 増築による側溝の寸断



写真 3-62 軒樋の機能不良

第4章 防災計画

1 防火・防犯計画

(1) 防火・防犯対策

ア 防火対策

高松市水道資料館の各建造物の規模及び構造は以下の通りである。

(ア) 歴史館（旧ポンプ室）

建築面積 249.18 m²、地階煉瓦造、地上1階木造煉瓦基礎、堅羽目板・下見板張り、瓦葺

(イ) PR館（旧事務室）

建築面積 144.54 m²、地上1階木造煉瓦基礎、堅羽目板・下見板張り、瓦葺（増築部分 地上1階木造、リシン吹付）

(ウ) 資料保管庫（旧倉庫）

建築面積 81.51 m²、地上1階木造煉瓦基礎、下見板張り、瓦葺
従って、当該文化財の燃焼特性は高いと思われる。

イ 延焼の危険性

高松市水道資料館敷地の北側には一段低くなった水田、東側には水路を隔てて隣地、南側にはろ過池、西側には市道を隔てて河川が流れている。このため、敷地外で発生した火災による類焼の危険性は極めて低い。

敷地内においては、PR館（旧事務室）と資料保管庫（旧倉庫）が近接しており、延焼に対する対策が必要である。歴史館（旧ポンプ室）については、他の2棟との間に十分な離隔距離があるため、延焼の危険性は低いとみられる。

ウ 防火管理の現状と利用状況に係る課題

現状では職員が常駐していないため、来館者の利用状況が把握できない状態にある。また、御殿浄水場職員による自衛消防隊を組織しているものの、夜間や土日祝祭日は職員数が少ない。今後の公開活用においては、不特定多数の来館者の利用増加が見込まれるため、現状の管理体制

制と防火体制を見直す必要がある。

特に、積極的な活用を推進するに当たり、厨房設備等の火気の使用が見込まれており、イベント開催時にも火気が使用されている。このため、来館者状況の把握、火気の使用範囲の限定と火災の早期発見、迅速に初期消火を遂行できるような体制の構築が必要である。

(2) 防火管理計画

ア 防火管理者の氏名及び住所

現在、高松市上下水道局では防火管理業務を実施するうえで、消防法第8条第1項に基づいて消防計画の中に必要な事項を定めている。現状の計画の中では、高松市上下水道局財務管理課長を防火管理者に定めているが、平成29年度からは指定管理者制度を導入するため、これに伴い防火管理業務全般を委任することとなる。この場合、管理権原者を上下水道事業管理者（高松市上下水道局）とし、指定管理者の中から防火管理者を選定する予定である。

連絡先：高松市上下水道局財務管理課
（香川県高松市番町一丁目10-14）
TEL:087-839-2721

イ 防火管理区域の設定

当該文化財（建造物）の防火のために配慮する部分であり、敷地内の各建造物の周囲20mの範囲を防火管理区域とする（図4-1）。

ウ 防火環境の把握

防火管理区域内の火気の使用状況及び可燃物の状況を定期的に確認し管理を行う。

エ 予防措置

一般利用者に対し火気使用範囲と喫煙範囲を

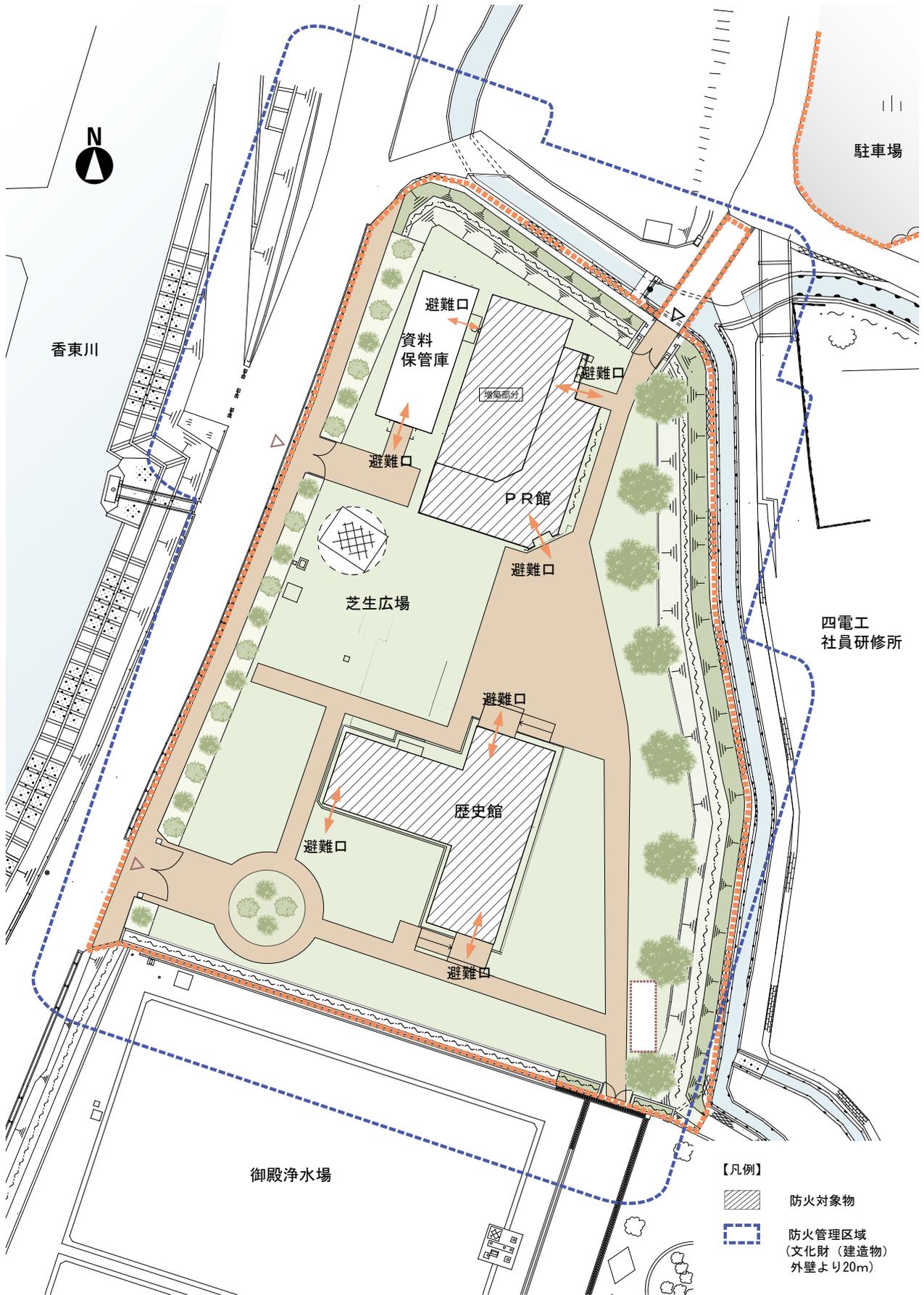


图 4-1 防火対象建造物と防火区域

限定し、標識等によりその旨を明示する。また、火気使用室及びその周囲の構造と仕上げを関係法令の基準に準じた仕様とすることで、建造物の不燃性を確保する。

オ 可燃物の管理

敷地内及び建造物内の可燃性物品の整理整頓又は除去を行う。

カ 警備

指定管理者制度導入後は、指定管理者による開館時間中の定時巡回を行い、閉館時には責任を持って施錠を行う。また、現状では機械警備を導入していないが、今後の活用においては機械警備による閉館時間中の対応を検討する。

キ 安全対策

(ア) 内装制限

PR館（旧事務室）について、用途変更を行ったうえで増築及び既存部分の改修を行う場合には、内装制限による内部意匠の大幅な改変を回避するため、当該用途に供する床面積を200㎡未満として計画を行う。資料保管庫（旧倉庫）は火気使用室となるため、建物躯体への影響を最小限に留めつつ法令を順守するような措置を取る。（表4-1）

(イ) 排煙

歴史館（旧ポンプ室）は、大規模な修繕に該当しない範囲で耐震補強及び修理工事を実施する。この場合、既存不適格の扱いを受けるため新たに排煙設備を設けない。PR館（旧事務室）及び資料保管庫（旧倉庫）は用途変更に伴い排煙設備を要する場合には、いずれの建造物においても既存開口部を利用した自然排煙を原則とする。必要に応じて既存開口部に改変を加える場合には、外観上の意匠を損なうことのないよう十分配慮したうえで有効開口面積を確保する。

(ウ) 避難

いずれの建造物も2箇所の出入口を有しているため、これらを避難口として利用することで2方向避難を確保する。必要に応じて避難口誘導標識を増設し、屋外に避難場所の案内地図等を設置することで、避難が円滑に行われるようにする。

(エ) 誘導

施設利用者及び事業従事者を安全に避難させるための誘導體制が必要である。日頃から様々なシチュエーションを想定した避難誘導訓練を行うことで、災害時における混乱を最小限に抑え円滑な誘導を図る。

(オ) 収容人数の管理

開館時間中は指定管理者を敷地内に常駐させ、施設利用者と従業員数の把握を行う。

ク 消火体制

現在は、御殿浄水場長を隊長として自衛消防隊が編成されており、消防計画も作成済みである。防火訓練については、避難誘導と初期消火の訓練を毎年1回実施している。（参考資料5）

指定管理者制度導入後は、指定管理者の中から自衛消防隊長を選定し、自衛消防隊を編成する予定である。火災発生時には自衛消防隊による初期消火を図ると共に、自動火災報知設備を利用して所轄消防署への通報を行うものとする。消防の到着時間は、北消防署・西消防署いずれから10分以内である。

所轄消防署：高松市消防局西消防署
（高松市香西南町 603-1）
TEL:087-881-0119

(3) 防犯計画

ア 事故歴

これまでのところ、き損・放火・盗難等に関する事故の履歴はない。

表 4-1 特定建築物に係る建築基準法上の内装制限

用途	構造及び規模			内装制限		
	耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	廊下、階段など	居室	
(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会所など	客席の床面積の合計が400㎡以上	客席の床面積の合計が100㎡以上	客席の床面積の合計が100㎡以上			
(2) 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設など	3階以上の部分の床面積の合計が300㎡以上(100㎡以内毎に防火区画されたものを除く)	2階部分の床面積の合計が300㎡以上(病院、診療所は病室がある場合のみ)	当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上	準不燃材料(避難階段・緊急避難階段の場合には下地とも不燃材料)	難燃材料(3階以上に居室がある場合の天井は準不燃材料)	
(3) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く)	当該用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が1000㎡以上	当該用途に供する2階以上の部分の床面積の合計が500㎡以上	当該用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以上			
(4) 地階または地下工作物内に設ける居室で上記以外のもの	全部適用			準不燃材料		
(5) 自動車車庫または自動車修理工場	全部適用			準不燃材料		
(6) 大規模建築物(学校等の部分及び高さ31m以下の部分にある(2)の用途は除く)	階数3以上	延べ面積500㎡超			難燃材料	
	階数2	延べ面積1000㎡超		準不燃材料		
	階数1	延べ面積3000㎡超				
適用される居室						
(7) 無窓の居室(天井の高さが6mを超えるものを除く)	適用される部分					
	床面積が50㎡を超える居室で、 温度調整を必要とする作業を行う作業室 その他用途上やむを得ない居室	以下の壁及び天井の室内に面する部分 ・当該居室 ・当該居室に通じる主たる廊下、階段				内装制限 準不燃材料
(8) 火気使用室	住宅(耐火構造除く) ※事務所・店舗兼用含む	階数が2階以上で最上階以外の階にある調理室・浴室など	当該室の壁及び天井の室内面(50cm以上の垂れ壁があるところまでが対象)			内装制限 準不燃材料
	住宅以外(耐火構造除く)	すべての階にある火気使用設備・器具を設けたもの	当該室の壁及び天井の室内面			
(9)						

イ 事故防止のための措置

現在は、シルバー人材センター会員と御殿浄水場職員による巡回で対応している。

ウ 今後の対処方針

今後の方針としては、開館時間中の指定管理者による巡回、閉館時間中の機械警備による対応を検討している。夜間の警備については警備会社と契約し施錠管理・機械警備等に対応することも必要である。

また、イベント開催時等一時的な施設利用者数の増加が見込まれるときには、誘導係や警備員等を配置して事故防止に努める。

(4) 防火設備（防火・防犯設備）計画

ア 設備整備計画

自動火災報知設備・非常通報設備・屋外消火栓・非常用照明・避難口誘導灯・消火器は既に設置済みであるが、今後の活用計画の方針に合わせて建造物の用途・規模を変更する際に、これらの設備も更新する。（「第5章 活用計画」参照）消防法において屋外消火栓の設置は義務付けられていないが、現在、歴史館（旧ポンプ室）の東側地中には文化財保護を目的として自主的に屋外消火栓が埋設され、増築部分北面には屋外消火栓ホース格納箱が設置されている。毎年1月に実施される防災訓練の中でも、この屋外消火栓を利用した訓練

が自衛消防隊により行われている。このため、増築部分を解体・撤去する際には、消防法の規定の範囲内で移設することとする。

雷による被害としては、昭和45年10月13日に、鉄筋コンクリート平屋建て58㎡内の変圧器が落雷のため半壊した記録が「高松市水道史」に残っているが、当該敷地のいずれの建造物も高さ20m以下であるため、法定では避雷設備の設置は不要である。御殿浄水場正門脇の監視カメラについては、御殿浄水場の侵入防止システムであり、水道資料館側には対応していない。

今後の公開活用の状況を鑑みて、当該建造物に機械警備・防犯カメラを導入し、警備会社との契約を検討する。また、災害時における施設利用者等の安全性を確保するため、スプリンクラー・緊急地震速報受信装置の設置も有効な手段であると考えられる。

イ 保守管理計画

防災設備の維持管理については、消防法に定められた点検の他に自主的に点検を行い、設備の位置・構造・不良事項・注意事項を的確に把握するとともに、その機能を最良の状態維持していく必要がある。

また、防犯設備を設置した場合には手引書等を作成し、機器類への関係者の理解を徹底することとする。

	歴史館	PR館	資料保管庫
延床面積(㎡)	249.18(既存) 229.27(増築部分解体後)	144.54(既存) 247.62(増築後)	81.58
階数	1+地階	1	1
特定防火対象物	8項	1項口	16項イ (厨房:1項口) (事務室:15項)
有窓・無窓	有	有	無
収容人数	80人	375人 (多目的スペース 186.20㎡)	厨房:5人 事務室:3人
消防用設備等			
消火器	300㎡以上	150㎡以上	無窓階
非常ベル・自動式サイレン・放送設備 (自動火災報知設備でも可)	収容人数800人以上	収容人数300人以上	収容人数500人以上
避難口誘導灯	○(地階のみ)	○	○
通路誘導灯	○	○	○
誘導標識 (避難口誘導灯・通路誘導灯でも可)	○	○	○
その他			
		大型開口部(75×120)2箇所 (無窓にならないために必要)	

表 4-2 特定防火対象物に係る消防法の制限

2 耐震対策

(1) 耐震対策の基本方針

高松市水道資料館の各建造物は、竣工からおおよそ100年を迎える。また、高松市は「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年7月26日法律第92号）」第3条の規定に基づく「東南海・南海地震対策推進地域」に指定されており、今後も高松市民に広く公開し活用を促進するうえで、地震時における人命の安全性の確保が求められる。各建造物の現状における構造耐力及び今後の活用の方針が異なるため、建造物ごとに基本方針を述べる。

歴史館（旧ポンプ室）はまだ根本修理の時期を迎えていないため、文化財としての価値を損なわないよう、大規模な修繕に該当しない範囲内で耐震補強を行う。PR館（旧事務室）は、今後積極的な公開活用を行ううえで用途変更及び増築を伴う。この場合、計画通知を要することとなるので現行の建築基準法に適合するよう耐震補強を行う。資料保管庫（旧倉庫）についても、現状の用途を変更して活用を行う場合には建築基準法に適合させる必要がある。

(2) 耐震診断

平成23年度に所有者診断（現：耐震予備診断）が実施されているものの、大壁造という特性上、柱寸法、柱配置、土壁の壁量等、条件を設定するうえで詳細な事項の特定が困難であった。（参考資料6）また、この時点では敷地の地盤調査は行われていないため、地盤の特性についても不明である。このため、平成27年度の実施設計の中で、敷地の地盤調査と建造物の耐震基礎診断を行い、総合的な耐震性能を評価するものである。地盤調査については、ボーリング・標準貫入試験・室内土質試験等を実施したうえで、地盤の状況を判断し、的確な処置を施す。建造物の耐震診断については、限界耐力計算等により躯体の耐震性能を評価する。

耐震診断の結果を踏まえて構造補強を行う場合

には、小屋裏・床下・壁体内等の既存の構面内に構造用合板を設置する等、文化財的価値を損なわない範囲内での構造補強を原則としたうえで耐震性能の向上を図る。主要構造部となる木部については、腐朽及び蟻害の進行が想定されるため、詳細な調査を行ったうえで不健全な部材については適宜置換し、建造物の健全化を図るものとする。

このほか、調査を進めていく中で明らかとなった課題については随時検討を行い、地震時において人命の安全性が担保されるような措置を講じるものとする。

(3) その他の安全性に関わる課題

上記の診断と並行して、建造物の煉瓦部分についても詳細な調査を実施する。目視による調査により煉瓦部材の吸水と劣化の進行、目地の亀裂等が確認できるため、サンプルコア抜きを行い、圧縮試験・目地せん断試験・引張試験等による性能調査を実施する。

「高松市水道史」によれば、南海大地震（昭和21年12月21日 午前4時19分）マグニチュード8.1 震度5によって、低揚ポンプ室（現在の歴史館地下ポンプ室）の側壁に亀裂が生じ、低揚ポンプ室が浸水、電動機が水浸しになり機能を停止したとの記録が残されている。歴史館（旧ポンプ室）の地下煉瓦壁の背面地盤については不明な部分が多いため、背面土のボーリング・サウンディング・土質試験・液状化判定等の試験を行い、その結果に応じて背面地盤の改良又は煉瓦壁の補強等を実施し地震時の安全性を確保する。

(4) 地震時の対処方針

消防計画に基づいて、迅速に消火・避難活動を実施する。避難者の誘導・被災者の救助を優先して行うと共に、文化財建造物とその部材の保護に努めることとする。主要構造部が大きく倒壊・破損した場合には、速やかに応急措置を検討し、支柱・ワイヤー等による支持、危険部分の撤去・格納、破損部分に対する防水シート被膜、立ち入り制限等の措置を取る。

3 耐風対策

(1) 被害の想定

高松市は過去に何度か大型の台風を経験しているが、これまでのところ、風による大きな被害は報告されていない。

(2) 今後の対処方針

屋根瓦・雨樋の落下等の被害が生じた際には、シート養生等の応急処置を行い、破損部分の補修を速やかに行う。

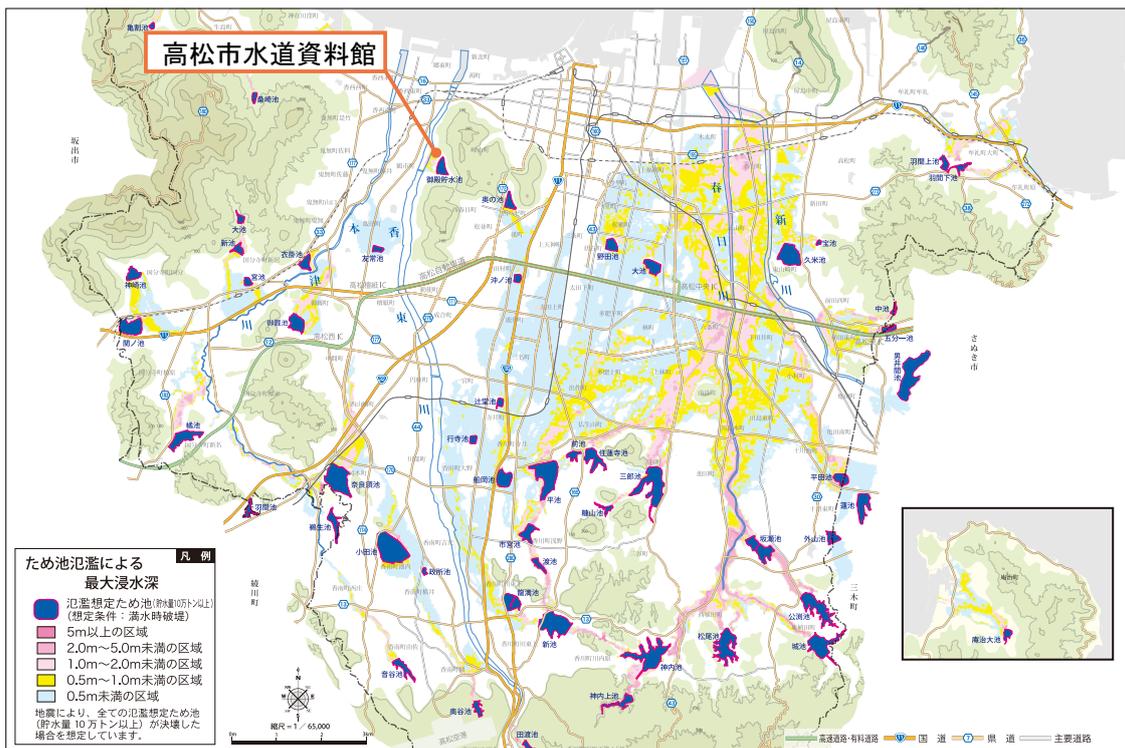
4 その他の災害対策

(1) 被害の想定

当該敷地においては、地震を起因とする御殿貯水池の決壊による浸水、大雨による香東川の氾濫による浸水が懸念される。災害時の避難場所としては、香東川西岸にある弦打コミュニティセンターが指定されている。日頃からこれらの情報を周知したうえで迅速な避難誘導を促すようにする。また、香東川に架かる御殿橋が通行不可能になった場合は、敷地背後の高台（御殿神社方向、又は特別養護老人ホーム エデンの丘方向）への避難誘導を行う。

(2) 当面の改善処置と今後の対処方針

災害時に備え、隣接する御殿浄水場職員との情報共有及び連携を心掛けると共に、災害発生時に高松市消防局及び高松市消防団等と協力して消火・避難活動等が実施できるよう、定期的に合同防災訓練を行う。



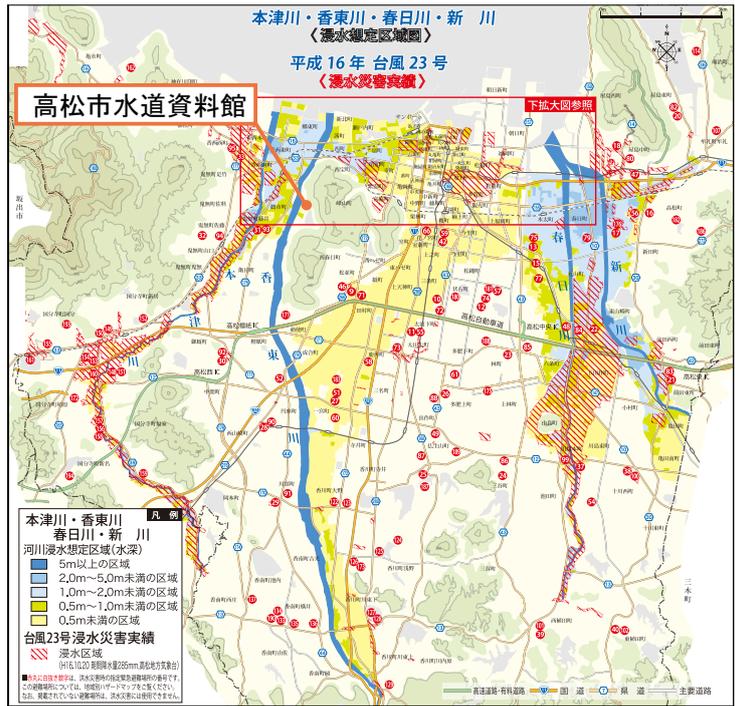


図4-3 香東川浸水想定区域図



図4-4 弦打地区防災マップ

第5章 活用計画

1 公開その他の活用の基本方針

高松市水道資料館は、擬洋風建築の流れを受ける特徴を色濃く残す大正時代中期の建造物群として文化財的価値を有すると共に、高松市が歩んだ近代水道の歴史を物語るうえで貴重な近代化遺産群である。現在、高松市水道資料館は来館者に水道事業の変遷を伝える学習施設として公開されているだけでなく、花火大会等、地域住民向けのイベントに活用されている。また、写真撮影用のロケーションとしても好評で、幅広い層の地域活動に活用されている点の特徴である。今後の公開活用に関しても、文化財又は水道施設としてだけでなく、引き続き地域に愛され高松市民が日常的に立ち寄りたくなる施設として存続していくことが望ましい。

しかしながら、高松市水道資料館の来館者数は昭和61年（1986）の開館当時と比較すると若干減少傾向にある。来館者数の増加を図るためには、地域住民の継続的な利用と、より幅広い層への情報発信を促す公開活用のあり方を検討していく必要性があると考えられる。また、公開活用の基本方針を検討していくうえで、周辺の公共交通機関及び観光地と連携を図ることが物理的に困難な立地であることが問題点として挙げられる。この状況を鑑みて、周辺地域における既存のアクティビティと関連付けて公開活用の方向性を検討することで、地域に根差した施設の在り方を模索することが重要である。また、香川県及び高松市が推進する各種政策と密接に結びつけた個性的な活用方針を創造し、多方面への情報発信を行うことで幅広い層の利用者の来場を促すこととする。

本計画では、以上の点を踏まえて3つのテーマに焦点を当てて今後の整備方針を図っていくものとする。

（1） 学びの場

従来通り高松市水道資料館の主たる展示施設として歴史館（旧ポンプ室）を保存する。必要に応じて館内の展示内容を再検討し、御殿浄水場及び高松市内全域の他の水道施設に関する情報を発信することで、高松市における水道事業への住民の理解をさらに深めるものとする。

（2） 集いの場

現在、利活用率の低いPR館（旧事務室）に多目的スペースという新たな価値を付加することで、高松市水道資料館全体の活性化を図る。

地域住民を始め様々な人々が集う場所とすることで、高松市水道資料館が有する歴史的・建築的価値への理解を深めると共に、高松市水道資料館の建造物群を、生きた文化財として今後も受け継いでいくこととする。

（3） 憩いの場

水と緑に囲まれた閑静な立地を活かして、芝生広場が地域住民の憩いの場として利用されるよう整備する。今後も芝生広場を開放し、地域住民を対象としたイベントを開催するほか、アート・芸術分野で活躍する個人又は団体に創作・展示スペースとして敷地を貸し出すことで、文化芸術の振興に寄与するものとする。



图 5-1 高松市水道資料館周辺地図（国土地理院発行地形図に作図）

第56回「水道週間」関連行事

夏の夕ぐれと共に、癒しの音楽を。

第17回 **夕ぐれコンサート&花火大会**

6月7日(土) 開場17:00 / 開演18:00 / 終演20:30
雨天の場合は6月8日(日)に開催

会場 高松市水道資料館 高松市藤井1360番地 (旧院浄水場内)

夕ぐれコンサートプログラム

17:00～ ウェルカムイベント
 スーパーバイタルLIVE

18:00～ オープニングセレモニー
 「水とわたしたち展」最優秀賞受賞者表彰式
 高松市上下水道工事業協同組合
 マスコットキャラクター紹介

18:30～筒井茂広・津軽三味線LIVE

19:20～mirekanコンサート

20:00～花火大会

お問い合わせ先
 高松市上下水道局企業総務課
 TEL:087-839-2711
 FAX:087-839-2710
 〒760-8514 高松市藤井一丁目10番14号
 Eメール: kigyousumu@city.takamatsu.lg.jp

高松市上下水道局 検索

主催 / 高松市上下水道局 共催 / 高松市、該当校区連合自治会、高松市上下水道工事業協同組合
 後援 / 高松市観光委員会 協賛 / 高松市上下水道工事業協同組合協力会

写真 5-1 第 17 回 夕ぐれコンサート&花火大会パンフレット



写真 5-2 「夕ぐれコンサート&花火大会」四国新聞 2006 年 6 月 4 日

高松市水道資料館来館者集計表

	個人見学		団体見学		見学外目的 (婚礼前写しを除く)		見学外目的 (婚礼前写し)		タぐれ コンサート	合計	備考				
	件数	人数		件数	人数		件数	人数		人数		人数			
		総数	うち12歳以下		総数	うち小学生 (12歳以下)		総数	うち小学生 (12歳以下)				総数	うち小学生 (12歳以下)	
昭和62年度		1,010	413		1,557	788					2,567	団体見学人数には見学外目的の人数を含む			
昭和63年度		727	331		2,861	1,298					3,588	〃			
平成元年度		673	308		2,602	1,387					3,275	〃			
平成2年度		721	333		2,227	993					2,948	〃			
平成3年度		540	227		2,487	1,140					3,027	〃			
平成4年度		510	186		2,078	1,213					2,588	〃			
平成5年度		480	203		1,921	1,286					2,401	〃			
平成6年度		539	243		1,562	662					2,101	〃			
平成7年度		371	149		2,072	1,332					2,443	〃			
平成8年度		489	154		2,443	1,688					2,932	〃			
平成9年度		429	167		2,489	1,141					2,918	〃			
平成10年度		377			1,774						2,151	〃			
平成11年度		267	99		2,598	1,821					2,865	〃			
平成12年度		358	162		1,777	1,407					2,135	〃			
平成13年度		307	87		1,493	1,334					1,800	〃			
平成14年度		406	74		1,818	1,043					2,224	〃			
平成15年度		270	96		1,516	639					1,786	〃			
平成16年度		205	42		1,059	608				250	1,514	〃			
平成17年度		203	54		937	508					1,140	〃			
平成18年度		213	63		1,301	745					1,514	〃			
平成19年度		197	29		496	371				0	693	〃			
平成20年度		307	37		469	207				500	1,276	〃			
平成21年度		244	57		277	95				500	1,021	〃			
平成22年度		364	72		90	50				800	1,254	〃			
平成23年度		700	72		541	402				500	1,741	〃			
平成24年度		309	176		1,044					800	2,153	〃			
平成25年度	193	286	25	9	372	42	15	81	0	78	567	1	300	1,606	6/1の個人見学者はタぐれコンサートの来館者として集計
合計		11,502	3,859		41,861	22,200		81	0		567	1	3,650	57,661	



図 5-2 水道資料館来館者集計表 (平成 27 年 2 月現在 高松市上下水道局調べ)

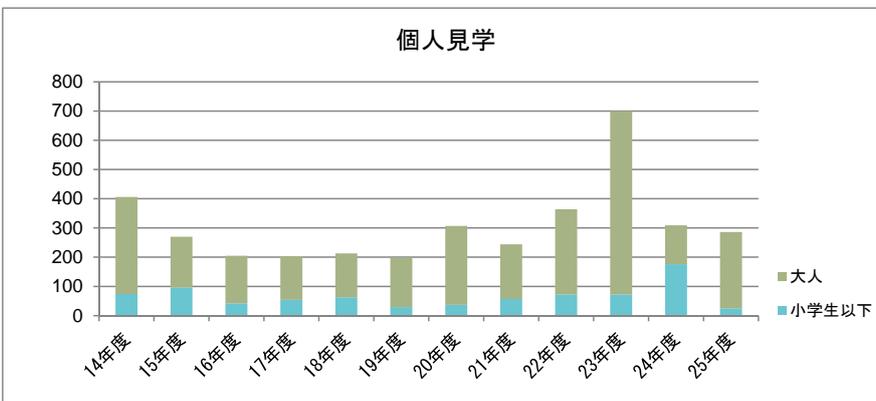
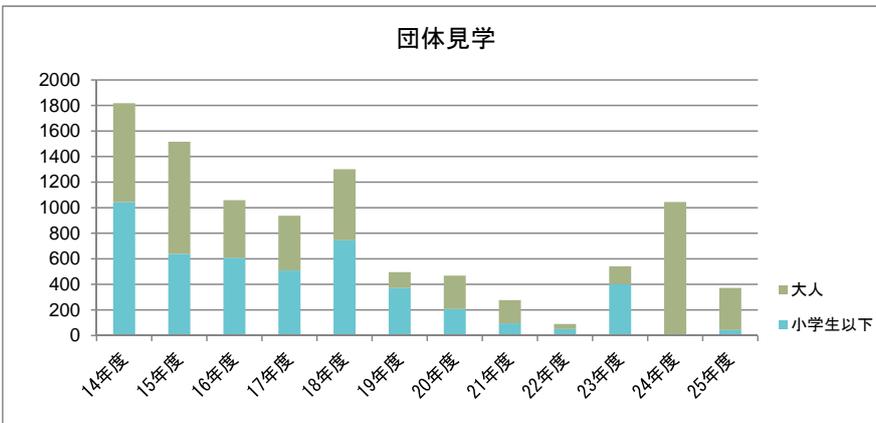
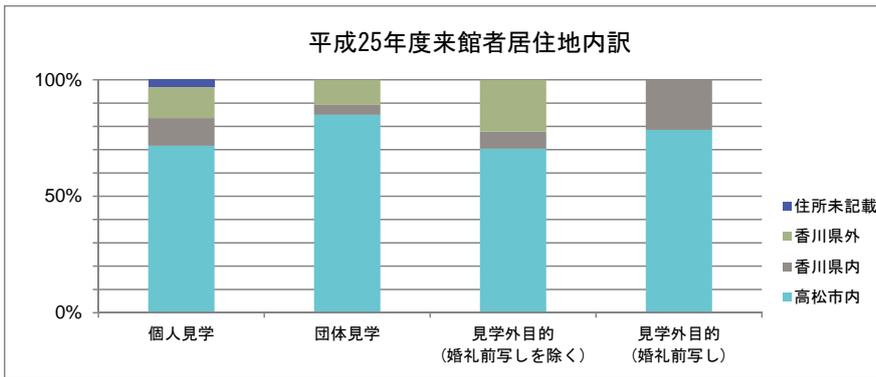
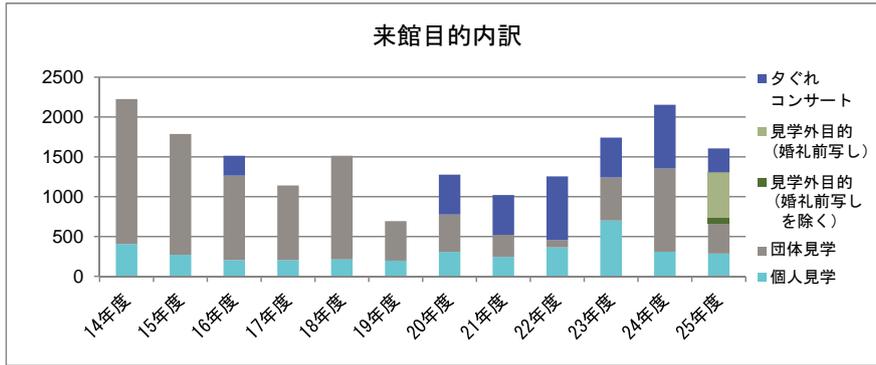


図 5-3 水道資料館来館者集計表（平成 27 年 2 月現在 高松市上下水道局調べ）

2 公開計画

(1) 敷地の公開

ア 芝生広場

瀟洒な外観と調和するような植物の植付を行い、華やかな雰囲気を作り出すと共に季節に応じた花の開花を楽しめるよう修景を施す。屋外ファニチャーを設置することで、地域住民が気軽に利用できるよう整備するほか、屋外用の椅子・テーブル、音響・照明設備等を設置してコンサート等のイベントに利用することを可能とする。

また、従来通り花火大会及び撮影用のロケ地として活用するほか、文化芸術の振興を支援する場として広場を活用する。全国的にも前例の無い取り組みとして高松市が実施している、保育所・幼稚園への芸術士派遣事業に関連して行うワークショップ又は県外においても関心の高い瀬戸内国際芸術祭等で、水に関するアート作品の制作と展示を検討する。

イ 駐車場

石清尾山、紫雲山、浄願寺山は気軽に山登りが楽しめる場所として、登山愛好家達に親しまれている。石清尾山頂にはアスレチックコースを備えた峰山公園があるほか、200基余りの古墳を持つ国指定史跡石清尾山古墳群があり、これらを散策できるハイキングコースが整備されている。

高松市が平成23年度より実施している「ゆめづくり推進事業」の採択事業として、弦打地区では弦打校区コミュニティ協議会により高松市水道資料館を起点とした史跡めぐりマップと看板の作成が進められている。これらの山登り・史跡めぐり愛好家達に駐車場を開放し、高松市水道資料館を便益施設兼休憩所として活用していただくことも可能である。

また、現在整備中の市道木太鬼無線（奥の池

南交差点～御殿橋）の供用が開始されれば、東方向からのアクセスが改善される。なお、現状では敷地北側に整備された駐車場から裏門を介してのアプローチが一般的に利用されているが、駐車場の位置が分かりにくく施設の主出入口としての正面性にも欠けるため、正門からのアプローチを整備する必要があると考えられる。

ウ 駐輪場

全国的に見ても自転車施策先進都市である高松市では、様々な施策及び取り組みが実施されている。高松市中心市街地並びに高松琴平電気鉄道仏生山駅周辺におけるレンタサイクルシステム

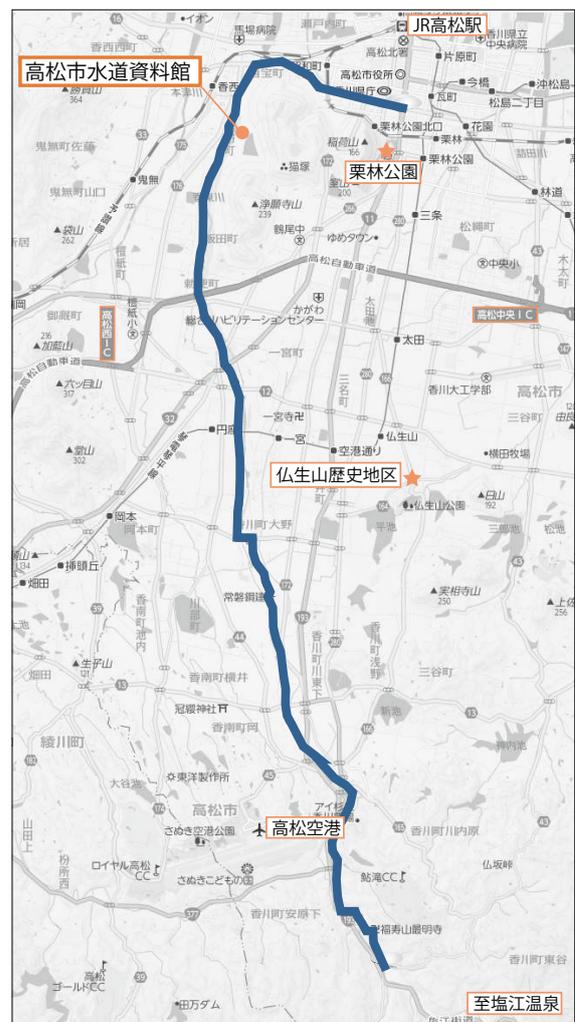


図5-4 香東川自転車道（塩江香川高松自転車道線）



写真 5-3 峰山公園 アスレチックコース



写真 5-4 峰山公園 ハイキングコース



写真 5-5 香東川自転車道



写真 5-6 香東川自転車道から見る高松市水道資料館

ムを始めとして、コンビニエンス・ストア等で自転車の空気入れができる「ちゃりんこ救急ステーション」制度を導入して、自転車利用の促進を図っている。

高松市水道資料館の対岸を走る香東川自転車道は、昭和52年(1982)に塩江温泉鉄道廃線跡を利用して作られた自転車専用道で、国土交通省道路局のホームページの中でも全国有数の大規模自転車道として紹介されている。香川県庁前を出発して塩江温泉まで続く全長21.0kmのコースにはトンネル等の廃線遺構が残っており、一部の愛好家達に知られたスポットとなっている。

これらの廃線遺構を利用してインスタレーション又はアート作品の設置を行うことで、産業遺産と芸術が融合する個性的なサイクリング・コースを提案することも可能である。こうした活動と関連付けて、香東川自転車道に高松市水道資料館を休憩スポットとして案内する標識を設置したり、コース・マップを作成してレンタサイクル利用者を対象に広報活動を行うことで、公共交通機関に頼らない来館者の誘導が可能となる。

(2) 建造物の公開活用

ア 歴史館（旧ポンプ室）

従来通り建造物そのものを常時公開・展示すると共に、既存のポンプ類と併せてパネル・展示ケースによる常設展示を行う。現在の展示内容は、高松市における近代水道の歴史に重点が置かれているため、隣接する御殿浄水場の仕組みや取組み、高松市内の他の水道施設についての解説を加えることで、より大きな学習効果が期待できる。

基本的には、本来の用途である水道資料館としての機能を優先させた活用を行うが、個性豊かな空間をより幅広い層の方々に利用・見学していただくため、アート作品等を展示するギャ

ラリースペースとしての貸し出しや、画集等を置いたブラウジング・コーナーの設置等を検討する。

イ PR館（旧事務室）

展示、会議、研修等が開催できる空間として内装を改修し、高松市水道資料館併設の多目的スペースとして運営を行う。季節や天候に応じて仮設テント等の屋外家具を設置し、芝生広場との一体的な利用を行うことにより、様々な用途への活用が期待できる。

既存の水道事業関連施設を資料館又は記念館以外で公開活用している事例は全国的に見ても少ないが、桐生市水道山公園の頂上付近にある水道山記念館（旧配水事務所）は、会議・研修等に利用できる多目的室として予約制で貸し出されている。

ウ 資料保管庫（旧倉庫）

高松市水道資料館を管理運営するための管理棟として利用する。建物の一部を改修して事務室・更衣室等・火気使用室の諸室を設ける。火気使用室への改修に当たっては、建築基準法を順守すると同時に、火災の発生を抑制し、延焼による躯体の損傷を回避するような措置を取る。

(3) 関連資料等の公開

歴史館（旧ポンプ室）と一体的に保存されている創建当時のポンプ類を引き続き主な展示物として維持管理する。このほか、高松市上下水道局によって保管されている歴史的資料等については、今後の展示方針に併せて公開していく。



写真 5-7 桐生市水道山記念館 正面玄関



写真 5-8 桐生市水道山記念館 玄関ポーチ



写真 5-9 桐生市水道山記念館 玄関ホール



写真 5-10 桐生市水道山記念館 多目的室

3 活用計画

(1) 計画条件の整理

ア 建築基準法

室内の採光・換気、建造物の構造等について規制を受ける。構造耐力については、現況の耐震基準を満たしていない既存不適格建造物であり、大規模な改修等を実施しない場合、耐震性の向上は所有者の努力義務である。さらに、高松市水道資料館の敷地は法 22 条地域内に指定されており、延焼の恐れのある部分である屋根・外壁等の材質について規制を受ける。

イ 都市計画法

用途地域は用途白紙地域(特定用途制限地域)の一般・環境保全型であり、建築物の用途・高さ等について制限を受ける。建蔽率は 60%、容積率 100%である。高松広域都市計画区域に指定されており、地区計画等の指定はない。

ウ 消防法

消火・警報・避難設備等について規制を受ける。

エ 景観法

景観条例により「一般区域の田園居住景観ゾーン」に指定されている。景観計画に基づき形態・色彩について規制を受ける。(参考資料 7)

オ 各種条例等

高松市火災予防条例、高松市緑化条例、高松市自転車等の適正な利用に関する条例、香川県福祉のまちづくり条例等による制限を受ける。

カ 上位計画・関連計画等

参考資料 8 参照。

(2) 建築計画

ア 歴史館(旧ポンプ室)(図 5-8)

(ア) 平面計画

創建時の姿を再現する当初復原を計画の基本方針とする。建物東側の増築部分(旧作業室)、玄関増築部分及びポーチを十分調査したうえで解体し、創建時の平面に復する。

(イ) 動線計画

竣工時には開口部があったと推測される北側壁面に開口部を復原して主動線とし、車いす使用者がアクセスできるようスロープを設ける。建物内部の動線は自由動線とする。現状では利用が制限されている地下ポンプ室から地上へと続く階段を非常時に限り避難用の経路として利用する。

(ウ) 展示計画

常設展示については、音声ガイダンスを含めた既存の展示物を継続利用すると共に、必要に応じて内容を見直し展示物を更新する。ポンプ類は適切に維持管理し、定期的なメンテナンスを行う。ギャラリー・スペースとして貸し出す際には、現在利用されていない地下ポンプ室上部のキャット・ウォーク部分も含めて展示空間としての活用を検討する。展示物を建造物本体に緊結する場合には、躯体の損傷がないよう配慮する。

イ PR館(旧事務室)(図 5-9)

(ア) 平面計画

資料室 1・3 間の間仕切壁及び建具類の積極的な撤去は行わない。資料室 1 に突出した間仕切壁については、構造の検討を行ったうえで撤去する。現在の L 字型の平面形状では、客席及び展示等のレイアウトを検討するうえで大きな制約があるため、資料室 2 の既存部分を解体して増築を行い、多目的スペースとしての機能の向上と収容力の改善を図る。現状で既存建造物内に確保

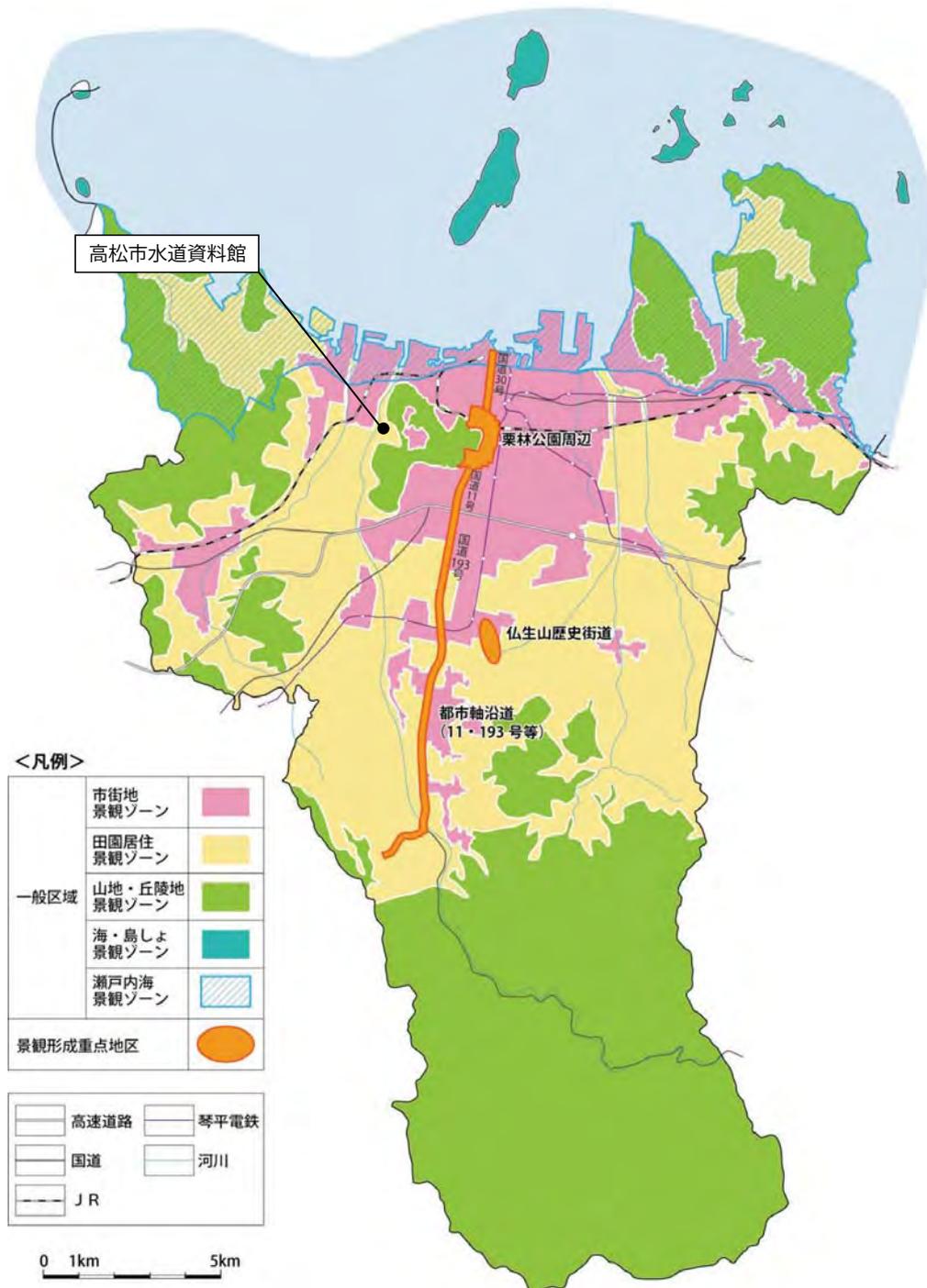


図 5-5 高松市景観計画図

できる客席占有面積は123.40㎡であるが、増築を行うことによりおよそ170.00㎡に拡張される。これにより収容人数は約1.4倍となり、将来的な利用者数の増加を見込むことが可能となる。資料室1・2間の開口部については、活用の方針及び内部の動線計画の更新に伴い変更を加えることとする。

既存便所については、窓の意匠を修正したうえで、倉庫等として活用を検討する。また、便所を新規に増築し男女別に分けると共に、車いす利用者等のための多目的便所を設置する。これらの便所はPR館（旧事務室）の利用者だけでなく、歴史館（旧ポンプ室）の利用者及びイベント参加者も使用できるよう配慮する。器具数の算定については、多目的ホールの算定条件となる定員形の建物人口及び集中利用形の利用形態を想定した台数とする。

（イ） 動線計画

主動線は現状のままとし、建物内の動線は自由動線とする。増築を行う多目的スペースに「香川県福祉のまちづくり条例」に基づいたスロープを設け、車いす使用者用の主動線とする。

ウ 資料保管庫（旧倉庫）（図5-10）

（ア） 平面計画

保管庫1を改修して管理用事務室のほか、倉庫・更衣室・便所等を設置する。保管庫2については、火気使用室として活用を検討する。

資料保管庫（旧倉庫）は、高松市水道資料館の他の2棟と同時期に建てられた貴重な歴史的建造物であり、現在登録有形文化財への登録が検討されている。竣工時の現状を確認できる部分が広範囲に亘って残存するため、内装の改修には十分な注意を払うこととする。

（イ） 動線計画

既存出入口を主動線として利用する。保管

庫1・2の間の間仕切壁に開口部を設け、相互に行き来できるようにする。

（3） 施設整備計画

ア 保存管理に係る施設、設備等

（ア） 管理施設

現状の管理運営体制下では、高松市上下水道局を管理拠点とする。指定管理者等に管理を委任する場合には、資料保管庫（旧倉庫）に新設する事務室へ管理拠点を移行する。

（イ） 消防設備

公開活用の方向性に伴い、今後既存の消防設備を更新する必要性が生じた場合には、建造物の用途・規模等に併せて消防設備を改修する。

（ウ） 警備設備

現状では防犯カメラ・防犯用警報器等の設置はないが、今後の活用の方針、用途、運営体制に合わせて防犯設備の導入を検討するものとする。

イ 公開、活用に係る施設、設備等

（ア） 空調設備

現状では、いずれの建造物にも空調設備は設置されていないため、建造物の規模・用途に合わせて空調方式を選定する。配管は極力隠蔽配管とし、建造物の意匠を損なわないように配慮する。機器の選定・設置方法については、躯体への損傷を最小限に抑える方式とする。

（イ） 衛生設備

PR館（旧事務室）に隣接する位置に便所及び車いす利用者等のための多目的便所を新設する。既存の便所は男女別に分かれていないため、男女別の便所を計画する。また、資料保管庫の一部を改修して、管理用の便所と手洗いを設置する。

（ウ） 給排水設備

原則的には、既存の配管を活かして切回し及び改修を行う。高松市水道資料館の敷地は下水道処理区域ではないため、現在はPR館（旧事務室）脇に設置された単独処理浄化槽にて汚水が処理されている。資料保管庫（旧倉庫）に火気使用室を設置する場合には、合併処理浄化槽に変更することとし、その際の算定面積は敷地全体を対象とする。

（エ） 電気設備

原則的には、既存の配線及びコンセントを利用して改修を行うが、各建造物の公開活用の方針に従って、照明器具の新規設置並びにスイッチ・コンセント類の更新と増設を行う。また、空調設備等の導入により負荷が増大する場合には、必要に応じて配電線の更新を行う。

（オ） その他設備

高松市水道資料館の敷地は都市ガス供給区域内ではないため、資料保管庫（旧倉庫）に火気使用室を設置する際には熱源に留意すると共に、必要に応じて機械換気設備・消火設備等を設置する。

（４） 展示施設、家具の設置に係る計画

歴史館（旧ポンプ室）における展示内容を見直し、展示ケース・展示パネル等の什器の更新を行う。展示方式を変更する場合には、建造物躯体の損傷を最小限に抑える方法で設置するものとし、建造物の意匠に配慮したデザインのものを選定する。

また、PR館（旧事務室）にて使用する家具・調度品については、必ずしも大正時代を意識したものに限定せず、用途・目的に応じて建造物の意匠と調和するデザインで且つ快適なものを選定する。

（５） 外構及び周辺整備計画

外構計画の方針は、図 5-7 に示す通りである。将来的に市道木太鬼無線が開通した際には、沿

道に高松市水道資料館への案内板及び標識を整備し、車による来館者の円滑な来場を促す。また、正門までの適切な位置に看板を設置し、市道御殿成合線からの視認性を向上させることも重要である。この場合、铸铁製のものを採用する等、全体の雰囲気と調和するものを設置する。

（６） 管理・運営計画

現状の管理運営体制の中では、高松市上下水道局が直接管理運営を行う。本保存活用計画策定以後、管理者又は管理運営体制に変更が生じた場合には、それに従うこととする。

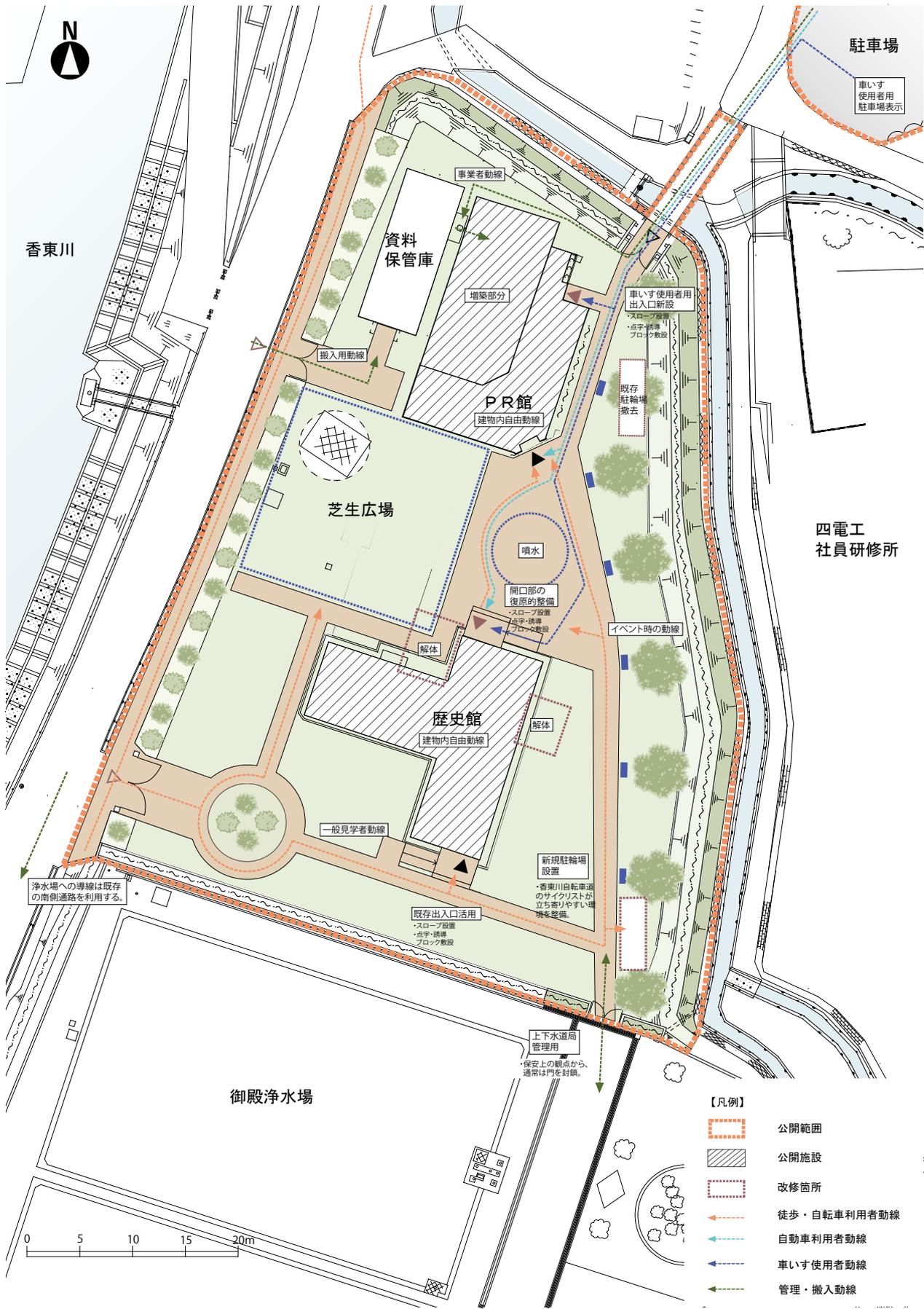


図 5-6 敷地内動線計画



写真 5-11 駐車場からのアプローチ



写真 5-15 既存駐輪場



写真 5-12 PR館（旧事務室）主導入



写真 5-16 歴史館（旧ポンプ室）主導入



写真 5-13 PR館（旧事務室）へのアプローチ



写真 5-17 歴史館（旧ポンプ室）開口部跡



写真 5-14 正門からのアプローチ



写真 5-18 現在の資料館敷地入口

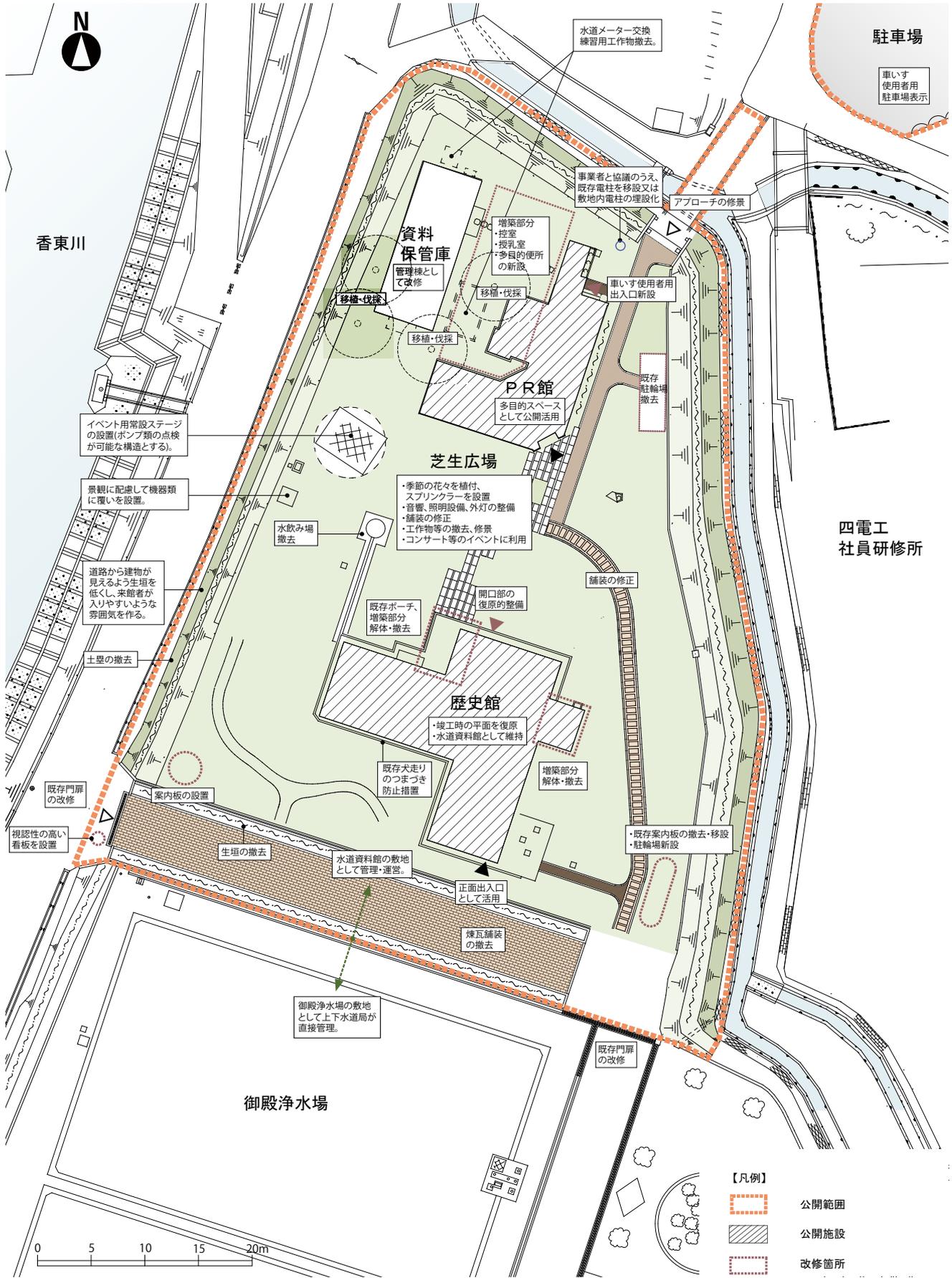


図 5-7 敷地計画



写真 5-19 道路からの視認性



写真 5-23 資料館敷地入口案内板



写真 5-20 資料保管庫（旧倉庫）東 ソメイヨシノ



写真 5-24 芝生広場 歴史館（旧ポンプ室）西



写真 5-21 資料保管庫（旧倉庫）西 ソメイヨシノ



写真 5-25 芝生広場 PR館（旧事務室）南



写真 5-22 水道メーター交換練習用工作物



写真 5-26 芝生広場 歴史館（旧ポンプ室）北

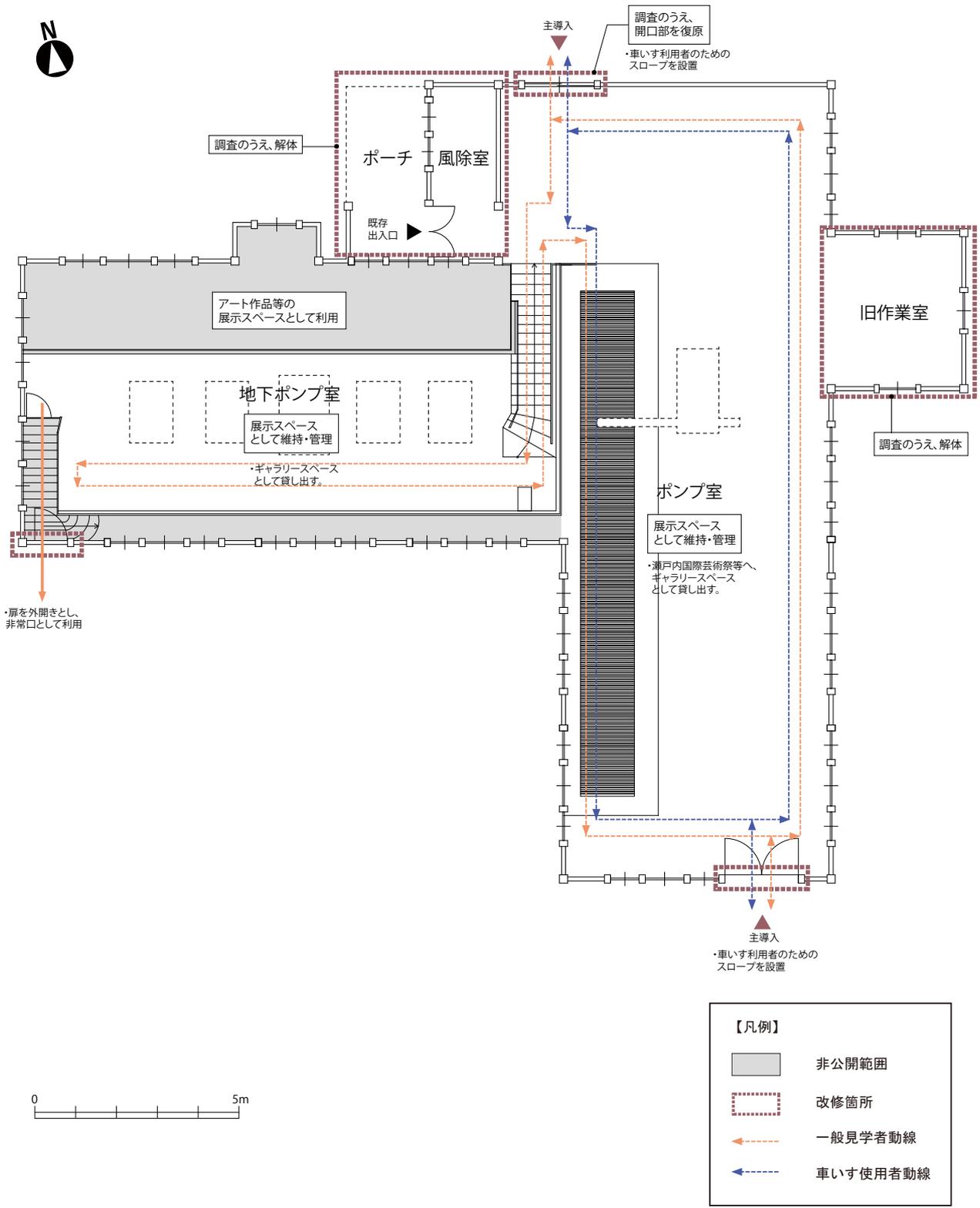


図 5-8 歴史館（旧ポンプ室）平面計画 1 : 150



写真 5-27 地下ポンプ室上部キャットウォーク



写真 5-31 東側増築部分



写真 5-28 地下ポンプ室上部出入口



写真 5-32 南側出入口



写真 5-29 1階ポンプ



写真 5-33 地階ポンプ



写真 5-30 展示ケース



写真 5-34 展示の様子

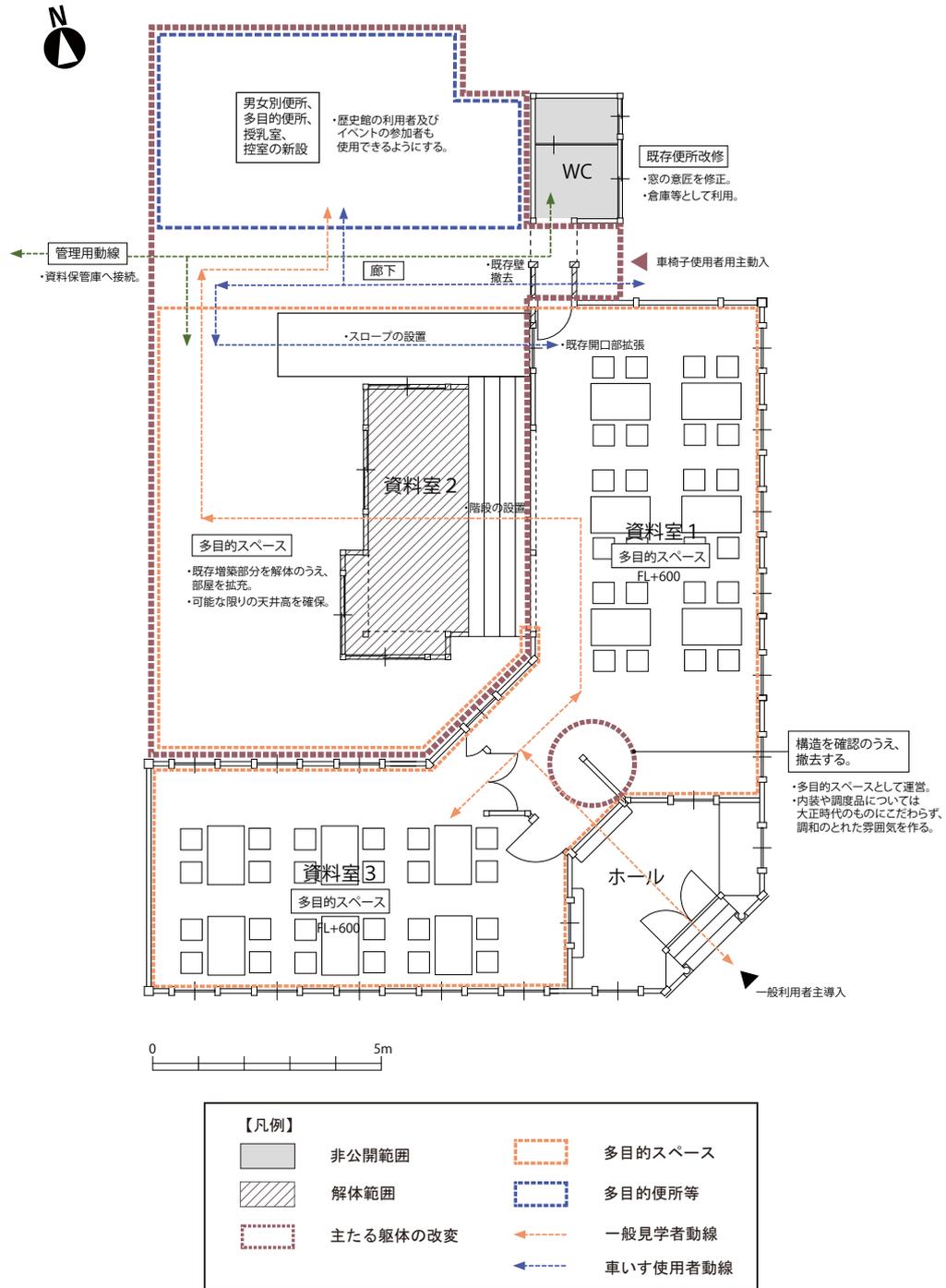


図 5-9 PR館（旧事務室）平面計画 1：150

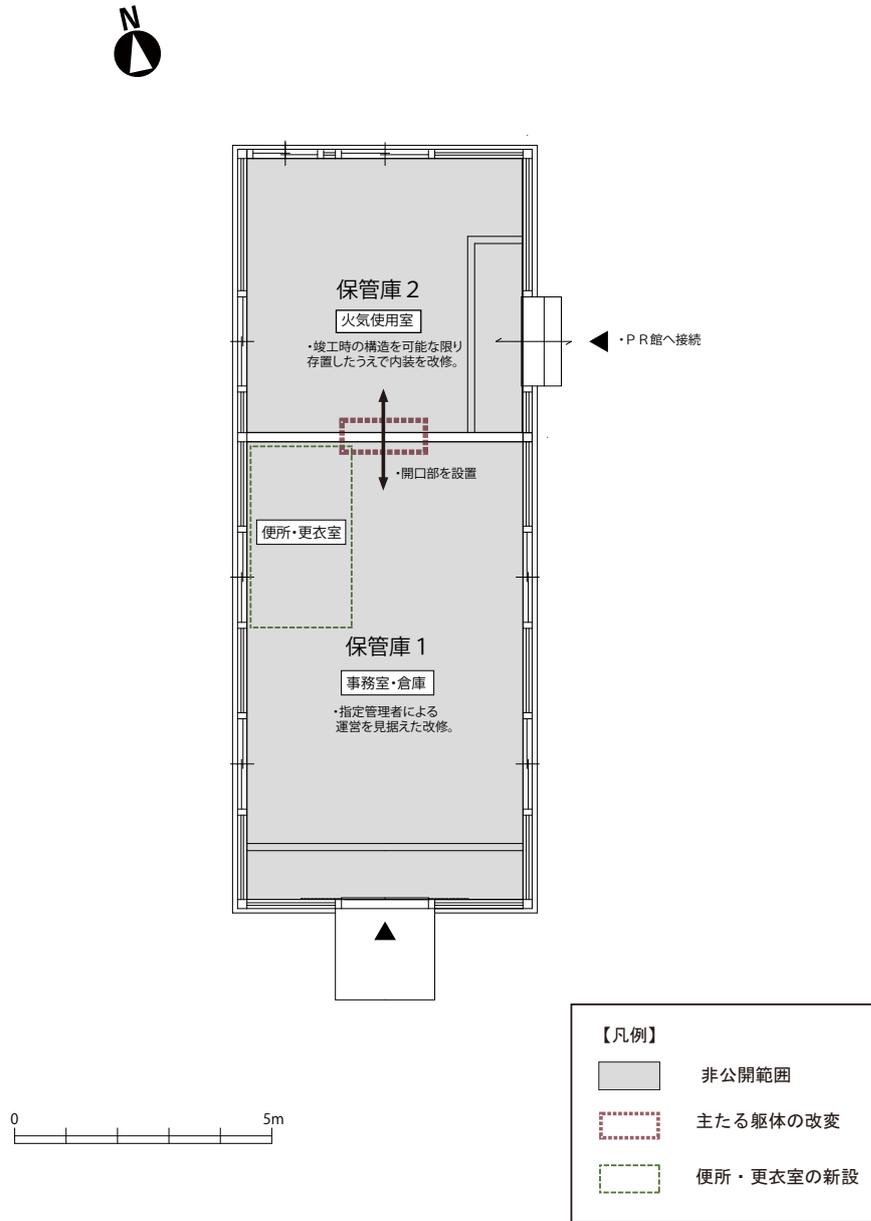


図 5-10 資料保管庫（旧倉庫）平面計画 1 : 150



写真 5-35 保管室 1 (2012 年撮影)



写真 5-36 保管室 2 (2012 年撮影)



写真 5-37 ホール



写真 5-41 既存間仕切壁



写真 5-38 資料室 1



写真 5-42 資料室 2 増築部分



写真 5-39 資料室 2



写真 5-43 便所連絡通路



写真 5-40 資料室 3



写真 5-44 北側便所と開口部跡

4 実施に向けての課題

（1）水道資料館としての展示内容の再検討

高松市水道資料館は、高松市の水道の歴史のみならず、水道事業の重要性を啓蒙するための中心施設として、来館者への情報発信を担うものである。過去の史実に重点を置いている現状の展示を見直し、御殿浄水場の現在の事業内容を始め、高松市内の他の水道施設の役割等についても弾力的に解説することが望ましい。

（2）PR事業の見直し

「夕ぐれコンサート&花火大会」の様様については、インターネットを通じてライブ配信される等、新しい試みも行われているが、高松市水道資料館は近代水道の発展を支えた水道施設として、これまで高松市上下水道局を始め高松市上下水道工事業協同組合等、水道事業関連のホームページを中心に紹介されてきた。より幅広い層の方々に、これからも継続的に活用され続ける施設であるためには、文化財又は水道施設という枠組を超えて様々な方面への情報発信の手段を開拓していく必要があるであろう。

（3）復原修理の方針

増築部分を撤去し竣工当時の姿を復原することは、歴史館（旧ポンプ室）の建造物そのものを歴史的資料として後世へ受け継いで行くうえで大変意味がある。しかし、図面・写真等の竣工当時の資料に乏しく、復原に当たっては十分な根拠に欠けることも事実である。痕跡調査等を慎重に行ったうえで、復原修理の方針を検討していくことが望ましい。

PR館（旧事務室）の増築部分については、外観の意匠上からも明らかに他の部分とは時代区分が異なるうえ、創建当時の絵葉書とされる「御殿水源地全景」からも、これが後世の増築であることは明白である。このため、当該増築部分を解体・

撤去し新たに増築を行う際には、竣工時の姿を想起させるような創意工夫が求められると同時に、エキスパンション・ジョイント等を用いて既存建造物の躯体と分離しなければならない。

（4）施設の安全性・快適性

高松市水道資料館の建造物群は、竣工からおよそ100年の間、修繕及び改修を繰り返しながら保存され受け継がれてきた。しかしながら、昭和61年（1986）の大規模改修の際にも耐震補強工事は実施されておらず、平成15年（2003）の歴史館（旧ポンプ室）改修工事の際にも、一部の補強工事に留まっている。今後も不特定多数の来館者を受け入れる施設として、各建造物の耐震性を向上させることは喫緊の課題である。

また、電気・消防設備の設置は完了しているものの、空調設備は未だ設置されていない。室内の温熱環境を整え、快適性を向上させることも公共施設として重要である。これら現代的設備の設置及び構造補強を行う際には、意匠的・構造的配慮を行ったうえで改修工事を実施することとする。

第6章 保護に係る諸手続

1 保護に係る諸手続

登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。（文化財保護法第64条1項）

高松市水道資料館における保存活用に必要な手続きについては表6-1のとおりである。下記事項のうち現状を変更しようとする場合の手続きについては、次項のように内容を補足する。ただし、手続の必要性について明確でない行為については、高松市教育委員会、香川県教育委員会及び文化庁と協議を行う。

2 現状を変更しようとする場合の手続

登録有形文化財建造物における現状変更とは「文化財として価値の及ぶ範囲」の位置や形（形状・材質・色合い等）を変更する行為のうち、移築する場合及び変更する範囲が「通常望見できる範囲」の4分の1を超える場合が該当する。高松市水道資料館において想定される現状変更は、PR館（旧事務室）の増改築工事とそれに伴う資料室2の解体が挙げられる。

現状変更をしようとする場合は、事前に高松市教育委員会、香川県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。

表6-1 保護に係る諸手続

事項	手続者	手続	提出期限	根拠法令等
管理責任者の選任・解任	所有者・管理責任者	届出	20日以内	○法第60条第2項 ○登録有形文化財に係る等登録手続及び届出等に関する規則（この表で以下「規則」という。）第5・6条
所有者の変更	所有者	届出	20日以内	○法第60条第4項 ○規則第7条
管理責任者の変更	管理責任者	届出	20日以内	○法第60条第4項 ○規則第8条
所有者、管理責任者の氏名・名称・住所の変更	所有者、管理責任者	届出	20日以内	○法第60条第4項 ○規則第9条
滅失、き損、亡失	所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）	届出	10日以内	○法第61条 ○規則第10条
所在の場所の変更	所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）	届出	20日前	○法第62条 ○規則第11条
現状変更等	現状を変更しようとする者	届出	30日前	○法第64条第1項 ○規則第14・15条
輸出	輸出しようとする者	届出	30日前	○法第65条第1項 ○規則第18・19条
技術的指導	所有者、管理責任者又は管理団体			○法第66条 ○規則第21条
登録原簿登録に関する意見聴取		意見		○法57条第2項

3 届出を要しない行為

登録有形文化財においては、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置若しくは他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、届出を要しない。(文化財保護法第64条1項ただし書、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則第17条)

(1) 維持の措置の範囲

現状変更のうち次のような場合は、維持の措置の範囲に該当するものとする。

ア 登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（移築の場合を除く）。

イ 登録有形文化財がき損している場合又はき損することが明らかに予見される場合において、当該き損の拡大又は発生を防止するため応急の措置をする場合。

例えば、内装のみを模様替えする場合、雨漏りや壁のひび割れといったき損の発生や拡大を防止するための修理工事等がこれに該当する。

(2) 非常災害のために必要な応急措置

非常災害に備え、事前に行う補強や改修行為又は非常災害後に復旧工事として行うものが該当する。例えば、倒壊防止のために傾斜した柱や破損のおそれのある梁に支柱を添える行為等がこれに該当する。

4 本計画の改正

本計画の内容を変更・改訂するときは、高松市教育委員会、香川県教育委員会及び文化庁と事前に協議したうえで、変更後の計画書に変更前の計画書を添えて文化庁へ提出する。

参考文献等

宮本慎宏・釜床美也子	高松市水道資料館の文化財的価値及び構造ならびに活用方法等に関する研究調査・研究報告書	香川大学工学部安全システム建設工学科	2014
高松市水道局水道史編集室	高松市水道史	高松市水道局	1990
香川県教育委員会	香川の近代化遺産：香川県近代化遺産（建造物等）総合調査報告書	香川県教育委員会	2005
神吉和夫	建設工学研究所報告第27号「高松水道の研究」	(財)建設工学研究所	1985
(株)文化財保存計画協会	登録有形文化財高松市水道資料館破損劣化及び構造診断調査報告書	高松市上下水道局	2012
弦打校区コミュニティ協議会	広報弦打第6号	弦打校区コミュニティ協議会	2014
国土交通省道路局 HP	http://www.mlit.go.jp		
四国運輸局	http://www.tb.mlit.go.jp		
香川県 HP	http://www.pref.kagawa.jp		
高松市 HP	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp		
高松市上下水道工事業協同組合	http://takamatsu-jsk.com		
桐生市 HP	http://www.city.kiryu.gunma.jp		
日本山岳会 HP	http://www.jac.or.jp		
高松琴平電気鉄道株式会社 HP	http://www.kotoden.co.jp		
香川県公式観光サイト うどん県旅ネット	http://www.my-kagawa.jp		

資料編

参考資料 1 工事記録写真①～⑧

【工事記録写真①】高松市水道資料館（仮称）改修工事



歴史館 着工前



P R館 着工前



歴史館 荷受梁・三方枿新設



P R館 梁・化粧柱新設



歴史館 上げ床の上 フローリング貼



P R館 着工前内部状況



資料保管庫 着工前



資料保管庫 上げ床新設

【工事記録写真②】高松市水道資料館屋根葺替工事



歴史館 屋根葺替前



歴史館 瓦撤去状況



歴史館 野地板張り状況



歴史館 葺替状況



歴史館 棟飾り取替



歴史館 屋根葺替完了



PR館 軒樋取替及び瓦復旧



PR館 玄関上部梁、桁補強状況

【工事記録写真③】高松市水道資料館塗装工事（その1）



歴史館 剥離・ケレン状況



歴史館 剥離・ケレン状況



歴史館 塗装（下塗状況）



歴史館 塗装完了



PR館 剥離・ケレン状況



PR館 塗装（下塗状況）



PR館 資料室2
水洗い・下地処理の上リシン吹付



PR館 塗装完了

【工事記録写真④】高松市水道資料館塗装工事（その2）



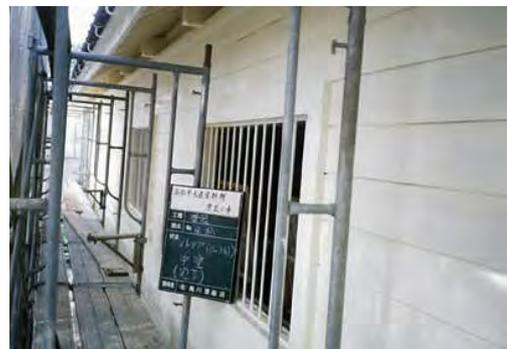
資料保管庫 着工前



資料保管庫 剥離状況



資料保管庫 塗装（下塗状況）



資料保管庫 塗装（中塗状況）



資料保管庫 塗装（上塗状況）



資料保管庫 屋根 着工前



資料保管庫 屋根 高圧洗浄



資料保管庫 素地・下地調整の上塗装

【工事記録写真⑤】水道資料館外壁等改修工事（その1）



歴史館 敷居 柱取替・シーリング



歴史館 外壁 塗装（下地調整）



歴史館 外壁 塗装（上塗）



PR館 柱・見切縁等取替・シーリング



PR館 外壁板・巾木解体撤去



PR館 外壁板・幅木取替



PR館 屋根 ケレン



PR館 屋根 塗装

【工事記録写真⑥】水道資料館（歴史館）補強等改修工事



歴史館 煉瓦・梁 補強金物新規取付



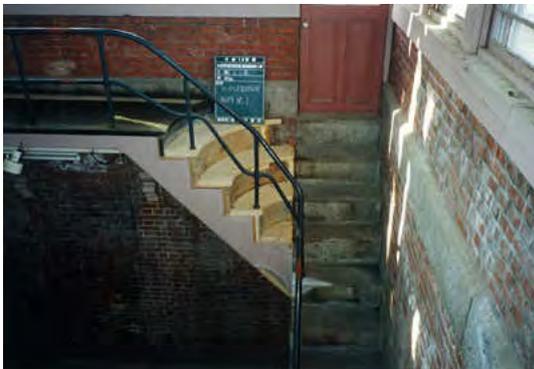
歴史館 1F 点検用木製廊下
東端部下部 補強材新設



歴史館 1F 点検用木製廊下
東端部下部 補強材新設



歴史館 西側木製階段一部取替



歴史館 西側木製階段一部取替



歴史館 面台下部シーリング打替



歴史館 犬走り・排水溝 着工前



歴史館 犬走り・排水溝 塗膜防水

【工事記録写真⑦】水道資料館屋根等改修工事



PR館 屋根葺替 着工前



PR館 既存瓦撤去



PR館 屋根 垂木腐朽箇所補強



PR館 瓦葺き状況



PR館 屋根（資料室2）葺替（下地共）



PR館 屋根 銅板葺のうえ、塗装完了



PR館 屋根葺替完了



PR館 土台イエシロアリ被害
（油剤処理済）

【工事記録写真⑧】 水道資料館の白蟻被害状況と今後の方針について



PR館 資料室2 天井内
柱にイエシロアリの蟻道



PR館 天井内
イエシロアリ営巣部



PR館 床下 蟻道



PR館 土台 下端
イエシロアリに食害



PR館 土台 イエシロアリ被害



PR館 床下 乳剤の土壌散布



歴史館北側 梁 2 本
イエシロアリ被害 (取替済)



資料保管庫 床下 乳剤の噴射散布

参考資料2 高松市水道資料館管理要綱（昭和62年施行）

高松市水道資料館管理要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高松市水道資料館（庭及び駐車場を含む。以下「水道資料館」という。）の運営及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び所在）

第2条 水道資料館の名称及び所在は、次のとおりとする。

名 称	所 在
高松市水道資料館	高松市鶴市町1360番地

（事業）

第3条 水道資料館においては、次に掲げる事業を行う。

- （1）水や水道に関する資料（以下「資料」という。）の収集及び保管並びに展示を行う。
- （2）水や水道に関する展覧会、講習会等の開催及びその奨励を行う。
- （3）水や水道に関する情報の提供を行う。
- （4）水道資料館の施設・設備等（以下「施設等」という。）を、水や水道に関する集会及び展示並びに市民のために提供する。
- （5）前各号に掲げるもののほか、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める事業を行う。

（開館時間）

第4条 水道資料館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 水道資料館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

（入館料）

第6条 水道資料館の入館料は、無料とする。

（施設等の使用申請）

第7条 10名以上で見学を行おうとする者及び施設等を見学以外の目的で使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申請し、許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 前項の規定による使用許可の申請は、使用しようとする日の前日（その日が休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び土曜日並びに12月29日から翌年の1月3日までをいう。）に当たるときは、これらの日の前日）までに行わなければならない。
（使用許可の基準等）

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 第3条に掲げる事業以外の目的に使用のおそれがあるとき。
- (2) 館内の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他水道資料館の管理上支障があると認められるとき。

2 管理者は、管理上必要があると認められるときは、使用の許可に条件を付することができる。

（施設等の使用許可）

第9条 管理者は、第7条に規定する使用申請を受理したときは、速やかに審査を行い、口頭又は文書にて、申請を行った者にその可否を通知する。

（使用目的の変更等の禁止）

第10条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の目的を許可なく変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用許可の取消し及び停止等）

第11条 管理者は、使用許可後において、第8条第1項各号の一に該当する理由が生じたとき、又は使用者が同条第2項の許可条件若しくは前条の規定に違反したときは、使用許可を取り消し、若しくは停止し、又は条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けても、管理者はその責めを負わない。

（使用の取消し）

第12条 使用者が当該使用を取り消すときは、口頭又は文書にて、速やかに管

理者に届け出なければならない。

（入館者及び使用者の遵守事項）

第13条 入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 建物、附属設備及び資料等を汚損若しくは棄損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- （2） 他の入館者の迷惑となる行為をしないこと。
- （3） 飲食をしないこと。ただし、管理者の許可を得た場合又は管理者が特に必要と認めた場合は、指定した場所に限り、飲食をすることができる。
- （4） 飲酒及び喫煙をしないこと。
- （5） 火気を使用しないこと。
- （6） 危険物又は動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者が同伴する身体障害者補助犬については、この限りでない。
- （7） その他職員又は使用者の指示に従うこと。

2 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 水道資料館の施設運営に支障を来すような行為をしないこと。
- （2） 使用後は、速やかに原状に復した後、職員の点検を受けること。
- （3） 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- （4） 使用する施設への入場者に前項の事項を守らせること。
- （5） その他職員の指示に従うこと。

（損傷等の届出）

第14条 入館者又は使用者が、資料及び施設等を損傷又は滅失したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

（利用の制限）

第15条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- （1） 秩序を乱し、若しくは公益を害し、又はそのおそれがあると認められる者
- （2） 資料又は施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- （3） その他水道資料館の管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第16条 入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、資料若しくは施設等を損傷し、又は滅失したときは、管理者の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(責任者)

第17条 水道資料館の管理責任者は企業総務課長とし、防火管理者は財務管理課長とする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

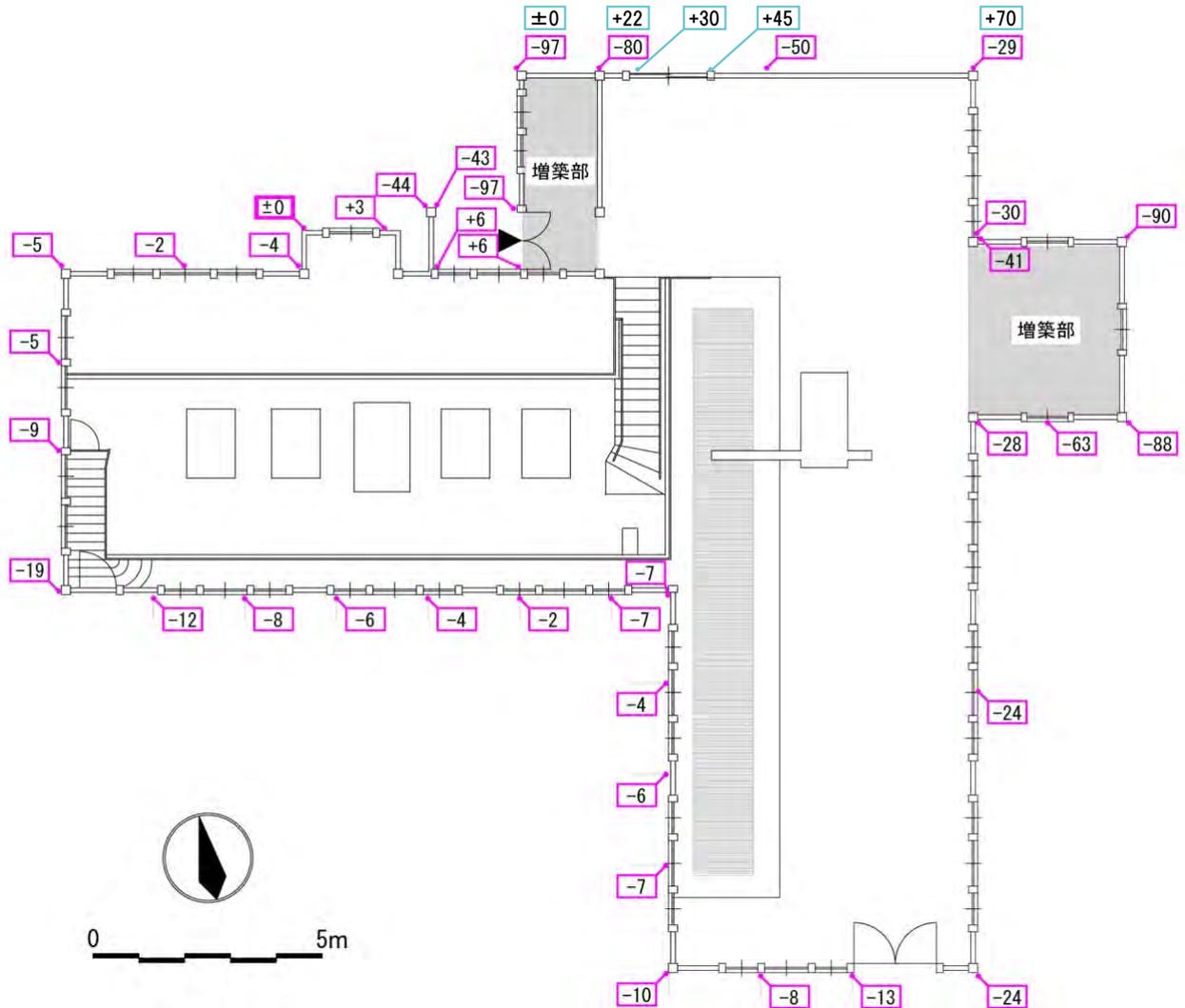
(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に改正前の要綱の規定によってなされた許可、承認、認定その他の処分又は手続は、それぞれこの要綱の相当規定によってなされたものとみなす。

参考資料3 平成23年度破損劣化調査（平成26年度追加調査）



※平成26年度追加調査

図1 歴史館（旧ポンプ室）不陸調査 *北側窓隅を起点とした各部の高さ（mm）

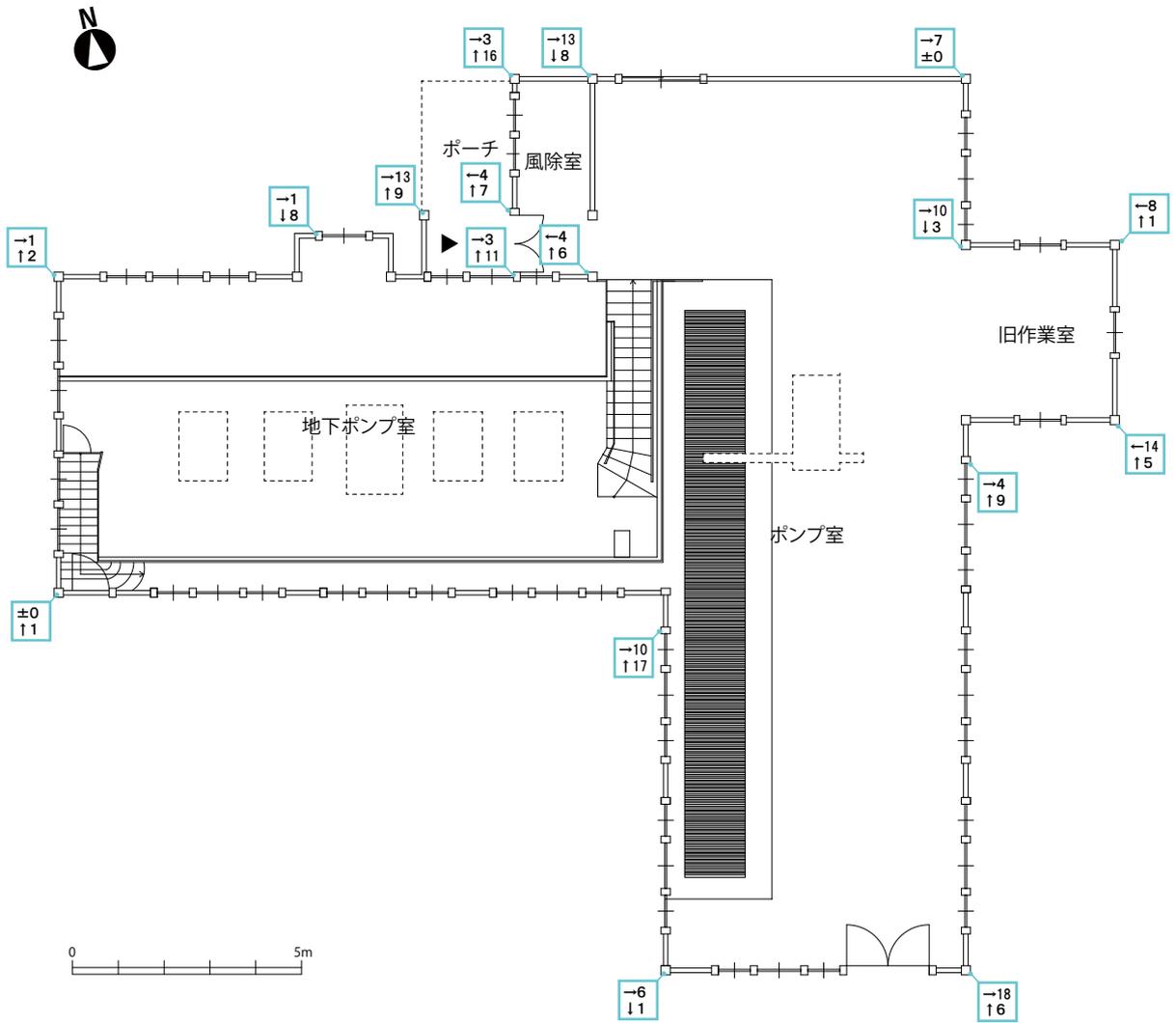
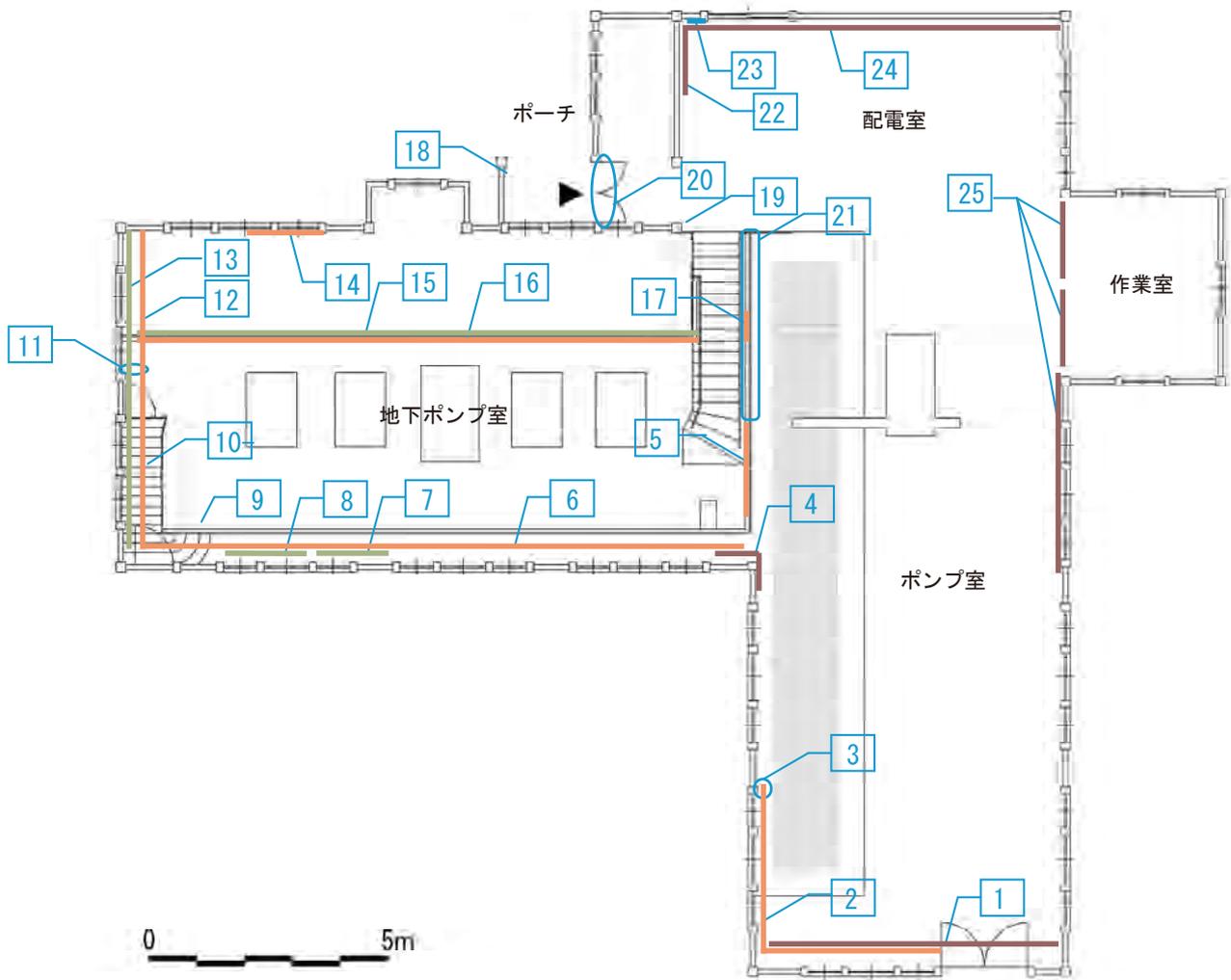


図2 歴史館（旧ポンプ室）柱傾斜調査（平成26年度調査）



凡例	
—	壁面上部 エフロ・サブフロ発生箇所
—	壁面下部 エフロ・サブフロ発生箇所
—	壁面上部 漆喰劣化箇所
 	その他の劣化

図3 歴史館（旧ポンプ室）内部破損調査 * 図示番号は写真番号に対応

No. 1	ポンプ室
	
壁面上部 漆喰 浮き・ひび割れ	

No. 2	ポンプ室
	
腰壁 エフロレッセンス	

No. 3	ポンプ室
	
煉瓦風化	

No. 4	ポンプ室
	
壁面上部 漆喰 ひび割れ	

No. 5	地下ポンプ室
	
エフロレッセンス	

No. 6	地下ポンプ室
	
壁面全面 エフロレッセンス	

No. 7	地下ポンプ室
	
上 部	サブフロレンセンス
中間部	エフロレンセンス

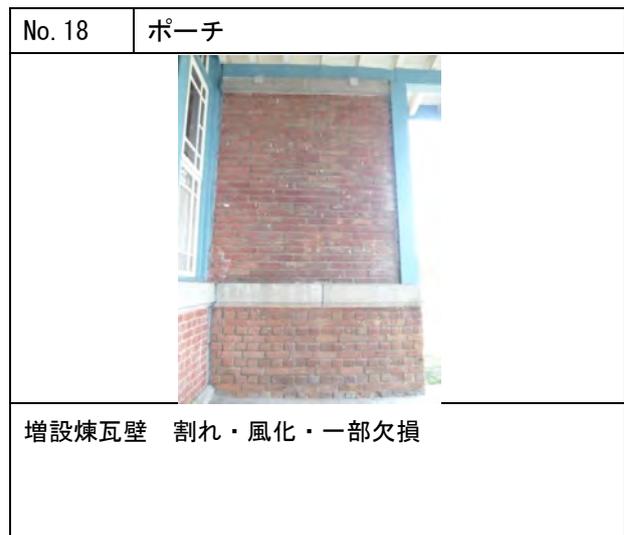
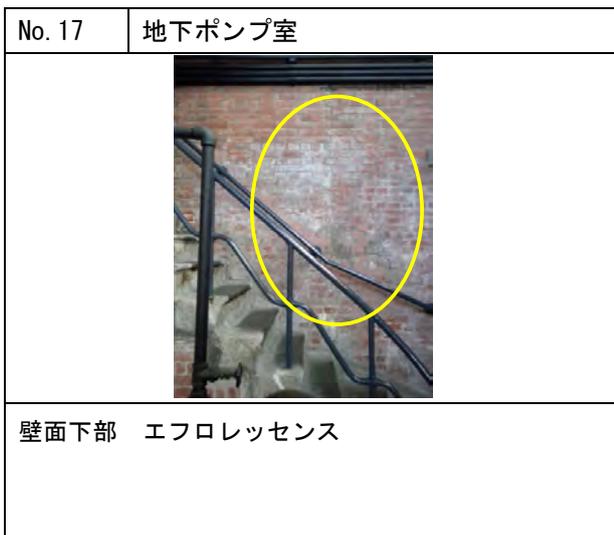
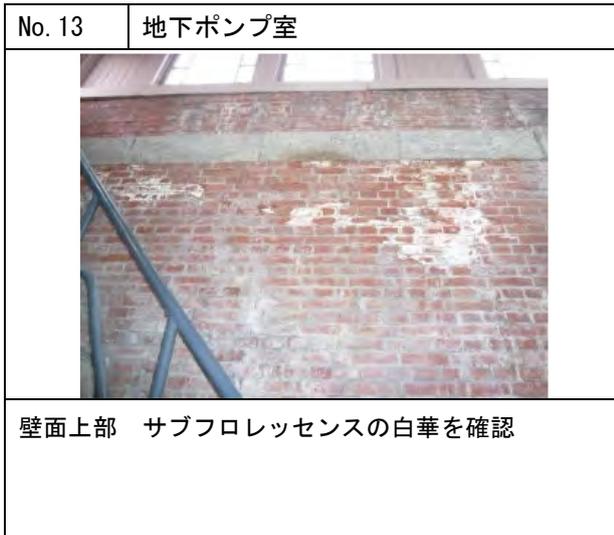
No. 8	地下ポンプ室
	
通路下上部	サブフロレンセンス
中間部	エフロレンセンス
石材天端高さ 700mm 程度の位置サブフロレンセンス	

No. 9	地下ポンプ室
	
階段下	サブフロレンセンス

No. 10	地下ポンプ室
	
階段上に剥落片有り	

No. 11	地下ポンプ室
	
煉瓦クラック	

No. 12	地下ポンプ室
	
壁面下部	エフロレンセンス



No. 19	ポンプ室
	
煉瓦壁面 割れ・風化、一部欠損	

No. 20	ポーチ
	
入口扉 建付け不良	

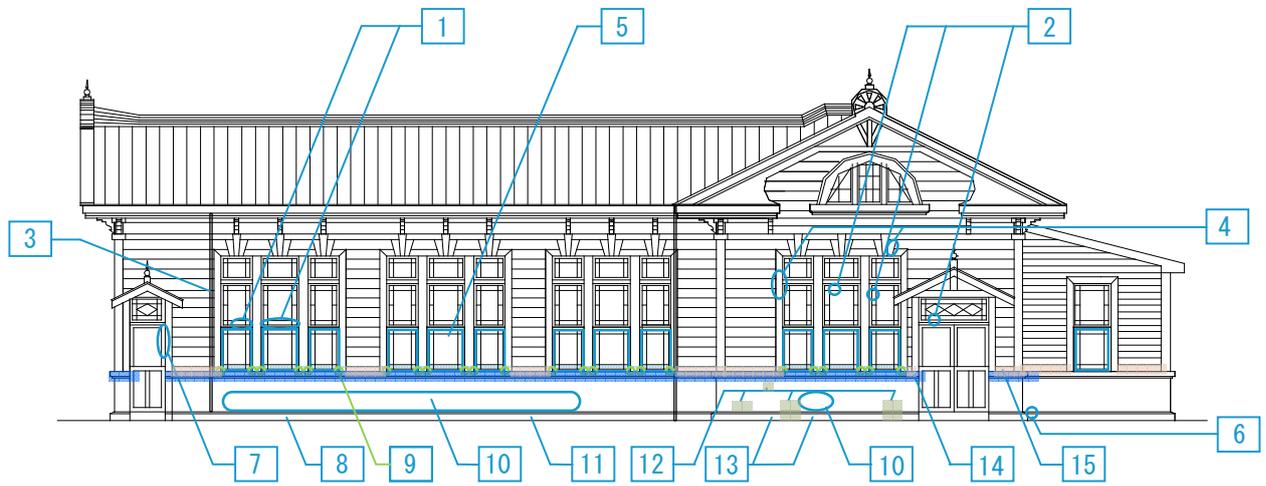
No. 21	ポンプ室
	
手摺取付け部 煉瓦新材	

No. 22	配電室
	
壁面上部 漆喰浮き・ひび割れ	

No. 23	配電室
	
手煉瓦壁面下部 ひび割れ	

No. 24	配電室
	
壁面上部 漆喰 浮き・ひび割れ（剥落の恐れあり）	

【南面】



【西面】

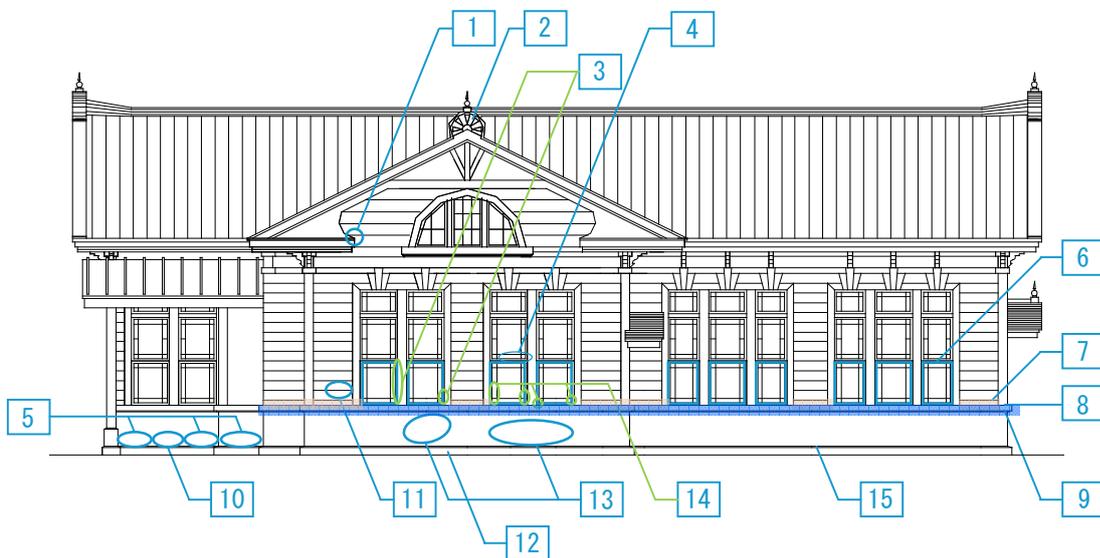
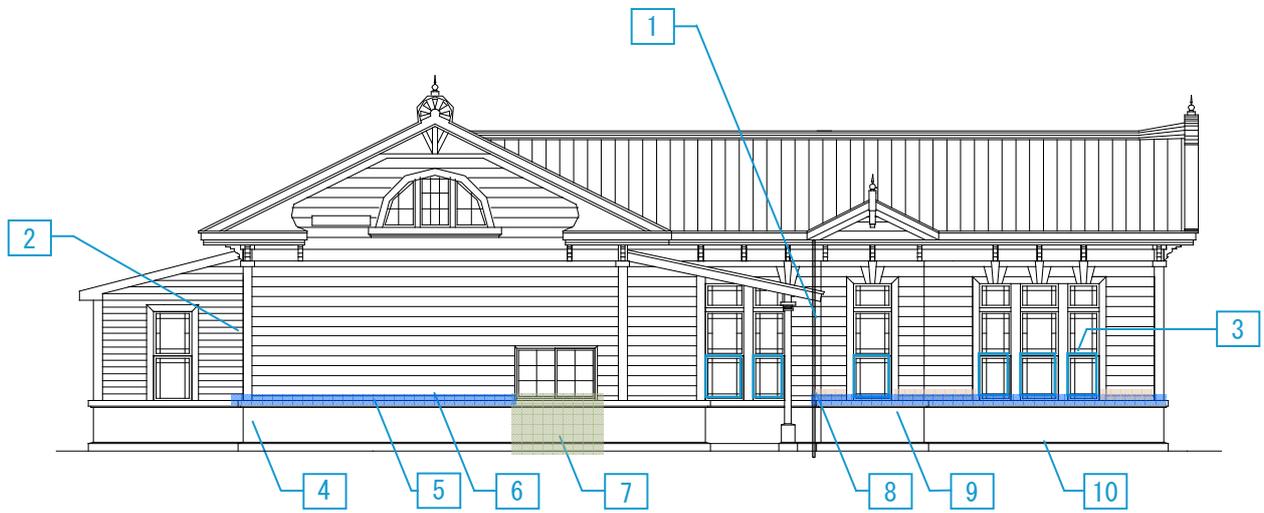


図4 歴史館（旧ポンプ室）外部破損調査 * 図示番号は写真番号に対応

【北面】



【東面】

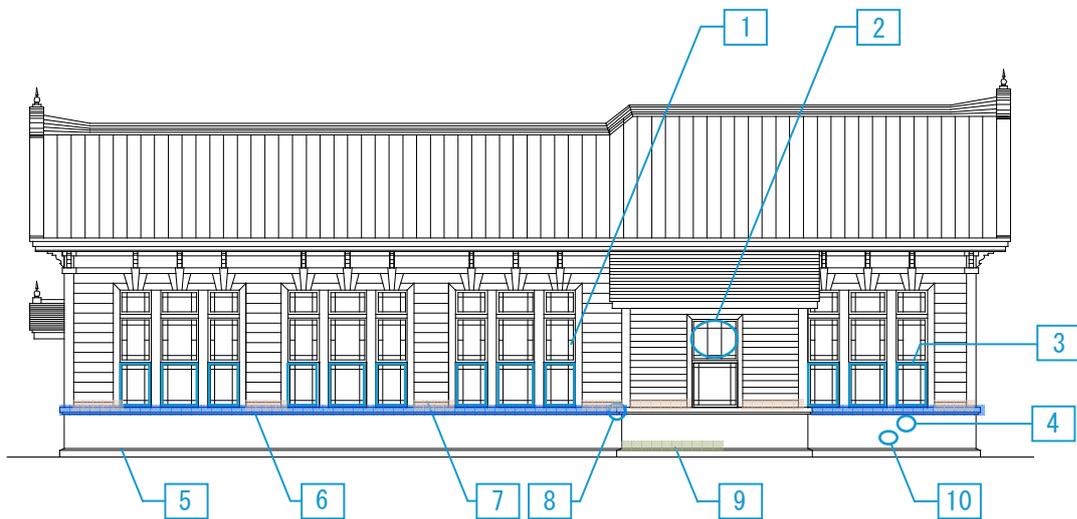


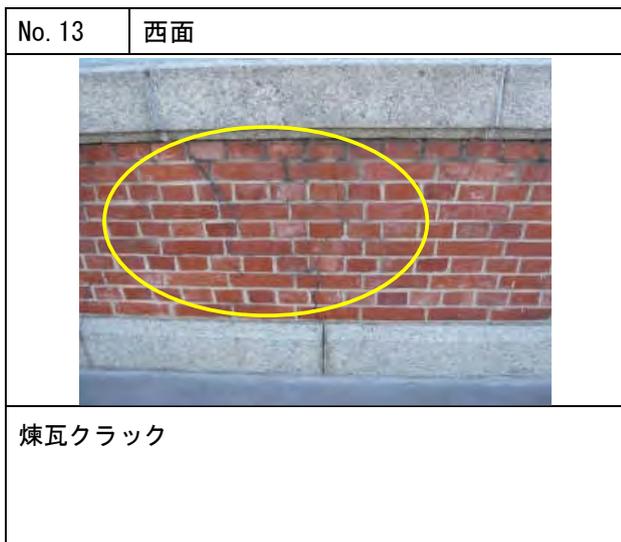
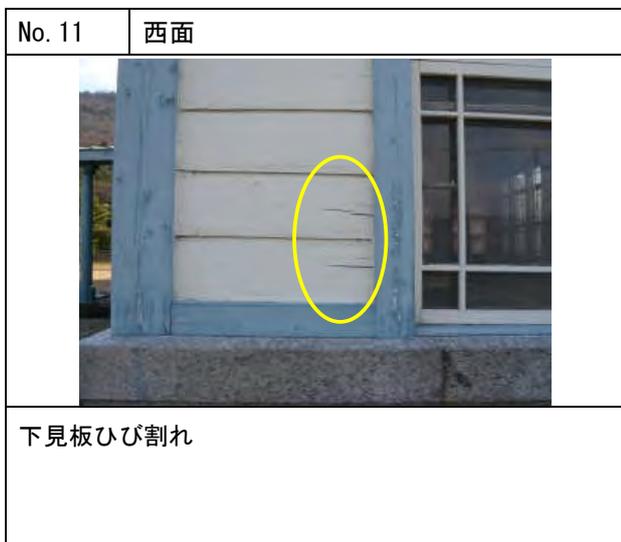
図5 歴史館（旧ポンプ室）外部破損調査 * 図示番号は写真番号に対応

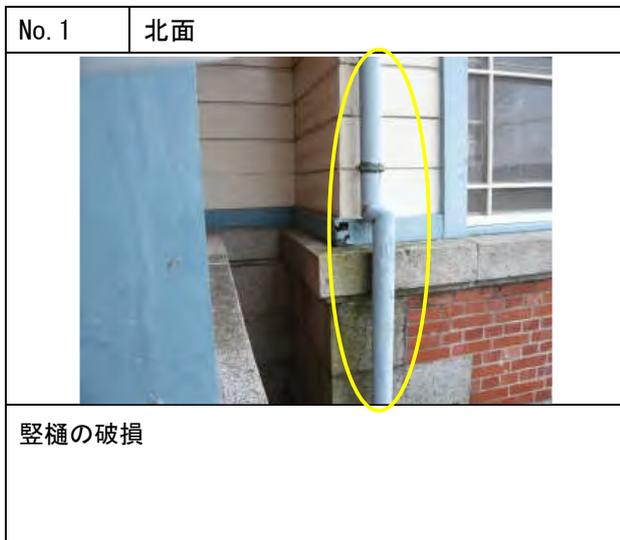


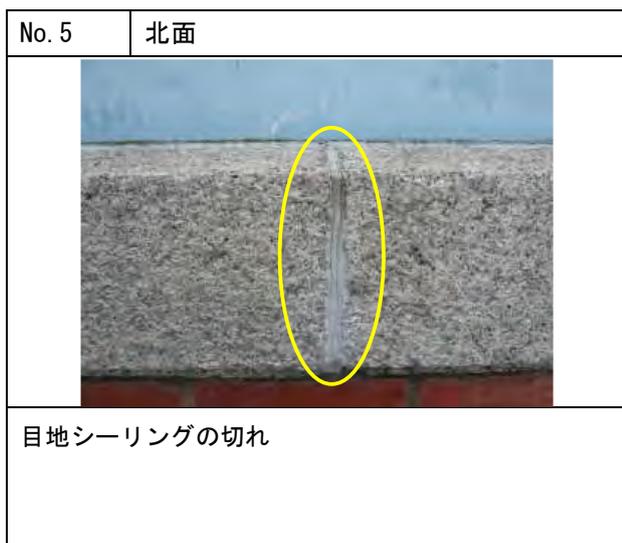


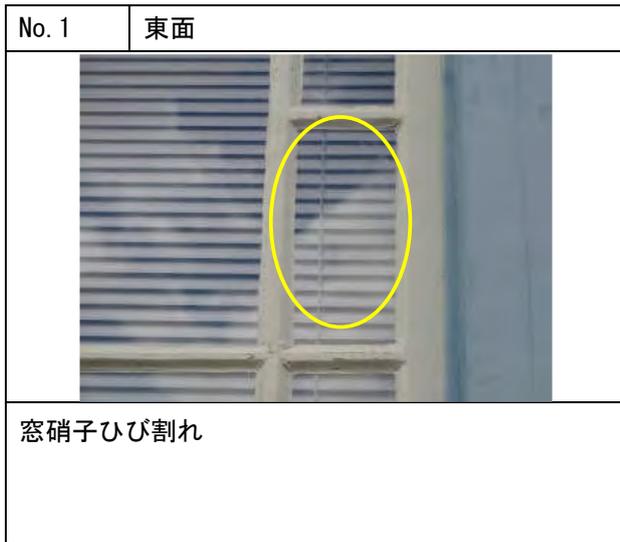












No. 7 東面



木部ひび割れ

No. 8 東面



洗い出し欠損

No. 9 東面

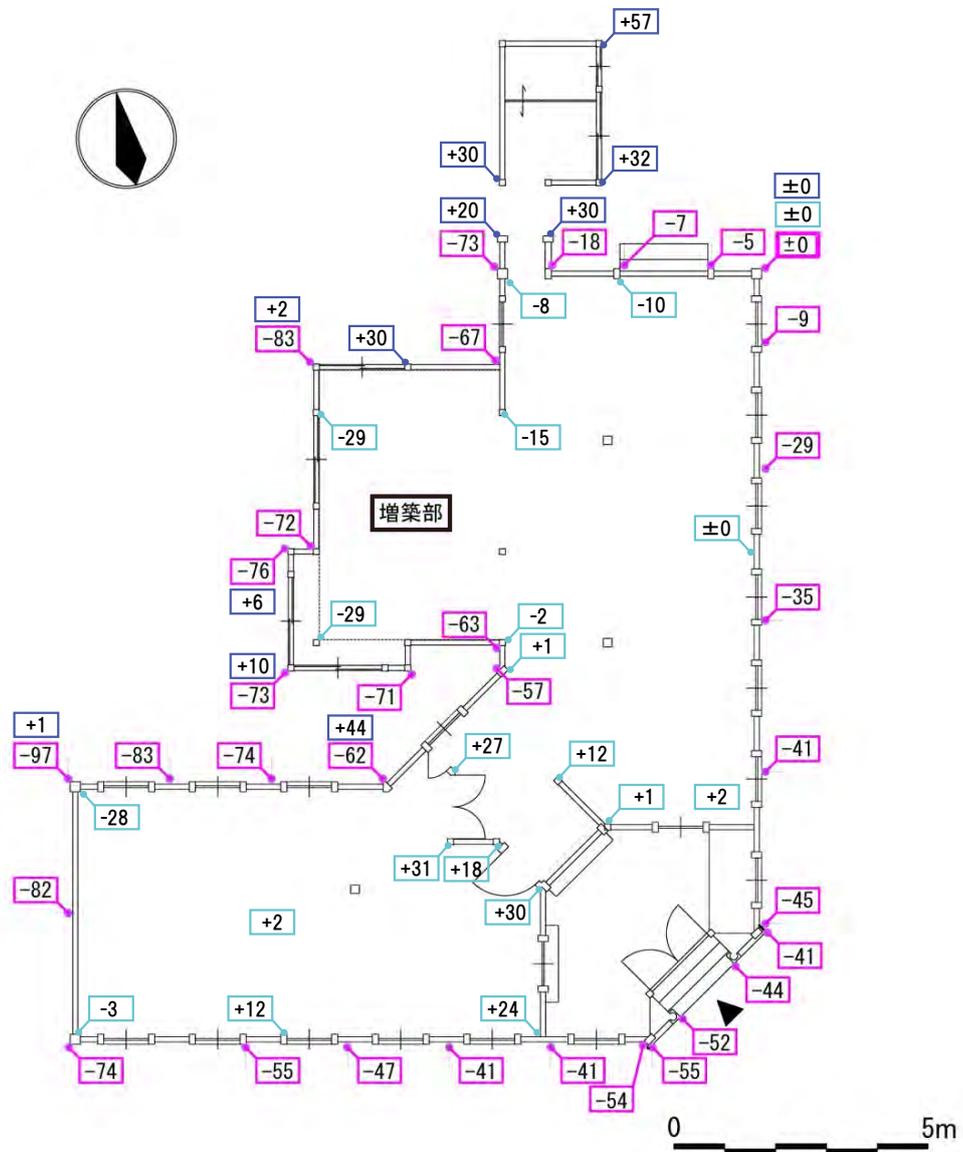


煉瓦風化

No. 10 東面



セメント補修



※平成 26 年度追加調査：外部地覆石天端 内部床面

図 6 PR館（旧事務室）不陸調査 *北東隅を起点とした各部の高さ（mm）

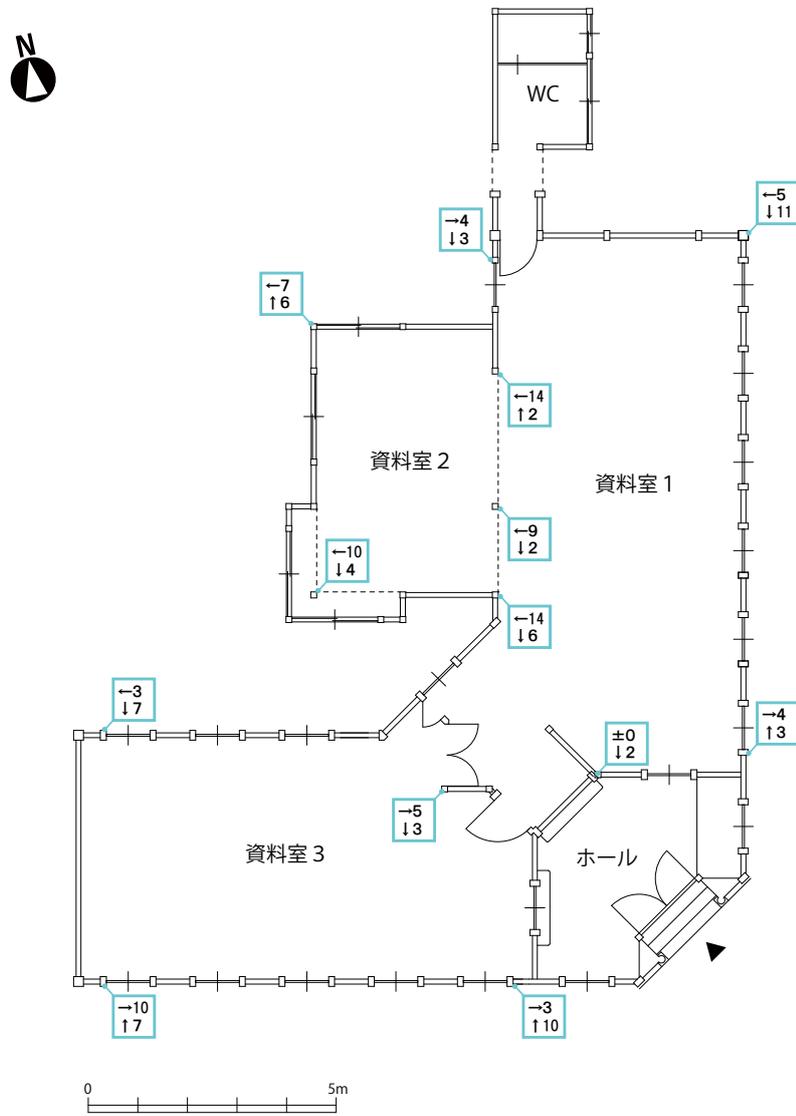


図7 PR館（旧事務室）柱傾斜調査（平成26年度調査）

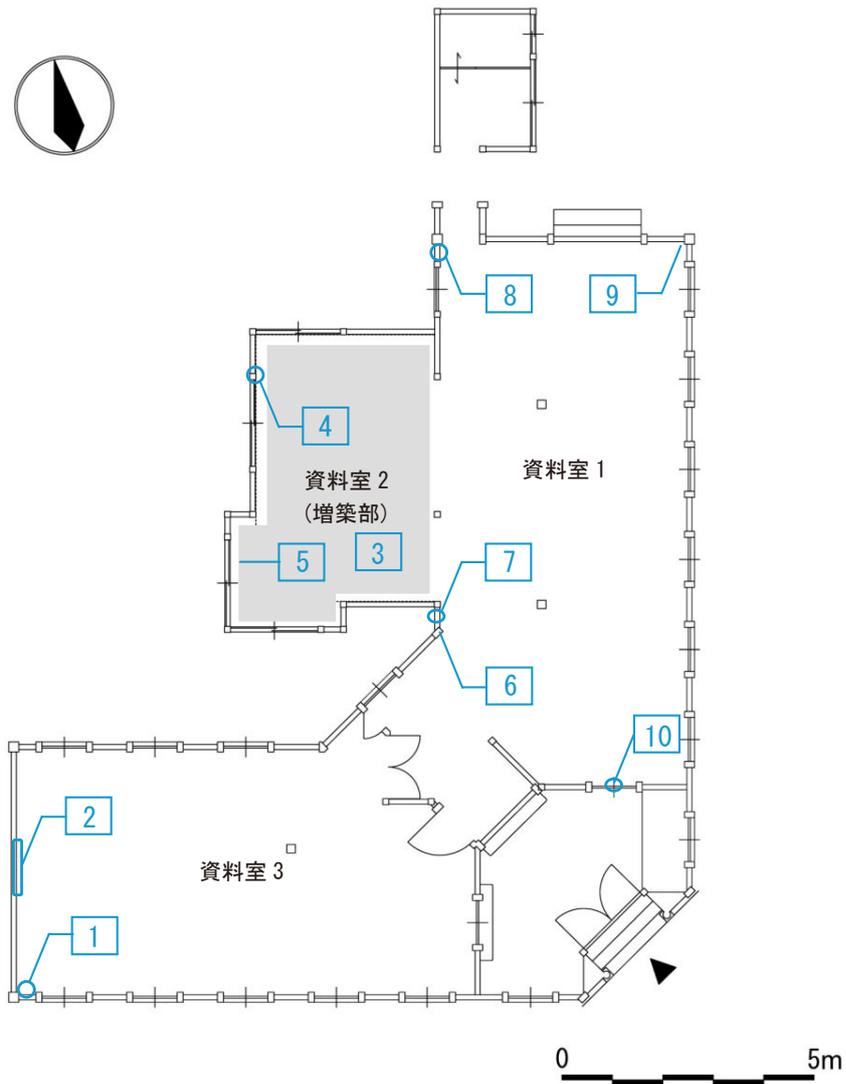
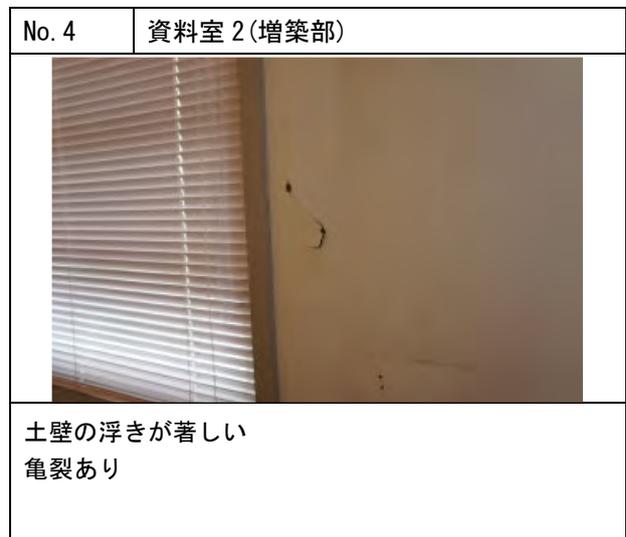
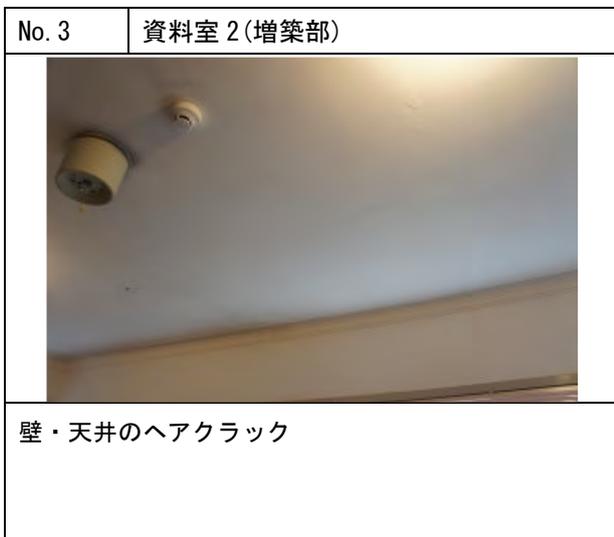
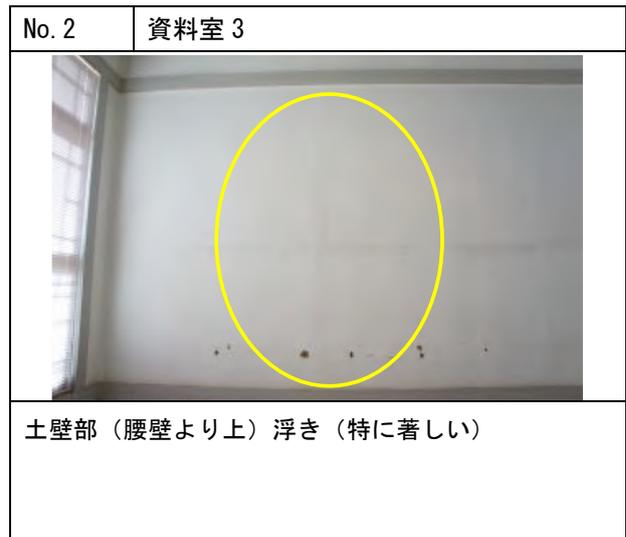
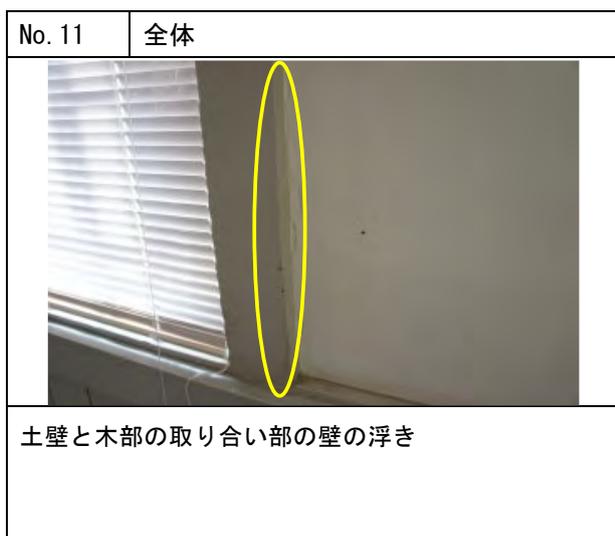
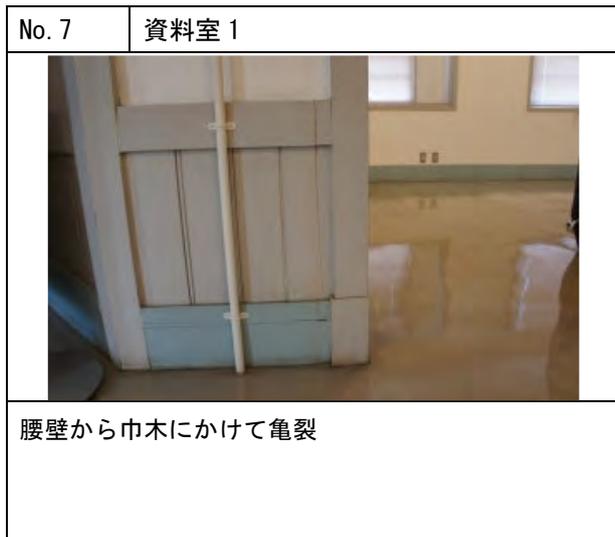


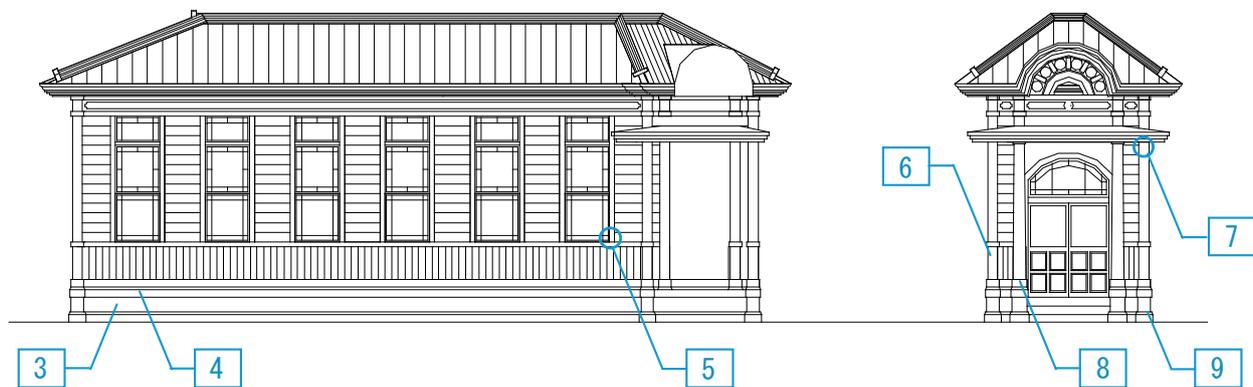
図8 PR館（旧事務室）内部破損調査 * 図示番号は写真番号に対応





全 面：1，2

【南面】



【西面】

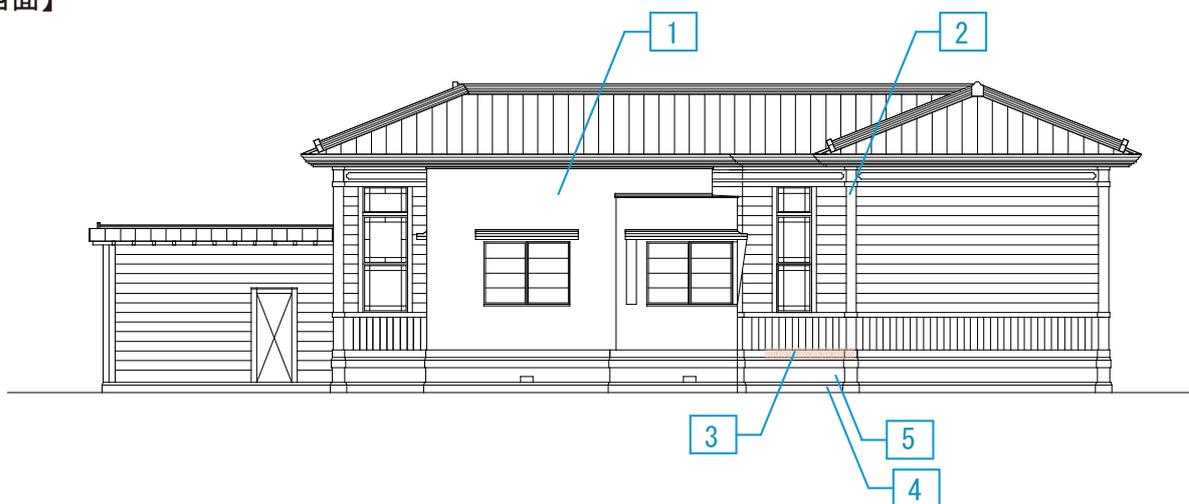
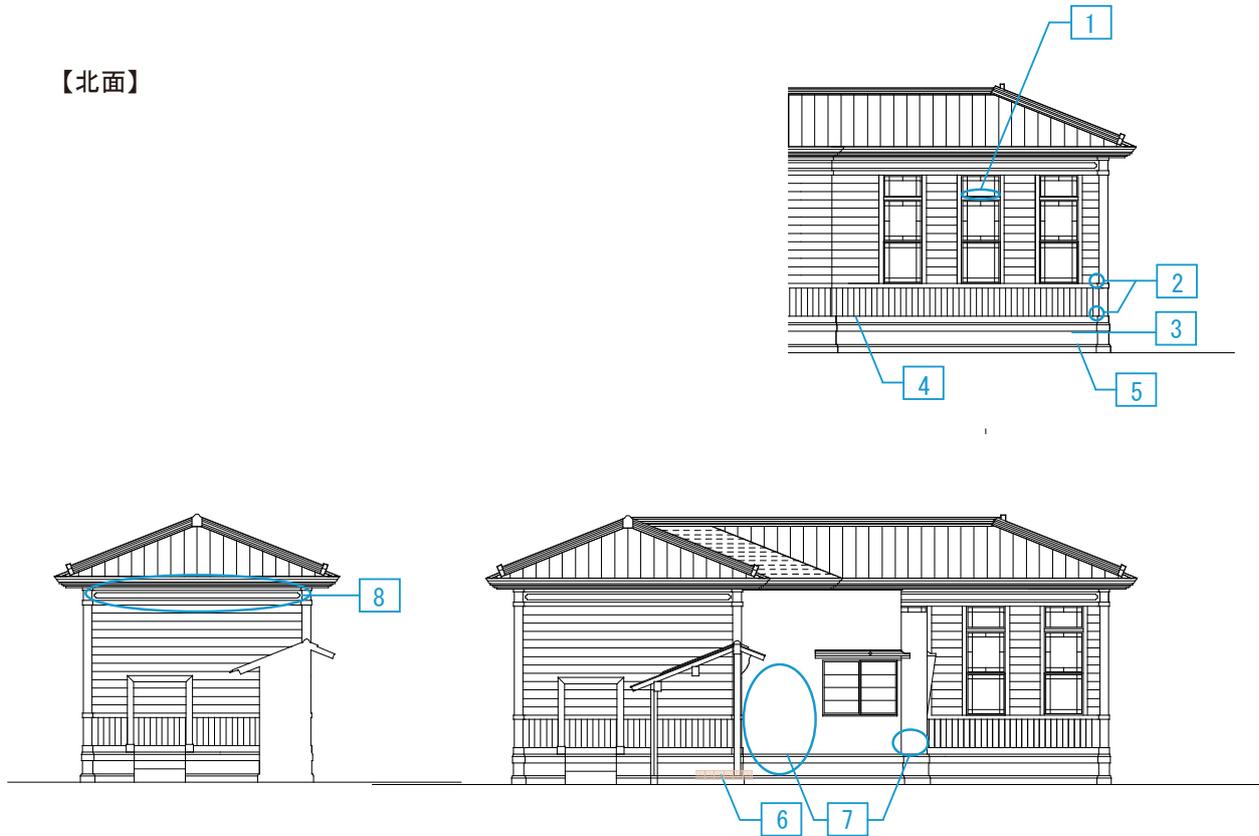


図9 PR館（旧事務室）外部破損調査 * 図示番号は写真番号に対応

【北面】



【東面】

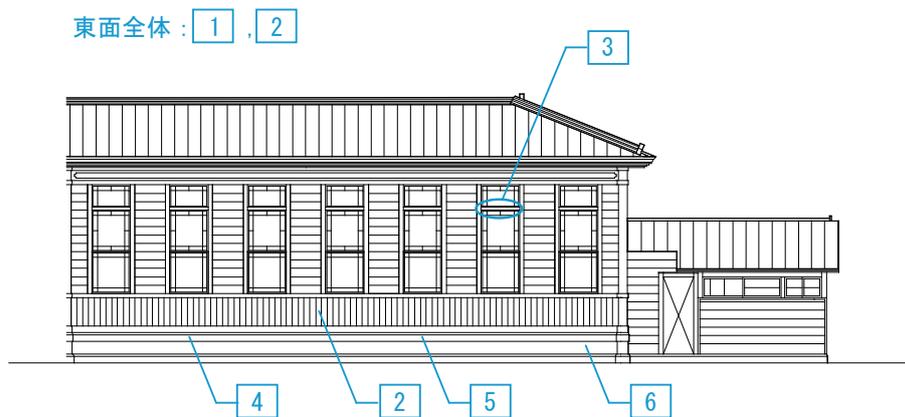
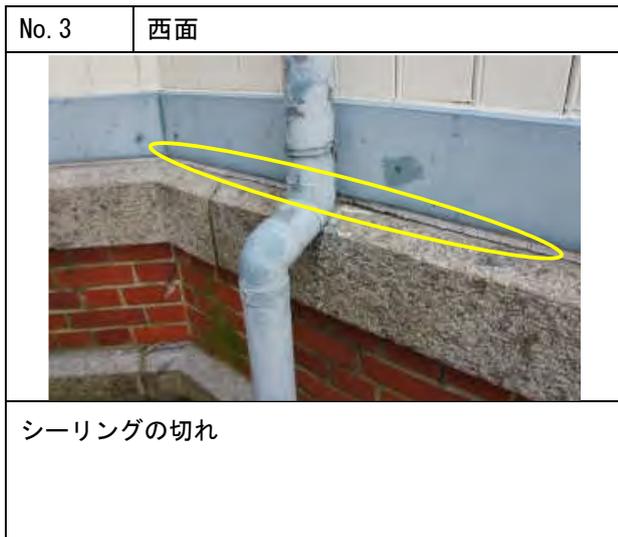
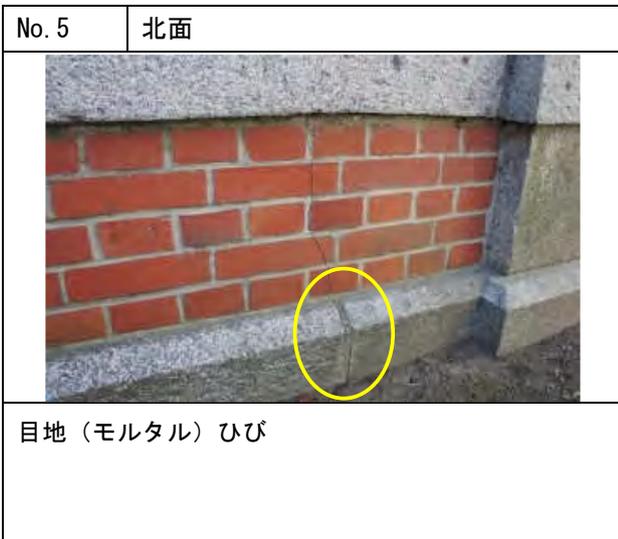


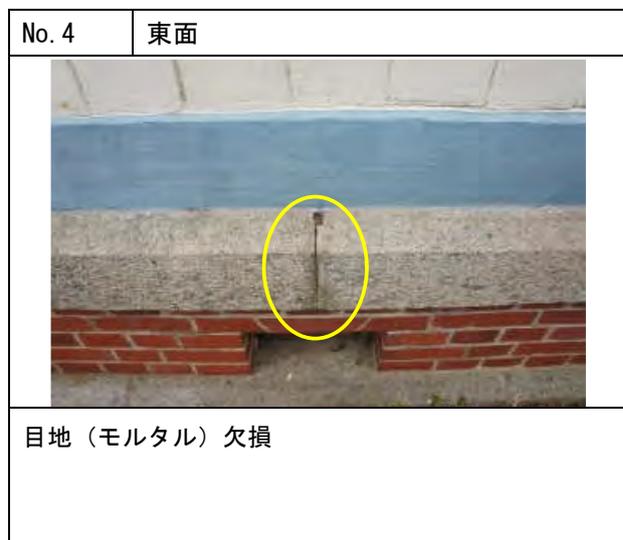
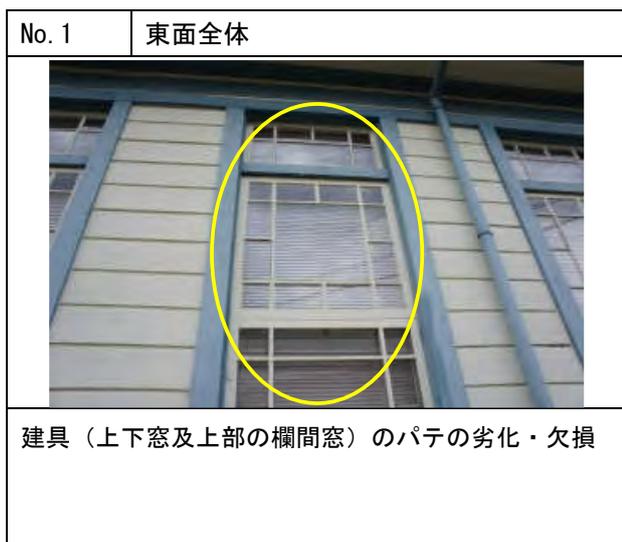
図10 PR館（旧事務室）外部破損調査 * 図示番号は写真番号に対応











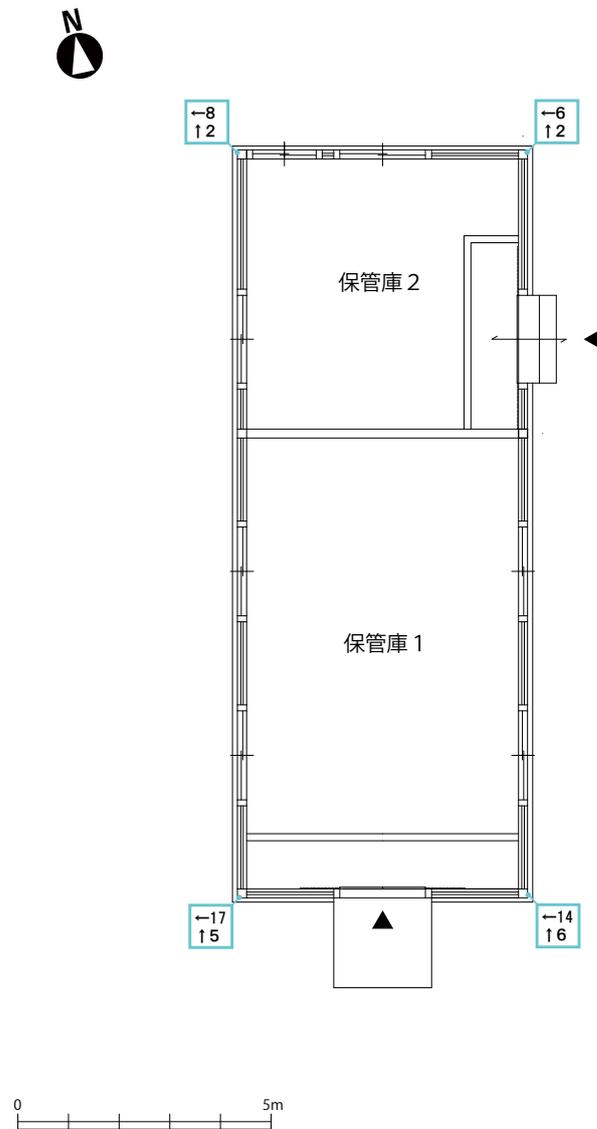
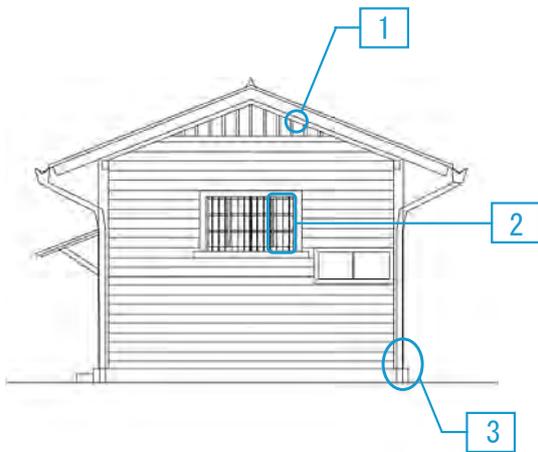
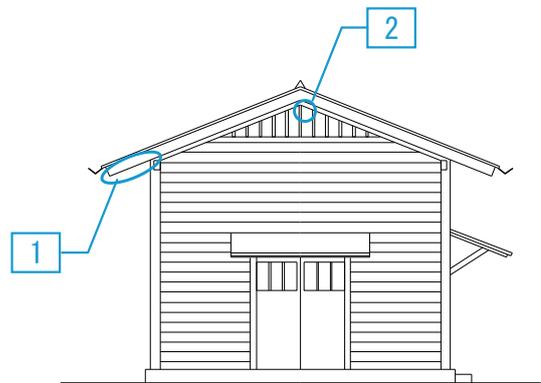


図 11 資料保管庫（倉庫）柱傾斜調査（平成 26 年度調査）

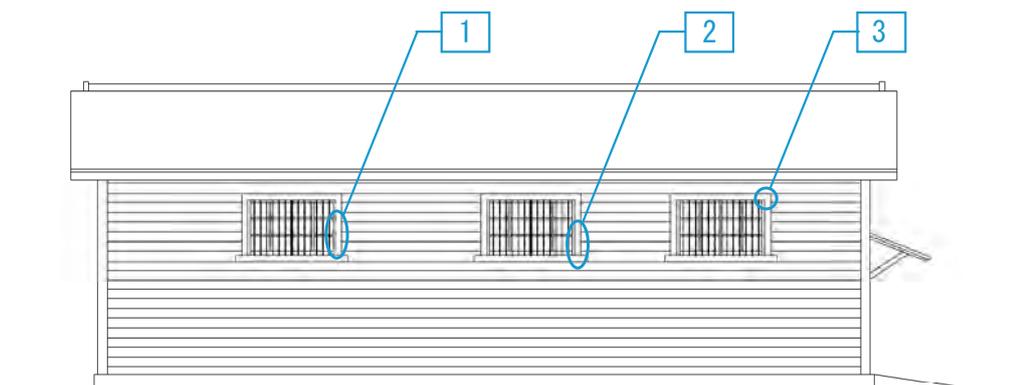
【北面】



【南面】



【西面】



【東面】

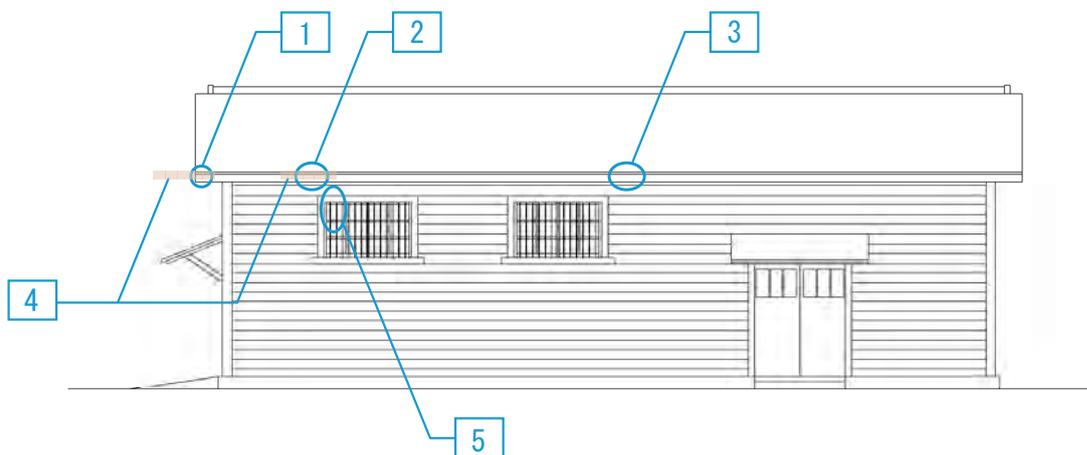
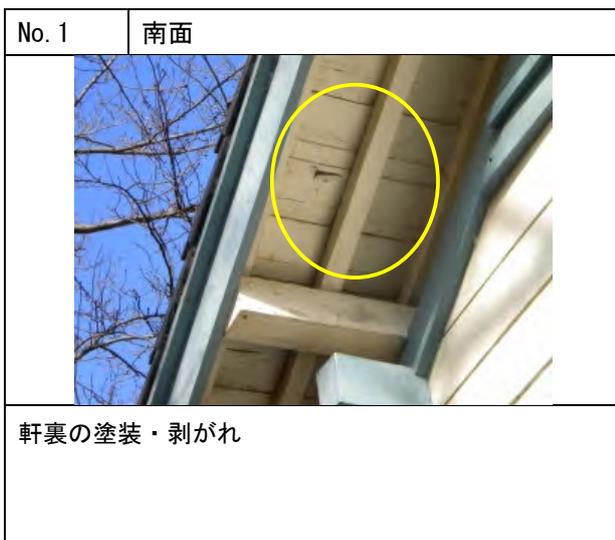
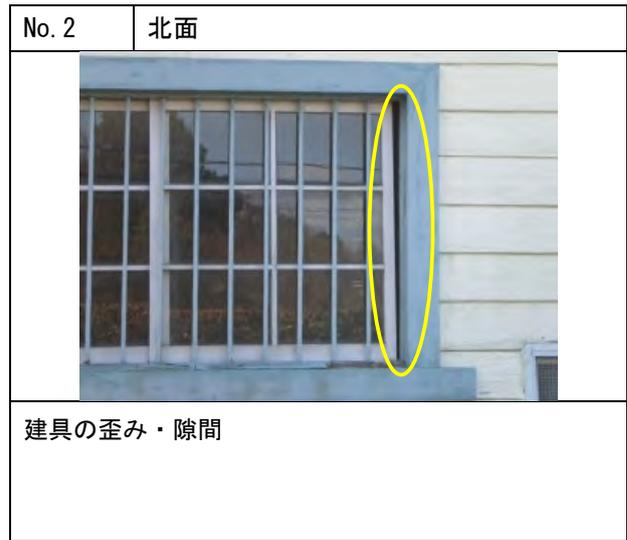
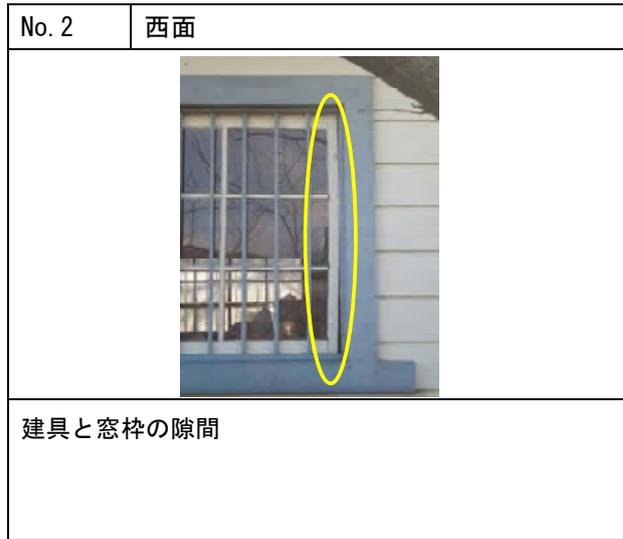
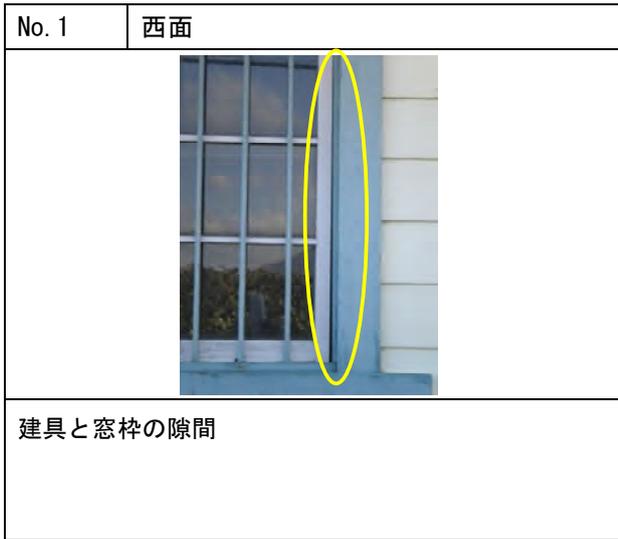
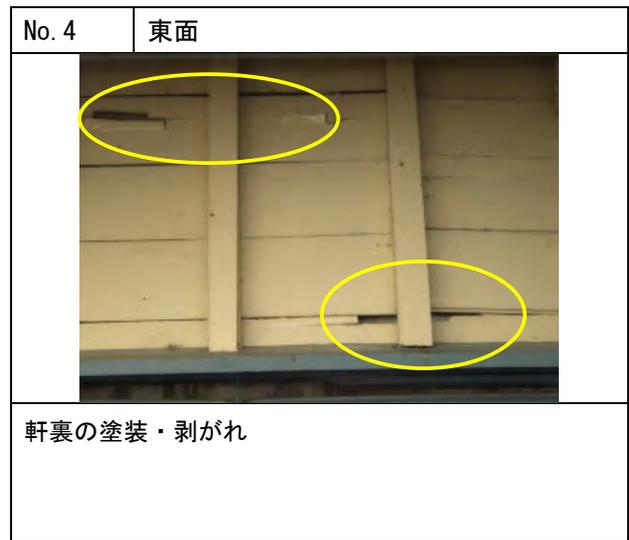
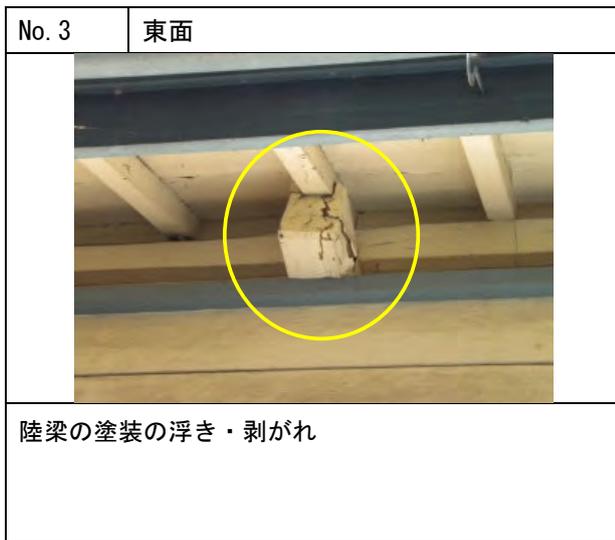


図 12 資料保管庫（旧倉庫）外部破損調査 * 図示番号は写真番号に対応







参考資料4 資料館開館前後の外構写真



西側道路沿いの旧正門（昭和60年）



西側道路沿いの旧正門（昭和60年）



工事中の歴史館（旧ポンプ室）南側煉瓦舗装（昭和60年）



駐車場からのアプローチ（昭和60年）



P R館（旧事務室）と旧正門（昭和 60 年）



敷地東側石垣（昭和 60 年）



歴史館（旧ポンプ室）南立面（昭和61年）



歴史館（旧ポンプ室）北立面（昭和61年）



北側門柱と駐車場（年代不詳）



P R館（旧事務室）と北側門柱（年代不詳）



資料館への改修直前の正門（昭和 62 年）



資料館への改修直前の敷地遠景（昭和 62 年）

参考資料5 消防計画書（平成25年度調整）

第1章 総則

第1節 目的

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、高松市上下水道局御殿浄水場（水道資料館）における防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害予防及び人命の安全並びに災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 防火管理者の権限及び業務等

（防火管理者の権限）

第2条 防火管理者は財務管理課長があたり、この計画についてのいっさいの権限を有するものとする。

（防火管理者の業務）

第3条 防火管理者は、次の業務を行うこととし、その責任を負うものとする。

- （1） 消防計画の作成及び変更
- （2） 消火、通報及び避難誘導の訓練の実施
- （3） 消防用設備等の点検、整備の実施及び監督
- （4） 建築物、火気使用設備器具等の点検、検査の実施及び監督
- （5） 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- （6） 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- （7） 収容人員の管理
- （8） 管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務
- （9） 防火担当責任者に対する指導監督
- （10） その他防火管理上必要な業務

（消防機関への報告、連絡）

第4条 管理権原者又は防火管理者は、次の業務について、消防機関への法令に基づく報告、届出及び連絡を行うものとする。

- （1） 消防計画書の提出（改正の際はその都度提出）
- （2） 建築物及び諸設備の設置又は変更時の事前連絡及び法令に基づく諸手続、消火、通報、及び避難誘導の訓練の実施
- （3） 消防用設備等の設置に基づく届出

- (4) 消防用設備等の点検結果の報告
- (5) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査の指導の要請
- (6) 消火、避難訓練を実施する場合、消防機関への事前通報
- (7) 教育訓練実施時における指導の要請
- (8) その他法令に基づく報告及び防火管理について必要な事項
(消防計画の適用範囲)

第5条 高松市上下水道局御殿浄水場(水道資料館)に出入するすべての者に、この消防計画に定める事項を適用する。

第3節 火気使用制限等

(工事人の遵守事項)

第6条 高松市上下水道局御殿浄水場(水道資料館)で工事を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難施設、消防用設備、防火区画等に係る工事を行う場合は、別途工事中の消防計画を作成すると共に、溶接、その他の火気等を使用する場合は作業計画を作成し、防火管理者へ提出するほか、作業の実施にあたっては、必要な指示を受けること
- (2) 火気等を使用する作業にあたっては、消火の準備をすること
- (3) 指定された場所以外では、喫煙、たき火等を行わないこと
- (4) 危険物等の使用は、その都度防火管理者の承認を得ること
- (5) 火気管理は、作業責任者が責任を負うこと
(防火管理者への連絡)

第7条 次の事項を行おうとする者は、防火管理者へ連絡し承認を得るものとする。

- (1) 臨時に火気を使用するとき
- (2) 建築物及び各種設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 催し物を開催するとき
(火気の使用制限)

第8条 防火管理者は、次の事項を行うことができる。

- (1) 火災警報発令時等の火気使用禁止又は制限
- (2) 喫煙禁止場所の指定及び喫煙場所の指定

第2章 予防管理対策

第1節 予防管理組織等

（予防管理組織）

第9条 平素における火災の予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに、防火担当責任者、火元責任者を定めるほか、建築物、火気使用設備器具等の点検検査班を置く。

2 前項の編成は、別表第1によるものとする。

（防火担当責任者の業務）

第10条 防火担当責任者は、次の業務を行うものとする。

（1）火元責任者に対する業務の指導及び監督

（2）防火管理者の補佐

（火元責任者の業務）

第11条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

（1）平素における火気使用設備器具等の使用状態の適否の確認及びその他の火気管理

（2）地震時における火気使用設備器具等の使用火気の消火及び自動停止等安全装置の作動、確認又は消火

（3）防火担当責任者の補佐

第2節 火災予防に関する点検・検査及び結果報告

（自主検査、検査の方法）

第12条 消防用設備等及び建築物、火気使用設備器具、危険物等の点検、検査を実施するときは、法令に定める対象物毎に別表第2による点検、自主検査表に基づき実施するものとする。

（自主点検、検査の結果報告）

第13条 前条の点検、検査を実施した場合、各点検検査班長はその結果を防火管理者に、防火管理者は、各点検、検査の結果を管理権原者に報告するものとする。

2 管理権原者は消防設備士及び消防設備点検資格者の行った消防用設備等の点検結果を、3年に1回消防機関へ報告するものとする。

（不備欠かんの整備）

第14条 防火管理者は、各点検、検査結果の報告に基づく不備欠かん事項について改修計画を樹立し、改修について管理権原者に助言するほか、その促進を図るものとする。

第3節 震災予防措置

(震災予防措置)

第15条 震災予防措置については、第2章各節によるほか、次によるものとする。

- (1) 建築物の倒壊、避難通路等の避難障害の防止並びに消防用設備等及び消防活動上必要な施設に対する安全性の確保
- (2) 火気使用設備器具等の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置等についての安全性の確保
- (3) 施設、設備、備品等の落下、転倒防止措置
- (4) 震災時に必要な資器材、食料、飲料水、医薬品等の備蓄並びに応急復旧資器材の整備
- (5) 震災時における応急活動体制の整備
- (6) 避難経路、避難場所の確保と近隣協力体制の構築

(地震後の措置)

第15条の2 地震直後においては、直ちに建築物、消防用設備及び火気使用設備器具等に対する緊急点検、検査を行い、必要な応急措置を行うものとする。

第4節 防災教育

(防災教育)

第16条 防火管理者は、次に定めるところにより防災教育を実施するものとする。防災教育の内容は次によるものとする。

- (1) 防火管理機構の周知徹底
- (2) 防火管理上の遵守事項
- (3) 防火管理に関する従業員の各自の任務及び責任の周知徹底
- (4) 安全な作業に関する基本的事項
- (5) 消防計画の周知徹底
- (6) 震災対策に関する事項
- (7) その他火災予防上必要な事項

第3章 自衛消防活動対策

第1節 自衛消防組織

（自衛消防隊の設置）

第17条 火災、地震、その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導等について、円滑、かつ万全を期すため、自衛消防隊を置くものとする。

第17条の2 自衛消防隊長（以下「隊長」という。）は、御殿浄水場長とする。

2 自衛消防隊の編成及び任務は、別表第3及び第4のとおりとする。

第2節 権限及び任務

（隊長の権限）

第18条 隊長は、自衛消防隊が火災及びその他の災害活動等における指揮、命令、監督等いつさいの権限を有する。

（隊長の任務）

第19条 隊長は、自衛消防隊の機能が有効に発揮できるよう総括的指揮統率を図るとともに、消防隊との連携を密にしなければならない。

（副隊長の任務）

第20条 副隊長は、隊長を補佐するとともに、隊長が不在の場合はその任務を行わなければならない。

2 副隊長は、自衛消防本部の指揮統率を図るものとする。

第3節 自衛消防活動

（本部の設置及び任務）

第21条 指揮班員は、火災、地震、その他の災害の状況により、本部（指揮所）を高松市上下水道局御殿浄水場（水道資料館）又は安全に指揮統率できる位置に設置し、第17条及び第17条の2による自衛消防隊の本部任務を実施するとともに、特に消防関係図書等の関係資料の収集、消防隊との連絡を行うものとする。

（通報、連絡）

第22条 火災が発生した場合の通報連絡班員は、消防機関へ所在地、名称及び目標、燃焼物件等を通報するとともに、防火管理者に知らせ、さらに周囲の構内等に連絡すること。

2 通報連絡班長は、通報連絡班員等が消防機関への通報をしたかどうか確認した後、放送設備等を活用して火災の状況を構内に周知するものとする。

3 通報連絡班員は、前項の措置終了後自衛消防隊長に出火場所、延焼状況、その他必要事項を連絡すること。

(消火活動)

第23条 自衛消防隊における消火活動は、出火場所の自衛消火班が中核となり、設置された消火設備をもって消火活動にあたるものとする。

(避難誘導)

第24条 避難誘導班は、出火場所を確認した後、避難困難者、外来者を優先して避難誘導にあたり、それぞれ館外へ誘導するものとする。

2 避難完了時には、その人員の掌握にあたるものとする。

(休日、夜間における活動体制)

第25条 休日、夜間においては、別表第5により自衛消防組織を編成するものとし、次の初動措置を行うものとする。

(1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、他の者に対して火災の発生を通知し、管理権原者及び防火管理者等、関係者にも急報するものとする

(2) 消防隊に対する誘導及び人災発見の状況、延焼状況等の情報及び消防関係図書等の関係資料を提供するものとする

第4節 地震時等の活動

(地震時の活動)

第26条 地震時の活動は、策3章各節によるほか、次の事項について行うものとする。

(1) 指揮

ア 隊長は各班を指揮し、早期に被害状況を確認するとともに、関係機関等の情報により判断し、避難誘導の時期を失することのないようにすること

イ 火災、建物の倒壊、崖崩れ並びに津波等の災害危険を把握し、最優先すべき活動を明確に指示すること

ウ 指揮班員は各班からの情報を速やかに隊長に報告するとともに、隊長

の指示を徹底すること

エ 地域住民、関係機関等と十分な連携をとること

(2) 情報収集（通報、連絡）

ア 地震発生後、直ちに災害対策本部等と連絡をとり、正確な情報の入手に努めること

イ 関係機関等への報告、救助の要請に際しては、隊長の指示のもと、正確な情報を添えて行うこと

ウ 建物全般の異常の有無を把握し、隊長に報告すること

エ 周辺の火災の状況と風向、風速を把握し、隊長に報告すること

オ 適宜構内放送を行い、外来者等の動揺を防ぐこと

カ 外来者等の関係者、保護者等に状況を連絡すること

(3) 消火活動

ア 火災が発生した場合は、直ちに消火活動にあたること

イ 他からの延焼、飛び火の警戒にあたること

(4) 避難誘導

ア 地震発生後、直ちに外来者等の安全確認を行うとともに隊長の指示により、避難場所に避難させること

(5) 安全防護

ア 地震発生後、直ちに火気使用設備、電気設備、ガス設備等の点検を行い、出火防止に努めること

イ 消防用設備及び通信機器の点検を行うとともに、破損した施設、設備の復旧にあたること

(6) 応急救護

ア 負傷者の救出、救護、病院等への搬送にあたること

イ 食料、飲料水、医薬品等の確保にあたること

第5節 訓練

(訓練)

第27条 防火管理者は有事に際し、被害を最小限度にとどめるため別表第6に基づき訓練を行うものとする。

(消防機関への指導要請)

第28条 防火管理者は、訓練を実施する場合に必要と認めるときは、消防機関
へ指導を要請するものとする。

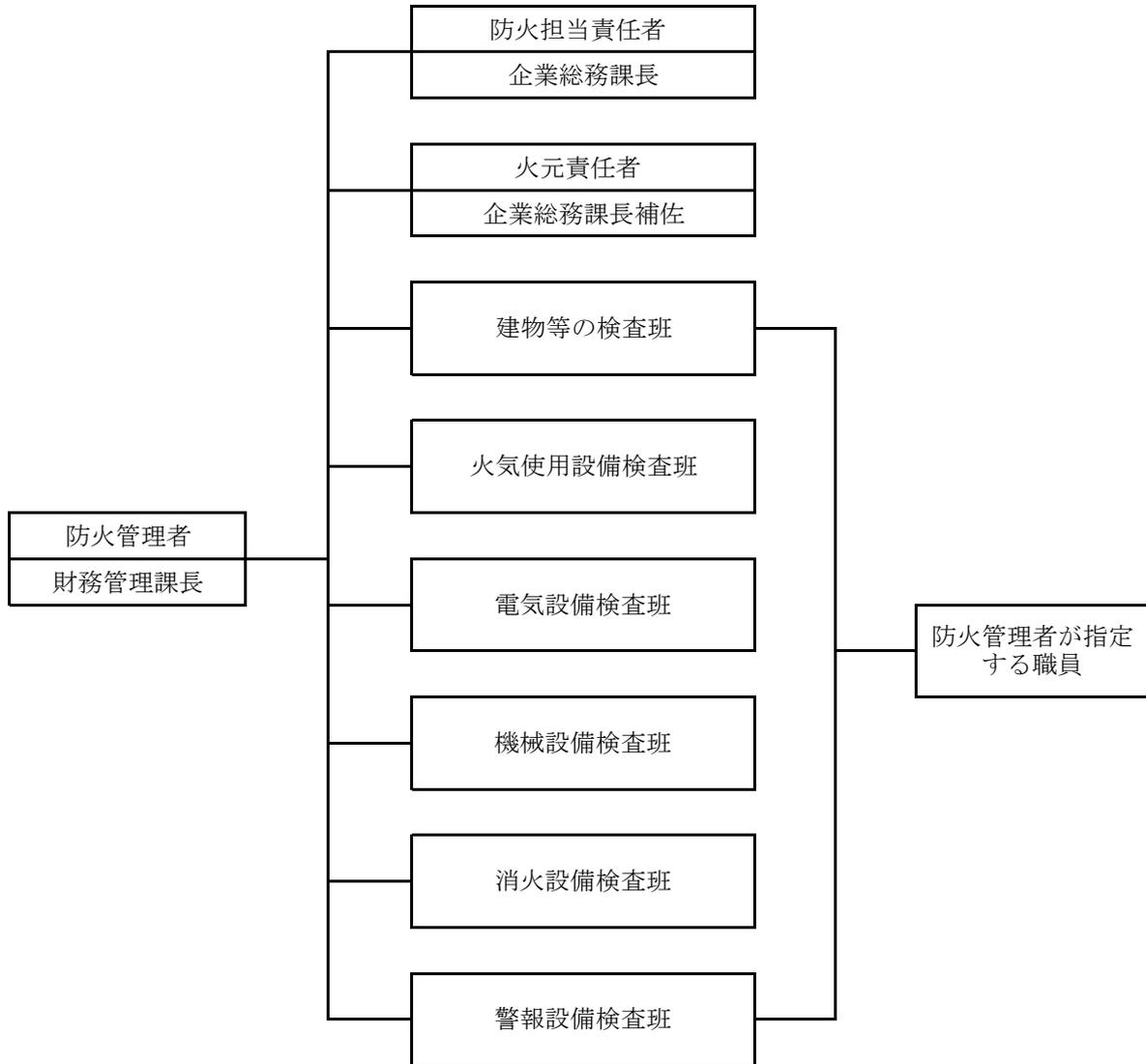
附 則

この計画は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年4月1日から施行する。

【予防管理組織】



【点検・自主検査票】

別表第2

定期に点検を実施する組織

設備区分	点検検査実施者等
消 火 器	日本システムサービス㈱
自 動 火 災 報 知 設 備	日本システムサービス㈱

定期に自主検査を実施する組織

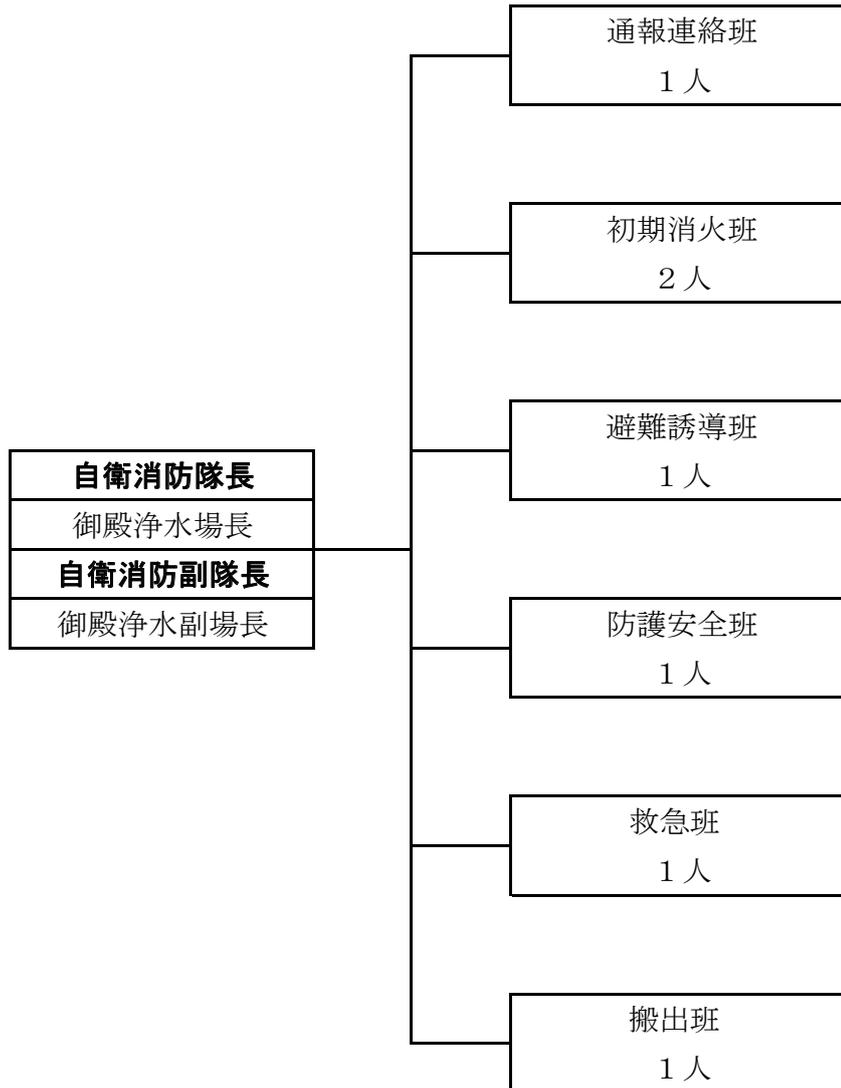
施設・設備等区分	検査実施者
建 築 物	別表第1で防火管理者に指定された者
火 気 使 用 設 備 器 具	別表第1で防火管理者に指定された者
電 気 設 備	別表第1で防火管理者に指定された者
機 械 設 備	別表第1で防火管理者に指定された者
そ の 他	別表第1で防火管理者に指定された者

【自衛消防組織】

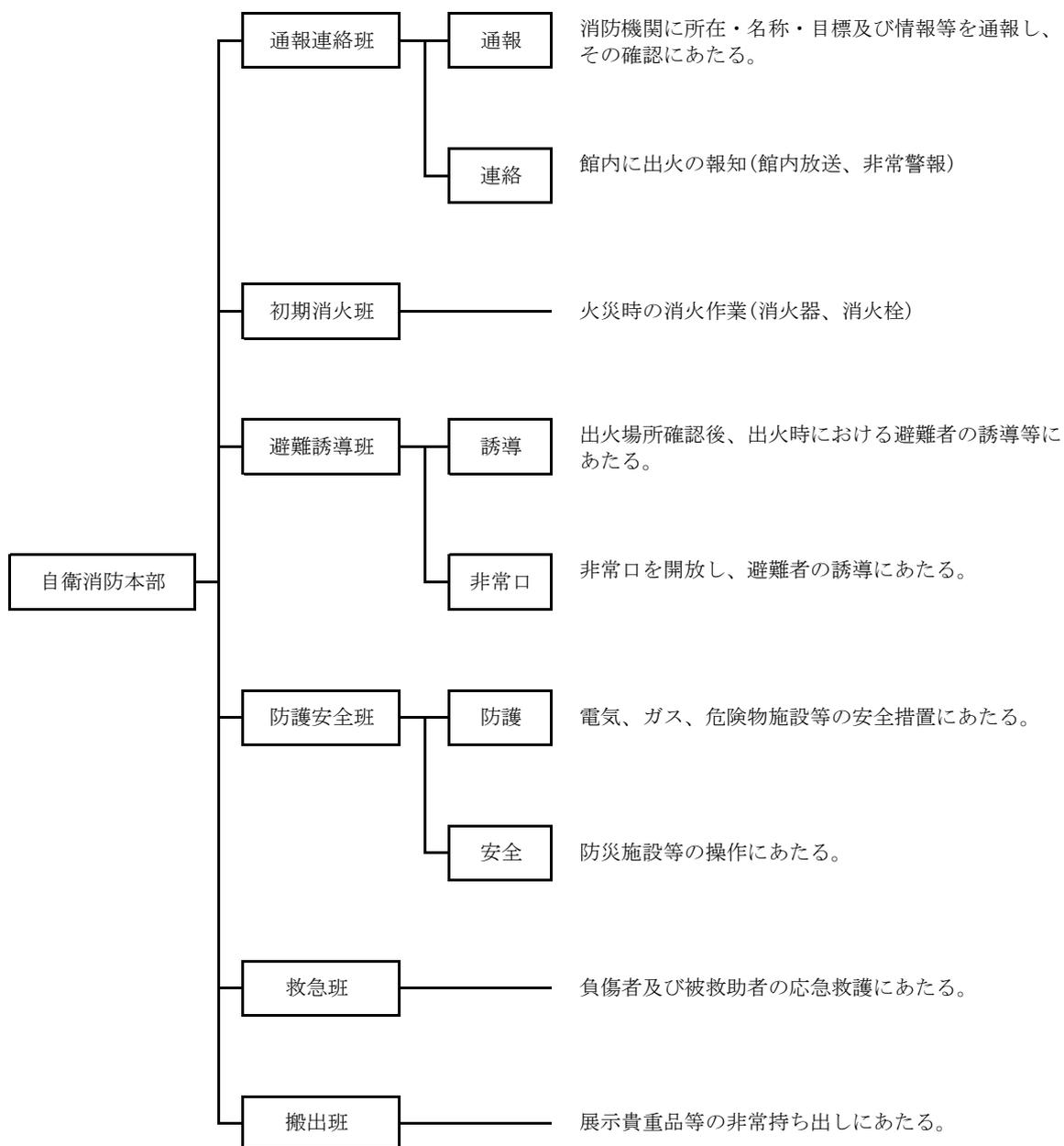
別表第3

（昼間）

5直2交替勤務

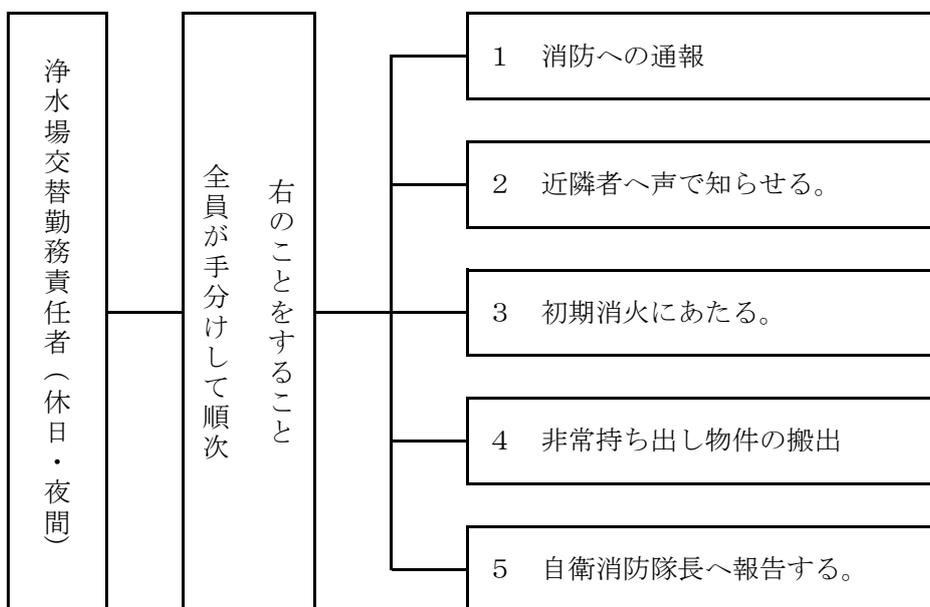


【自衛消防隊の任務】



【休日・夜間の自衛消防組織】

別表第5



【訓練実施計画】

別表第6

訓練種別	訓練内容	実施月
総合訓練	消火、通報及び避難誘導等を連携して行う	1月
部分訓練	消火訓練（屋内消火栓操法、消火活動に使用する設備、器具等の取扱及び放水等の訓練）	随時
	避難訓練	随時
	通報訓練	随時
	その他の訓練	随時

参考資料6 平成23年度所有者診断（現：耐震予備診断）

【歴史館（旧ポンプ室）】

1. 建造物の名称等

名称：高松市水道資料館歴史館（旧ポンプ室）	所在地：高松市鶴市町御殿 1360 番地
所有者等氏名：高松市上下水道局	所有者等住所： 香川県高松市番町一丁目 10 番 14 号

2. 項目別評価（事項別に評点の計を求める）

診断項目	評点	特記事項
（1）土地に係る事項		
ア 地域区分 3) II に該当する地域	5	
イ 災害歴被災状況を記入 1) 無い	15	
ウ 活断層 1) 無い	15	
エ 地盤 3) 非常に悪い	0	
オ 造成状況 2) 盛土地・不詳	10	
カ 周辺地形 2) 池沼に隣接	10	
計	【 55 】	
（2）構造特性に係る事項		
A 規模・形状に係る事項 ア 延べ面積 【 249.18 m ² 】 2) 100 m ² 以上 250 m ² 未満	20	
イ 軒高 【 4.7 m 】 2) 3m以上, 6m未満	20	
ウ 軒高／短辺長 【4.7m／6.5m】 2) 0.5 以上, 1 未満	20	
エ 建物の形状 2) 平面不整形	15	
計	【 75 】	
B 軸部構造に係る事項 ア 土壁の配置略平面図に壁配置記入 2) 土壁長が 1/5 未満の面がある	10	略平面図に壁配置記入
イ 柱の配置 3) 内部に柱がない	5	略平面図に壁配置記入
ウ 柱断面積計／床面積 【 m ² ／ m ² 】 3) 0.005 未満, 不詳	5	上記図面に主要柱断面寸法記入 ※大壁造のため未確認
エ 柱底部の一体性 1) 土台建	15	
オ 柱脚部の一体性 2) 貫または長押のいずれかを使用	5	
カ 天井 3) 竹木舞・漆喰・天井なし	5	

キ 礎石の大きさ 3) 柱周囲にほとんど余裕がない 0	
計 【 45 】	
C 屋根構造に係る事項	
ア 小屋組	
1) 洋小屋 25	
イ 屋根野地	
1) 板張, 屋中竹下地 25	
ウ 屋根葺材 【 棧瓦葺 】	
2) 檜皮葺・こけら葺・棧瓦葺(葺土なし) 20	
エ 軒面積/床面積 【302 m ² /249.18 m ² 】	
2) 1.2 以上, 1.4 未満 15	
計 【 85 】	
(3) 破損等の状況(構造的な健全性)に係る事項	
ア 不同沈下状況	沈下状況
2) 有り 15	※不陸調査結果を参照(図3-1)-2)
イ 主要構造材の腐朽・虫害被害部位	
1) 健全 25	
ウ 主要構造材の変形部位, 構造欠陥部位	
1) 健全 25	
エ 根本修理歴【根本修理: 年度】	既存補強内容
既存補強内容	※竣工以後100年未満
1) 根本修理後100年未満 25	
計 【 90 】	

3. 判定

イ B 軸部構造に係る事項が低い点数となっているが、これは、柱の位置及び寸法が明確でないことによるもので、今後、柱についての詳細な調査が行われた際には、評価が解るものと考えられる。その他の事項については、PR館同様に、地盤関連を除き健全を示す得点となっている。

4. 管理・活用方法の把握

(1) 管理・活用の現状の該当するものを()に記入する

A 管理体制
ア 常駐管理者(無し)
イ 定期的見回り(有り)
ウ 連絡体制の整備(有り)
B 維持管理
ア 定期点検の有無(無し)
C 防火管理
ア 植物性屋根の有無(無し)
イ 屋内火気使用の有無(無し)
ウ 可燃物保管状況(無し)
エ 初期消火設備(自立型)

<u>D 安全管理</u>	
ア	用途（居住，収納，業務用，公開，公共施設，その他）【 公開 】
イ	内部立ち入り状況（常時）（昼間のみ）
ウ	年間延べ入場者概数【平成 22 年度 1,254 人】
エ	使用方法（滞留型）
オ	屋外待避（容易）
カ	入場制限（無し）
キ	危険性明示（無し）
<u>E 環境保全等</u>	
ア	山林等の空地の有無（周囲 100m 以内）（有り）
イ	人家等密集状況（周囲 100m 以内）（有り）
ウ	隣接建造物等の有無（周囲 20m 以内）（有り）
エ	周囲への接近度（軒高と等距離以内）（無し）
オ	屋内重要財産の有無（無し）

（2）改善措置

<u>A 管理体制</u>	
常駐の専門管理者は配置されていないが、同一敷地内に現業の事務所があり、緊急時の対応は不可能ではない。更なる連絡体制の整備によって、より確実な管理が可能となるものと思われる。	
<u>B 維持管理</u>	
建物内部や敷地の清掃等は継続して実施されている。しかし、屋根や樋など高所の維持管理が不確実になっているものと思われる。近接樹木の剪定とともに、建物高所の維持管理が望まれる。 また、旧ポンプ室部が地下（地盤面よりも下）にあり、煉瓦壁に析出物が多数確認される。地下水の浸透が要因として想定されるため、何らかの処置が望まれる。	
<u>C 防火管理</u>	
建物周辺での火器使用禁止や禁煙措置、消火器具の配置の周知、確認。	
<u>D 安全管理</u>	
内部公開施設であり、地下への階段が 2 箇所設置されているが、管理上、現在は 1 箇所のみが使用可能となっている。避難時の想定からは、2 箇所の常用が望ましい。	
<u>E 環境保全等</u>	
建物に近辺には桜の高木が存在する。景観的には重要な樹木ではあるが、建造物維持の観点からは、落ち葉や小枝が樋を塞ぎ、雨水排水の障害となっている。剪定についての検討が必要。	

【PR館（旧事務所）】

1. 建造物の名称等

名称：高松市水道資料館 PR館（旧事務所）	所在地：高松市鶴市町御殿 1360 番地
所有者等氏名：高松市上下水道局	所有者等住所： 香川県高松市番町一丁目 10 番 14 号

2. 項目別評価（事項別に評点の計を求める）

診断項目	評点	特記事項
（1）土地に係る事項		
ア 地域区分 3) IIに該当する地域	5	
イ 災害歴被災状況を記入 1) 無い	15	
ウ 活断層 1) 無い	15	
エ 地盤 3) 非常に悪い	0	
オ 造成状況 2) 盛土地・不詳	10	
カ 周辺地形 2) 池沼に隣接	10	
計	【 55 】	
（2）構造特性に係る事項		
A 規模・形状に係る事項		
ア 延べ面積 2) 100 m ² 以上 250 m ² 未満	【 144.54 m ² 】 20	
イ 軒高 2) 3m以上, 6m未満	【 4.9 m 】 20	
ウ 軒高／短辺長 2) 0.5 以上, 1 未満	【4.9m／5.0m】 20	
エ 建物の形状 2) 平面不整形	15	
計	【 75 】	

B 軸部構造に係る事項		略平面図に壁配置記入
ア 土壁の配置略平面図に壁配置記入 1) 四面とも土壁長が1/5 以上	20	
イ 柱の配置 3) 内部に柱がない	5	略平面図に壁配置記入
ウ 柱断面積計／床面積 【m ² ／m ² 】 3) 0.005 未満, 不詳	5	上記図面に主要柱断面寸法記入 ※大壁造のため未確認
エ 柱底部の一体性 1) 土台建	15	
オ 柱脚部の一体性 2) 貫または長押のいずれかを使用	5	

カ 天井		
1) 大引・根太・組入天井	15	
キ 礎石の大きさ		
3) 柱周囲にほとんど余裕がない	0	
計	【 65 】	
C 屋根構造に係る事項		
ア 小屋組		
2) 和小屋	20	
イ 屋根野地		
1) 板張, 屋中竹下地	25	
ウ 屋根葺材 【 棧瓦葺 】		
2) 檜皮葺・こけら葺・棧瓦葺(葺土なし)	20	
エ 軒面積/床面積 【166 m ² /144.54 m ² 】		
1) 1.2 未満	25	
計	【 90 】	
(3) 破損等の状況（構造的な健全性）に係る事項		
ア 不同沈下状況		沈下状況
2) 有り	15	※不陸調査結果を参照（図 3-1）-1)
イ 主要構造材の腐朽・虫害被害部位		被害部位
2) 一部被害	15	
ウ 主要構造材の変形部位, 構造欠陥部位		
1) 健全	25	
エ 根本修理歴【根本修理： 年度】		既存補強内容
既存補強内容		※竣工以後 100 年未満
1) 根本修理後 100 年未満	25	
計	【 80 】	

3. 判定

ア	地盤関係の項目を除き、建造物としては各項 60 以上であり、建造物としては健全であるものと考えられる。柱についての詳細情報が得られていないが、最も厳しい考え方で、軸部に係る事項も 60 を超えている。
---	--

4. 管理・活用方法の把握

(1) 管理・活用の現状の該当するものを () に記入する

A 管理体制
ア 常駐管理者 (無し)
イ 定期的見回り (有り)
ウ 連絡体制の整備 (有り)
B 維持管理
ア 定期点検の有無 (無し)
C 防火管理
ア 植物性屋根の有無 (無し)
イ 屋内火気使用の有無 (無し)
ウ 可燃物保管状況 (無し)

エ	初期消火設備（自立型）
D	安全管理
ア	用途（居住，収納，業務用，公開，公共施設，その他）【 公開 】
イ	内部立ち入り状況（常時）（昼間のみ）
ウ	年間延べ入場者概数【平成 22 年度 1,254 人】
エ	使用方法（滞留型）
オ	屋外待避（容易）
カ	入場制限（無し）
キ	危険性明示（無し）
E	環境保全等
ア	山林等の空地の有無（周囲 100m 以内）（有り）
イ	人家等密集状況（周囲 100m 以内）（有り）
ウ	隣接建造物等の有無（周囲 20m 以内）（有り）
エ	周囲への接近度（軒高と等距離以内）（少数）
オ	屋内重要財産の有無（無し）

（2）改善措置

A	管理体制 常駐の専門管理者は配置されていないが、同一敷地内に現業の事務所があり、緊急時の対応は不可能ではない。更なる連絡体制の整備によって、より確実な管理が可能となるものと思われる。
B	維持管理 建物内部や敷地の清掃等は継続して実施されている。しかし、屋根や樋、蜂の巣など高所の維持管理が不確実になっているものと思われる。近接樹木（桜）の剪定とともに、建物高所の維持管理が望まれる。
C	防火管理 建物周辺での火器使用禁止や禁煙措置、消火器具の配置の周知、確認。
D	安全管理 内部公開施設であるが PR 館については、特に危険性は少ない。
E	環境保全等 建物に隣接して、桜の高木が存在する。景観的には重要な樹木ではあるが、建造物維持の観点からは、落ち葉や小枝が樋を塞ぎ、雨水排水の障害となっている。剪定についての検討が必要。

【資料保管庫（旧倉庫）】

1. 建造物の名称等

名称:高松市水道資料館資料保管庫(旧倉庫)	所在地:高松市鶴市町御殿 1360 番地
所有者等氏名:高松市上下水道局	所有者等住所: 香川県高松市番町一丁目 10 番 14 号

2. 項目別評価（事項別に評点の計を求める）

診断項目	評点	特記事項
(1) 土地に係る事項		
ア 地域区分 3) IIに該当する地域	5	
イ 災害歴被災状況を記入 1) 無い	15	
ウ 活断層 1) 無い	15	
エ 地盤 3) 非常に悪い	0	
オ 造成状況 2) 盛土地・不詳	10	
カ 周辺地形 2) 池沼に隣接	10	
計	【 55 】	
(2) 構造特性に係る事項		
A 規模・形状に係る事項		
ア 延べ面積 【 81.58 m²】 2) 100 m ² 以上 250 m ² 未満	20	
イ 軒高 【 4.3 m】 2) 3m以上, 6m未満	20	
ウ 軒高/短辺長 【4.3m/5.55m】 2) 0.5 以上, 1 未満	20	
エ 建物の形状 1) 平面・立面とも整形	25	
計	【 85 】	
B 軸部構造に係る事項		
ア 土壁の配置略平面図に壁配置記入 1) 四面とも土壁長が 1/5 以上	20	略平面図に壁配置記入
イ 柱の配置 3) 内部に柱がない	5	略平面図に壁配置記入
ウ 柱断面積計/床面積 【 m²/ m²】 3) 0.005 未満, 不詳	5	上記図面に主要柱断面寸法記入 ※大壁造のため未確認
エ 柱底部の一体性 1) 土台建	15	
オ 柱脚部の一体性 2) 貫または長押のいずれかを使用	5	
カ 天井 3) 竹木舞・漆喰・天井なし	5	

キ 礎石の大きさ		
3) 柱周囲にほとんど余裕がない	0	
計	【 55 】	
C 屋根構造に係る事項		
ア 小屋組		
2) 和小屋	20	
イ 屋根野地		
1) 板張, 屋中竹下地	25	
ウ 屋根葺材 【 セメント瓦葺 】		
2) 檜皮葺・こけら葺・棧瓦葺(葺土なし)	20	
エ 軒面積/床面積 【116 m ² / 81.54 m ² 】		
3) 1.4 以上	5	
計	【 70 】	
(3) 破損等の状況 (構造的な健全性) に係る事項		
ア 不同沈下状況		沈下状況
2) 有り	15	※不陸調査結果を参照 (図 3-1) -3)
イ 主要構造材の腐朽・虫害被害部位		
2) 一部被害	15	
ウ 主要構造材の変形部位, 構造欠陥部位		
1) 健全	25	
エ 根本修理歴【根本修理: 年度】		既存補強内容
既存補強内容		※竣工以後 100 年未満
1) 根本修理後 100 年未満	25	
計	【 80 】	

3. 判定

イ
B 軸部構造に係る事項が低い点数となっているが、これは、柱の位置及び寸法が明確でないことによるもので、今後、柱についての詳細な調査が行われた際には、評価が解るものと考えられる。その他の事項については、PR 館同様に、地盤関連を除き健全を示す得点となっている。

4. 管理・活用方法の把握

(1) 管理・活用の現状の該当するものを () に記入する

A 管理体制
ア 常駐管理者 (無し)
イ 定期的見回り (有り)
ウ 連絡体制の整備 (有り)
B 維持管理
ア 定期点検の有無 (無し)
C 防火管理
ア 植物性屋根の有無 (無し)
イ 屋内火気使用の有無 (無し)
ウ 可燃物保管状況 (無し)
エ 初期消火設備 (無し)

<u>D 安全管理</u>	
ア	用途（居住，収納，業務用，公開，公共施設，その他）【 収納 】
イ	内部立ち入り状況（常時）（昼間のみ）
ウ	年間延べ入場者概数【平成 22 年度 1,254 人】
エ	使用方法（通過型）
オ	屋外待避（容易）
カ	入場制限（全面）
キ	危険性明示（無し）
<u>E 環境保全等</u>	
ア	山林等の空地の有無（周囲 100m以内）（有り）
イ	人家等密集状況（周囲 100m以内）（有り）
ウ	隣接建造物等の有無（周囲 20m以内）（有り）
エ	周囲への接近度（軒高と等距離以内）（少数）
オ	屋内重要財産の有無（無し）

（２）改善措置

<u>A 管理体制</u>	
常駐の専門管理者は配置されていないが、同一敷地内に現業の事務所があり、緊急時の対応は不可能ではない。更なる連絡体制の整備によって、より確実な管理が可能となるものと思われる。	
<u>B 維持管理</u>	
建物は、倉庫として使用されている。内部の整理等は使用頻度によって自然になされるものと思われるが、外部の清掃等はあまり気にされていないようではない。また、屋根や樋、蜂の巣など高所の維持管理が不確実になっているものと思われる。近接樹木（桜）の剪定とともに、建物高所の維持管理が望まれる。 倉庫という機能上からは、窓のゆがみが問題になる。隙間ができているため、雨水の吹込みや昆虫などの生物が内部に侵入しやすい状態である。改善が必要。	
<u>C 防火管理</u>	
建物周辺での火器使用禁止や禁煙措置、消火器具の配置の周知、確認。	
<u>D 安全管理</u>	
非公開の建物であるため特に危険性は少ない。ただし、PR館とは隣接し、同一敷地内に存在するため、来訪者が公開施設と間違える可能性がある。倉庫である旨の表示が必要。	
<u>E 環境保全等</u>	
建物に隣接して、桜の高木が存在する。景観的には重要な樹木ではあるが、建造物維持の観点からは、落ち葉や小枝が樋を塞ぎ、雨水排水の障害となっている。剪定についての検討が必要。	

参考資料7 高松市景観計画抜粋（平成24年策定）

田園居住景観ゾーン

項目		景観形成基準									
建築物	配置・規模	<p>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p> <p>□背景となる山や樹林地との調和に配慮した配置、規模とする。</p> <p>□広がりのある田園景観との調和に配慮したゆとりある配置とする。</p>									
	形態・意匠	<p>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</p> <p>□ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</p> <p>□勾配のある屋根とするなど、背景の山や樹林地との調和に配慮した形態、意匠とする。</p> <p>□広がりのある田園景観との調和に配慮し、奇抜な形態、意匠は避け、落ち着いた外観とする。</p>									
	色彩	<p>□外観（外壁および屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</p> <p>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</p> <p>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</p> <p>□アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</p> <p>□外観（外壁および屋根）の色彩は、周囲の田園景観や樹林地の緑との調和に配慮し、落ち着いたものとする。</p> <p>□外観（外壁および屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）</p> <table border="1" data-bbox="497 1644 1339 1774"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y, YR, R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	Y, YR, R	4以下	—	その他	2以下	—
	色相	彩度	明度								
Y, YR, R	4以下	—									
その他	2以下	—									
素材・材料	<p>□外観（外壁および屋根）に使用する素材および材料は、周囲の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観（外壁および屋根）に使用する素材および材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>										

項目		景観形成基準
建築物	附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上または塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
	附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
	外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>
工作物	配置・規模	<p>□周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p>
	形態・意匠	<p>□周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。</p> <p>□周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。</p>

項目		景観形成基準
工 作 物	色彩	□全体として統一感のある色彩とし、建築物の色彩基準に適合したものとす る。
	素材	□外観に使用する素材および材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢の あるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。 □外観に使用する素材および材料は、長期間にわたり良好な外観が維持でき るよう、耐久性に優れたものの使用に努める。
	屋外広 告物	□地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とし たデザインは避ける。 □掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設 置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。 □屋上広告物の設置は、建築物とのバランスに配慮し、過度に目立つことは 避ける。 □建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はでき る限り避ける。 □LEDやネオン管等の発光型サインを設置する場合は、周囲の景観と調和 した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用 はできる限り避ける。
開 発 行 為	□開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周辺に圧迫感を与えない よう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置によ り、周囲との調和に努める。 □既存の樹林地はできる限り保全・活用する。 □地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した 造成に努める。 □擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう 配慮する。	

参考資料 8 上位計画等概要

期間	計画名称	概要
H9-27年	高松市都市計画マスタープラン	「高松市第5次総合計画」、「高松広域都市計画区域マスタープラン」との整合性を図りつつ、都市機能の整備を行うもの。特定用途等の制限を受ける。
H11年策定	高松市環境基本計画 (H8年高松市環境基本条例制定)	土と水と緑を大切にする環境共生都市を目指すもの。H20-27年を対象に5つの基本目標を設定。この中で、うるおいとやすらぎのある都市環境を創造するため「景観及び歴史文化の保全」が推進されている。
H19年策定	新高松文化芸術振興ビジョン	H25年に高松市文化芸術振興条例を制定したほか、高松市の文化芸術の振興に関する施策を推進するため「文化芸術振興計画」を策定中。過去を尊び未来へ継承すると同時に、多様な文化芸術を享受することを目的とした枠組も基本方針に含まれる。
H20-27年	高松市第5次総合計画	まちづくりの6つの目標をかかげ、施策を展開している。心豊かな人と文化を育む町の実現に向けた施策を打ち出して、文化財の保存と活用に根ざした文化芸術の創造と振興を推進している。
H23-27年	せとうち田園都市香川創造プラン	田園都市としての魅力を高め、長期的な人口増加をめざした県政運営の基本方針。地域の有形・無形の文化財を県民共有の貴重な文化遺産として継承するため、国・県指定文化財の保存・整備・継承を推進している。
H24年策定	高松市景観計画	「美しいまちづくり条例」に基づく、景観形成の指針として定められたもの。「一般区域」の田園居住景観ゾーンでは、自然と調和する居住地景観の形成が図られている。配置・規模、形態・意匠、色彩、素材・材料等に規制を受ける。
H24年策定	高松広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (高松広域都市計画区域マスタープラン)	平成32年を目標として「せとうち田園都市香川創造プラン」との整合性を図りつつ、都市づくりの基本方針を定めたもの。歴史的、又は文化的な価値を有する建築物等を観光資源として生かし、賑わいのある地域づくりを推進している。
H25年策定	高松市創造都市推進ビジョン	公共部門に登録されている有形無形の文化財の数と保存活用状態を見直し、自然や歴史、生活と結びついた「芸術指数」が高いまちを将来像の一環として目指すもの。高松市をはじめ国内22都市が「創造都市ネットワーク日本」に参加している。
H25-29年	香川県文化芸術振興計画	「さぬき映画祭」及び「瀬戸内国際芸術祭」を始めとして、歴史的建造物・現代建築等を活用した町づくり型観光やアートツーリズムを通じた地域振興を図っている。特色ある文化芸術を生かした地域づくりを目指すうえで、文化遺産の保存・継承・防災対策等を推進している。

登録有形文化財

高松市水道資料館歴史館（旧ポンプ室）
及びPR館（旧事務室）保存活用計画

発行日	平成27年3月
発行	高松市 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
編集	高松市上下水道局 〒760-8514 香川県高松市番町一丁目10番14号
策定支援	株式会社 文化財保存計画協会 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-5-5 岩波書店一ツ橋ビル